

厚生労働行政推進調査事業費補助金

政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業）

働き方の変化に対応した今後の遺族年金制度のあり方に
関する調査研究

平成 28 年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 百瀬 優

平成 29 (2017) 年 5 月

研究者一覧

研究代表者

百瀬 優 (流通経済大学経済学部 准教授)

研究分担者

秋朝 礼恵 (高崎経済大学経済学部 准教授)

嵩 さやか (東北大学大学院法学研究科 教授)

丸谷 浩介 (九州大学法学研究院 准教授)

丸山 桂 (成蹊大学経済学部 教授)

渡邊 紗子 (筑波大学ビジネスサイエンス系 准教授)

姓 50 音順

所属は 2017 年 5 月末現在

目 次

I. 総括研究報告・分担研究報告 4 頁

総括研究報告書 5 頁

分担研究報告書 10 頁

II. 報告書 25 頁

第 1 章 イギリスの遺族給付 26 頁

丸谷 浩介

第 2 章 スウェーデンの遺族年金制度について 56 頁

秋朝 礼恵

第 3 章 フランスの遺族年金制度 81 頁

嵩 さやか

第 4 章 ドイツにおける遺族年金制度 104 頁

渡邊 絹子

第 5 章 アメリカの遺族年金制度 121 頁

丸山 桂

第 6 章 遺族年金受給世帯の経済状況と税・社会保険料負担 158 頁

丸山 桂

補 章 厚生労働省「年金制度基礎調査（遺族年金受給者実態調査）平成 27 年」

から見る遺族年金受給者の特徴 178 頁

百瀬 優

終 章 今後の遺族年金のあり方に関する論点整理 194 頁

百瀬 優

III. 研究成果の刊行・報告に関する一覧表 258 頁

I . 總括研究報告・ 分担研究報告

厚生労働行政推進調査事業費補助金（政策科学推進研究事業）
「働き方の変化に対応した今後の遺族年金制度のあり方に関する調査研究」
総括研究報告書

研究代表者 百瀬 優（流通経済大学経済学部 准教授）

研究分担者

秋朝 礼恵（高崎経済大学経済学部 准教授）

嵩さやか（東北大学大学院法学研究科 教授）

丸谷 浩介（九州大学法学研究院 准教授）

丸山 桂（成蹊大学経済学部 教授）

渡邊 絹子（筑波大学ビジネスサイエンス系 准教授）

A. 研究目的

日本の遺族年金は、男性正社員が主たる家計の担い手であるとの考え方を色濃く残した制度設計となっている。一方で、女性の労働参加も進み、今後、男女がともに就労することが一般化していくことが想定されており、遺族年金についても、社会実態にあった所得保障の仕組みを見直すことが必要となる。

実際に、2004年改正以降、若年期の妻に対する遺族厚生年金の見直し、遺族基礎年金の対象者の父子家庭への拡大などが行われてきたが、現存する就労環境の男女差や約600万人の受給者の存在などを考慮すれば、今後もこうした方向での改正をどこまで、どの程度のスピードで進めるべきか否かは慎重な検討を要する。

その検討に際しては、日本の遺族年金の現状分析とあわせて、諸外国との比較研究が求められる。諸外国の制度を調査研究することによって、日本の制度の特徴や課題がより明確化されるだけでなく、今後の見直しの方向性やその影響を見通すうえで、女性の就業率向上に対応した改革を行ってきた諸外国の事例が大いに参考になると考えられる。

以上を背景として、本研究の目的は、有識者ヒアリングや受給者実態調査の二次分析などをもとに、日本の遺族年金の現状や課題を把握すること、諸外国の遺族年金について、文献研究と現地調査をもとに、その制度の基本理念や設計内容、制度の歴史や改革動向、制度が抱える問題点などを明らかにすることである。これらの成果を踏まえて、日本の遺族年金について、諸外国の制度との比較、現行制度の歴史的経緯や根拠の検証、今後の見直しに向けた論点整理を行うことも目的とする。

B. 研究方法

本研究では、研究グループ全員が参加する研究会を2016年6月に開催し、厚生労働省年金局職員、社会保障審議会年金部会委員、社会保険労務士などに聞き取り調査を行った。それを通じて、現行制度の課題、例えば、制度設計上、見直しが求められている点などを整理した。その成果は、海外調査を行う場合の調査項目表にも反映させている。

また、研究分担者（丸山桂、丸谷浩介、秋朝礼恵、渡邊絹子、嵩さやか）は、アメリカ、イ

ギリス、スウェーデン、ドイツ、フランスの遺族年金に関する文献・資料等を収集し、各国の遺族年金の①制度体系、②給付対象、③支給要件と支給期間、④給付設計と給付水準、⑤所得制限、⑥老齢年金との役割分担などの基本的事項を確認した。あわせて、遺族年金については老齢年金に比べて文献が少ないとこと、また最新の情報や文献にはなりにくい政策担当者からの知見を得る必要があることから、現地調査も実施し、調査対象各国について、制度設計の詳細、その背後にある考え方や歴史的経緯の把握に努めた。各国で行われている遺族年金の改革については、その背景や移行方法、改革が及ぼす影響、現地での評価などを詳しく調査した。

研究代表者（百瀬優）は、分担研究者の研究報告（2016年11月および翌年3月に研究会を実施）、女性の年金や女性の労働問題に詳しい研究者へのヒアリング、厚生労働省「年金制度基礎調査（遺族年金受給者実態調査）」の二次分析、日本の遺族年金に関する先行研究、厚生省（厚労省）資料や国會議事録などをもとに、日本の制度の歴史的経緯、現状と課題、今後のあり方について検討し、研究全体のとりまとめを行った。なお、遺族年金の課税については、研究分担者（丸山桂）が、実態調査をもとにした研究を実施した。

C. 研究結果 および D. 考察

本研究により、調査対象各国の遺族年金の理念や特徴、改革動向などを明確にすることができた。詳細は、第II部の各章を参照されたい。

各国の遺族年金の制度内容は、様々であるが、その給付の性格は、①遺族の生活変化に対する一時的支援、②現役期遺族や遺児に対する中長期的な所得保障、③老齢年金の代替・補足（高齢遺族の所得保障）、④死亡した者が獲得した年

金受給権の遺族への継承の4つに整理することができた。国によって、重視される性格には濃淡があり、それによって、制度内容の大枠は異なっている。イギリスの遺族年金のように性格①に特化した国もあるが、それ以外の国の遺族年金は複数の性格をあわせもっている。

また、調査対象各国では、女性の就業の変化に合わせて、①支給要件の男女差の解消、②遺族年金の有期化、③老後の所得保障としての遺族年金の見直しが進められていることも確認できた。①については、女性の就業の変化だけでなく、男女平等の理念の影響が大きいこと、遺族の男女間差別だけではなく、拠出を行った女性労働者への差別という観点もあることなどが指摘できる。②と③については、イギリスやスウェーデンのように制度を大きく改革した国もあれば、そうではない国もあり、各国政府による遺族の就労促進の重視度、遺族配偶者の再就職の可能性、遺族が利用できる他の制度のあり方などによって、その見直しの程度が異なることも指摘できる。

調査対象国と日本の制度の比較については、①支給対象となる遺族の範囲、②遺族配偶者の要件、③支給要件の男女差、④子のいない遺族配偶者の取り扱い、⑤子のいる遺族配偶者の取り扱い（および遺児の取り扱い）、⑥再婚の取り扱い、⑦専業主婦（主夫）が死亡した場合の取り扱い、⑧生計維持要件と所得要件（所得調査）、⑨高齢遺族に対する遺族年金の9項目にわたって実施した。同時に、日本の現行制度の歴史的経緯や根拠の検証、日本の遺族年金受給者の実態なども踏まえて、項目ごとに、日本の制度を見直すことの是非や見直しにあたっての留意点などを整理した。詳細は、第II部の補章および終章を参照されたい。

E. 結論

本研究の結論は多岐にわたるが、主なものを記すと以下の通りである。

比較の視点で見た場合、遺族厚生年金において、死亡した被保険者の配偶者や子だけでなく、父母や祖父母も支給対象とすることが、日本の制度の特徴の一つである。この点については、日本では、扶養義務の強さや同居率の高さから、父母等であっても、被保険者死亡による扶養の喪失の影響が大きく、それとのバランスで、父母等に遺族厚生年金を支給する根拠は残るという整理をすることもできる。その一方で、国民皆年金体制の定着などを考慮した場合は、死亡した被保険者の父母等に対してまで遺族厚生年金を支給する必要性は乏しく、父母等が貧困状態に陥るリスクには、遺族年金以外の制度で対応すべきという整理もできる。

調査対象国すべてで遺族年金の男女差が解消されている。遺族厚生年金において男女差が残ることも日本の制度の特徴である。この点については、女性の労働力率や女性のフルタイム労働者の賃金水準の上昇にあわせて、日本でも、男女差を解消すべきという整理をすることができる。男女差が女性の保険料拠出者に与える不利益の解消という視点もそれを補強する。その一方で、日本では、女性の非正規労働の割合、非正規と正規の賃金格差、遺族年金受給者の現在の就労状況を踏まえれば、男女で異なる支給要件をどちらかの支給要件に揃えるといういう単純な解消方法を取った場合、寡夫に過剰給付となる可能性や寡婦で生活困窮に陥る者が増加する可能性が高いことに留意する必要がある。

調査対象国の遺族年金では、子のいない遺族配偶者は、未婚者との衡平上の理由、移行期間があれば就労可能との判断、受給者の就労促進の観点などから、有期給付の対象となることが

多い。日本でも、生涯未婚率の上昇、労働市場の男女差の縮小傾向、子の有無別の遺族年金受給者の就労状況などを踏まえて、子のいない寡婦には、必ずしも無期給付の必要性は乏しいという整理をすることもできる。その一方で、子のいない寡婦であっても、夫死亡時に無職や臨時・パートで働いている者が多く、その場合、(再)就職が必ずしも容易とは言えず、また、遺族年金受給後に就労していても、低賃金となる傾向がある。それゆえ、子のいない寡婦に対する給付を有期化すれば、日本では特に、貧困状態に陥る寡婦の増加が予想される。調査対象国でも同様の事態が生じているが、公的扶助の捕捉率を考慮した場合、日本ではさらに問題が深刻化する恐れもある。これらの点を重く見る場合は、子のいない寡婦に対する無期給付の意義はまだ残るという整理をすることもできる。ただし、その場合でも、中高年齢寡婦加算については、国際的に見た場合の給付水準の高さや遺族年金を受給する寡婦の年齢別就労実態などを踏まえて、そのあり方の再検討が求められる。

子のいない遺族配偶者に対しては給付が短期間となっている調査対象国においても、子のいる遺族配偶者あるいは遺児に対しては、少なくとも遺児が18歳になるまでは、年金給付を継続することが多い。日本でも、子のいる遺族配偶者については、就労制約や養育費負担を考慮して、今後とも、中長期的な所得保障の対象とすべきと整理できる。特に、現段階でも、遺族基礎年金を受給する妻（子のいる寡婦）の経済状況は、子のいない寡婦や子のいる寡夫に比べて悪い。仮に、女性の就業の増加にあわせて、遺族年金を給付制限的な方向で見直すことになった場合でも、子のいる寡婦に対する給付については、その見直しの対象から外すべきと考えられる。また、養育する子の人数が3人以上と

なった場合に、就労状況や経済状況が特に悪化することが確認できるため、現行の第3子以降の加算方法については、その妥当性の再検証が求められる。

受給権発生要件として、生計維持要件を用いることも日本の制度の特徴となっている。調査対象国では、十分な所得のある遺族に対する給付の調整は、受給者の所得額に応じた年金額の減額で行っている。日本の現在の生計維持要件のもとでは、遺族本人の労働収入や財産収入等で平均以上の生活水準を確保できる場合であっても、それに加えて遺族年金が減額無しで支給される。特に、65歳未満の男性受給者では、そうしたケースが少なくないことが確認されており、本人所得の高い遺族に対する給付のあり方が問われている。ただし、現在の生計維持要件の基準額を下げることは弊害が大きいため、遺族に対する所得保障の必要性を生計維持要件で判断する方法を維持するのであれば、その基準額は高めに設定せざるを得ない。そのため、もし、今後、遺族年金の男性受給権者が増えていくのであれば、その動きと生計維持要件の存置は適合しない可能性がある。その一方で、生計維持要件の代わりに所得調査を入れて対応する方法については、行政コストの大きさ、対象となる所得の範囲の設定、調査のタイミングと回数など実務的な課題が大きくなっている。

高齢遺族に対する遺族年金は調査対象国内での違いが大きいポイントの一つとなっている。スウェーデンのように、労働市場の男女差が特に縮小しており、さらに公的年金に最低保証年金などが設けられている場合は、遺族年金が老齢年金を代替する必要性は小さく、高齢遺族を遺族年金の支給対象外とすることも可能である。ただし、日本では、被用者保険にカバーされていない者が多く、女性雇用者の老齢厚生年金の

水準も、男性の半分にとどまる。女性の就業率が高まっているとはいえ、引き続き、女性の高齢遺族に対して、遺族厚生年金による老後所得保障を行うことの必要性が残る。その一方で、女性で老齢厚生年金を受け取る者が増加しているが、現行制度のもとで、夫の死亡後に受け取る年金に関して、片働き世帯に比べて、共働き世帯が不利となる状況も生じている。それゆえに、遺族厚生年金と老齢厚生年金の調整方法をさらに見直すことを検討する余地がある。例えば、片働き世帯と共働き世帯の負担と給付を均衡させる方法として、夫婦の老齢厚生年金の合計額の60%を夫死亡後に妻が受け取る報酬比例部分の年金額の基準として、その金額と妻の老齢厚生年金の差額を遺族厚生年金として支給する方法がある。それ以外の方法も考えられるが、いずれの調整方法を取った場合でも、現行調整方法と同様の問題が残ったり、あるいは、新たな問題が生じたりすることが予想され、高齢遺族に対する遺族年金のあり方については、老齢年金との調整方法だけでなく、給付水準と課税方法も含めて、時間をかけて検討していく必要があると思われる。

その他にも、①遺族配偶者の要件や再婚の取り扱いについては、調査対象国と日本の制度の違いが大きいものの、現時点では、現行制度を見直す必要性は認められないと思われること、②専業主婦（主夫）が死亡した場合の取り扱いについては、第3号被保険者の死亡も給付対象とすること自体を見直す必要性は乏しいものの、所得の高い寡夫に対する遺族基礎年金の支給を調整することの検討が求められることなどを指摘した。

G. 研究発表

1. 論文発表

- ・百瀬優(2017)「遺族年金の性格と今後のあり方」『週刊社会保障』No.2924、40-45頁。

2. 学会発表

- ・該当なし

※ 研究分担者の研究発表については、分担研究報告書に記載。

H. 知的財産権の取得状況

該当なし

厚生労働行政推進調査事業費補助金（政策科学推進研究事業）
「働き方の変化に対応した今後の遺族年金制度のあり方に関する調査研究」
分担研究報告書

「イギリスの遺族給付制度」
研究分担者 丸谷 浩介（九州大学法学研究院准教授）

研究要旨

イギリスにおける遺族給付制度は、1925 年の寡婦給付・寡婦年金・寡婦母親手当によって始まっている。当初の給付目的は男性配偶者の死亡により遺族となった寡婦に対し、①夫の死亡により生じる直接の一時的なニードに対応する給付、②主として生計を維持していた労働者たる夫の死亡により、就労していない妻と子に対する生活保障を目的としているものであった。このような制度構成は夫が働き、妻が家庭を守る性別役割分業に根差していたものであった。支給対象としての妻と死亡者たる夫との間は同性の法律婚でなければならなかったが、20 世紀末頃から EU 法との関係で支給対象者として妻が死亡した夫に拡大され、法の整備により同性婚も対象となった。しかし事実婚については証明の問題から対象とならなかった。さらに労働市場の変容により女性の就労率を高める政策が採られ、実際に女性の就労率も高まる中で老齢年金が個人単位化されてきた。遺族給付制度もこれに応じて上記②の性格が消失し、①の性格に応じた制度改革がなされた。2014 年改正（2017 年施行）では、配偶者の死亡時に一時金が支払われて死亡から直接に生じるニードへ対応することと、配偶者の死亡から 18箇月以内に就労生活を軌道に乗せるための給付へと変更された。このように遺族給付制度を有期給付とすることで、稼働能力者が可能な限り働くことを中核とする制度へと移行することになっている。

A. 研究目的

遺族給付制度（遺族年金制度）は、社会保障法の中でも法の下の平等と現実の社会生活実態（家庭生活・就労生活）とのズレをいかに埋めるべきかという論点が常に問われ続ける。イギリスでは男女や法律婚、就労との関係といった事象が、遺族給付制度にどのような影響を及ぼしているのかを検討する。これを受けてわが国の今後進むべき道筋について論点を提示することを目的としている。

上記の研究目的のため、①イギリスにおける遺族給付制度を整理するために文献資料を収集し、その全体像と特徴を明らかにする。②特に 2014 年改正（2017 年施行）は研究期間中に未確定な部分も多く、施行直前まで議論している状況にあるので、関係当事者からのインタビューを受けて議論の整理を行う、③日本で議論されつつある遺族年金制度の男女間格差について、日本の議論状況を整理するとともに、イギリスの経験について検討を加える。

B. 研究方法

C. 研究結果

2014年改正（2017年施行）は、配偶者死亡から生じる直接のニードと生活再建期の所得維持のための給付となった。

このような制度改革を必要としたのは、①制度そのものが複雑であること、②他制度との関係がわかりにくく、重複する場合もあること、③女性の就労環境が整備された結果、配偶者が死亡しても働くことが重要視された結果である。

これを可能にしたのは、①遺族給付以外にも利用可能な社会保障制度があることから、必ずしも遺族の生活が遺族給付を中心に構成されていたわけではないこと、②とりわけ生計維持者の死亡により、働くことができない遺族に関しては公的扶助制度が機能してきた歴史があること、③そもそも遺族給付制度は受給者の老齢年金支給開始年齢までしか支給対象となっていなかつたことから、主として夫に先立たれた妻の所得保障としては機能していなかった歴史があること、等の理由がある。

他方で、現実的には①女性の就労率が高まっているとしても非正規雇用で生計を維持しうるに足りる賃金を受けることはまれであり、遺族給付の必要性は消滅していない、②遺族となつた者の就労環境は千差万別であり、一律に一定期間で所得保障を打ち切るのは乱暴にすぎず、③一時金の使途は年々高騰する葬祭費用に対応するものであるから、その利益を受けるのは葬祭業者に過ぎない、という批判があった。

しかしこの改正は制度を小さくして構造を単純化したため、①再婚時に失権しないことから再婚促進効果を持つ、②公的扶助制度（ユニバーサル・クレジット）や給付キャップ制との関係では所得認定されないことから、他の社会保障給付に影響を受けずに給付の目的が実現できる、メリットを強調することができる。

D. 考察

イギリスの制度改革を可能にしたのは就労環境の変化のほか、他の社会保障制度が補完的に機能する余地があることを看過することはできない。男女間格差についてはEU法の影響という、いわば外圧がなければ実現したかどうか不明である。なぜならば、法律婚主義をめぐって改正議論が古くから続いているのであるが、それが未だ成立していないことからも示される。このように、平等をめぐる理論的问题と、遺族の生活保障という就労実態（それは平等とは異なる次元で存在している）を反映した生活上のニードに給付を行うこととの間には、常に緊張関係を伴っているものということができる。就労環境を整備しようとしている段階であって、仮に同一労働同一賃金が成立したとしても男女間の賃金格差（就労期間を含む）や老齢年金の現実的な機能がすぐに男女間で同一になるものとは言いたい。そうすると、イギリスのような法改正をわが国で行うことは、時期尚早であると思われる。

E. 結論

イギリスの遺族給付制度は、現実の生活実態に先んじて男女間格差を解消し、制度を小さくすることで就労促進効果を狙ったものといえる。このような制度改革を可能にするのは社会環境がそれを許容するからであり、また改正によって環境が整備されるという循環関係を持っている。わが国でこれを見た場合、遺族年金制度を改正することで社会環境・就労環境を変化させることは困難であり、他制度との連携を待つて初めて実現するものと考える。それまで日本の遺族年金制度は一定程度現実を反映したモデルで展開せざるを得ないものということができよう。

G. 研究発表

1. 論文発表

- ・丸谷浩介「社会保障としての求職者支援：イギリスにおける求職者支援と日本のへの示唆」労働調査（2017年1月号）18頁～21頁
- ・丸谷浩介「遺族年金の性別条項と労働市場—イギリスの改正動向」『週刊社会保障』No.2929（2017年6月）

2. 学会発表

- ・2016年9月9日「イギリスにおける遺族年金の廃止」社会法研究会
- ・2017年4月25日「遺族年金の性別条項と労働市場—イギリスの展開」社会法判例研究会

H. 知的財産権の取得状況

該当なし

厚生労働行政推進調査事業費補助金（政策科学推進研究事業）
「働き方の変化に対応した今後の遺族年金制度のあり方に関する調査研究」
分担研究報告書

「スウェーデンの遺族年金制度」
研究分担者 秋朝礼恵（高崎経済大学経済学部准教授）

研究要旨

現行の日本の遺族年金制度は男性稼ぎ主モデルの考え方を残した給付設計となっているが、女性の労働力化が進展するなかで遺族年金制度についても社会実態に合った所得保障の仕組みに見直すことが求められる。日本の制度のあり方に示唆を得るために、本研究の分担者として、スウェーデンの遺族年金制度の基本的な考え方や仕組みのほか今後の課題について調査した。

その結果、スウェーデンにおいて、1988年に遺族女性のみを対象とした寡婦年金が改正され、男女がともに受給できる調整年金制度に改正された背景には、女性の労働力化の進展や家族形態のあり方の変化があったことが分かった。また、男女ともに就労による経済的自立を基本とする「就労原則」により、大人への遺族年金の支給は基本12か月とされたことなどが明らかになった。さらに、ヒアリング調査により、今後の課題として制度担当者が指摘した事項は年金水準の男女間格差であり、遺族年金制度固有の課題というより年金制度全体にかかるものであったことなどが分かった。

A. 研究目的

今後の日本における遺族年金制度のあり方を検討するため、本研究の分担者として、①スウェーデンの遺族年金制度の基本的な考え方や役割について、②具体的な支給要件や給付額等について、③これまでの制度改正の経緯や今後の課題を明らかにすることを目的に研究を行う。

B. 研究方法

上記の研究目的のため、①スウェーデンの遺族年金制度に関して文献資料を収集する、②制度運用を管轄する年金庁の担当者に対し、遺族年金制度の基本的な考え方や役割、支給要件や給付額等制度の仕組みおよびこれまでの改正経緯等についてヒアリング調査を実施する、③文

献資料およびヒアリング調査の結果をもとに調査項目についてまとめ、追加的文献収集・分析で情報を補い、④以上を踏まえて、日本の議論への示唆を得る。

C. 研究結果

スウェーデンにおける遺族年金は、1946年国民年金法に規定されて以降、長く遺族女性のみに支給される寡婦年金であった。1960年に一般付加年金が創設された年金制度改革の際、「家族年金（familjepension）」の考え方が導入されることにより、寡婦年金の支給対象が拡大され、遺児に対する児童年金が創設された。

しかし、その後、1960年代以降、女性の労働力化の進展がみられ、ついで家族のあり方も多

様化した。男女機会均等政策が推進され、この視点から各種の社会保障制度が性別に中立的な制度に改められた。寡婦年金についても 1983 年に次ぐ 2 度目の提案により、1989 年末に廃止された。

寡婦年金廃止に伴い導入されたのが調整年金で、男女ともに支給されるほか、基本 12 か月間と支給期間が限られているのが寡婦年金と大きく異なる点である。ここには男女機会均等のほか、就労原則の考え方方が反映されている。すなわち、自らの就労による経済的自立を原則とし、遺族年金は配偶者等の死亡に伴う生活の再セットアップのための一時的な給付と整理されたのである。

他方、女性の労働力化の進展に伴う共働き化の一般化により、両親がともに経済的・日常的なケアの責任を負うなかで、子どもが一方の親を亡くすことの意味も変容する。そこで、児童手当については時限的給付とせず、18 歳に達するまでの給付として現在に至っている。

なお、寡婦年金廃止に伴い、非常に寛大な経過措置を講じたことで、現在でも同年金による給付が遺族年金給付の多くを占めていることなどがわかった。

D. 考察

1990 年の調整年金導入は、女性の労働力化の進展や家族のあり方の変化に対応するものであった。しかし、男女機会均等と就労原則はスウェーデン型福祉国家を支える基本的な考え方であること、性別に中立的な制度への改革が 1970 年代に進められていたことを踏まえると、遺族年金領域における改革はかなり遅れて実現されたとみることができる。しかしながら、1990 年改正により、社会保障の個人単位化が概ね完了したと評価することができるだろう。

E. 結論

日本における女性の労働力化の進展や、人口減少に伴う生産年齢人口の減少など雇用の面における構造変化を踏まえると、より多くの人口が就労しそれによって一定の経済的自立を果たすことが今後一層求められ、社会保障制度もその方向性に合致した形に改められることになるだろう。その際、就労原則や男女機会均等を貫く制度改革を実施したスウェーデンの事例は、参考になるのではないかと考えられる。

G. 研究発表

1. 論文発表
なし
2. 学会発表
なし

H. 知的財産権の取得状況

該当なし

厚生労働行政推進調査事業費補助金（政策科学推進研究事業）
「働き方の変化に対応した今後の遺族年金制度のあり方に関する調査研究」
分担研究報告書

「フランスの遺族年金制度」
研究分担者 嵩さやか（東北大学 教授）

研究要旨

本分担研究は、本調査研究の最終的な目的に沿う形で、フランスの遺族年金制度（とりわけ、民間被用者が加入する一般制度と補足制度における遺族年金）の概要と変遷を追うことで、その理念を明らかにすることを目的とする。本分担研究は、文献・資料の収集と分析、現地調査（平成28年7月実施）、及び本調査研究に関する研究会での報告と議論により遂行した。

その結果、フランスの遺族年金制度については、以下の特徴が明らかとなった。第1に、老齢保険において遺族に対し支給される給付は、55歳未満の遺族配偶者に対する経済的自立を目的とした有期の寡婦（夫）手当と、55歳以上の遺族配偶者に対する終身の振替年金に分かれる。各給付の受給要件において、性別に基づく区別は制度創設当初より存在していないが、所得要件等により実際には女性が受給者の大部分を占める。第2に、振替年金は、1970年代の女性の社会進出の進展や離婚法制の変化等にしたがい、被保険者に経済的に依存していた配偶者の生活保障という性質から、被保険者による老齢保険料の拠出に対する配偶者の貢献を評価した一種の財産権としての性質を帯びるようになった。これとの関係で、離婚時の年金分割の仕組みのないフランスでは、被保険者の死亡時にすでに離婚していた元配偶者にも振替年金の受給権が認められる点が特徴的である。第3に、フランスの振替年金及び寡婦（夫）手当は、法律上の配偶者のみを対象とし、事実婚配偶者は対象としない。これは、法律婚と事実婚との間の法規制の違い（とりわけ、婚姻解消時の所得保障の仕組みの存否）により正当化されている。第4に、フランスの一般制度及び補足制度における遺族に対する給付は、遺族配偶者に対するものが中心であり、遺族たる子に対する給付は非常に限定的である。親を失った子への経済的保障は、家族手当制度内の家族支援手当によって行われるという制度的棲み分けが背景にあると考えられる。

A. 研究目的

現在日本では、女性のみならず男性も含めた働き方の多様化に伴い、性別役割分業の考えに基づく従来の家族モデルを前提とした遺族年金のあり方について、再検討が迫られている。そこで本分担研究においては、本調査研究の最終

的な目的に沿う形で、日本の遺族年金の今後のあり方についての検討の手がかりを得るために、フランスの遺族年金制度の概要と変遷を追うことと、その理念を明らかにするとともに、働き方の変化等の社会状況の変化に対しフランスではいかなる対応を行ってきたのかを分析するこ

とを目的とする。

B. 研究方法

フランスの年金制度は、職業ごとに分立する多数の制度によって構成されているが、本研究では加入者が最も多い民間の商工業分野の被用者を対象とした公的年金制度（一般制度及び補足制度としての ARRCO・AGIRC）に検討対象を絞った。

その上で、まず、フランスの一般制度及び補足制度における遺族年金に対応する給付（振替年金及び寡婦（夫）手当）の現行制度の概要を文献・資料の渉猟により把握し、次いで、平成28年7月に実施した現地調査にて、年金に関する公的機関及び研究機関を訪問し、遺族年金制度の理念や運営実務について調査するとともに、遺族年金制度に深く関係する家族手当制度についても調査を行った。こうした現地調査を踏まえてさらに文献・資料等を収集して、他の関連する制度も踏まえつつ、フランスの遺族年金制度の変遷と目的・理念を分析した。

この研究の過程において、3回開催された研究会にて（平成28年6月、同年11月、平成29年3月）、フランスの遺族年金制度について調査報告を行った。

C. 研究結果

研究結果の詳細については、報告書を参照されたいが、概ね以下のような分析結果を得ることができた。

まず、被用者が加入する基礎制度である一般制度には、稼働能力を考慮した年齢（55歳）によって区別される遺族配偶者のための2種類の給付があり、相互に目的・理念を異にしている。

1つは、比較的若年（55歳未満）の遺族配偶者に対する寡婦（夫）手当であり、遺族配偶者

の経済的自立促進のための一時的給付（現在では原則2年間）である。もっとも、給付額が少ない有期の同手当のみでは遺族配偶者の経済的自立支援としては不十分であり、給付後にお経済的自立が実現しておらず公的扶助に頼らざるを得ないケースも少なくないという問題を抱えている。

他方で、比較的高齢（55歳以上）の遺族配偶者に対しては、死亡した被保険者の老齢年金の一部を遺族配偶者に移転した振替年金が支給され、遺族配偶者の長期的生活保障が目指されている。補足制度である ARRCO・AGIRC の振替年金（55歳から受給可）は、一般制度の振替年金に上乗せされることで振替年金全体の給付水準を引き上げている。

一般制度における遺族のための給付は、振替年金にても寡婦（夫）手当にしても、遺族配偶者のみを対象とする。子の存在は振替年金の受給額の計算において考慮されるに止まる。寡婦（夫）手当においては、かつては子の扶養要件が課されていたため、子を持つ遺族配偶者のための給付であったが、現在では同要件は削除され、子の存在が給付に影響を与えることはない。また、補足制度の ARRCO・AGIRC では両親を失った遺児に対し振替年金が支給されるが、一方の親のみを失った遺児には振替年金が支給されないことから、やはり遺児への所得保障は制限的といえる。このように、子への経済的保障の点において社会保険たる一般制度や補足制度の機能は不十分ともいえるが、フランスでは家族支援手当という家族手当制度内の給付により、一方あるいは両方の親を失った子への所得保障が行われている。

また、振替年金・寡婦（夫）手当とともに、対象者は法律婚の配偶者に限られ、事実婚配偶者は排除されている。この違いは、法律婚と事実

婚（PACS 含む）との間の法制の違い（とりわけ、婚姻解消時の所得保障の仕組みの存否）により正当化されるとして、憲法院にて合憲と判断されている。

さらに、後述するように離婚した元配偶者にも振替年金が支給されることから、振替年金が複数の配偶者間で細分化されるという現在の仕組みは、遺族配偶者の生活保障の要請に反する側面があるが、フランスでは対象者自身（主に女性）の老齢年金受給権を充実させる仕組みとして「家庭の親のための老齢保険」が存在し、老後の所得保障における遺族年金（振替年金）の必要性を一定程度縮小させている。

D. 考察

本分担研究で浮き彫りとなったのは、一般制度の振替年金が、1945 年当初から現在に至るまで多くの改正を受け、その性格に変容が見られることである。すなわち、当初より、法律上に性別に基づく区別はなかったが、被扶養要件が課され、事実上、死亡した被保険者たる夫に経済的に依存していた遺族配偶者たる妻への生活保障としての性格が強かった。しかし、1970 年代における女性の社会進出の進展や離婚法制の改正等により、被扶養要件が（年金請求時も含めた）所得要件へと切り替わり男性も受給し易くなつたとともに、離婚した元配偶者にも受給権が認められるようになつた。こうしたことから、振替年金は、死亡した被保険者への経済的依存とは切り離された給付へと変化し、むしろ老齢年金受給権の構築において夫婦が共同で貢献したことに対する一種の「財産権」としての側面を有するようになったといえる。

もっとも、一般制度の振替年金には所得要件が課されているため、完全に財産権としての性格が貫かれているわけではなく、一貫したロジ

ックにしたがっていないとの特徴も見られる。この点、所得要件のない ARRCO・AGIRC の振替年金の方がロジックの一貫性が保てているともいえよう。

E. 結論

以上のフランスの遺族年金についての考察から以下の示唆が得られる。

第 1 に、一般制度では、終身の遺族年金（振替年金）の給付が、男女とも 55 歳以上に限られている点である。55 歳未満の遺族配偶者については、自立支援のための有期給付がなされるに止まる。こうした性別に関わらず年齢に応じて有期給付と無期給付とを組み合わせる仕組みは、日本でも検討の余地がある。しかし、フランスでは遺児のための家族支援手当の存在が 55 歳未満の遺族配偶者の所得保障を一定程度補っているものの、とりわけ女性の遺族配偶者については厳しい経済的状況に立たされたとの問題が生じている点は看過できないだろう。

第 2 に、振替年金が、老齢保険料の拠出における配偶者の貢献に対する一種の財産権として観念されている点である。財産権として遺族年金を捉えるとの観点は、日本の遺族年金では必ずしも認識されてこなかった観点であり、その観点を重視するとなると、遺族年金の受給要件のあり方（とりわけ、生計維持要件等の所得保障のニーズを計る要件）に大きく影響を及ぼす可能性があろう。

第 3 に、フランスの遺族年金の対象者は制限的であり、子であっても必ずしも対象となっていない点である。他方で、親が死亡した場合等、親からの扶養がなされていない子については、職業に関わらず全居住者を対象としたより普遍的な家族手当制度によって所得保障がなされている。こうしたフランスに仕組みに照らすと、

遺児に対する所得保障については、拠出要件を伴う社会保険の中で行うべきか、租税を財源としたより普遍的な制度（児童扶養手当等の社会手当制度等）で行うべきかという論点が見出される。

G. 研究発表

1. 論文発表

該当なし

2. 学会発表

該当なし

H. 知的財産権の取得状況

該当なし

厚生労働行政推進調査事業費補助金（政策科学推進研究事業）
「働き方の変化に対応した今後の遺族年金制度のあり方に関する調査研究」
分担研究報告書

「ドイツにおける遺族年金制度」
研究分担者 渡邊絹子（筑波大学ビジネスサイエンス系准教授）

研究要旨

日本では、遺族基礎年金における男女で異なる取扱いは解消されたものの、遺族厚生年金に関しては、夫には妻ではない年齢要件が課されるなど依然として男女で異なる取扱いが残っている。遺族厚生年金にある男女で異なる取扱いについては、同様の内容を定めた地方公務員災害補償法上の遺族補償年金規定の合憲性が争われた平成29年3月21日最高裁判決を参考にすれば、なお合憲と判断される可能性が高い。しかしながら、女性の社会進出が進み、片働き世帯（夫が働き、妻は専業主婦）よりも共働き世帯の割合が高くなっているなど、近年の社会の状況に照らせば、遺族年金の在り方について再考すべき時期に来ていると考えられる。

本研究は、ドイツにおける遺族年金制度を調査研究することにより、遺族年金の在り方を検討する際の基礎的資料を提供するものである。調査研究の結果、ドイツでは男女で異なる取扱いは男女平等取扱いの要請から解消されており、さらに、近年の女性の社会進出等を背景に、女性の老齢時の所得保障の在り方が問われる中で、遺族年金制度の役割が整理され、自活可能な者に対しては就労への誘導が行われるなど、遺族年金の在り方が見直されていることが分かった。また、ドイツでは次世代育成に対する貢献を年金制度内で評価する姿勢が強化されていることが明らかとなった。

A. 研究目的

今後の日本における遺族年金制度の在り方を検討する際のドイツに関する基礎的資料を作成することを目的として、ドイツにおける遺族年金制度の変遷、一般年金保険制度（ドイツ公的年金制度の中核の制度）における遺族年金制度の概要とその理念・目的、近年の動向等について調査・研究を行う。

B. 研究方法

上記の研究目的のため、①ドイツの遺族年金制度に関する文献資料を涉獵し、その全体像と

理念・特徴を明らかにするとともに、②現地における関係機関へのヒアリング調査を実施し、運用の実態や遺族年金に対する法政策論、近年の動向等を調査する。

C. 研究結果

①ドイツでは、かつては遺族年金の支給要件に関して男女で異なる取扱いが規定されていたが、男女平等取扱いの観点から出された連邦憲法裁判所の判決によって、男女差が解消されている。②遺族配偶者の自活可能性に基づき、給付の種類が2種類に分けられ、自活可能性が認

められる遺族配偶者に対しては、遺族年金の給付水準が低く抑えられ、かつ支給期間も有期化されており、就労への誘導が強力になされている。③遺族年金は「扶養の代替」給付であることから、他の収入との調整が行われ、再婚が失権事由とされていることに合理性が認められている。④女性の老齢年金受給権取得を推進する観点から、遺族年金の受給か、婚姻時の年金分割制度の利用かの選択制が導入されている。⑤次世代育成に対する貢献度が、遺族年金の受給額においても反映される仕組みが導入されている。以上のようなドイツの遺族年金制度の特徴が明らかとなった。

D. 考察

日本と同様に、ドイツでも（日本のような国民皆年金体制でない分より一層）、遺族年金は女性の老齢時の所得保障において大きな役割を果たしているが、その役割は、本来老齢年金によって担われるべきものであり、女性の社会進出を背景に、女性も自己の老齢年金受給権を獲得することが多くなつたことから、遺族年金が老齢時の所得保障において果たす役割は縮減すべきであるとの方向性が示された。そしてその方針に基づく改正が、2001年年金改革によって実施されている。遺族年金が実際に果たしている役割を踏まえつつも、保障目的等から、そのるべき姿や方向性を定めることが求められている。

E. 結論

日本では、遺族厚生年金において男女で異なる取扱いが残されているが、ドイツでは平等取扱いの観点から既に男女差は解消されている。遺族年金による手厚い給付が必要か否かは、性别ではなく、自活可能性（年齢、子どもの有無、

障害の有無）や当該個人の得ている収入（稼働所得、他の所得代替給付等との収入調整）から判断されており、日本においても示唆に富む内容となっている。また、年金財政が賦課方式であることから、子どもの養育に関する貢献度を年金制度内で評価する仕組みが整えられ、徐々に強化されている。このような次世代育成に対する対応は、年金財政との関係を考える際にも参考になろう。

G. 研究発表

1. 論文発表

- ・渡邊絹子「ヨーロッパの遺族年金について」
年金と経済 35巻4号 43-49頁（2017年1月）
- ・渡邊絹子「ドイツにおける遺族年金の概要と理念」社会保障法32号 139-148頁（2017年5月）

2. 学会発表

- ・日本社会保障法学会第70回春季大会ミニシンポジウム①「遺族年金の国際比較」（ドイツにおける遺族年金の概要と理念）

H. 知的財産権の取得状況

該当なし

厚生労働行政推進調査事業費補助金（政策科学推進研究事業）
「働き方の変化に対応した今後の遺族年金制度のあり方に関する調査研究」
分担研究報告書

「アメリカの遺族年金制度」
研究分担者 丸山 桂（成蹊大学経済学部教授）

研究要旨

アメリカの公的年金制度（OASDI）には、日本の第3号被保険者制度に類似した、配偶者の拠出要件によって無業の専業主婦に、老齢年金や遺族年金制度を給付する制度がある。1939年の社会保障法改正によって配偶者年金給付と児童年金給付、遺族給付遺族年金としての寡婦、遺児、親に対する年金給付（寡婦や遺児などの他の遺族給付遺族年金受給者がいない場合）などの各種家族年金制度給付が導入された。その後、高齢の寡婦・寡夫に対する遺族年金制度は給付水準が引き上げられ、死別した配偶者の老齢年金（PIA）の100%を配偶者が遺族年金として受給できる。また、離別配偶者にも年金受給権が付与される独自の制度も創設された。老齢年金同様、遺族年金制度も年金課税の対象である。

女性の社会進出が進み、女性が自身の拠出に基づいた老齢年金を受給できるようになると、二重の権利（自身の老齢年金権と配偶者拠出による年金権）を持つ者が現れるが、両者の併給は認められていないため、二重の権利を持つ女性が遺族年金を選択すると、自分で稼得した老齢年金はいわば掛け捨ての状態になることが問題になっている。また、未婚化や受給権を得る以前の期間での離婚の増加など、家族年金の受給権を持たない者の増加も問題になっている。そして、EU諸国等で配慮されている子育て期間への配慮規定がないため、子育てや介護をする女性の年金額が低くなりがちであることが問題視されており、研究者などからは子育て期間の優遇措置の導入が提案されている。

A. 研究目的

女性の社会進出が進み、家族や就業形態が多様化するとともに、女性の働き方に中立的な年金制度の構築が求められている。

本研究では、アメリカの遺族年金制度の歴史、制度設計、給付水準の考え方や現在の問題点などを研究することで、日本の新しい遺族年金制度のあり方を検討する上での情報源となることが目的である。

B. 研究方法

SSA(Social Security Administration)担当者への文書による質問および文献調査によって行った。

C. 研究結果

1939年の社会保障法改正によって配偶者年金給付と児童年金給付、遺族年金としての寡婦、遺児、親に対する年金給付（寡婦や遺児などの他の遺族年金受給者がいない場合）などの各種

家族年金制度給付が導入された。当初は寡婦のみが遺族年金の対象であったが、裁判の判例などを経て寡夫にも対象が拡大された。また、離別配偶者に対しても婚姻期間等の要件を満たせば、遺族年金を給付するなど独自の制度を持つ。日本のような生計維持要件は親に対する遺族年金以外はない。しかし、世帯全体の給付水準が高くなりすぎないように、家族給付上限を設定する制度や完全引退年齢到達以前の者には、労働所得による所得審査が設定され、年金額が調整される仕組みがある。

アメリカの公的年金は老齢、障害、遺族年金とも連邦所得課税の対象である。個人単位で課税は行われ、連邦所得課税による遺族年金課税による税収は、OASI Trustee Fund に組み入れ、年金財源の一部となっている。

女性の社会進出が進み、女性が自身の拠出に基づいた老齢年金を受給できるようになると、二重の権利（自身の老齢年金権と配偶者拠出による年金権）を持つ者が現れるが、両者の併給は認められていないため、二重の権利を持つ女性が遺族年金を選択すると、自身で稼得した老齢年金はいわば掛け捨ての状態になることが問題になっている。また、未婚化や受給権を得る以前の期間での離婚の増加など、家族年金の受給権を持たない者の増加も問題になっている。そして、EU 諸国等で配慮されている子育て期間への配慮規定がないため、子育てや介護をする女性の年金額が低くなりがちであることが問題視されており、研究者などからは子育て期間の優遇措置の導入が提案されている。

D. 考察

一見寛大な制度にみえるアメリカの遺族年金制度であるが、女性の社会進出や未婚化や離婚率の上昇など、制度創設時と大きく変容した社

会経済とは合致しなくなっている問題もありわれている。Dual Entitlement という自身の年金権と配偶者の拠出による年金権を持つ女性の問題は、日本の遺族年金制度の問題点と非常に類似する。また、こうした制度設計にそぐわないライフコースをたどる者が老後貧困になりやすいという研究成果もあり、問題になっている。

E. 結論

アメリカの遺族年金制度は、男性稼得モデルを前提として展開されてきたが、女性のライフスタイルが多様化するとともに、負担と給付の公平性の問題、女性の貧困問題、子育て支援の評価のあり方など、新たな対応が求められている。これらの問題は日本でも重要な論点であり、今後の改革動向が注視される。今後、日本の遺族年金制度を再考する上で、アメリカにおける給付調整方法（所得審査や年金課税制度）は、参考にすべき点が多いと思われる。

G. 研究発表

1. 論文発表
 - ・なし
2. 学会発表
 - ・なし

H. 知的財産権の取得状況

該当なし

厚生労働行政推進調査事業費補助金（政策科学推進研究事業）
「働き方の変化に対応した今後の遺族年金制度のあり方に関する調査研究」
分担研究報告書

「遺族年金受給世帯の経済状況と税・社会保険料負担」
研究分担者 丸山 桂（成蹊大学経済学部教授）

研究要旨

税の公平性・中立性の確保は、税制の基本原則である。それは公的年金課税も例外ではない。日本では現在、遺族年金・障害年金は非課税扱いである一方で、老齢基礎年金や老齢厚生年金は課税対象所得となっている。

本研究は、遺族年金受給者実態調査から、世帯収入や遺族年金受給額の階層別に税・社会保険料負担の比較を行った。その結果、同じ世帯収入であっても、遺族年金の割合が小さい世帯の方がより高額な税・社会保険料を負担している可能性があることが示唆され、また「家計調査」による一般勤労者世帯の税・社会保険料支出額に比べ、その負担はかなり低いことが分かった。また、いくつかの大胆な前提条件をおいた上で遺族年金課税化の影響を試算したが、現行の税制を前提に課税最低限度額を設定した場合には、大多数は課税の影響を受けないであろうことが分かった。

ひとり親世帯に対する税制・社会保障制度のあり方を再検討する際には、正確な世帯収入の内訳、税制・社会保障制度の給付と負担、現状把握などの調査が不可欠である。ひとり親世帯像は多様化しており、寡婦控除導入時の理由とされた「職業の選択を制限され所得を得るために特別な経費を要する」根拠となる家計支出や経済的な問題以外の生活課題などのニーズの把握はその最たるものである。所得給付付き税額控除やひとり親世帯の就労支援、遺族年金制度と児童扶養手当の併給調整の見直しなど、多くの検討課題が残されている。

A. 研究目的

遺族年金の非課税問題は、税制面の公平性の問題だけにとどまらない。これまで日本では、政府・自治体による各種給付金、医療保険や介護保険などの社会保険料負担や利用者負担における低所得者世帯の判定材料には、「住民税非課税世帯」という指標が用いられてきた。遺族年金が一律非課税であることは、他の公共サービスの公平性の確保にも影響を与えることになる。議論を進めるには、ひとり親世帯の経済状況や

税制・社会保障制度を通じた各制度による便益の帰着、課税化をした場合の影響等の試算が必要であるが、遺族年金の公租公課問題の実証分析は非常に限られている。本研究では、厚生労働省「平成 27 年度遺族年金受給者実態調査」の個票データを用いて、遺族年金受給世帯の経済状況やその税・社会保険料負担の状況を把握し、今後の制度のあり方を考えることを目的としている。

B. 研究方法

厚生労働省「平成 27 年度遺族年金受給者実態調査」の個票データを用いて、遺族年金受給世帯の経済状況やその税・社会保険料負担の状況を把握した。

C. 研究結果

本研究は、遺族年金受給者実態調査から、世帯収入や遺族年金受給額の階層別に税・社会保険料負担の比較を行った。その結果、同じ世帯収入であっても、遺族年金の割合が小さい世帯の方がより高額な税・社会保険料を負担している可能性があることが示唆され、また「家計調査」による一般勤労者世帯の税・社会保険料支出額に比べ、その負担はかなり低いことが分かった。また、いくつかの大胆な前提条件をおいた上で遺族年金課税化の影響を試算したが、現行の税制を前提に課税最低限度額を設定した場合には、大多数は課税の影響を受けないであろうことが明かとなった。

D. 考察

ひとり親世帯に対する税制・社会保障制度のあり方を再検討する際には、正確な世帯収入の内訳、税制・社会保障制度の給付と負担、現状把握などの調査が不可欠である。本研究はデータの制約などが大きかったが、それでも遺族年金非課税による公平性の問題を示すことができた。

E. 結論

ひとり親世帯像は多様化しており、寡婦控除導入時の理由とされた「職業の選択を制限され所得を得るために特別な経費を要する」根拠となる家計支出や経済的な問題以外の生活課題などのニーズの把握はその最たるものである。遺

族年金制度の課税問題は単なる課税対象所得にすれば話がいいという単純な話ではない。所得給付付き税額控除やひとり親世帯の就労支援、遺族年金制度と児童扶養手当の併給調整の見直しなど、多くの検討課題が残されている。

G. 研究発表

1. 論文発表
 - ・なし
2. 学会発表
 - ・なし

H. 知的財産権の取得状況

該当なし

II. 報告書

第1章 イギリスの遺族給付

九州大学 丸谷浩介

1 はじめに

配偶者が死亡した遺族に対する所得保障制度は、どのような理論的な基盤の上に成立しているのか。所得保障制度が何のために存在しており、誰に対して支給すべきであり、それにはどの程度支給する必要があると考えるべきか。それは社会においてどのようなコンセンサスを得られているのだろうか。

イギリスの遺族給付制度は絶えずこのような問いにさらされ、これまで適切な回答を得ることができなかった。原則論として、家族の状況や労働市場との位置付けによらずに、遺族にはユニバーサルな所得保障を行うべきか、それとも配偶者死亡後に自らの努力によって生計を維持することが困難な寡婦に対する所得保障に集中化させるべきかという議論が対立していた。これらの議論には複雑且つ解決困難な問題が立ちはだかっており、一朝一夕には解決することが困難な問題があった。

他方、遺族への所得保障制度のあり方は、政治的にも解決することが困難であった。配偶者の死亡という、遺族にとって精神的に大きなショックを受けているヴァルネラブルな人に対する政策という、理論を超えた現実があったからである。

このようなイギリスの遺族給付は、時代によって大きく変化してきた。ごく簡単に結論を先取りして言えば、男性稼ぎ手モデル（ブレッド・ウイナー・モデル）を背景にした遺族への手厚い生活保障を重視する制度から、遺族の就労支援に比重を移して所得保障をごく簡素にする制度へと変更されてきた。特に2014年の法改正によって導入され、2017年4月より施行されたばかりの遺族支援手当は、他国に類を見ないほどにごく簡素な制度になった。

もっとも、2014年の法改正が突然成立したわけではなく、それは所得保障制度全般の改革の流れに位置づけられるのであり、就労支援政策の発展がある。これを可能にしたのは労働市場と家庭環境の変容が底流に流れていたからなのであり、所得保障制度としての遺族給付制度のみを変更することができたというわけではない。

そこで本稿では、2014年の法改正について、その制定過程や制度内容について可能な限り紹介することにする。日本で遺族年金制度の改正を議論することがあるのならば、イギリスの制度内容だけでなく改革を可能にした社会的基盤を理解しておくことが必要であり、本稿がそれに資するものになることを望んでいる。

2 成立と展開

2.1 1925 年法¹

1920 年代初頭、主として女性の権利を拡大するための圧力団体から、国民保険の給付を子のある寡婦や孤児に拡大するようキャンペーンが展開された。その結果、国民保険財源を利用した寡婦と孤児に対する給付を導入することとなった。ボルドウイン保守党政権は、すべての寡婦に対して再婚するまでの間毎週 10 シリングの給付を終身にわたって支給することを約束した。この給付額は世帯の家計状況を考慮しないものであった。子どもがない寡婦に対する給付の議論はあまり盛んになされなかつたものの、チャーチルは夫の保険料拠出に基づいていくつかの条件を加味して給付するようにした。このように、夫の保険料拠出に基づく寡婦への給付ということで、1925 年に寡婦孤児及び老齢拠出年金法 (Widows' Orphans' and Old Age Contributory Pensions Act 1925) が成立した。

この法制度が拠出と給付との関係に着目した制度設計であり、必ずしもニード論に立脚していないという弱点は、後々の遺族給付に悪影響を与えることになった。定額保険料拠出は定額給付を招来させるが、家族がある寡婦にとって、定額給付では生計を維持するに足りる程度の給付水準を確保することができなかつたのである。

2.2 1946 年国民保険法

その一方で、子どものいない寡婦については寛大な給付となっていたが、既得権益を侵害してまでこれを廃止する政策決定を行うことを困難にしていたのである。このような状態を指して、ベヴァリッジは有名な『社会保険及び関連サービス』(1942 年) の中で「子どものいない寡婦が生涯にわたって年金を受給し続けることには理由がない。彼女が働くのならば、働くべきである²」と述べている。

このような考え方から、子どもがおらずに稼働能力を有する寡婦に対する長期の給付を廃止することにした。その代わりに子どもがいる寡婦に対する給付はそれまでよりも寛大なものへ再編することになった。ベヴァリッジはまずすべての寡婦に対して配偶者の死亡から 13 週間の短期給付を行い、扶養児童がいる限りはその期間を延長するという制度を提案した。これに対して政府はベヴァリッジの基本的な方針を支持したもの、その支給額を退職年金と同額にするアイデアは排除した。ベヴァリッジの提案の根底にあるのは、子どもがいる寡婦はその子の養育のために働くことができないし、子が成長した後も生計を維持するのに足りるほどの雇用労働を得ることが困難である、ということであった。

そこで、1946 年に制定された国民保険法では、配偶者死亡直後の 13 週間は寡婦給付、(Widow's Payment) を支給し、子どもがいる場合には寡婦母親手当 (Widowed Mother's Allowance)、子どもがいない場合には寡婦年金 (Widow's Pension) を支給することとした。これらは受給権者が退職年金支給開始年齢である 50 歳になったときには受給権を喪失して退

¹ 下記の記述は主として Wikeley, Ogas & Barendt, *The Law of Social Security [5th ed]*, (Butterworths, 2002) pp568-581 を参考にしている。

² William Beveridge, *Social Insurance and Allied Services*, (1942), n5.

職年金に切り替わるものとされた。つまり、寡婦（遺族）の高齢期の所得保障については、制度発足当初から遺族給付ではなく、本人の保険料拠出に基づく退職年金による、という制度設計が選択されたのであった。ただ、現実には保険料拠出期間を充分に満たすことができない女性のためには、夫の保険料拠出記録に基づいて退職年金を補完する派生年金の制度が設けられることから、遺族年金制度でこれを対応する必要がなかったものということもできる。

2.3 戦後の拡大

このような制度の趣旨は戦後においても基本的には維持された。遺族給付の基本的な構造変革はなかったものの、幾度とない改正を余儀なくされた。

改正の要因のひとつは、既婚女性が労働市場に参入するようになってきたという環境の変化である。女性の就労環境が向上し、女性が就労することで見込まれる賃金額が上昇したのである。これを受け可能な限り働いてもらう政策が採用された。寡婦の子が16歳に到達して児童手当を受給しなくなった場合には寡婦母親手当を打ち切られるのが原則であるが、子が16歳到達以後に母親が40歳になったときには寡婦年金を受給することができた。つまり、遺族給付の間隙が生じるのは子が16歳になってから寡婦が40歳になるまでの間であり、主として30歳代は働くことが必要だけれども、数年間を乗り切れば寡婦年金で生計を維持することができたのである。

これに関して、1956年の法改正では、かつて寡婦母親手当を受給していた者が子の成長によって受給権を喪失した場合、寡婦年金を受給することができる年齢を50歳に引き上げた。この制度改正により、寡婦母親手当を受給していた寡婦は、子の成長後は50歳に到達するまで給付を受けることが出来なくなり、働くことを余儀なくされた。

ただし、この措置は長続きしなかった。現実には就労困難な寡婦が存在しており、その対応として40歳から49歳までの間は経過的に減額された寡婦年金が支給されることとなつた。このように、女性の就労環境の現実に対応する措置が講じられたことは看過すべきでない。

寡婦が働くことに関して、1946年法では稼働所得と遺族給付との調整規定が存在していた。つまり、働くことによって遺族給付の支給額を減ずることになっていたので、働けば総手取りが減ることから就労を阻害する要因となっていたのである。これについて、1964年法では寡婦の稼働所得と遺族給付との調整規定を廃止し、働いた分だけ手取り収入が増えることになった。

このような拡大路線がしばらく維持された。1966年には寡婦給付の支給期間を13週から26週へ延長し、退職年金の報酬比例化も相まって、その支給額を定額給付から報酬比例給付へと変更した。報酬比例制度への変更は1975年になるとその他二つの給付に関しても夫の保険料拠出時の報酬に比例した給付へと変更された。

2.4 社会保障制度の見直しと遺族給付

このような拡大路線は、保守等サッチャー政権の下で見直しを迫られた。1980 年代の社会保障制度は個人の生活責任を基調とする制度改革の路線が採用され、全般的に縮小の方向へと向かった。

保守党政権時代の遺族給付関連で大きな改正の一つには、前政権期に採用された報酬比例制度の廃止ないし縮小がある。給付水準そのものを定額給付へと見直すと同時に、子どもがいる場合の加算額を縮小することで、貧困の罠に陥らないよう遺族が就労へ向かうべく改正がなされた。この結果、一連の社会保障制度全般の改正により労働力率が上昇しただけでなく、職域年金制度の拡大ももたらされた。その目的には稼働年齢にある有子寡婦には子どもへの支援を強化し、働くことができるより高年齢で子どもがいない（成長している）稼働年齢者には支援を少なくすることにあった。

1986 年には 3 つの大きな改正を行った。一つ目はそれまでの遺族給付を廃止して非課税 £ 1,000 の一時金である遺族給付に変更したことである。これに伴い、二つ面変更として従来配偶者死亡後の 26 週経過後から支給されていた寡婦母親手当と寡婦年金の支給開始時期について、配偶者死亡時点からにしたことである。もう一つが満額の寡婦年金を受給することができる年齢を 55 歳に引き上げ、45 歳から 55 歳までは減額基準が適用されるようにした。

2.5 受給権者としての男性

ここまで見てきたように、遺族給付の対象となるのは「寡婦」であり、「寡夫」、つまり男性は受給できなかった。これには、妻が夫に経済的依存関係にあり、夫の死亡時にのみ所得保障の必要性が発生すると考えられていたからである。

このような状況において、男女間で異なる取扱いを維持することが適当であるかの疑問が呈されるようになってきた。立法動向としては EC の動きを見逃すことができない。時期が前後する説明となるが、欧州立法—欧州司法—国内立法—国内司法を見ながら全体を把握することとした。

欧州理事会指令の「社会保障における男女均等待遇原則の漸進的実施に関する 1978 年 12 月 19 日の理事会指令 79/7/EEC」は、加盟国に対し、均等待遇原則に反する法律等の廃止を義務付け（5 条）、加盟国は指令の通告から 6 年以内に指令遵守に必要な法改正等を実施しなければならないこととした（8 条 1 項）。

しかし同指令は「遺族給付に関する規定または家族手当に関する規定」については適用除外とされており（3 条 2 項）、寡婦年金の支給対象を妻に限定していることが指令に反しないという状態となっていた。

しかしそれでも男女間で差異が生じることについて 1953 年に発効していた欧州人権条約（European Convention on Human Rights : ECHR）に反するとの疑義があり、妻を亡くした夫が寡婦年金の支給を拒否されたことが ECHR14 条（差別の禁止）に反するとして欧州人権

裁判所へ提訴された。

2002 年 Willis 事件判決 (Willis v. United Kingdom(No 36042/97, 11 June 2002))は次のような事例であった。原告 Kevin David Willis の妻 Marlene Willis と 1984 年に結婚し、二人の子どもがいた。妻は地方当局事務所で働いており、生計の大半は妻の収入に依存していた。夫は 1995 年に家事育児に専念するために看護師の職を退職していたが、39 歳の妻は 1996 年 7 月に癌により死亡した。原告(夫)は社会保障給付を求めて申請したが、夫が男性であるが故に 1992 年社会保障拠出給付法に基づく寡婦給付と寡婦母子手当の受給要件に合致しないとして不支給処分を受けた。原告の社会保障不服審判所への訴えが棄却されたので欧州人権裁判所へ提訴された。欧州人権裁判所は、遺族給付が金銭による所得保障給付であるからこの問題が欧州人権条約第 1 議定書第 1 条（財産権）の適用下にあるが、（妻が保険料を拠出していたことの見返りとして給付されるべきとの主張に対して）社会保障給付が拠出に基づいて権利を取得するものであるか否かは関係がなく、「法目的」と「その立法目的を実現するために採用された手段の合理性」に基づいて判断されるべきとした。それによると、寡婦給付（一時金）と寡婦母子手当（有子母子世帯に対する給付）については欧州人権条約 14 条に反するとした。

Willis 事件は、不平等な取扱いが欧州人権条約に反するかという問題で争われた事件であったが、この訴訟に前後して国内法では 1998 年に人権法(Human Rights Act1998)が制定され、2000 年に施行された。同法には差別禁止条項が含まれており、社会保障関係法もその例外ではなかった。そこで、女性のみを支給対象としている遺族関連給付も立法政策上の課題となつた。

他方、子どものいない遺族に対する遺族年金が男性に支給されないことを不服とする訴訟も提起された。Hooper 事件がそれであり、控訴院(R. (on the application of Hooper) v Secretary of State for Work and Pensions [2003] EWCA Civ 813; [2003] 1 W.L.R. 2623 (CA (Civ Div)).、貴族院 (R. v Secretary of State for Work and Pensions Ex p. Hooper [2005] UKHL 29.)は、欧州人権条約にいう平等取扱い原則に反しないとした。つまり、遺族関連給付の中でも一時金と有子世帯に対する給付に関しては男性に支給しないことが違法であり、子どもがない遺族に対しては男性に支給しないことが違法ではない、ということになったのであつた。

3 1999 年改正

3.1 社会保障制度の改革と遺族給付

(1) 遺族給付の政府緑書と 99 年法

このように、欧州人権条約や訴訟の状況を踏まえて、政府は制度改正に着手した。確かに裁判所では男性と女性とで「文化や経済的におかれた状況」が異なることを理由に異なる取扱いが欧州人権条約に反しないとしてきた。しかし、1990 年代にはこのような「文化や経済的におかれた状況」が異なることが続くものだとは思われなくなっていた。国会に

おいても、この問題を司法判断によって変更するのでは足りず、立法作用によって変更すべきだという議論が生じた。

このような議論の中、社会保障制度全般をめぐる改革の議論があった³。この改革は、ミーンズテストを伴う給付から、国民保険に基づく老齢年金など、全般にわたるものであった。

遺族関連給付についても例外ではなく、遺族関連の3給付の改革をも迫るものであった。遺族関連給付に関する政府緑書⁴では、15,000人の寡夫が遺族給付を受けておらず、男性が不利益に取り扱われている、成長期の子どもがいる寡夫には給付がないのに、子どものいない寡婦など生活上のニードが少ないと思われる女性に対して支給されおり、不合理が生じているといったような問題が指摘され、男性も遺族関連給付の支給対象に含めることになった。そこで1999年福祉改革年金法(Welfare Reform and Pensions Act 1999)が制定され、「寡婦給付」「寡婦母親手当」「寡婦年金」をそれぞれ「遺族給付 bereavement Payment」「遺族ひとり親手当(Widowed Parent's Allowance)」「遺族手当(Bereavement Allowance)」にそれぞれ改称した。これにより、子どものいない45歳以上の場合は、従来は年金支給開始年齢までの定期給付であったのが、遺族手当により52週間に限定されることになった。

(2) 性別条項の廃止と就労促進

この改革によってもたらされたのは、性別条項が廃止されたことである。これによって男性も受給権者になり得ることとなったが、それは同時に女性も男性と同様に配偶者の死後一定の期間経過後には就労することを前提とした制度変革であった。

子どもがいる世帯については子どもが成長するまで働くことが求められないが、子どもがいなければ配偶者が死亡して一年後(52週後)に遺族手当を受給することができなくなることから、それまでに就労するよう求める制度設計になったのであった。

これを可能にしたのは、遺族の就労環境の変化であった。1998年の庶民院報告書⁵によると、遺族関連給付の受給権者の所得状況は、遺族でない者を含む一般世帯の所得分布と変わることがなかった。45から60歳での全体受給者の52%が働いていた(フルタイムが28%でパートタイムが24%であった)。ただ、遺族でない女性一般の就労率が70%(フルタイム37%、パートタイム24%)であったので、遺族の就労率は低位に留まっていたのである。

他方、子どもがいる遺族の就労率は67%(フルタイム20%、パートタイム47%)であり、非遺族の女性と遜色ないものとなっていた。これには、子どもがいる遺族の方が比較的年齢が高く、さらに子どもの年齢が上がるにつれてパートタイム就労率が高まることが影響していた。そうすると、有子遺族に就労を求めるよりは、就労率の低い子どものいない遺族に対して就労を促すことが必要であると認識されるに至った。折しも労働党政権が「福

³ *New ambitions for our country: A NEW CONTRACT FOR WELFARE*, 1998

⁴ *A New Contract for Welfare: Support in Bereavement* (Cm 4140)(TSO, 1998)

⁵ Pat Strickland, *Widows' Benefits (revised edition)*, (House of Commons RESEARCH PAPER 98/100) 23 NOVEMBER 1998.

祉から就労へ(welfare to work)」の政策をとっていた時期でもあり、社会保障制度全体が就労促進給付へと移行している時期でもあった。

3.2 「遺族」をめぐる問題－同性婚の法的承認

2004 年に制定されたシビル・パートナーシップ法⁶は、同性パートナーが配偶者としての地位を求める訴訟が頻発する中で制定された、同性パートナーに法的地位を付与するための法律であった。これらの訴訟は主として同性パートナーの経済的地位に関するもので、1998 年人権法の施行により欧州人権条約で保障される法的権利を承認するための訴訟でもあった。同法は 16 歳以上の同性であって、法律婚をしておらず、近親婚でないことを条件として登録されるものである。登録は市町村役場でシビル・パートナーシップを登録するための意思表示をなし、15 日間の公示を経た上で承認されるという手続でなされるものであった。

2004 年法の施行により、遺族給付の受給権者である「配偶者」の範囲も「配偶者又はシビル・パートナー」に拡大された。つまり、遺族給付を同性婚に拡大するための法改正を行ったというよりはむしろ、法律上の配偶者概念の間接的な効果として同性カップルを遺族給付の保護の対象として拡大したことなのであった。

ところが、この法律はフランスの PACS などと異なり、専ら同性間で成立するもので異性当事者間では成立しないこと、成立の手続が身分上のそれに限定されており宗教上の手続を不要としていること、公的年金としての遺族給付がシビル・パートナーに及ぶのに対して職域年金の遺族給付にはその範囲が及ばないことなどが問題視された。

そこで 2013 年には婚姻（同性カップル）法が制定された⁷。同法は、その成立に関して宗教上の婚姻手続きを利用できる等の内容を含んでいた。また、従来のシビル・パートナーを同法上の同性婚に転換しうる権利等を定めるものであった。

しかし、この法律は 2004 年のシビル・パートナーに比べると、法律上保護される領域を特段拡大するものではなく、登録を必要とする点では単なる事実婚を保護の対象とするものではなかった。

3.3 旧制度の概要

(1) 概要

旧制度における遺族給付は、3 つの制度から構成された。一時金を支給する遺族給付、有子または妊娠中の遺族に対する遺族ひとり親手当、45 歳以上年金支給開始年齢未満の者に対する遺族手当である。

これら 3 つの給付のうち、一時金である遺族給付は非課税である。これに対して遺族ひ

⁶ 同法については、鳥澤孝之「諸外国の同性パートナーシップ制度」レファレンス 4 号（2010 年）29 頁。

⁷ 同法については、河島太朗「【イギリス】2013 年同性婚法の制定」外国の立法 4 号（2014 年）。

とり親手当と遺族給付は課税対象となっている。

これら 3 つの制度は資力調査（ミーンズ・テスト）を要求されず、受給に当たっての生計維持要件がない。受給者は自身の所得によらず、死亡配偶者の国民保険料拠出記録のみに基づいて支給されることになる。このような保険料拠出に基づくものであるから、受給者が働いているか否かに関わりなく支給され、働いていない場合であっても、ミーンズ・テスト給付を受けていない限りは就労を要求されることがない。

現実には遺族がこれらの給付だけで生活することが困難な場合があり、その場合には要件を満たす限りにおいて他の社会保障給付との併給がなされることがある。たとえば、公的扶助給付（所得補助、求職者手当、ユニバーサル・クレジット）の受給権を満たしているときにはこれらを受給することができ、現実にも遺族の 3 割程度が何らかの公的扶助制度を利用していた。このような公的扶助給付を利用する際には遺族給付が収入認定され、遺族給付支給分の効果が消失されることになる。

これら遺族給付が収入認定される結果、公的扶助制度の支給上限額を定めた給付キャップ制(Benefit Cap)の対象にもなっており、特に住宅手当を受給しているような遺族世帯にあっては、給付の効果は限定的である。

(2) 遺族給付(Bereavement Payment: 1999 年福祉改革年金法 54 条)

遺族給付は、法律婚の夫、妻、シビル・パートナーが死亡した場合の一時金で、£ 2,000 (約 28,800 円) の非課税の給付である。

この受給権を取得するためには次のような要件を満たす必要がある。

- ・配偶者またはシビル・パートナーが 2001 年 4 月 9 日以降に死亡したこと（前制度の適用を受けないため）。

- ・死亡した者が給付申請者にとっての「最後の配偶者またはシビル・パートナー」であって、国民保険料拠出要件を充足していること、または労働災害・職業病により死亡したこと。

- ・配偶者またはシビル・パートナーの死亡当時、遺族が年金支給開始年齢以下であるか、年金希求開始年齢以上であっても死亡配偶者が退職年金を受給していなかったこと。

- ・配偶者の死亡から起算して 12 か月以内に給付申請がなされていること。

遺族給付は一時金であるので、受給権者が再婚や新しいパートナーシップを締結したとしても、その権利に影響はなく、返還を求められることもない。ただ、配偶者またはシビル・パートナーの死亡の当時、死亡者とは異なる者と事実婚状態になっていたときには支給対象とはならない。さらに、配偶者またはシビル・パートナー死亡の当時、当該死亡配偶者等が英国以外に居住していた場合には、遺族が一時金たる遺族給付を受給することができない。

(3) 遺族ひとり親手当 (Widowed Parent's Allowance: 1999 年福祉改革法 55 条)

遺族ひとり親手当は、法律婚の夫、妻、シビル・パートナーが死亡した場合、遺族配偶者に児童手当を受給している子がいるときに毎週支給される。受給要件を満たす限りにお

いて、いずれも定期金である遺族ひとり親手当と遺族手当は併給される。

遺族ひとり親手当の支給要件は次の通りである。

- ・配偶者またはシビル・パートナーが 2001 年 4 月 9 日以降に死亡したこと。
- ・遺族配偶者が年金支給開始年齢以下であること。
- ・死亡配偶者またはシビル・パートナーが国民保険の保険料拠出要件を満たしているか、労働災害または職業病により死亡したこと。
- ・児童手当を受給している、あるいは受給していると見なされるか、最後の配偶関係で妊娠していること。これに加えて死亡の当時同居していたこと（生計の同一性までは必要ない）。

なお、死亡配偶者またはシビル・パートナーが満たしていなければならぬとされている国民保険の保険料拠出要件は、死亡配偶者またはシビル・パートナーの死亡前のいずれか一年において、拠出された報酬比例保険料部分の総額が、当該年度の最低所得基準（標準報酬月額の 1 級のようなもの）の 52 倍を超える額を拠出していたことである。

これら保険料拠出期間の算定に当たって、2010 年までは家庭責任保護という家族責任を有していた者に対する措置が講じられていた。2010 年以降はこれら保険料拠出を困難にさせる事由が生じている場合には国民保険料を拠出したものとみなす保険料クレジット制度が開始されており、これらの対象となるときには保険料拠出要件を満たすものとされた。

この保険料拠出要件は、遺族ひとり親手当の受給権を発生させるための要件であり、実際の給付額の算定基礎は保険料の拠出期間に応じて決定されることになる。この支給額は、保険料拠出が義務付けられている期間（就労生活期間）のうち、実際に拠出された期間に比例して四捨五入で決定される。このような給付減額は遺族配偶者およびシビル・パートナーだけに適用され、支給対象となる子どもの受給額には影響しないことになっている。なお、これらの保険料拠出要件と支給額の設定方法は、遺族手当も同様の算定方法が用いられる。

子が 16 歳に到達するなどの理由で児童手当受給権を喪失する場合、遺族配偶者が年金支給開始年齢に到達するとき、再婚、新たなシビル・パートナーを締結した場合に受給権を喪失する。ただし、受給権者が事実婚生活を開始したときには受給権が喪失されるのではなく、権利が「停止」される。この場合に事実婚状態が解消されて再婚していないときには権利が復活し、他の要件を満たす限りにおいて給付が再開されることになる。

支給額は、死亡配偶者の国民保険料拠出と受給者の年齢に基づいて決定され、遺族配偶者が 45 歳のときは毎週 33.77 ポンド、55 歳以上で年金支給開始年齢に満たないときは毎週 112.55 ポンドとなっていた。遺族配偶者が公的扶助を受給する場合には収入認定の対象となるが、10 ポンドは控除される。

(4) 遺族手当(Bereavement Allowance: 1999 年福祉改革法 55 条)

遺族手当は、法律婚の夫、妻、シビル・パートナーが死亡した場合、遺族配偶者が 45 歳以上年金支給開始年齢未満である場合、毎週支給される。支給期間は 52 週間を上限とし、

課税対象となる。遺族配偶者が公的扶助を受給している場合には遺族手当の全額が収入認定され、控除されることはないものであった。

遺族手当の受給要件は次の通りである。

- ・配偶者またはシビル・パートナーが 201 年 4 月 9 日以降に死亡したこと。
- ・配偶者またはシビル・パートナーの死亡の当時 45 歳以上であったこと。
- ・年金支給開始年齢以下であること。
- ・配偶者またはシビル・パートナーの死亡から 52 週間を経過していないこと。
- ・死亡配偶者またはシビル・パートナーが国民保険料拠出要件を満たしているか、労働災害または職業病により死亡したこと。なお、国民保険料拠出要件については遺族ひとり親手当と同じである。

遺族手当の受給権者が再婚や新たなシビル・パートナーシップを締結した場合には、受給権を喪失する。この場合、再婚後に離婚したりや新たなシビル・パートナーシップが破棄されたとしても受給権が復活することはない。これに対して事実婚の開始は受給権の停止をもたらすものであり、この場合に事実婚が解消されたときには他の要件を満たす限りにおいて給付が再開することになる。

受給権者の最低年齢は 45 歳であるが、45 歳から 55 歳までの間は支給額が減額され、55 歳以上年金支給開始年齢までが満額給付となる。この措置は年齢によって労働市場参入可能性（就職のしやすさ、賃金の得やすさ）を反映したものである。

特筆すべきは、年齢による裁定換えである。確かに遺族手当は年金支給開始年齢までしか支給されず、退職年金（基礎国家年金）支給開始年齢以降はそちらに移行する。この場合の基礎国家年金受給額は国民保険料拠出歴によって決定されることになるが、このような裁定換えの場合には遺族手当の受給権を取得する源泉となった配偶者またはシビル・パートナーの保険料拠出歴を、自らの保険料拠出歴に換算して（みなして）決定されることになるということである。この点は 6.4 にて論じる。

遺族手当の支給額は、週あたり £ 108.30（2013 年度）であった。上述の通り、死亡配偶者またはシビル・パートナーの保険料拠出期間から比例的にここから減額され、55 歳以下であればさらに減額されることになる。その減額水準は、55 歳であれば £ 108.30 であるが、50 歳で £ 70.40、45 歳で £ 32.49 となっており、10 歳の年齢差で給付額が 3 倍も変わることになっている。

（5）受給者の状況

これらの受給権者は改革直前の 2014 年 11 月でおよそ 66,000 人であり、そのうち 3 分の 1 程度の 23,000 人が遺族手当を、3 分の 2 程度の 44,000 人が遺族ひとり親手当を受給していた。そして受給者の 70% 以上が女性であった。これに加えて旧制度（2000 年改革以前）の寡婦手当を受給していた者が裁定換えによって現行制度に読み替えて支給されている者が 27,00 人であった。これらの財政規模は 2013 年度で 58 億 2 百万ポンドであった。2014 年度の新規申請者は 28,830 人であったが、社会保障諮問委員会の報告によると、受給権を有す

るにもかかわらず適切に給付申請を行っていない者が相当数にのぼる。たとえば、2013年にはイングランドで配偶者やシビル・パートナーが死亡したのが190,440人であったが、申請者はそのうち15%程度にしかすぎないのである（ただし、死者の全てが受給要件を満たすわけではないことに留意が必要である）。

4 2014年の遺族年金制度改革

4.1 改革への議論

保守等連立政権の社会保障制度改革が全領域にわたる中、遺族年金制度の改革は最後に着手されることになった。2011年に提出された政府のコンサルテーション・ペーパー⁸では、福祉改革全般の改革マップの中で遺族給付制度が取り残されている中、将来にわたってその機能を維持することができるのか、という問題意識の元に検討を開始してた。2011年の終わり頃、労働年金省は北アイルランド社会発展省と共同して遺族給付改革に関する協議を開始した。政府の認識としては、制度が複雑であって受給資格要件や受給額を性格に理解することが困難であることから、真にその機能を果たしているかどうかが疑問視されるところから出発していた。改革議論の概要は次の通りであった。

(1) 改革への道筋

遺族給付制度は1925年の拠出制寡婦孤児及び老齢拠出年金を基礎にしており、死亡した配偶者の国民年金の保険料拠出記録に基づき、遺族配偶者に毎週定期的に支給されるものを中心に構成されていた。

制度が開始されてからの86年間で、社会環境は大きく変化した。しかし、社会保障制度、とりわけ遺族給付制度はこの変化に対応していったとは言いがたい状況であった。

その中でもとりわけ変化が著しかったのが、女性の就労環境である。かつての法制度は女性には就労環境が整っていないことを前提に、生計維持死亡後の所得保障の必要性が高いことから、遺族給付制度が女性に限定されていたのであった。これに対応して、1946年の国民保険法で遺族給付について、子どもがある妻が遺族になった場合に労働市場に参入することが非常に困難であるということに着目して給付することにしていた。また、年齢の高い遺族配偶者にあっては、長期にわたって労働市場から離れていたことから、参入困難性が認められるとして遺族給付を行うべきという政策選択が行われた。

このような中、女性の就労環境が整うにつれて別の問題が生じてきたのであった。すなわち、男性遺族配偶者に対して遺族給付が支給されないということが司法において争われてきたのである。これに応じて2001年には男性遺族配偶者に対しても遺族給付を支給する法改正がなされた。さらに、2005年には同性婚を法的に承認するシビル・パートナー法が成立したことにより、給付の対象となる遺族の範囲が拡大してきたのであった。

ここからコンサルテーションに至るまでの時期、遺族給付が福祉国家における役割・財

⁸ DWP, *Bereavement Benefit for the 21st Century*, Cm 8221(2011).

政が大きくなかったといった事情から、それほど注目を集めては来なかった。それで遺族給付が遺族に対してどのような役割を担い、どのように機能しているのかを検討しては来なかつたのであった。

このような状況を受けて、政府は、遺族給付の抜本的な見直しに着手した。その目的は、給付の公平性を確保し、より寛大で、貧困撲滅に資するものであり、労働から遠ざかっている状態を改善して福祉依存を減らすことになった。

遺族給付の改革はもはや聖域ではなく、その改革については不退転の決意で着手するとの強い意思の元に行うこととしたのであった。

コンサルテーション・ペーパーで改革の目的として掲げたのは次の6点であった。

- ・制度の理解と給付申請について、簡素なシステムにすること。
- ・配偶者、シビル・パートナーの死亡直後、遺族に対して即時に、直接経済的な支援をすること。
- ・配偶者の死亡から一定期間内に、遺族配偶者が自らの生活環境を変えることに関して、その自由を確保すること。
- ・児童を養育する家庭に対しては、付加的な支援を行うこと。
- ・受給者がユニバーサル・クレジットを行うときには、経済的あるいは求職活動支援を権利として保障すること。
- ・公平性を確保し、自助努力を推進すること。

以上を要約すると、遺族給付受給者の福祉依存を減らし、配偶者死亡後には労働によって遺族配偶者が自らの生計を維持することが肝要なのであり、国家はそれを支援する役割を担っている。遺族給付は配偶者による生計維持生活から自らの就労による自助努力を発揮できるような期間における経済的な支援に特化すべきだ、ということができる。

(2) 制度改革の論点

A) 政策目的と遺族給付

人の死亡に関して、政府はこれまでに所得保障給付以外の様々な改革を行ってきた。その中でも死亡届が提出された後の行政サービス連携による合理化のプロセスを導入したことによって、行政事務の簡素化・合理化が促進された。これは関係当事者にとっても有益な制度改正であった。死亡サービス機関における「Tell Us Once」サービスがこれにあたる。同サービスは、死亡届の提出が紐付けられている個人データに反映され、税金や行政サービス等の各種手続を簡素化したものであった。遺族給付の現代化も、これと同様の簡素化を必要としているのである。これについて、遺族給付は現代の基本的な政策目的にはそぐわない状況がある。たとえば次の二つがある。

一つは、複雑さである。遺族給付制度の根底にあるのは社会保険制度・政策の有効性である。これには、遺族となる者が受給資格を有するのか否か、受給資格を有するとするならば、いくらの給付を受給することができるのか、ということを正確に算定しなければならないのである。遺族が死亡しているということは、そのときの精神的なストレス状態が

顕著であるのにかかわらず、事実関係をきわめて正確に提示しなければならないのである。これは、実際上はかなり難しいことである。

もう一つは、遺族給付があることによって受給者が労働市場に参入しようとしている、あるいはそのインセンティブを削がれてしまう、という問題があることである。確かにその人に適合的な就労支援制度を推進しているところではあるが、子どもの養育のために仕事を変えたり職種を変更する必要が生じるようなことがあり、これはかなり困難なことである。配偶者の死亡後一定期間で新しい資格を取得しなければならない事態に遭遇する人も少なくはないのである。

B) 遺族給付の複雑さ

現行の遺族給付は、3つの異なる給付によって構成されている。これらの給付はかなり異なる目的を持って構築されているが、それは歴史的に作られてきたのであって、今日でもこれが妥当するかどうかは別途の考慮を要するのである。

政府は、遺族給付が配偶者の死亡から立ち直り、一定期間のうちに生活を再建することを支援することがその目的であって、そのような制度に再編すべきであると考えている。その再建期間は個人によって異なるのではあるが、一時金を増額することによって労働市場に参入するための機会をフレキシブルに個人が設定することができる所以である。又これとは別個に、資力調査を伴うユニバーサル・クレジットは不可欠のものである。

ところで、遺族給付の受給権設定に当たって、これまで年齢が重要な役割を持っていた。これは受給者個別に労働市場参入可能性を判断するのではなく、年齢による労働市場参入困難性を推定する方が、コストがかからないからであった。それ故に子どもがいない遺族配偶者にあっては、遺族給付の受給年齢を45歳以上にしていたのである。これは年齢だけが要件判断の対象となっているのであって、個別の経済的困難性は考慮しないということになっていたのである。政府はこの年齢に基づく取扱いの区別を排除しようと考えている。そして労働年齢にある者に対して適切な経済的支援を行うことが重要であると考えている。

C) 保険料拠出要件

さらに、受給要件を充足するための保険料拠出ルールが複雑であることも問題視している。保険料拠出ルールは死亡配偶者、シビル・パートナーの保険料拠出に関するものであるが、この取扱いが3つの遺族給付でそれぞれ異なる取扱いがなされている。これは明らかに複雑であって、非効率である。

そもそも保険料拠出要件は、死亡配偶者、シビル・パートナーが第1種から第3種までの被保険者として国民保険料を拠出していたことが要件であり、それは死亡前のいずれかの租税年度において最低額の25倍を拠出していたことが要件となっていた。ただ、実際には配偶者やシビル・パートナーが死亡した際に保険料拠出が義務付けられていた時期のみが合算されるなど、少々複雑なルールになっていた。

このような保険料拠出の例外として、長期の就労不能給付(Inccapacity Benefit)や、雇用支

援手当(Employment Support Allowance)を受給していた期間がこれに当たる。また、3つの給付のうちに遺族ひとり親手当と遺族手当の場合には、受給するにあたって参入される期間として 25%まで削減することができ、一時金である遺族給付にはこのような手当がなされてはいなかった。

一時金以外の給付額決定に当たって参考されるのは年齢と拠出期間・拠出額であるが、その結果として遺族手当の受給者のうちおよそ 80%、遺族ひとり親手当受給者の 46%が、満額を受給することができていなかった。このような結果を生じるのは制度の複雑さに起因しているのであり、遺族自身に受給権があるかどうか、受給権があるとすればいくらになるのか、ということについて判断ができないからである。このような不確実さの中で配偶者、シビル・パートナーが死亡した直後の遺族配偶者が給付申請（裁定請求）をしない、というのは理解できる状況であった。これらの結果、遺族手当や遺族ひとり親手当を受給することで生活が保障されているという感覚は、いつこの給付が停止するのかわからない、という不安と相殺されているのであった。

これに加え、受給者が再婚した場合に給付が廃止されたり、事実婚を開始した場合には給付が停止することについて懸念を持つ受給者が少なくなかった。これは配偶者、シビル・パートナーの死亡後に新しい家庭を築くことを躊躇わせる要因ともなっていた。

D) 労働市場との関係

遺族給付は遺族を労働市場から遠ざけてしまう所得保障制度であった。確かにこれらの給付は雇用から得られる賃金の多寡によってその額や受給権に影響を受けるものではないけれども、働いている場合に遺族給付を受けるとその他の社会保障給付を申請受給することはごく稀なことであった。それ故に、遺族給付の主要な機能は、働いていない遺族の就労環境が整うまでの間の生活保障の助けになるとと、配偶者、シビル・パートナーの死亡から生じる直接のニーズに焦点化すべきである、ということになる。

労働市場との関係については次の三点を指摘した。

第一が、改革前の制度に基づいた受給者は、その受給要件として就労に関する事項を求められることができなかったため、労働市場において不活動な者として位置づけられることになったことが指摘された。このような者を労働市場に統合していくためには、配偶者の死亡から一定の時期に限って所得保障を行い、死亡により生ずる直接のニードのみに給付を行うことが適切であるとされた。

第二が、遺族関連給付の受給者がそのほかの社会保障制度に基づく給付を受ける場合であっても、事実上就労を要件として課されることがなかったということである。遺族関連給付の受給者であったという事実によって就労不能であると判断され、一般的な公的扶助制度である所得補助や求職者手当の受給に際して労働年金省のパーソナル・アドバイザーがワークプログラムへの従事を指示することがなかったのである。この状態が継続したままで子どもが児童手当を受給できなくなる年齢にまで成長することで遺族給付の受給権を喪失したとしても、遺族配偶者には就労経験が乏しいために現実的には就労することがで

きない状態に陥っていた。

遺族給付制度は、遺族配偶者、シビル・パートナーが労働市場に復帰しやすくなるよう、支援期間を集中化、短期化すべきである。経済的な支援は公的扶助制度のユニバーサル・クレジットが担うべきである。遺族給付はユニバーサル・クレジットまでの経過的、過渡的、補完的な所得保障制度として位置づけられるべきである。

ユニバーサル・クレジットもまた改革直後の制度であり、経過措置中である。ただ、完全施行された暁には、遺族給付との関係が焦点化する。もしも制度変更がなされなかつたとしても、現在の遺族給付制度の受給者のうち 30%を超える人が公的扶助を受給しているのであり、これらの人々には就労関連活動が義務付けられることになる。

第三が、労働市場から長期に遠ざかっていると、単に労働市場における雇用可能性を減少させるだけではなく、健康状態や社会生活においても悪影響が生じていることが報告された。このような状態を開拓するためには、遺族給付の受給者が労働市場と接触し続けるための施策を講じるか、給付を一定期間に限定して労働市場に向かわせる必要があるものと指摘した。

しかしながら、遺族が労働市場に参入すべく就労関連活動を義務付けられない、ということは、配偶者、シビル・パートナーの死亡直後に生活を再建する必要がある時期においては、非常に重要な役割を持っているのである。ただそれも限度はあるのであって、20 年も再建期間として位置づけられるのは不合理である。現在の制度はこれを許容しているのである。

E) 今回の提案で検討しない事項

2014 年改革では次の 3 点については検討しないこととなった。

第一が、事実婚である。他の分野では事実婚について法律婚と同等の、あるいはそれに類する権利を付与する立法例がみられる。しかし、遺族給付でこれを拡大すべきか否かについて明確な答えがあるわけではなく、今回は検討しないことになっている。

第二が、社会基金の葬祭給付である。社会基金の貸付制度に葬祭費用給付というものがあるが、今回はこれとの整理はしないことになった。

第三が、ミーンズテストである。現在の遺族給付は国民保険の保険料拠出に基づく社会保険制度であるが、これをミーンズテスト給付に移行すべきとの意見がある。確かに、死亡配偶者が何らかの事情で保険料拠出をしていないことについて、その不利益を遺族配偶者、シビル・パートナーに負わせるのは不合理であるともいえる。しかしながら、遺族になったことによる経済的なニードは、遺族配偶者、シビル・パートナーの所得が高いか低いか、ということとは無関係に生じるものである。この問題の結論を得るのは時期尚早であるといえるので、今回は結論を見送ることになった。

4.2 提案内容

以上の問題認識の上で、コンサルテーション・ペーパーは次のような提案を行う。

まず、大前提として、制度を簡素にすることが必要であることを強調する。これに基づき、次の 2 つの選択肢を提言する。

(1) 一時金への一本化

第一が、遺族給付の定期給付を廃止し、一時金に一本化するというものである。その支給額は、扶養児童がいない場合に £ 6,000（約 84 万円）、扶養児童がいる場合には £ 10,000（約 144 万円）となる。

この提案理由は三点ある。まず、遺族に必要なのは配偶者が死亡した直後に生じるニードを補完するということである。そして、ユニバーサル・クレジットの収入認定から 1 年間は控除することによって満額のユニバーサル・クレジットを給付することができ、個人・世帯の所得状況に適合的な給付ができる上に、一時金の使途に関して受給者にフレキシビリティを付与することができるということである。さらにユニバーサル・クレジットを受給する場合には遺族であっても就労関連活動を義務付けられることになるが、これは子どもの養育など、個別の状況に応じて設定することができるのであり、必ずしも全ての受給者に就労を強制されるわけではない、ということであった。

(2) 一時金と定期金の組み合わせ

第二の選択肢は、一時金と定期金の組み合わせである。提案内容によると、扶養児童がない場合には、一時金として £ 3,000 を支給し、定期金として毎月 £ 250 を一年間にわたった支給するというものである。扶養児童がいる場合には一時金が £ 5,000、定期金が毎月 £ 400 を一年間ということになっている。

この提案理由も 3 つある。ひとつは、確かに（近年の葬祭費用高騰にみられるよう）一時金の社会的要請は高まっている。遺族給付がこれに対応することは重要な役割を担っている。しかし、配偶者の死亡という混乱期にあって、多くの受給者は多額の一時金の使途について思慮ある行動をとるとは限らない。そこで一部を一時金として、残額を定期金として、計画的に生活再建をすることの助けになろうというものである。次の理由は、以前の公的扶助給付（求職者手当等）が 1 週間ごとに給付されていたが、ユニバーサル・クレジットは 1 か月当たりの給付に変更されたことに対応するためである。だからといって遺族給付をユニバーサル・クレジットにおいて収入認定すべきということにはならない。家計の計画的な運営に寄与する効果をもつのであって、就労関連活動をどの程度義務付けるかについては、別途の考慮を必要とするのである。さらに、一定期間の生活再建の中には求職活動が含まれることになるが、それには定期的な経済的支援が不可欠である、ということである。

(3) パブリック・コメント

これらの選択肢とは別に、コンサルテーション・ペーパーでは次のいくつかの要検討事項を付記した。これらの要検討事項については、関係団体や個人からの意見収集を行うことになった。この中からいくつか抜粋しよう。

まず、遺族給付の性格をどう考えるかということである。とりわけ今回の提案は一時金

に収斂させるものを含んでいるために、給付の性格や遺族となることのリスクをどう把握するかということが問われることになる。

また、一時金と定期金の組み合わせである選択肢 2 の場合、扶養児童の有無に関わらず定期金の支給期間上限を 1 年に統一化するのが妥当か、ということである。扶養児童がいる場合には就労準備の期間と子どもの養育にかかる調整期間が同時期に進行することになるが、この活動に要する期間を考慮する必要はないか、ということである。

さらに、現行の遺族給付は年齢要件や受給額算定に年齢が重要な意味を持っているが、今回の提案は年齢要件を外して受給額の算定にも反映されないということになっている。これについてどのように考えるか。そもそも死亡配偶者、シビル・パートナーの保険料拠出歴によって受給額が決定する現行システムが妥当であるかどうか。

そして、今回の提案は受給者が再婚したり新たなシビル・パートバーシップを締結した場合であっても失権しないこととしているが、この措置は妥当か。

また、そもそも新しい給付の名称はどうすべきか。

以上のような内容のパブリック・コメントを求めた。

4.3 提案に対する反応

政府の提案に対して、関係団体や関係個人はこれに同意するもの多かった。その報告書⁹によると、50 もの関係団体及び個人から反応があった。その概略は以下の通りである。

A) 提案への賛同

関係団体は、ほとんどがこれに賛成していた。ただ、いくつかの懸案事項が示されていた。それは、配偶者、シビル・パートナーの死亡直後に重大な経済的な決定をしなければならないと言うことに由来していた。そのような時期に一時金を支給されてしまうと、将来の生活設計に悪影響を及ぼすのではないか、一時金を支給されるとすぐに費消してしまう、計画的な執行ができないのではないか、といった主として一時金に集約されることの懸念であった。

B) 選択肢

コンサルテーション・ペーパーでは二つの選択肢を提示していたのであるが、結果は提案内容を見る限り結論は見えていたのである。確かに総支給額は両者で異なることはないのであるが、選択肢 1 のデメリットを選択肢 2 でクリアする、という関係で記述されていたため、ほとんどの関係者は一時金と定期金の組み合わせである選択肢 2 を支持したのであった。

C) 給付の名称

遺族給付の制度体系が 3 つから一本化されるにあたり、その給付の性格も変わることか

⁹ Presented to Parliament by the Secretary of State for Work and Pensions by Command of Her Majesty, *Government response to the public consultation Bereavement Benefit for the 21st Century* [Cm 8371](TSO,2012).

ら、名称も募集された。遺族給付(Bereavement Benefit)、遺族支援基金(Help in Bereavement Fund)、国民保険遺族資格(National Insurance Bereavement Entitlement)、所得補助死亡給付(Income Support Death Benefit)といったような提案がなされたが、結局は遺族支援手当(Bereavement Support Allowance)が採用された。ちょうど就労不能給付(Inc incapacity Benefit)が就労支援手当(Employment Support Allowance)という名称に変更されていたことと平仄を合わせる意図があったものと思われる。

D) 支給期間

パブリック・コメントでは一時金と定期金の組み合わせである選択肢2を選ぶものが多くだったのであるが、定期金の支給期間が問題となった。

多くの回答者は少しでも長い期間に給付されることを望んだ。しかし、生活再建の期間は個人の状況（子どもの養育、就労環境、再就職可能性）によって様々なのであり、個別の状況に応じて設定すべきだとの意見があった。さらに、支給期間満了後に遺族がどのような感情を持つだろうかという懸念が表明された。社会政策調査ユニットやヨーク大学での調査によると、現在の制度でも子どもの有無にかかわらず12か月で生活が再建するという証拠は乏しく、配偶者の生前状態に復帰できたとは言えない状態にある者が少くないことが表明された。

このような事情から、定期金の支給期間については12か月にこだわることなく、再検討されることになった。

E) 他の給付、租税との関係

関係団体からは、ユニバーサル・クレジットとの関係を整理すべきだとの意見が表明された。というのは、遺族にとって提案されている遺族給付(遺族支援手当)とユニバーサル・クレジットとは、生活再建期における児童養育費用と引っ越し等の住宅関連費用との点で、重複することになるからである。

社会政策ユニットとヨーク大学は、遺族支援手当についてはユニバーサル・クレジットの収入認定から除外すべきであることを主張した。その理由は、ユニバーサル・クレジットが日常生活の最低限度を保障する費用であるのに対して、遺族支援手当は死亡から生じる一時的な生活困難に対応するものであって、両者の性格が根本的に異なるというものであった。しかし、これに対してはいくつかの団体は定期金が支給されている間の収入認定除外が単純に収入の増加を生じさせることになるのであるから、受給者に濫用を招いてしまうという懸念を表明した。

租税に関しては、低所得者租税改革グループが重要な指摘をしていた。改革前遺族給付の租税システムはきわめて複雑なのであって、それを正す必要があるというのである。そこで提案されたのが、新しい遺族支援手当の給付時に非課税とするもの、給付時に課税しておきその旨を表示すること、のいずれかを採用すべきである、というのであった。

F) 受給要件の簡素化

保険料拠出要件に関しては幅広い意見が集まった。Child Poverty Action Groupなどは、受

給要件算定時の保険料拠出を簡素化することは同意するものの、子どもがいる場合にはそれをあまり重要視すべきではないといったようか意見を表明した。ただ、全体的な意見は保険料拠出の算定基礎となる期間を拡大することにある。それには国民保険料を十分に拠出していなかったことをどのように取り扱うべきか、ということに問題が集約された。

保険料拠出期間に見なされる期間として、雇用ではなく家事をすることで生計維持に寄与していた期間をどう評価するか、疾病や障害によって就労することができなかつた期間をどう評価するか、フルタイム教育終了直後の期間をどのように評価するか、といったことが主たる懸念であった。

これらの問題について、関係機関は次のような代替案を提示した。たとえば、死亡配偶者と遺族配偶者の両方の保険料拠出期間を合算すべきである、保険料クレジットの期間を納付済期間として全て反映させるべきである、保険料拠出期間によらず遺族全員に支給すべきである、というようなものであった。

G) 年齢

これまでの45歳以上という年齢要件については、おおむね歓迎された。その主たる理由は、子どもがいない遺族であっても生活再建は必要なのであり、すぐに新しい配偶者などが見つかるわけではないということであった。たとえば若くして配偶者が死亡して就労しようとしても、新たな資格を得るために学校に進学したり、過去進学していた学費などの負債を支払わなければならない状況もあり、これらを排除する理由はない、ということであった。

他方で、若年遺族への給付を否定するものではないけれども、その給付額は高齢遺族に比して低額で良い、という意見もあった。それによってトータルの遺族給付関連予算を変更しないことが重要であるとの配慮によるものであった。

上限年齢については、現行の老齢年金支給開始年齢という取扱について特段の意見はなかった。ただ、老齢年金の支給開始年齢引き上げに応じて遺族支援手当の上限年齢も見直すべきであるという意見があった。

H) 再婚の取扱いについて

政府の提案は、受給者の再婚や新たなシビル・パートナーシップが受給権に影響を及ぼさない制度設計であった。これに対して関係団体は、ほとんどが賛同した。その理由は、給付が縮減して限定される中で、再婚停止が果たす役割が限定的になるからであった。

さらにいくつかの意見が出された。再婚停止条項は新しい関係を創設することの妨げになっているのであって、それは無視できない。たとえ新しい配偶関係が成立したとしても、配偶者の生計は配偶関係で考えられるけれども、子どもの養育費が消滅するわけではない。そもそも新しい配偶関係によって以前の生計関係がすべて代替されるとは限らない、というとであった。

以上のように、再婚停止条項については、おおむね理解されていた。

I) 就労支援との関係

今回の改革は、受給者に対して遺族給付から就労へと移行するよう求めるものであるといえる。そこで重要な政府の役割は、雇用の支援である。

Bath 大学の調査によると、遺族が労働市場に復帰するにあたっては、経済状態よりも精神的な状態の課題が大きい。しかし子どもがいる場合には遺族配偶者と子どもとの関係において、経済的に着実な生活を営むことが重要なのであり、これに向けた支援が必要となる。

前述のように、遺族になったことをきっかけとして公的扶助給付であるユニバーサル・クレジットを受給する遺族が 30% 程度いるが、これら遺族には就労関連活動が求められる。これは主としてユニバーサル・クレジットの機関であるジョブセンター・プラスが行うのであるが、その体制をまずは強化する必要がある。その内容として、遺族の場合には就労関連活動を義務付けられる期間を緩和すると同時に、個別の状況に応じてその期間を延長するといった措置が考えられる。

このように、遺族に対する就労支援の個別化を図ることによって、配偶者、シビル・パートナー死亡からの生活再建について就労支援サービスを強化することで対応し、その分の所得保障を減じる、という関係が成立することになる。

4.4 法の制定

このような議論を受けて、2014 年年金法(Pensions Act 2014)が制定された。2014 年年金法は、その主たる内容が基礎国家年金と報酬比例年金の二階建て構造であったものを、一層型(Single-tier)にするという大改革であった。その内容は日本でも紹介されているが、イギリス国内においても議論はいずれかといえば老齢年金部分に集中しており、適用除外年金の廃止や私的年金へのシフトに伴う問題に焦点化され、遺族給付制度は多くの検討課題を残すことになった。

遺族給付に関しては名称を遺族支援手当とすることに決定したものの、その具体的な内容について法律ではほとんど書き込まれることがなかった。すべては 2017 年 4 月に施行されるまでに策定される、法規則（スケジュール）に委ねることになった。そこで、法が制定されたものの、遺族支援手当に関する議論が継続することになった。

4.5 政府反応に対する社会保障諮問委員会の報告

政府が行ったパブリック・コメントへの反応に対し、政府内で政策提言を行う社会保障諮問委員会は 2015 年にこれに対する研究報告を行った。

社会保障諮問委員会は、政府の対応の一部を批判した。たとえば、所得保障制度の構造として今回の提案がそれほど排斥されるべきものではないかもしれないけれども、現状認識が誤っていたり、うまく機能していない制度を前提にして提案されていることの正当性を問うものであった。

たとえば、現状の遺族給付の受給者が受けている水準は低額に過ぎ、生計を維持するに

は足りない。その上に捕捉率が低く、遺族給付としての機能を果たしているのか疑問であるという認識を示した。また、提案されている定期給付の一年間という期間は、子どもを養育するには短すぎる上、命日に給付が廃止されることの感情的なインパクトを看過できない、ということもあった。そもそも 12 か月は生活再建にとって短すぎるので、総支給額を増やさないようにしてでもたとえば 18 か月に延長すべきである、という意見を表明した。

遺族の就労支援に関しては、配偶者死亡から生計を維持するに足りる所得が得られるような就労を得るまでの期間には、男女差があることを指摘した。おおむね男女平均では 12 か月から 18 か月かかっているのであるが、女性ではその期間が長期化している。特に低所得の女性については、経済的困難がこの間継続することになるし、24 か月かかってもここから脱することができない状態も散見される。これを改善するためには、政府が説明している現行の就労支援では足りず、より集中的な支援が必要であるとする。ただ、多くの遺族女性が労働市場に復帰したとしてもそこで得られる雇用は不安定であり、低賃金に甘えることも少なくない。それに、扶養児童がいる場合の就労困難性も看過できず、事業主の協力も不可欠である。このように、就労に関してはまだまだ改善されなければならないことが残されている。

5 新制度の概要

5.1 制定経緯

2014 年法年金法は既に成立していたが、遺族支援手当についてはその 31 条（遺族支援手当）、32 条（遺族支援手当の受給要件と改正）、33 条（収監中の者に関する取扱い）だけを定めているに止まり、具体的な内容については下位規則である遺族支援手当規則(The Bereavement Support Payment Regulation)に委ねられることになった。

ところで、遺族支援手当の規則策定は各団体との調整や司法の動向を見極める必要があり、難航を極めた。制定されたのは施行日から一月を切った 2017 年 3 月 15 日のことであった。この規則は 2017 年 4 月 6 日以降に死亡した配偶者の遺族に関して全面的に適用されることになり、それ以前の死者との間で適用関係を異にし、制度移行に係る経過措置が設けられることはなかった。

5.2 受給期間（規則 2 条）

遺族支援手当の受給期間は次のように定められた。

遺族支援手当の受給は、配偶者、シビル・パートナーの死亡から 3 か月以内に給付申請されたときには、死亡日を基準として支給される。配偶者、シビル・パートナー死亡から 3 か月以上を経過して給付申請したときは、死亡日から 3 か月になる日を基準日として給付が開始される。

受給期間が終了するのは配偶者、シビル・パートナーの死亡日から起算して 18 か月であり、受給申請の遅延で死亡日から 3 か月目を受給開始日となっても、受給期間が延長され

ることはない。

5.3 遺族支援手当の受給額（規則 3 条）

有子世帯の遺族支援手当は、毎月 £ 350、配偶者またはシビル・パートナーの死亡日に相当する日に支給される（死亡日が 31 日の場合には翌月 1 日、29 日または 30 日の場合に 2 月にあたるときは 2 月 1 日が給付日となる）。配偶者、シビル・パートナーの死亡日から 12 か月以内に受給申請したときには、申請日から 1 か月以内に £ 3,500 の一時金が支給される。この結果、最大で £ 9,800 が支給されることになる。

子どもがいない世帯の遺族支援手当は、毎月 £ 100、配偶者またはシビル・パートナーの死亡日に相当する日に支給される（30 日などの取扱いは上記と同じ）。配偶者、シビル・パートナーの死亡日から 12 か月以内に受給申請したときは、申請から 1 か月以内に £ 2,500 の一時金が支給される。この結果、最大で £ 4,300 が支給されることになる。

5.4 高額基準（規則 4 条）

遺族支援手当の受給額は上記のように二種類あるが、このうち高額（毎月 £ 350、一時金 £ 3,500）の対象者は次のように定められている。

○配偶者またはシビル・パートナー死亡時に妊娠していた者。

○配偶者またはシビル・パートナー死亡時に 1992 年社会保障拠出給付法第 141 条の規定により、児童手当の受給権を取得していた者。

○配偶者またはシビル・パートナー死亡後に、1992 年社会保障拠出給付法第 141 条の規定により児童手当の受給資格対象となっている児童または適格若年者と同居していることで、児童手当の受給権を新たに取得することになった者。

なお、児童手当の受給対象となる「児童」とは、2005 年児童手当法第 1 条に定める「16 歳に満たない者」であり、「適格若年者」とは同条で定める「条約で定める年齢」を指す¹⁰。

5.5 標準基準（規則 5 条）

遺族支援手当の受給額のうち、標準的支給額（毎月 £ 100、一時金 £ 2,500）の支給対象となるのは、高額基準の対象とならない者である。つまり、配偶者またはシビル・パートナー死亡時に妊娠中でなかったか、児童手当の対象となる子がいない場合である。

5.6 在監者の取扱い（規則 6 条、7 条）

刑事事件の判決により在監中の者が受給権者となりうる場合であっても、その者には遺族支援手当を支給されることはない。ただし、判決確定前の刑事訴訟手続において勾留されている場合などはこれに当たらず、再拘留(remanded in custody)されている場合もこれに

¹⁰ なお、条文は 1992 年社会保障拠出給付法の条文を改正するための法律として 2005 年児童手当法が制定されているのであり、いわゆる溶け込み方式が採用されている

当たらない。

6 関連する制度

6.1 遺族給付と公的扶助

イギリスにおける公的扶助制度は、近年まで対象者別に構成されていた。

確かに 1948 年の国民扶助法は、対象者を包括的に把握していた。そして 1986 年のサッチャー政権による社会保障制度大改革においても、基本的には同じスタンスが採用されていた。

ただ、制度が同じであっても、対象者ごとに必要とされる条件が異なっていた。具体的には、公的扶助受給者に対して就労に関連する活動をどの程度義務付けるか、という問題である。確かに国民扶助やそれに続いた補足給付制度では、高齢者、障害者、疾病、そしてひとり親（離別・死別を問わない）については運用上就労関連活動を義務付けることがなかったが、稼働能力がある失業者には就労関連活動を義務付けられていた。

ところが、これには受給者のカテゴリーごとに就労関連活動の義務づけの程度を変えることが果たして妥当であるか、という問題が生じていた。確かに障害者など一般的には稼働能力を喪失していると見なされる場合もある。しかしそのことによって、本来は稼働能力がありながらも障害者と分類されることによって就労関連活動の義務づけを回避することができたし、見かけ上の失業率を低下させることができた。これにより、1980 年代からは公的扶助の受給率が飛躍的に増大し、公的扶助給付に依存して生活する者が少なくない状況であった。

このような事態を受け、公的扶助給付を受給対象者のカテゴリーごとに別の制度を設けることにし、それぞれの受給要件を異ならせることにした。たとえば、1990 年代後期には高齢者に対する低年金制度を補完する目的で設置された年金クレジットの特色は最低保障年金の税方式化であるけれども、現実は高齢者向けの公的扶助制度であった。1995 年の求職者法による求職者手当は、国民保険の拠出に基づく部分と税財源の公的扶助制度に基づく二つの給付が組み合わさっていたものであった。障害者についても雇用支援手当という名称の公的扶助給付が整備された。そして、これらカテゴリーに属さない者については、一般的な公的扶助制度を改正することなく、制度の受け皿として所得補助(Income Support)を残していたのであった。

これらの制度の特徴は、受給者カテゴリーごとに就労関連活動の義務づけの程度を変えることができることがあった。これと同時に特筆すべきなのが、国民保険料の拠出に基づく社会保険給付としての制度と、税財源に基づく公的扶助給付との基本的な受給要件を変えることなく（もちろん、保険料拠出要件は異なる）、給付の内容水準を統一化したことにある。したがって、これらの受給者からすれば、自身が受給している給付が保険料拠出に基づくものなのか、それとも税財源に基づくものなのか、ということはさほど関心を持たれることができなかつたのである。

イギリスの社会保険制度は全国民を対象とする国民保険制度をその特徴としているが、その保険料徴収機構は、現在所得税等の徴収を所管する歳入関税庁委ねられている。そして保険料は基本的に所得税に類似した報酬比例なのであり、国民にとっては徴収される金員が国民保険料なのか所得税なのか、ということは外見上わかりにくい状態になっている。したがって、国民が保険料拠出に牽連性のある国民保険料に基づく給付であるのか、それとも公的扶助であるのか、ということはあまり意識されていないように思われるのである。これに加え、これらカテゴリー別の扶助のいわば残余として構成された所得補助は、その主たる対象者が生別・離別の母子世帯と、子どもがいない遺族となった。これらの者には制度上それほど強く就労関連活動を命じられることが少なかった。そもそもカテゴリー別の扶助が構成して国民保険と密接な関係を持っているのは、そのカテゴリーに属する者の給付に対するステigmaを排除することも目的であった。そのため、ある特定の生活困難を抱えているカテゴリーが、公的扶助給付を受給することに関するステigmaは、それほど大きくなかったものということができる。

6.2 離別世帯への制度

遺族給付は死別世帯に対する給付であるが、子どもがいる場合には死別であろうが生別（離別）であろうが、所得保障の必要性に変わることはない。

死別と離別とで異なるのは、前者はひとり親になる契機に意思が介在しないのに対して、後者は選択の結果であるということである。それ故に、生別ひとり親世帯の所得については、私的な家族の問題として処理されることが通例であり、国家はこれに介入すべきではないと考えられていた。そこで、生別ひとり親世帯に対する社会保障制度が発展することはなかった。

しかしながら、私的な関係における養育費はその約定や履行に多くの問題を抱えており、あまり機能していなかった¹¹。現実には1990年代に公的扶助給付である所得補助を受給する離別母子世帯が増大した。司法領域でも養育費に関しては父親に寛大な措置がとられたことと相まって、母子世帯の子どもの扶養には社会保障制度が機能せざるを得なくなっていたのである。このような状況は、母親が社会保障制度に依存した生活を送る一方で、父親が支払うべき養育費を国家が肩代わりしている、という見方がされるようになってきた。

そこで1990年に政府は白書を提出し、客観的な養育費算定方法の確立、養育費の査定徴収と履行強制、母子家庭の母親に対する就労促進策を提言した。これに基づき1991年には養育費法（Child Support Act）が制定された。同法では特に履行確保に関して、父親から母親に直接養育費を支払うことは否定しないが、創設された養育費庁が父親から養育費を徴収し、それを母親に支給するという制度を採用した。この際、母親が公的扶助制度である所得補助を受給している場合には、養育費を収入認定し、所得補助の受給額を削減するこ

¹¹ 下夷美幸『養育費政策にみる国家と家族』（勁草書房、2008年）172頁以下を参照した。

とした。このように、養育費の履行と公的扶助制度の適切な運営（国家財政と福祉依存の削減）という目的を実現しようとしたのであった。

ところがこの制度は批判に曝された。この批判は主として養育費算定や費用徴収の運営上の問題によるものであった。そもそも査定方法などにも批判的な意見が散見され、1995年には算定方法の変更などを含む法改正がなされた。1997年に発足した労働党政権は制度変更に関する白書を公表し、2000年には児童扶養・年金・社会保障法が成立した。同法は算定方法の簡素化や父親の不払いに対する制裁措置の強化（たとえば、自動車運転免許の停止）など、基本的な方針は前政権と変わることがなかった。ただ、制度における理念は「母親の生計維持と子の養育」から「父と子の関係」における養育費のあり方に比重が置かれ、父親と子どもとの権利義務関係を強化するものとなった。

このように、離別ひとり親世帯に対する所得保障制度のあり方は、基本的な考え方として私的扶養関係を権利義務で把握し、私的自治領域に国家が介入すべきでないということについてはずっと以前から変わっていない。したがって、死別世帯に対する遺族給付を社会保障制度で議論するのに対して、同じニードを持つにもかかわらず離別世帯にはこのような議論をしないということになる。

6.3 孤児に対する制度

孤児に対する制度として、後見人手当(Guardian's Allowance)がある。

同手当は主として両親ともに死亡した子を養育する者に支給されるミーンズテストを要しない給付であり、わが国でいう社会手当に該当する類型の制度である。このために受給権者が就労しているかどうか、国民保険料の拠出記録とは無関係に支給される。支給対象者は主として法定後見人であるが、現実に養育している事実があれば法定後見人でなくとも支給対象となる。

後見人手当の支給額はタックスクレジット等と併給調整されるが、ミーンズテスト給付の収入認定からは除外されている。ただし、ミーンズテスト給付に関する給付キャップ制の対象とはなっており、少々複雑な制度構造を有している。

6.4 派生年金と相続年金

2014年改正前制度においては、配偶者またはシビル・パートナーの国民保険料拠出に基づく派生的権利の年金を受給することができた。この制度を利用していたのは圧倒的多数が女性であり、女性の老齢年金保障としての機能を有していた。

年金支給開始年齢に到達した女性は、夫が生存して婚姻が継続している限り、夫の基礎国家年金の60%に等しい年金額を最低保障として受給することができた。つまり、夫の年金額の160%の年金を夫婦で受給することができたのであった。この60%の最低保障は、配偶者の死亡によって100%保障ということになっていた。このような婚姻時の配偶者保険料拠出に基づく最低保障年金を、派生年金(derived pension)と呼んでいた。

また、報酬例部分の年金である国家稼働所得比例年金制度（SERPS）や国家第二年金については、配偶者の死亡後 50%を上限とした相続年金（inherited pension）を受給することができた。

この措置は、夫の死亡時に婚姻中であったことに限らず、夫の死亡時に離婚していた配偶者も給付の対象となっていた。

この派生年金と相続年金は、配偶者の保険料拠出記録に基づいて発生するものであり、生存配偶者の保険料拠出に換算されるものではない。たとえば、かつての制度では、婚姻女性が就労している場合、「婚姻女性スタンプ」という国民保険料の減額拠出制度を選択して保険料を拠出していた期間については、この派生年金の権利が発生しないものとされていた。この「婚姻女性スタンプ」制度は 1977 年に廃止され、新たに選択することができなくなったけれども、現実には加入を選択し続ける女性が数多く存在していた。「夫の保険料拠出に基づく派生的な権利」ではなく、「自らの保険料拠出に基づく自らの権利としての老齢年金」を希望する女性が数多く存在しており、制度の個人単位化を希望する声が少なくなかったからである¹²。

このような状況において、2014 年の年金制度改革は二階建て制度を一層型(single-tier)にするものであった。この制度は定額部分の基礎国家年金と報酬比例部分の国家第二年金を統合して基礎国家年金を増額する定額給付としただけでなく、保険料拠出時点での配慮も拡大することになった。たとえば、2002 年よりも前に無給で何らかの活動に従事していた期間についても、保険料のクレジットという拠出みなし制度の適用を拡大して保険給付に結びつけることとしたのであった。しかし、この措置を導入して派生年金などを廃止しただけでは、数多くの女性の年金額の減少を招く結果になってしまう。そこで、2016 年以降に年金支給開始年齢に到達した者に関してこの制度の前面適用をすることとして、既に派生年金や相続年金を受給していたものについては、経過措置として総年金額の減少を招かないこととした。この改正により、2016 年以降に年金支給開始年齢に到達する者については、潜在的に不利益を被ることになるが、自らの保険料拠出に基づく年金の受給額は制度改革によって増額されることから、その効果は相殺されることになった。

この制度改革については批判もあった。経済ジャーナリストの Paul Lewis は、派生年金等の廃止が女性差別に当たると主張していた。確かに、派生年金は離婚した女性が経済的に安定することができるという効果も持っている。

しかし、労働年金省大臣はこれに対して現代社会においては世帯単位で構成されている派生年金よりも、個人単位で構成される一層化年金が適合的であると主張した。年金の個人単位化について、将来は配偶者（主として夫）の保険料拠出に基づく妻の年金権そのも

¹² House of Commons Work and Pensions Committee, *Communication of the new state pension Eighth Report of Session 2015–16*, 2016, pp14-15. Rowena Crawford, Soumaya Keynes, Gemma Tetlow, *A single-tier pension: what does it really mean?* (Institute for Fiscal Studies, 2013) pp12-15.

のを廃止すべきであるという意見もあり、一層型年金制度は全体的に公的年金の個人単位化を促進させるものとして評価されている。

7 残された問題

7.1 事実婚と法律婚

イギリスの遺族給付制度は、年金制度は法律婚とシビル・パートナーを対象としており、事実婚は対象となっていない。同性婚が年金制度の外的要件（シビル・パートナー法の制定（2004年：UK法）、2013年同性婚法（スコットランド））によって社会保障制度一般が公的に認められた同性婚カップルにもその範囲が及び、遺族給付においても認められていたこと、日本の国民年金法・厚生年金保険法が法制定当初から事実婚を含んでいることに比べると、いささか奇異な印象を受ける。

もっとも、イギリスの社会保障法は、遺族給付を除いて事実婚を排除していない。

このような状況において、近年事実婚配偶者が遺族給付を得ることができないことを不服として国を訴えた事件がある。北アイルランドの McLaughlin (In re McLaughlin's (Siobhan) Application [2016] NIQB 11.) 事件がそれである¹³。

なお、法律婚とシビル・パートナーに限定する（事実婚を排除する）規定はイングランドと北アイルランドにあり、スコットランドは「継続的且つ対外的に認知されている同棲（cohabitation with habit and repute）同棲を含んでいる。

北アイルランド居住の McLaughlin(女性) は法律上の婚姻ではない状態で 23 年間同棲生活を続けていた。死亡した事実婚配偶者と原告（事実婚配偶者の夫）との間には 4 人の子があり、事実婚配偶者は国民保険料拠出を十分に行ってはいたが、両者が法律上の婚姻関係にないため、原告は一時金たる遺族給付と定期給付たる遺族ひとり親手当を受けることができなかった。原告は 1998 年人権法(Human Rights Act 1998)に基づき、このような措置が社会保障受給権に関する差別的取扱にあたるとして訴えた。

裁判所は、法律上の文言からすると「配偶者」というのが明らかに法律婚を指しており、事実婚を含まないことを確認した。その上で一時金たる遺族給付の受給権を否定した。その一方で、遺族ひとり親手当は子どもに着目した給付なのであり、子どもにとっては親が法律婚か否かは選択の余地がないのであるから、遺族ひとり親手当については支給すべきである、と判断した。

この事件は、子どもに着目すると、親が法律婚か事実婚かということは無関係であって、子どもがいない場合にはこれに対応しない、ということを示していた。現在最高裁に係争中であり、北アイルランドの判決を受けても 2014 年改正法の施行（2017 年）では事実婚を排除した。判決の動向によっては法改正の可能性がある。

そうなると、改正を検討する場合には二つの方向性があるようと思われる。一つは、子

¹³ 解説として、Nevill Harris, "Editorial : Bereavement Benefits and Surviving Members of Cohabiting Couples." (2016) 23 JSSL, pp1-3.

どもがいる場合には法律婚か事実婚を問わずに給付の対象とする場合である。しかし、この場合には事実婚関係を証明できる基準の設定と、その事実関係の証明責任が問題となる。もう一つの方向性は、死亡配偶者またはシビル・パートナーとその子との間に法的な関係が生じていた場合に限って支給対象とするというものであろう。しかしこのような法改正には根本的な問題があるように思われる。

まず前者について。イギリスの遺族給付は受給者に生計維持要件を課してこなかったので、遺族の収入が問われなかつた。これは死亡時に生計を維持されていたかどうかを調査する必要がないことを示していた。このような状態で単に事実婚配偶者の受給権を認めた場合、死亡者と無関係の者が生計維持関係の証明なしに受給できることになる。そうすると、制度にただ乗りする者を排除できない。したがって、法律婚ないしそれに類する公的に証明できる婚姻関係が必要とされたのではないか。この事情からすれば、遺族支援手当制度を事実婚にまで拡大することは、新たな生計維持要件を課して所得調査を必要とするかもしれない。これはかなり大きな変更につながる可能性がある。

そして後者については、再婚事実婚の場合に問題となる。死亡者に子があった場合と遺族に子があった場合とで異なることになる。事実婚関係の死亡配偶者に実子がいた場合、その子と事実婚配偶者との間で法律上の証明をすることが必要となる。逆に、死亡者と養育している遺族配偶者の子との法的関係も生じていない可能性がある。そうすると、その判断は別の要素－たとえば、現実の養育などを立証する必要が生じてくる。このような制度を設けること自体が妥当かどうか、という立法政策上の問題が生じてくるのではないだろうか。

8 おわりに：日本への示唆

8.1 制度改正とその考え方

以上見たように、イギリスにおける遺族給付制度は、1925年 の寡婦給付・寡婦年金・寡婦母親手当によって始まっている。

当初の給付目的は男性配偶者の死亡により遺族となった寡婦に対し、(a)夫の死亡により生じる直接の一時的なニードに対応する給付、(b)主として生計を維持していた労働者たる夫の死亡により、就労していない妻と子に対する生活保障を目的としているものであった。

このような制度構成は夫が働き、妻が家庭を守る性別役割分業に根差していたものであった。

支給対象としての妻と死亡者たる夫との間は同性の法律婚でなければならなかつたが、20世紀末頃からEU法との関係で支給対象者として妻が死亡した夫に拡大され、法の整備により同性婚も対象となつた。しかし事実婚については証明の問題から対象とならなかつたことは、現在でも議論の的となつてゐる。

さらに労働市場の変容により女性の就労率を高める政策が採られ、実際に女性の就労率も高まる中で老齢年金が個人単位化されてきた。遺族給付制度もこれに応じて上記(b)の性

格が消失し、(a)の性格に応じた制度改正がなされた。2014年改正（2017年施行）では、配偶者の死亡時に一時金が支払われて死亡から直接に生じるニードへ対応することと、配偶者の死亡から18か月以内に就労生活を軌道に乗せるための給付へと変更された。このように遺族給付制度を有期給付とすることで、稼働能力者が可能な限り働くことを中核とする制度へと移行することになっている。

8.2 2014年改正の社会基盤と改正に対する反応

2014年の制度改正は、遺族に対する給付をごく質素に、単純なものにするものであった。生計維持者の死亡について国家が果たすべき役割を、遺族の生活再建期における一時的・部分的ニードの補完、といつてもいいかもしれない。

このような制度改正を必要としたのは、制度そのものが複雑であったこと、他制度との関係がわかりにくく重複する場合もあったこと、女性の就労環境が整備された結果、配偶者が死亡しても働くことが重要視された、という事情があったのである。

もっとも、このような改正理由は一朝一夕に達成されるものではない。これを可能にしたのには3つの理由があるように思われる。

ひとつは、遺族給付以外にも利用可能な社会保障制度があることから、必ずしも遺族の生活が遺族給付を中心に構成されていたわけではないことである。

二つ目がとりわけ生計維持者の死亡により、働くことができない遺族に関しては公的扶助制度が機能してきた歴史があったことである。

三つめが、そもそも遺族給付制度は受給者の老齢年金支給開始年齢までしか支給対象となっていなかったことから、主として夫に先立たれた妻の所得保障としては機能していなかった歴史があること、を挙げることができよう。

しかしながら、現地調査での印象としては、次の3つをよく聞くことになった。

ひとつは、女性の就労率が高まっているとしても非正規雇用で生計を維持しうるに足りる賃金を受けることはまれであり、遺族給付の必要性は消滅していない、というものである。

二つ目が、遺族となった者の就労環境は千差万別であり、一律に一定期間で所得保障を打ち切るのは乱暴にすぎる、というものである。

三つめが一時金の使途は年々高騰する葬祭費用に対応するものであるから、その利益を受けるのは葬祭業者に過ぎない、という批判であった。

しかし関係者は同時に次のようなメリットを感じている。この改正は制度を小さくして構造を単純化したため再婚時に失権しないことから再婚促進効果を持つということ、公的扶助制度（ユニバーサル・クレジット）や給付キャップ制との関係では収入認定されないことから、他の社会保障給付に影響を受けずに給付の目的が実現できる、メリットを強調することができる、というものであった。

8.3 イギリスの制度改革から見る日本の社会状況

イギリスの制度改革を可能にしたのは就労環境の変化があったが、他の社会保障制度が補完的に機能する余地があることを看過することはできない。男女間格差についてはEU法の影響という、いわば外圧がなければ実現したかどうか不明である。なぜならば、法律婚主義をめぐって改正議論が古くから続いているのであるが、それが未だ成立していないことからも示される。このように、平等をめぐる理論的问题と、遺族の生活保障という就労実態（それは平等とは異なる次元で存在している）を反映した生活上のニードに給付を行うこととの間には、常に緊張関係を伴っているものということができる。就労環境を整備しようとしている段階であって、仮に同一労働同一賃金が成立したとしても男女間の賃金格差（就労期間を含む）や老齢年金の現実的な機能がすぐに男女間で同一になるものとは言いがたい。そうすると、イギリスのような法改正をわが国で行うことは、時期尚早であると思われる。

イギリスの遺族給付制度は、現実の生活実態に先んじて男女間格差を解消し、制度を小さくすることで就労促進効果を狙ったものといえる。このような制度改革を可能にするのは社会環境がそれを許容するからであり、また改正によって環境が整備されるという循環関係を持っている。わが国でこれを見た場合、遺族年金制度を改正することで社会環境・就労環境を変化させることは困難であり、他制度との連携を待つて初めて実現するものと考える。それまで日本の遺族年金制度は一定程度現実を反映したモデルで展開せざるを得ないものということができよう。

第2章 スウェーデンの遺族年金制度について

秋朝礼恵（高崎経済大学）

1. はじめに

遺族年金は遺族となった配偶者等¹や子に対する給付である。いずれも徐々に支給対象が拡大され今日に至っている。

まず、遺族配偶者等に対する遺族年金は、1946年国民年金法（1946 års lag om folkpensionering (1948年1月1日施行)）中に規定された特別の寡婦年金が最初である。当時は55歳以上の寡婦を対象とする所得調査付きの給付であり、寡婦が自身の老齢年金あるいは障害年金を受け始めるまで支給された。55歳以上という年齢要件が設定された背景としては、就労経験がないまま55歳になった女性が自活することは困難であるとみなされたことが挙げられる〔SOU1981:61 p.123〕。

その後、1960年代には寡婦の年齢要件が緩和され、かつ所得調査が廃止されて支給対象が拡大する。支給対象となる寡婦は36歳以上で、夫の死亡時点で最低5年間婚姻関係にあったかまたは同居する16歳未満の共通の子がいる者となった。そして、国民基礎年金からの寡婦年金は寡婦が65歳に達するか自身の年金を受け始めるまで支給され、一般付加年金からの寡婦年金は生涯支給された²。さらに、1990年1月には寡婦年金制度に代わり、男性にも女性にも支給される調整年金³制度が施行され、現在に至っている。

他方、子に対する遺族年金は、寡婦年金より遅れて制度化された。まず、1913年に国民年金制度が創設（翌1914年施行）されたその数年後に、年金権を有する遺族配偶者（男女とも）や離別配偶者（男女とも）への付加給付として児童加算が導入され、所得調査を経て対象となった遺族・離別配偶者に支給された。その後、1930年代には児童加算が廃止された代わりに、年金制度ではなく、児童手当のスキームのなかで父親または両親を亡くした子に対して特別の児童手当（所得調査付き）が支給されることとなった。なお、この手当は父親が働くことができない子にも支給された。そして、一般付加年金が導入された1960年に、子に対する遺族年金が国民年金制度中に児童年金として規定されるに至った。これ

¹ 2.2(1)a.で示すように、遺族年金の支給対象者は婚姻関係にある者に限定されない。そこで本稿では、遺族年金の支給対象者を「遺族配偶者等」とする。

² なお、当時の公的年金は、国民基礎年金(folkpension)と一般付加年金(allmän tilläggspension, ATP)で構成されており、それぞれから寡婦年金が支給されていた（図1）。国民基礎年金からの寡婦年金では、1946年法制定時から、婚姻関係と同等とみなせる同棲関係にあった遺族女性も支給対象とされていたのに対して、一般付加年金からの寡婦年金では婚姻関係を要件としていた〔Prop.1987/88:171 p.52〕。

³ 本稿では、12か月の期間を定めて支給される「一般調整年金」と、子の年齢に応じて支給期間を延長する「延長調整年金」とを合わせて「調整年金」と表記する。

が児童年金である。

2つの遺族年金の展開を簡単にまとめると、およそ次のように言えるだろう。遺族配偶者等に対する遺族年金については残余的性質をもつ制度から普遍的な制度へ、子に対する遺族年金は親への給付の附加的給付から独立した給付への発展である。このような展開の背景には、女性の労働力化の進展、家族のあり方の変化、子の育ちに関わる環境変化（親の経済的役割、社会における子どもの生育環境、子どもの権利等）のほか、条約やEU規則からの要請等があると考えられる。

本稿では、なかでも、女性の労働力化や家族のあり方にかかわる遺族配偶者等に対する年金制度を中心にこれまでの改革の背景・趣旨および現状、さらには今後の課題についてまとめる。なお、遺族年金制度は、それがベースとする老齢年金制度の改正の影響を受ける。スウェーデンの公的年金制度は1998年老齢年金改革⁴を経て、国民基礎年金と一般付加年金の2階建て構造から、所得比例年金にプレミア年金を上乗せする構造になった。そのため、本稿で述べる調整年金制度は導入時（1990年）には旧制度の老齢年金制度をベースとしている。そして、1998年老齢年金改革に合わせた遺族年金制度改正は2000年に成立し、2003年1月に施行され現在に至っている⁵。

2. 遺族年金制度の概要

ここでは遺族配偶者等に対する年金給付と子に対する給付を概観するが、まず、老齢年金制度の概要を簡単に示しておきたい。

2.1 老齢年金制度の概要

1998年老齢年金改革により、国民基礎年金と一般付加年金の2階建て構造から、所得比例年金にプレミア年金を上乗せする構造になった（図1）。新制度の所得比例年金は賦課方式で、プレミア年金は積立方式で運営されている。個人を単位とする制度であり、離婚時年金分割の制度はない。

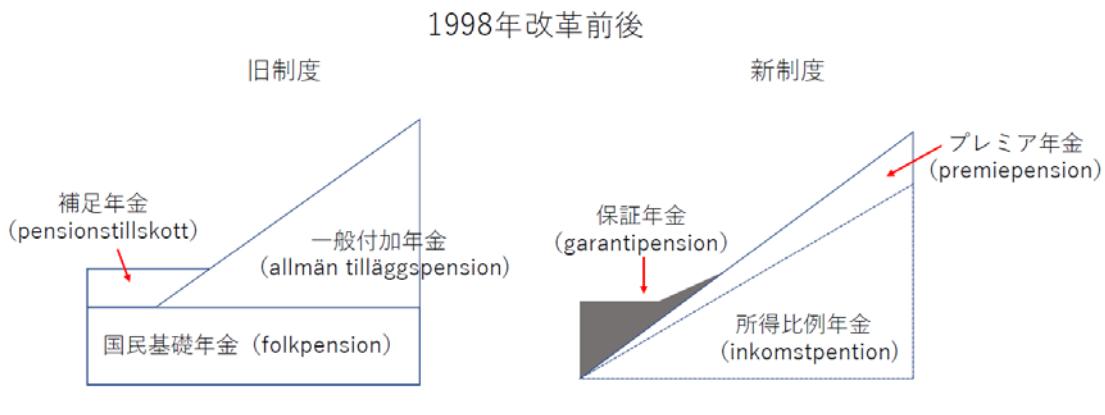
スウェーデンの遺族年金制度は1990年1月から現行制度となるが、これ以前の寡婦年金制度および導入期の調整年金制度は図1の旧制度の老齢年金をベースとしており、国民基礎年金からの給付と一般付加年金からの給付で構成されていた。そして、1998年老齢年金改革以後の調整年金は所得比例年金に基づく給付となっている。児童年金も同様である。

なお、新制度中のプレミア年金からの遺族給付である遺族保障（*etterlevandeskkydd*）は任意であり、この給付を受けるには予め手続きをしておく必要がある。

⁴ 改正法案（Proposition 1997/98:151 Inkomstgrundad ålderspension,m.m.）は1998年6月8日可決成立し、1991年1月に施行された。ただし、改正後の新制度に基づく年金給付は、所得保障年金が2001年から、保証年金が2003年に開始されている。なお、この改正以前の制度を旧制度、現在に至る改正後の制度を新制度とする。

⁵ なお、新しい老齢年金制度に合わせた遺族年金制度の改革を2000年遺族年金改正とする。

図1 スウェーデンの公的年金制度の構造



出所：筆者作成

2.2 遺族配偶者に対する給付

遺族配偶者に対する給付には、一般調整年金 (allmän omställningspension)、延長調整年金 (förlängd omställningspension)、最低保証年金 (garantipension) およびプレミア年金の遺族保障 (efterlevandeskydd för premiepension) がある。前3者は1988年遺族年金改正⁶により創設されたもので、うち、一般調整年金および延長調整年金は従前所得保障を、最低保証年金はその名称どおり最低水準保障を目的としている。また、プレミア年金の遺族保障は、2000年遺族年金改正の際に新設された任意の遺族給付である。

なお、上記4つの他に、1989年末に廃止された寡婦年金 (änkepension) が経過措置により支給されている。

(1) 一般調整年金

a. 支給対象

死亡した者と婚姻関係にある者、パートナーシップ法に基づく登録済みの同性婚者または一定要件を満たす同棲者で、かつ65歳未満の者が対象となる。親、祖父母は支給対象外である。男女差や所得制限はない。ただし、次のように、婚姻関係の有無別に支給対象となる者の要件が定められている。

まず、婚姻関係がある場合⁷は、配偶者の死亡時に同居を常態としており、かつ、次のいずれかを満たさなければならない⁸。

⁶ 改正法成立が1988年であり、施行が1990年1月である。

⁷ パートナーシップ法に基づく登録済み同性婚者は婚姻関係にある者を指す「make (夫)」「maka (妻)」とみなされ〔Pensionsmyndigheten (2016a) p.1〕、調整年金等の取扱いについておいて婚姻関係にある者と同じ要件が課される。

⁸ 社会保障法 (Socialförsäkringsbalken) 第80章第3条

・死亡時に、夫婦の共同監護または夫婦どちらかの監護の下にある 18 歳未満の子と常態として同居していた

・死亡時までの 5 年以上の期間、夫婦が中断なく同居していた

また、婚姻関係がなく同棲関係にある場合は、一方の死亡時に次のいずれかを満たさなければならない⁹。

・死亡した者と以前婚姻関係にあった

・死亡した者との間に子がいる

・死亡した者との間の子を妊娠中であった

なお、年金受給者が死亡した場合は、その年金に基づく一般調整年金が遺族配偶者等に支給される。調整年金の受給権は被保険者が死亡した時点の状況で判断されるので、死亡時点での要件を満たさなかった遺族が、その後、調整年金を受けられるようになることはない〔Prop.1987/88:171, p.104〕。

さて、スウェーデンの遺族年金制度では、遺族と死亡配偶者等との間の生計維持関係を直接には問わず、受給資格要件として明示されていない。そもそも、遺族に対する一時金ではない給付は、遺族と死亡した者との間の生計維持関係を前提として従前所得の一定割合を保障しようとするものである。この観点からは、生計維持関係を直接の要件として課してはいないものの、一定期間以上の同居や養育すべき子がいることをもって生計維持関係があったと見なしていると考えられる。しかし、スウェーデンでは、いわゆる無業の専業主婦（夫）が死亡した場合でもその配偶者に遺族年金¹⁰が支給される。それは、遺族配偶者が育児と仕事を両立させるため勤務時間を短縮すれば収入が減少する可能性があるが、一般調整年金はそのような事態に対応する制度でもあるからである。主として家事や育児を担っていた配偶者が亡くなれば、遺族配偶者の育児負担が増すだろう。一時的であっても勤務時間を減らして仕事と育児の両立を図ろうとするることは十分考えられる。したがって、スウェーデンの遺族年金は、厳密な生計維持関係に依拠する制度というより、むしろ配偶者等の死亡に伴い発生するさまざまなコストに対応する制度ととらえるほうがより適合していると思われる。後述する児童年金についても同様に、無業の親が死亡し、児童年額がないまたは低水準である場合は子に対する遺族支援給付により最低限の給付が保障される。

なお、遺族年金の給付の申請手続は、特段の手続が必要な場合を除き、基本的には不要である¹¹。個人の死亡の事実はパーソナルナンバーによって国税庁、社会保険庁および年金庁が知りうるからである¹²。

⁹ 社会保障法第 80 章第 4 条

¹⁰ この場合は最低保証年金になると考えられる。

¹¹ 社会保障法第 77 章第 13 条

¹² 社会保障法第 77 条第 13 条

b. 支給額

支給額は、死亡配偶者等の所得比例年金見込額の 55%である。支給額に影響を及ぼすのは算出根拠となる死亡配偶者等の年金水準である。遺族配偶者等の就労状態、所得水準および年齢等のほか、子に児童年金が支給されているか否かによっても支給額は影響を受けない。

さて、55%の水準は、1998 年老齢年金改革に合わせて実施された 2000 年遺族年金改正時に定められた。議会提出法案 (Prop.1999/2000:91¹³) と議会内常任委員会の一つである社会保障委員会の報告書 (Socialförsäkringsutskottets betänkande1999/2000:SfU13) によれば、この 55%水準の根拠についての要点は次のとおりである。

55%水準は、旧制度の水準と、新旧制度間の相違を踏まえて定められた。まず、旧老齢年金制度に基づき支給されていた調整年金¹⁴の水準と同程度を確保できる水準であることが基本とされた。また、新旧老齢年金制度の間には支給額算定根拠の違い¹⁵のほか、調整年金と児童年金の間の支給額調整規定の有無の違い¹⁶、税制における扱いの相違¹⁷等がある。そこで、これらの相違点を踏まえ、さらには調整年金と児童年金の合計額が死亡配偶者等の年金額を上回るなど高水準になり過ぎないことにも留意して定められた。

旧制度の支給額水準を、現行制度と同様所得比例年金である一般付加年金による調整年金を例にみると、児童年金の受給資格を有する子がいる場合は死亡配偶者等の一般付加年金額の 20%が調整年金として支給されるが、受給要件を満たす子がない場合は同 40%が支給額となる [Socialförsäkringsutskottets betänkande1999/2000:SfU13]。

なお、レミス制度¹⁸により、スウェーデン年金生活者全国組織 (Sveriges Pensionärers

13

http://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/proposition/efterlevandepensioner-och-efterlevandestod-till_GN0391/html (2017 年 5 月 3 日最終確認)。なお、Prop. 1999/2000:91 は紙媒体ではなく、スウェーデン議会ホームページ上に公開されている HTML 版を参照したため、法案中の記載箇所（ページ番号）の特定ができない。

14 国民基礎年金および一般付加年金からの調整年金の水準

15 旧制度は物価基礎額の一定割合とする国民基礎年金からの調整年金のほかに、死亡した者の所得水準に依拠する一般付加年金からの調整年金とがある。他方、新制度は死亡した者の生涯所得を算定ベースとする。

16 新制度では調整規定を設けない。

17 新制度による給付は、労働所得課税と同様に課税され、かつ特段の税制上の優遇措置（控除）も設けられない。

18 レミス（remiss）制度とは、政府が議会に法案を提出する前の段階で、政府案に対する意見を政府機関、利益団体等に求める手続きである。レミスにより提出された意見についてはまとめられて議会提出法案中に記載される。

Riksförbund) は 55%水準があまりに低く 60%が望ましいとして政府案に反対意見を表明しているが、意見を提出した機関等の多数は政府案に賛成であった〔Prop.1999/2000:91〕。

また、支給額の計算方法については次のとおりである。まず、死亡年の前年までの 5 年間における年金換算基礎収入 (pensionsgrundande inkomst) を死亡年時点での価格に再評価し、このうち最高額と最低額を除いた残り 3 年分の所得の平均値を算出する。この平均値の 18.5% (= 保険料) がみなし年金権 (pensionsrätt) である。この年金権に死亡年から 64 歳になる年までの年数を乗じて 64 歳まで生きていれば追加で納付できたであろう年金権を算出し、これに、死亡時点で現に納付済みの年金保険料 (pensionsbehållning、保有年金権) を加えて、死亡した者の年金保険料総額を算出する。この額を死亡年に適用される平均余命年数 (delningstal) で除した額が死亡した者の所得比例年金額であり、この 55% が調整年金の支給額となる¹⁹。

なお、65 歳になる前から障害年金 (sjukersättning および aktivitetsersättning)、障害補償金 (handikappersättning) または老齢年金を受給している者が、その後配偶者等が死亡することにより一般調整年金を受けることとなった場合、調整年金の支給額は上記算出方法により決定された額であり、他の給付との間で減額調整等はされない。

c. 支給期間・支給開始・終了

支給期間は 12 か月である。配偶者等の死亡月から支給開始となる。ただし、死亡配偶者等がその死亡月に自身の老齢年金または障害年金を受けている場合、一般調整年金の支給は死亡月の翌月からとなる²⁰。なお、支給期間中に遺族配偶者等が 65 歳になる場合、その誕生月から支給停止となる²¹。遺族配偶者等が再婚あるいは同棲を開始しても支給は停止されない。

なお、これまでに支給期間は数回改正されている。1990 年施行時点で 12 か月であったが 1997 年には 6 か月に短縮され、2003 年には 10 か月に、2005 年から 12 か月に戻っている。支給期間削減の背景として、1990 年代初頭の経済・財政危機後に断行された財政再建において大規模な聖域なき歳出削減が実施されたことが挙げられる。

(2) 延長調整年金

一般調整年金の支給終了時点における子の状況により、期間が延長される。

a. 支給対象

一般調整年金の支給終了時点で、遺族配偶者等が監護権を有し同居を常態とする 18 歳未満の子がいる場合²²、その遺族配偶者等が対象となる。

¹⁹ このパラグラフにおける年金用語の訳出については、多田（2005）を参照した。

²⁰ 社会保障法第 77 章第 14 条

²¹ 社会保障法第 77 章第 18 条

²² 社会保障法第 80 章第 6 条

b. 支給額

一般調整年金の額に同じである。

c. 支給期間・支給開始・終了

支給期間は 12 か月または末子が 12 歳に達する月までである。末子が 12 歳に達するまで延長できるのは、特にこの年齢までの親の養育責任が重視されているからである。同様に、12 歳までの子を対象とした制度は他にもあり、例えば、子の看病のために仕事を休んだ場合に支給される一時的親手当（tillfällig föräldrapenning）も 12 歳までの子を対象としている。

ただし、支給期間中に遺族配偶者等が 65 歳になるとその月から支給が停止されるほか、再婚した場合や、過去に婚姻関係にあったかまたは共通の子がいる者と同棲関係にある場合も支給停止となる²³。

(3) 最低保証年金

a. 支給対象

一般調整年金の受給権者のうち、死亡配偶者等の年金額が低いために一般調整年金の支給額も少なくなる者に対し、最低水準を保障するものである。

b. 支給額

居住期間に基づいて算定された最低保障額と一般調整年金額との差額が支給される。最低保障額の満額は、年額で物価基礎額（prisbasbelopp）の 2.13 倍と定められており²⁴、スウェーデン国内に 40 年間居住していた場合に適用される。2017 年の物価基礎額によれば同年の満額は 95,424 クローナである。居住期間が 40 年より短い場合はその期間に応じて減額される。すなわち、30 年間の居住期間であれば、満額の 4 分の 3 となる。ただし、死亡した者が出生時からスウェーデンに居住していた場合は満額の保証年金が支給される。

c. 支給期間・支給開始・終了

支給期間は一般調整年金または延長調整年金の支給期間である。支給期間中に遺族配偶者等が 65 歳になる場合はその月から支給が停止される。

2.3 遺族である子に対する給付

児童年金（barnpension）と子に対する遺族支援給付（efterlevandestöd till barn）がある。

²³ 社会保障法第 80 章第 7 条

²⁴ 社会保障法第 81 章第 10 条

前者は従前所得保障、後者は最低保障をそれぞれ目的としている。

(1) 児童年金

a. 支給対象

親の一方または両方を亡くした 18 歳未満の実子、養子のほか、スウェーデンでの養子縁組手続中の外国籍の子が支給対象となる。そのほか、18 歳以上で義務教育、高等学校教育その他これらに相当する教育を受けている子も対象となり、この場合、20 歳になる年の 6 月まで受給可能である。

また、児童年金については調整年金等遺族配偶者等に対する年金とは異なり、受給資格要件に同居条件は含まれない²⁵。理由としては、両親の離別を経験する子どもに対する配慮や親の養育義務があると推測される。例えば、2015 年には 18 歳未満の者の約 3% に相当する 59,839 人が新たに両親の離別を経験している。また、同年中に生活支援給付(underhållsstöd)²⁶を受けた子ども²⁷は 225,248 人である。このような状況下で児童年金に同居要件を課すと、給付の対象外となる子どもが相当数発生することになる。

なお、この生活支援給付は児童年金と調整される。すなわち、子が、養育費を支払う義務がある親の死亡により児童年金または子に対する遺族支援給付を受ける場合には生活支援給付は支給されない²⁸。

b. 支給額

死亡した親²⁹の所得比例年金額に子の数や年齢に応じて決められた割合を乗じて得た額の総額を、子の数で除して得られた額が子 1 人あたりに支給される額となる。なお、児童年金の総額は死亡した親の所得比例年金額を上限とする。

また、子が他の社会保障給付を受けていても、児童年金の支給額には影響しない。しかし、家族に調整年金あるいは寡婦年金を受けている者がいる場合は、児童年金の総額は死亡した親の所得比例年金の 80% を上限とする。調整年金の額については調整しない。

死亡した親の所得比例年金に乘じる割合は以下のとおりである。なお、両親死亡の場合は、子が 12 歳以上であっても両親の所得比例年金見込み額の 35% の額となる。

²⁵ 社会保障法第 78 章第 2 条から第 6 条

²⁶ 親の一方と生活をする子については他方の親が養育費を支払う義務があるが、その義務が履行されない間、国が生活支援給付により一時的に養育費を立て替える。また、子が別居する両親の元で交互に過ごす場合にも所得等の要件を満たせば支給される。なお、2017 年の支給月額は 1,573 クローナである。

²⁷ 支給対象となる子は原則 18 歳未満である。義務教育あるいは高等学校教育その他これらに相当する教育を受けている場合は最長で 20 歳となる年の 6 月まで受給可能。

²⁸ 社会保障法第 18 章第 11 条

²⁹ 実親、養親

- ・兄弟のない 12 歳未満の子の場合、35%
 - ・兄弟のない 12 歳以上の子の場合、30%
 - ・兄弟があり末子が 12 歳未満の場合、末子が 35%、他の兄弟が 25%ずつ
 - ・兄弟があり末子が 12 歳以上の場合、末子が 30%、他の兄弟が 20%ずつ
- 兄弟構成等が異なる例を挙げると〔Pensionsmyndigheten (2017a), pp.1-2〕、
- ・例 1 兄弟 3 人（8 歳、13 歳、15 歳）の場合

児童年金の総額は $35\% + 25\% + 25\% = 85\%$ 。これを 3 人で割ると $85\% / 3 = 28.33\%$ となるので、1 人当たりの年金額は 28.33%相当分になる。

- ・例 2 兄弟 4 人（8 歳、10 歳、13 歳、15 歳）と、父親が調整年金を受けている場合

児童年金の総額は $35\% + 25\% + 25\% + 25\% = 110\%$ 。しかし、父親が調整年金を受けているため、児童年金の総額は 80%に減額される。80%を 4 人で割るので、子ども 1 人あたりの年金額は 20%相当分になる。

c. 支給期間・支給開始・終了

親が死亡した月から 18 歳になる月まで支給される。ただし、死亡した親が死亡月に老齢年金あるいは障害年金を受けている場合は、死亡月の翌月から支給が開始される。また、18 歳以上で義務教育や高等学校教育その他これらに相当する教育を受けている子については、20 歳になる年の 6 月までとなる。

なお、児童年金を受けていたり養子縁組をしたり就学をやめたりした場合、児童年金は支給停止される³⁰。

(2) 子に対する遺族支援給付

a. 支給対象

児童年金の受給資格を有する子で、同年金額が低いまたは無い子が対象となる。

b. 支給額

物価基礎額の 40%の額と児童年金額との差額が支給される。両親がなくなった場合は物価基礎額 40%の 2 人分の額と児童年金額との差額となる。なお、2017 年の物価基礎額によれば、この 40%とは 1,493 クローナ（年額で 17,920 クローナ）である。

支給額の算定例は以下のとおりである〔Pensionsmyndigheten (2017a), p.3〕。

- ・例 1 児童年金が毎月 800 クローナの場合、1,493 クローナとの差額である 693 クローナが支給される
- ・例 2 児童年金が毎月 3,500 クローナの場合、遺族支援給付はなし

³⁰

<https://www.pensionsmyndigheten.se/forsta-din-pension/ekonomiskt-stod/barnpension-och-efterlevandestod-till-barn> (2017 年 5 月 3 日最終確認)

- ・例3 親に年金算定基礎となる所得がない場合、児童年金がないため、遺族支援給付は1,493 クローナになる

c. 支給期間・支給開始・終了

児童年金が支給される期間、遺族支援給付が支給される。

2.4 遺族年金制度の財政

(1) 歳入と歳出

スウェーデン統計局『統計年鑑 2014 (Statistiska årsbok 2014)』によれば、遺族年金の歳入と歳出の状況は以下のとおりである。

財源は、遺族年金保険料 (afterlevandepensionsavgift) と国庫負担からなり、保険料は所得比例の遺族年金（調整年金、児童年金、寡婦年金）の給付に、国庫負担は最低保証年金や子への遺族支援給付に充てられる。遺族年金は老齢年金とは別に運営されている³¹。

表1 遺族年金の歳入と歳出（2012年、単位：100万クローナ）

	歳入				歳出		
	保険料	国庫負担	その他	計	給付	事務的経費	計
遺族年金	15,902	596	－	16,498	15,125	84	15,209

↓

給付の内訳		
遺族配偶者等へ	調整年金等	13,762
最低保証年金		464
遺児へ	児童年金	771
	遺族支援給付	128

出所：Statistiska Centralbyrån (2014) p.375より作成

2017年の遺族年金保険料率は0.7%である。料率は他の使用者負担の社会保険料とともに法律で定められている³²。

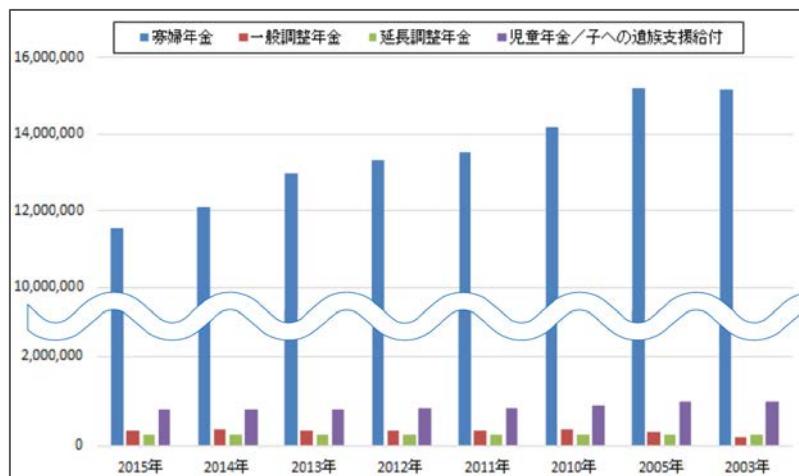
³¹ 法定の使用者負担には老齢年金保険料があり、老齢年金のほか障害年金の一部の財源となる。その他、歳入・歳出に関しては Försäkringskassan (2015b)を参照。

³² 社会保険料の配分に関する法律 (Lagen (2000:981) om fördelning av socialavgifter) に定める使用者負担の社会保険料 (2017年) は、老齢年金保険料 10.21%、遺族年金保険料 0.7%、疾病保険料 4.35%、労災保険料 0.2%、親保険料 2.6%、職業訓練等保険料 2.64% および給与支払い料 10.72% の計 31.42% で、全被用者に適用される。なお、給与支払い料 (löneavgift) は名称こそ保険料だが、特定の社会保険給付に結びつけられていない点で税といえる。

(2) 受給状況

図2は、遺族年金支給総額（男女計）の推移を示したものである。旧制度である寡婦年金の支給額が圧倒的に多いことが分かるが、これは1990年1月以降の寛大な経過措置によるものである（3.3参照）。

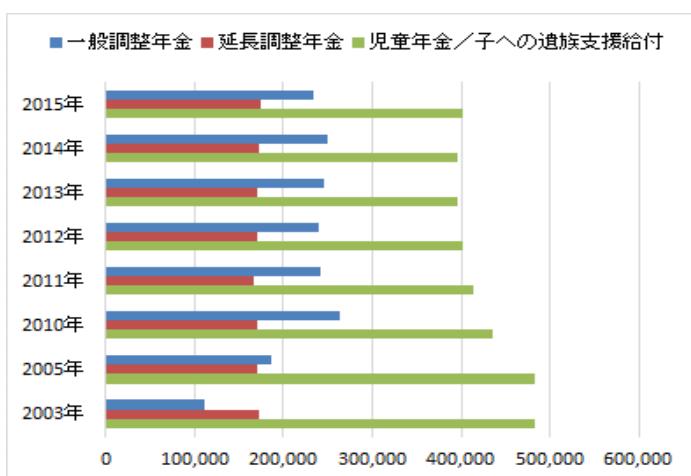
図2 遺族年金支給総額（男女計）の推移（単位：千クローナ）



出所：<https://www.pensionsmyndigheten.se/statistik-och-rapporter/statistik/statistik-for-afterlevandepension>（2017年5月3日最終確認）より作成

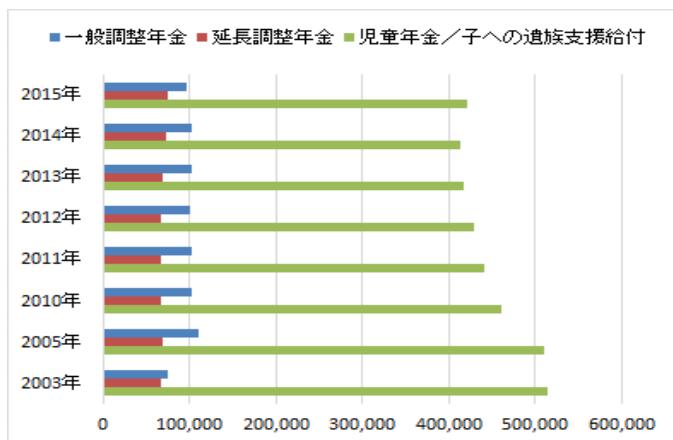
また、寡婦年金を除く遺族年金の支給総額および各年12月時点での受給者数を男女別に示したのが次の図3から図6である。

図3 一般調整年金等の支給総額（女性）の推移（単位：千クローナ）



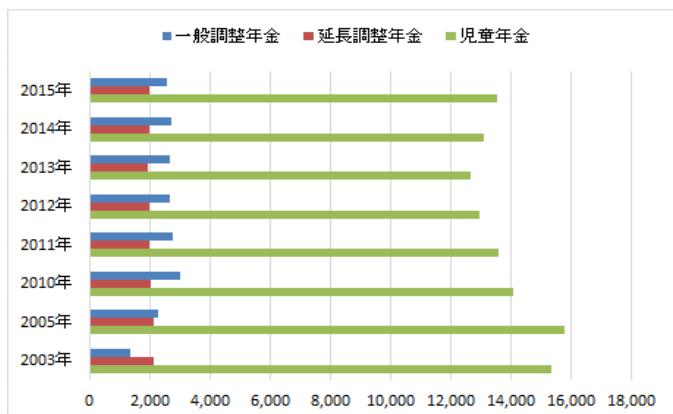
出所：<https://www.pensionsmyndigheten.se/statistik-och-rapporter/statistik/statistik-for-afterlevandepension>（2017年5月3日最終確認）より作成

図4 一般調整年金等の支給総額（男性）の推移（単位：千クローナ）



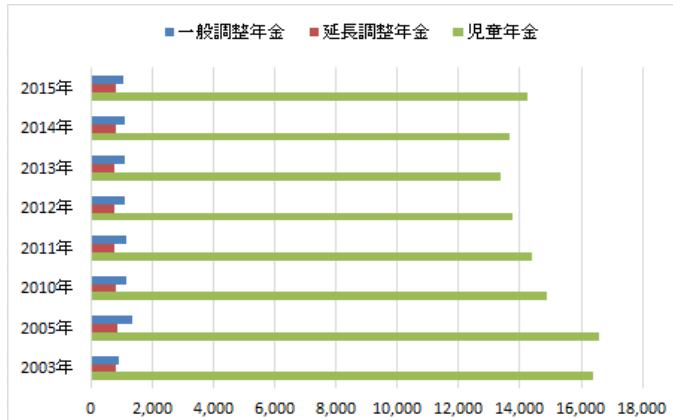
出所：図3に同じ

図5 一般調整年金等の受給者総数（女性）の推移（各年12月時点、単位：人）



出所：図3に同じ

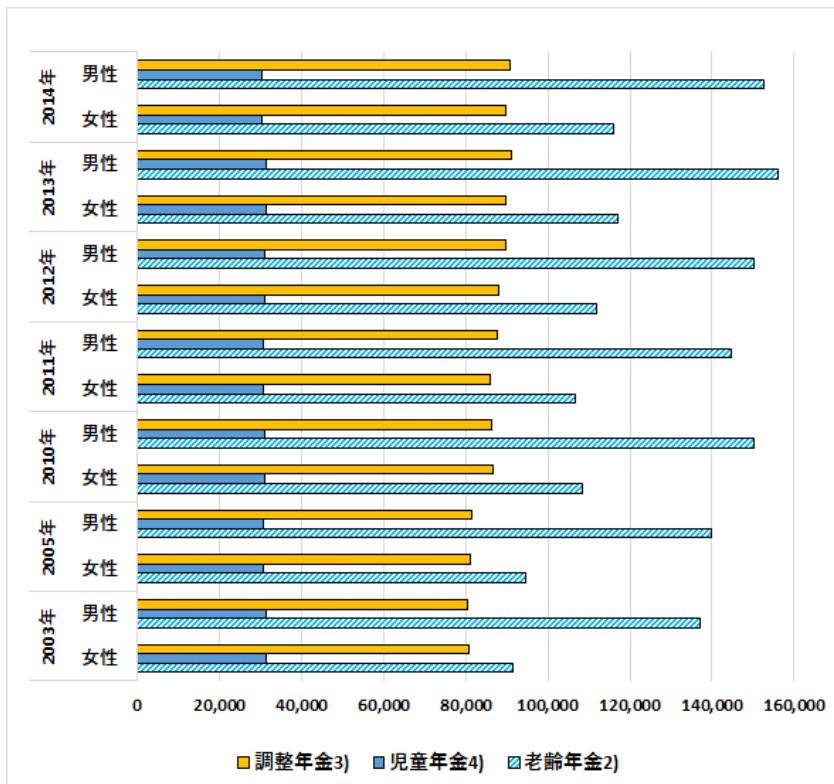
図6 一般調整年金等の受給者総数（男性）の推移（各年12月時点、単位：人）



出所：図3に同じ

調整年金等の一人当たり平均支給額（年額）をみたのが次の図7である。これによると、老齢年金では男性の平均支給額が女性のそれを大きく上回り格差が大きいことが分かるが、調整年金や児童年金の平均支給額は男女間で差はほとんどなく、ほぼ同額である。

図7 調整年金等支給額の一人当たり平均額（年額）1)



出所：<https://www.pensionsmyndigheten.se/statistik-och-rapporter/statistik/statistik-for-alderspension#4> （2017年5月3日最終アクセス）より作成

注1) 平均の年額は、12月の支給額を12倍したものを受け取者数で除した値

注2) 保証年金、所得比例年金、一般付加年金およびプレミア年金

注3) 延長調整年金を含む

注4) 子に対する遺族支援給付を含む

なお、2016年の遺族配偶者等の受給状況については、約3,590人に調整年金または最低保証年金が支給され、その平均支給月額は7,494クローナであった。同年の最低保証年金額が最高で物価基礎額³³の2.13倍=7,863クローナ（月額）または94,359クローナ（年額）であるので、2016年の平均支給額は最低保証年金額を若干下回っていることになる。

³³ 2016年の物価基礎額は、44,300クローナである。

また、同じく 2016 年の児童年金受給者数は 28,815 人であり、平均支給額(月額)は 2,447 クローナである。なお、子に対する最低保障となる遺族支援給付は物価基礎額の 40%を限度とし、2016 年には月額で 1,477 クローナ(年額 17,720 クローナ)である。

2.5 遺族に対するその他の給付

(1) 特別遺族年金 (särskild efterlevandepension)

1990 年から 2002 年の間、調整年金または延長調整年金が終了した後に支給されていたのが特別遺族年金である。これは、調整年金支給期間中に職業訓練の受講や求職活動に努めたにも関わらず就職ができなかった場合など、経済的な自立が難しい者に対してその者が自活できる状況になるまでの間あるいは 65 歳に達するまで支給されていた。支給額には 100%、75%、50% および 25% の 4 つのパターンがあり、3 年に 1 回以上の頻度で受給要件を満たしているか否かが審査されるという限定的な給付である。

2002 年末で廃止された際、これに代わる新たな制度は設けられていない。根拠は、配偶者の死亡により経済的な自活が困難になった者に対して年金を支給することに積極的な理由がないことである。つまり、「配偶者がなくなる前の時点でも、また、例えば離別後の者に対しても、そのような所得保障給付はない」〔Socialförsäkringsutskottets betänkande 1999/2000:SfU1, pp.29-30〕ため、諸制度間のバランスや整合性を考慮して代替措置を講じなかつたと考えられる。さらに言えば、代替措置を講じることは「就労原則」とも齟齬をきたすことになる。なお、表 2 に示すように受給者が少ないことも廃止に伴う影響を最小限に抑えることが可能であったと推測される。

表 2 受給者数(65 歳未満、各年 12 月時点、単位：人)

	1998	1999	2000	2001	2002	2003
寡婦年金	53,825	52,241	50,479	48,261	46,463	45,702
一般調整年金	1,094	1,189	1,255	1,274	1,351	2,283
延長調整年金	3,307	3,506	3,498	3,453	3,218	2,965
特別遺族年金	77	82	89	97	79	65
プレミア年金の遺族保障	-	-	-	-	-	56
児童年金	30,117	29,918	29,570	29,329	29,350	31,708

出所：Riksförsäkringsverket (2004:4) より作成

寡婦年金廃止後は引き続き、教育訓練や職業紹介など雇用政策等の支援により遺族の経済的な自立を促すことを基本とし、健康上の問題により就労が困難な場合には障害年金または疾病保険からの給付で対応することとされた³⁴。廃止を提案するにあたり当時の国家保

³⁴ 子がいる場合は児童手当など他の社会保障給付もある。しかし、各種の給付を得てもなお経済的に困窮している場合は公的扶助 (ekonomiskt bistånd) を受けることになる。

険庁（Riksförsäkringsverket）が分析したところによれば、就労困難の要因は教育の程度によるケースが多かった。1999年6月時点の受給者99名中、受給理由の詳細が把握できた96名のうち、その大半が義務教育修了程度の教育歴であった。身体等医学上の事由による就業困難者は少数であった〔Prop.1999/2000:91〕。

廃止後の2003年以降は、経過措置として、2002年末時点で給付を受けている場合は65歳に達するまでまたは受給資格を喪失するまで支給が継続されている。

(2) 協約年金からの遺族保障 (afterlevandeskydd)

スウェーデンの年金システムは3階建てといわれる。2.1で示した公的年金制度が1階部分で、その上の2階には労使間の協約に基づく協約年金(tjänstepension)があり、3階は個人年金である。よって、公的なスキーム外であるが、協約年金から遺族に支給されるものに遺族保障があり、自動的に付帯される場合と、契約を要する場合がある。なお、国家公務員の団体年金保険は国家団体年金保険庁(Statens Tjänstepensionsverk)がその事務を所管している。また、地方公務員については民間の年金保険会社KPA Pension等が担当している。

(3) 労災給付

業務と関連する死亡の場合、調整年金および児童年金の支給期間中に支給される給付がある。遺族配偶者等への給付(omställningslivränta)、子に対する給付(barnlivränta)があり、いずれも調整年金や児童年金の額と併給調整される³⁵。

2.6 その他

(1) 税制上の扱い

一般調整年金、延長調整年金、寡婦年金およびこれらに対する最低保証年金は、老齢年金等他の年金給付と同様課税される。税額は、受給者が居住する基礎自治体ごとに定める税率表(skattetabell)により決定され、受給者から申請がない限り、年金庁が税額分を予め差し引いて年金を支給する³⁶。なお、年額100クローナ未満の年金には課税されない³⁷。

他方、児童年金は一部が非課税扱いになる。親の1人が死亡した場合は価格基礎額の40%(2016年では年額17,720クローナ)が、両親死亡の場合は同80%が非課税となり、これ

³⁵ <https://www.pensionsmyndigheten.se/forsta-din-pension/ekonomiskt-stod/ersättning-vid-arbetsrelaterat-dödsfall> (2017年5月3日最終確認)

³⁶ <https://www.pensionsmyndigheten.se/for-pensionärer/pension-och-skatt/skatt-på-din-pension> (2017年5月3日最終確認)

³⁷ <https://www.pensionsmyndigheten.se/for-pensionärer/pension-och-skatt/skatt-på-din-pension> (2017年5月3日最終確認)

らの額を超える分に課税される〔Skatteverket(2017), p.18〕。また、子どもに対する遺族支援給付は年金給付ではなく手当であるため非課税となる。

なお、2007年から労働所得に対する税負担を軽減する措置を講じてきたため、労働所得にかかる税負担は年金その他の社会保障給付のそれよりも低くなっている³⁸。

(2) 公的扶助との関係

遺族年金の最低保障額と公的扶助の支給水準とは異なる基準に基づいて決定されている。まず、遺族年金では、最低保証年金額は物価基礎額の2.13倍、子への遺族支援給付は同40%を満額と定めている。他方、スウェーデンの公的扶助制度(ekonomiskt bistånd)のうち、日常的に必要な支出に対する扶助額の全国統一基準(riksnormen)は、1世帯における最も一般的な費用をもとに定められ、消費者庁(Konsumentverket)の最新の物価・消費動向調査結果をもとに毎年改定されている³⁹。

遺族が受給する年金額が少なく、他の社会保障給付をあわせても経済的に困難な状況にある場合は公的扶助を合わせて受給することになる⁴⁰。

(3) 併給調整

遺族自身が労災補償を受けている場合、児童年金、子に対する遺族支援給付、調整年金、調整年金に対する保証年金および寡婦年金の支給額を調整することになる⁴¹。なお、遺族が遺族給付である調整遺族補償給付(omställningslivränta)、児童遺族補償給付(barnlivränta)、寡婦遺族補償給付(äckelivränta)を受給している場合は調整の対象とはならない。さらに、子に対する遺族支援給付と、保障給付(garantiersättning)の形での障害年金の給付が同じ月になる場合は、どちらか高いほうの給付のみの支給となる⁴²。

(4) 離別配偶者・子との関係

親の一方と生活をする子については他方の親が養育費を支払う義務があるが、その義務が履行されない間、国が生活支援給付により一時的に養育費を立て替える制度がある。これを生活支援給付(underhållsstöd)といい、月額1,573クローナ(2017年)が子と同居する親に支払われる。支給額は毎年、社会保険庁によって決定される。また、既に児童年金

³⁸ 年金庁インタビュー(2016年8月24日)

³⁹ Socialstyrelsen(2016)を参照

⁴⁰ なお、65歳以上の低年金者等低所得者に対する給付として住宅加算(bostadstillägg)や高齢者生活支援金(äldreförsörjningsstöd)があり、これは、(2)の公的扶助(ekonomiskt bistånd)とは別の給付制度である。

⁴¹ 社会保障法第85章第3条から第10条

⁴² 社会保障法第79章第7条

の項で述べたように、離別した親が死亡した場合、子が児童年金を受給することになれば生活支援給付は停止される。

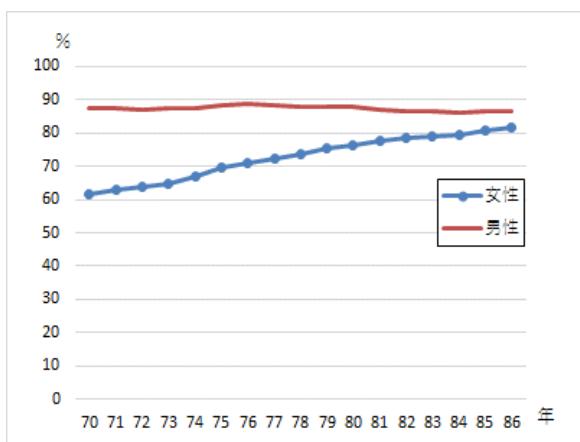
死別母子世帯に対する遺族年金と離別母子世帯に対する給付との間を厳密に比較することは困難である。しかし、死亡配偶者等の所得をベースに算定される遺族年金のほうが所得保障の機能を有している点は指摘できるだろう。離別による給付の支給額は所得に連動しないからである。なお、子どもがいる世帯に対する給付として、離別か死別かを問わず、16歳未満の子を対象とする児童手当 (barnbidrag) 、所得調査付きの住宅手当、育児休業中の所得保障である親保険給付などがある。

3. 1988 年改正－寡婦年金制度の廃止と調整年金制度の創設

3.1 改革の背景とそれに至る過程

家族のあり方が多様化し、女性の労働力化が進展していたこと、さらには長期間の給付となる寡婦年金制度の維持に膨大な財源を必要とすることが 1988 年遺族年金改正の主な背景である [Prop.1987/88:171 p.54, Prop.1999/200:91 pp.42-43]。

図 8 女性および男性の労働率の動向 (16~64 歳)



出所 : <http://www.scb.se/hitta-statistik/statistik-efter-amne/arbetsmarknad/arbetskraftsundersokningar/arbetskraftsundersokningarna-aku/pong/tabell-och-diagram/lankade-data-justerad-for-tidsseriebrott/lankade-data-fran-1970-till-och-med-1986/> (2017 年 5 月 31 日最終確認) より作成

ただし、家族のあり方や女性の労働力化といった変化は、改革の数十年前から起きており、80 年代になってようやく認識された訳ではない。「黄金の 60 年代」といわれる未曾有の高度経済成長期を迎える 70 年代にはオイル・ショック後に経済は停滞するものの女性の労働力化が進んだ(図 8)。同時期、政府は男女機会均等を重要政策の一つと定め、男女が

ともに職業生活と家庭生活を両立させることができる社会が目指された。バルメ首相（当時）のイニシアティブにより、社会保障分野等における男女間、既婚・未婚間の相違を廃止・均等にするための制度改革が進められた。夫婦個別課税方式が導入され、父親も母親も取得できる育児休業中の親保険給付 (föräldraförsäkring) が整備されるなどの進展がみられた。遺族年金についても 1988 年改正に至るまで、将来を見据えた制度のあり方について政府内の調査研究委員会を中心に調査研究がなされてきた。

遺族年金制度のあり方を検討した委員会は、概ね次の事項を指摘している。

- ・当時の家族の状況（夫婦共働き）や男女機会均等政策の趣旨と遺族年金制度との間に整合性がないこと
- ・家族年金化 (familjepensionering) の考え方方が時代に合致していないこと
- ・寡婦年金は遺族女性のみを対象としており、遺族男性に適用されないため、女性のほうの収入がはるかに多い場合や遺族となった男性が仕事をやめて子育てをするような状況に対応できないこと
- ・今後さらに女性の教育水準が上昇し労働力化が進展すれば、夫婦のどちらかが死亡した後遺族配偶者は自活することが可能であると考えられることから、遺族年金で重点を置くべきは子どもに対する経済的支援であること

なお、ここでいう「家族年金化」あるいは「家族年金 (familjepension)」とは、男性稼ぎ主モデルを前提とした年金制度における所得保障の考え方で、1960 年の年金改革時に導入された⁴³。しかし、その後の労働市場の変化により、「家族年金」の正当性が問い合わせされることになったのである。

そこで、政府は 1983 年 11 月に遺族年金制度改正案 (Prop.1983/84:73 om en reformering av efterlevandepensioneringen m.m.) を議会に提出し、寡婦年金の廃止と男女がともに受給できる調整年金の創設のほか、児童年金の拡充を提案した。しかし、寡婦年金の廃止に反対する野党第一党の稳健統一党や所属議員が法案撤回の動議を提出するなど⁴⁴議会政党の幅広い支持を取り付けることが出来なかつたことなどにより、同年中に法案を撤回する事態にみまわれた⁴⁵。その後、1987 年に法案を再度提出し、翌 88 年に可決成立、1990 年に

⁴³ このとき、国民年金制度には一般付加年金制度が導入されたが、「家族年金化」により特別の国民年金給付 (särskilda folkpensionsförmåner) として、主婦加算 (hustrutillägg) と子ども加算 (barntillägg) が導入されている。なお、これらの特別の付加給付は寡婦年金とともに 1989 年末に廃止された。

⁴⁴ Motion 1983/84:275, motion 1983/84:278 など。

⁴⁵ 政府から議会に対して発出された文書 (skrivelse 1983/84:95) によれば、法案を取り下げた理由を、「年金という社会保障のコア部分の改革については、議会政党からより幅広い支持を得て採決すべき」としている。当時のオロフ・バルメ首相率いる社民党政権は、1982 年選挙で 6 年ぶりの政権に復帰したものの、景気後退、肥大化した公務部門に対する批判の高まり、原子力政策をめぐる国民投票の実施および労働者基金問題といった内政問題のほか、ソビエト連邦の潜

施行を迎えた。検討開始から 17 年近くの時間を要してようやく、「家族年金」の考え方が廃止され、新しい遺族年金制度が発足した。

3.2 1988 年改正の方向性

改正の基本的な方針は以下のとおりである。

まず、遺族配偶者等に対する遺族年金の今後のあり方について、改正法案では大きく 2 点を挙げ、それらを改正の基本的方針としている。

1 点目は、男性・女性をともに給付対象とすることと、男女間の関係について中立的な制度であること、さらには国民基礎年金と一般付加年金からそれぞれ支給される遺族年金の間の差異を解消することである〔Prop.1987/88:171 p.55〕。

2 点目は、遺族配偶者等に対する給付は支給期間を限定するとともに、必要に着目した給付とすることである。ここでいう必要とは、配偶者等の死亡による所得の喪失や、日常生活の再セットアップに伴う経済的負担の増加などである。

以上の方向性にそって、新しい遺族年金制度である一般調整年金制度は男女ともに受給できる 12 か月間に限定された給付として提案され、可決された。

さて、これらはいずれも大改革といえるが、特に「期間限定給付」を基本とした点については「不利益改正」ともいえる。この点について年金庁ヒアリングや改正法案をもとに補足すると、次のとおりである。遺族年金を遺族の居住や就労その他経済的状況を新しい状態に対応させるための支援とみるなら、支援があまり短期間であることは望ましくない。他方、遺族年金は過渡期におけるプラス α の現金給付であると見れば、支援の長期化は避けるべきである。配偶者等の死亡による影響は時間の経過とともに減少すると考えられるからである。さらに、現実に女性の労働力化が進展していることや、スウェーデン社会の基盤をなす「就労原則」の思想を踏まえると、遺族給付の長期化よりも、職業教育や職業紹介など遺族に対する「積極化支援 (aktiverande åtgärder)」こそが重要である〔Prop.1987/88:171 p.55〕。加えて、離婚した者と比べて死別した者を特別扱いすることを可能な限り回避すること〔Prop.1987/88:171 p.56〕も考慮された⁴⁶。

以上が遺族配偶者等への給付に関する方向性である。また、児童年金については、共働きの一般化に伴い重要性が増すと考えられた。すなわち、両親がともに働いて家計を支え、かつ子の世話をしている場合、親の一方が亡くなれば、経済的にも日常の育児の面においても子どもの生育環境は大きな影響を受けると推測できる。政府（当時）は改正法案において、「児童年金は変わらず重要である。各種給付はあるといえど、子の養育における親の

水艦による領海侵犯という外交・安全保障問題を抱えていた。数多くの争点があり与野党間の対立構図が先鋭な状況であったことが遺族年金の改正法案の取扱いに影響を及ぼしたものと考えられる〔ハデニウス(2000)pp.132-140, Haste(1989)pp.334-345〕。

⁴⁶ なお、既に述べたように、調整年金制度と導入時に、経済的自立に向けた特別遺族年金制度を新設した。2002 年末に廃止。

経済的役割は大きい。将来にわたり重要な児童年金を強化する方向で改正する。」と明記している〔Prop.1987/88:171 pp.55-56〕。

3.3 経過措置

寡婦年金を廃止するに至った社会・経済状況の変化はあらゆる世代に当てはまるものではない。女性の労働力化や家族の形の多様化の程度は世代間で差があるため、この違いに配慮した「寛大な(generös) 経過措置を講じる必要がある」〔Prop.1987/88:171 p.54〕。就業期間が短い／就業経験が少ない女性にとって配偶者の死亡は経済的困窮に陥るリスクを意味することから、1989年12月末以降に発生した配偶者の死亡も含め、1990年1月以降も従前の規定に従って支給を継続することとした〔Prop. 1999/2000:91 pp.42-43〕。

経過措置の概要は次のとおりである〔Prop.1987/88:171, pp.141-152〕。

- ・1989年12月末日以前の夫の死亡を事由とする寡婦年金は、新制度施行日（1990年1月1日）以降も継続して支給される。
- ・施行日以降に夫が死亡した場合、寡婦年金の受給資格要件を満たしている寡婦の出生年ごとに扱いが異なる。
- ・1929年以前に生まれた女性については、寡婦年金制度により受給権を判定し、旧制度に基づいた寡婦年金が支給される。
- ・1930年から1944年に生まれた女性についても寡婦年金制度によって受給権を判定し、それに基づいた寡婦年金が支給される。ただし、寡婦が65歳に達すると、それ以後は、一般付加年金による寡婦年金が寡婦自身の老齢年金と調整されて支給されることになる。この点が、新制度施行日以前の寡婦年金制度の取扱いと異なる点である。
- ・1945年以降に生まれた女性で旧制度の寡婦年金の受給資格要件⁴⁷を満たしている場合は寡婦年金を受けることができるが、この場合は調整年金制度と併給調整がなされるほか、65歳以降は自身の年金を一般付加年金制度から受け取ることになる⁴⁸。

⁴⁷ 夫が死亡した65歳未満の女性で、1989年12月31日時点で死亡した夫と婚姻関係にあり、かつ死亡時点まで婚姻関係が継続していた者であることのほか、次のaまたはbのいずれかを満たす必要がある。a.夫の満60歳の誕生日前に結婚し、1989年12月31日時点で5年以上の婚姻期間があること、b. 1989年12月31日時点および夫の死亡時に共通の子がいること〔Pensionsmyndigheten (2017d)〕。

⁴⁸ なお、経過措置は、図1（スウェーデンの公的年金制度の構造）の改革前の年金制度をベースとしたものである。現在は、改革後の老齢年金制度に依拠した遺族年金制度となっている。ただし、老齢年金制度についても出生年に応じて経過措置が設けられている。例えば、1937年以前に生まれた者は旧公的年金制度からの給付を、1938年から53年までに生まれた者は旧制度と新制度とともに適用され、両者の適用比率が出生年により決められている。そして、1954年以降の生まれの者には新制度のみの適用となる〔多田(2005),pp.32-33〕。

この経過措置に対し、当時のスウェーデン地方自治体連合 (Svenska kommunförbundet) は「制度が非常に複雑であり、また実務上の問題が発生する」〔Prop.1987/88:171, p.142〕とレミスの際に懸念を表明している。新制度施行日以後に発生した死亡についても寡婦年金を支給する余地を残すことで、長期間にわたって旧制度と新制度が併存して運用されることとなったからである。なお、当時、政府は、寡婦年金の支給が終わるまで施行後およそ 50 年を要すると見込んでいた⁴⁹〔Prop.1987/88 : 171,p.144〕。

なお、市民がこの制度改正に敏感に反応したことが伺えるデータがある。政府の「新制度施行後も旧制度から継続して経済的保障を実施」〔Prop.1987/88:171,p.146〕することで、寡婦年金の廃止前に婚姻件数が急増した。例年の婚姻件数は 3 万件から 4 万件台で推移していたが、1989 年の婚姻登録件数のみ 10 万 6 千件余と突出している〔SCB (1991),p.44〕。同棲関係にあったカップルが結婚の手続を急いだのだろうと推測される。筆者のインタビューに応じたスウェーデン年金庁の担当者によれば、寡婦年金廃止が発表されると、市民からの支給要件に関する問い合わせが殺到したそうである⁵⁰。

3.4 改革の意義

1988 年遺族年金改正により年金制度と家族政策との間のずれが解消された。既に述べたように、政府は、既に 1970 年代には男女機会均等政策を掲げ、男女がともに職業生活と家庭生活を両立できるよう各種の施策を講じてきた。男性も女性も取得できる育児休暇中の所得保障給付（親保険）、保育所の拡充などである。家庭政策の前提となる家族は共働き世帯となった。男性稼ぎ主モデルに基づく寡婦年金制度は「旧い家庭」像に基づく制度となったといえる。

また、遺族年金制度の持続可能性が高まったと評価できるだろう。家族のあり方が多様化し、女性の労働力化が進展するなど社会が変化するなかにあって、もはや一定の「家族像」を設定しそれに依拠した制度を維持するのは困難である。

加えて、大人に対する遺族年金が、支給期間が限定された制度になったことは、財政上の観点からもスウェーデン社会が前提とする「就労原則」からも改善がなされたと考える。寡婦年金は国民基礎年金からは寡婦が 65 歳になるまで、一般付加年金からは生涯にわたり支給されており、長期間の財政負担を発生させる。一般調整年金が限定期間の給付となつたことで負担は軽減する。また、大人に対する遺族年金はあくまで困難な時期の生活の再セットアップのための一時的支援となったことは、可能な限り早い自活を促す点で「就労原則」に適う。世代により異なる女性の労働力化の進展度にも配慮しながら、1988 年遺族年金改正により「就労原則」を主軸とした一貫性のある社会保障制度へと接近したといえ

⁴⁹ 寡婦年金は、国民基礎年金からは寡婦が 65 歳に達するまで、また、一般付加年金からは寡婦が死亡または再婚により失権するまで支給された。

⁵⁰ 年金庁ヒアリング調査（2016 年 8 月 24 日）による。

るのではないだろうか。年金庁の担当者はヒアリング調査において、現行の調整年金については「遺族に自活してもらうという要請に就労原則が反映されており、遺族年金給付が長期的な生活の糧とならない仕組みになっている」と評価している。

さらに、老齢年金制度が成熟し、男女とともに自分の老齢年金を受給して退職後の生活を送る時代となった。仮に、年金額が少ない場合は年金生活者を対象とする生活扶助や住宅手当もある。したがって、失権するまで支給されていた寡婦年金（一般付加年金部分）を廃止したことにより、制度間の重複を廃して棲み分けと連携⁵¹を図ったといえるだろう。

4. 今後の課題

2016年8月の年金庁および社会省でのヒアリング調査をもとに、今後の課題についてまとめるに、以下のとおりである。そこで指摘されたのは、遺族年金制度自体に関する課題よりも、スウェーデン福祉国家が掲げてきた就労原則⁵²や男女機会均等⁵³の観点からみた労

⁵¹ 例えば、未就学児の育児に関する諸制度についても「棲み分けと連携」が見られる。スウェーデンの就学前学校（保育所や幼稚園に相当）は1歳以上の子どもに対する制度である。育児休業が480日分あるので、子どもは最初の1年半を親とともに過ごすことになるからである。また、アレルギーなど慢性的な疾患以外のいわゆる「病児保育」は見られない。子どもが病気の場合は親が看護休暇を取得して家で看病をするからである。高負担国家であるため、このような制度間の棲み分けと連携は重要と思われる。なお、1989年時点の税率等は地方所得税率30.80%（全国平均）、付加価値税率23.5%（基本）、使用者負担の社会保険料率37.47%であった。

⁵² 就労原則およびその施策について年金庁は次のように回答している（2016年8月24日）。

就労原則はスウェーデン政治において最も一般的な概念の一つで、手当よりも就労を優先すべきという意味や、社会保険やその他のシステムでは働くことの経済的インセンティヴを強化するという意味でしばしば用いられる。1950年代から働く個人が病気、親休暇などの場合に就労収入に比例する形で一定の基礎的な所得保障が得られる制度を構築してきた。また、労働市場政策のなかでの就労原則は、かつては、主に失業している健康な者を労働市場に戻すものであったが、2000年代半ばから病気休暇中の者や年金受給者にも目が向けられるようになった。

就労原則は税制にも反映されている。2007年に就労収入に対する税額控除が設けられ、労働供給が刺激されて働くことがより利益をもたらすようになった。その後、この税額控除は追加的に引き上げられている。また、より多くの高齢者が労働市場に留まるように、より高い就労収入にかかる税控除を導入した。税は一般的に年金その他の社会保障給付よりも就労収入のほうが低くなっている。

⁵³ 男女機会均等について、年金庁の担当者は次のように回答している（2016年8月24日）。

男女機会均等政策の大部分は、女性の労働供給を促し労働市場での男女機会均等を増進させることを目的としていた。1971年の税制改革で所得合算制度が廃止され、2007年には富裕税の合算課税制度が廃止された。また、1974年に母親保険が両親保険に変わり、夫婦がともに取得できるようになった。1995年には「1歳以上のすべての子どもへの就学前学校に通う権利」が導入され、女性の労働力化を後押しした。そして、遺族年金法制においても男女ともが受けられる

働市場の課題であった。

まず、高齢化に伴う課題である。現在の拠出確定型年金システムと税制は、より長く働くことを推奨している。より多くの人がより長く働くように、また、国と労使双方の間の対話などを通して好条件を生み出すよう周辺システムを調整していく努力を継続する必要がある。

次に、図7でみたように老齢年金支給額には男女間格差があるが、これは何よりも労働市場が機会均等ではないことによるスウェーデン当局は評価している。女性の年金を引き上げることの議論もあるが、このような対策が機会均等でない労働市場を正当化してはならないと考える。

さらに、難民受入れに関わる課題である。スウェーデンは近年多くの難民を受け入れており、長期的に老齢年金や遺族年金に影響を及ぼす要素であるとみられる。外国生まれの女性はスウェーデンの労働市場での定着度が特に弱いグループであり、また、単身の子どもの難民の多くは子に対する遺族給付の対象者であるからである。そのため、給付にかかる費用はここ数年で急激に増加するとみられ、対応が急務となっている。

5. おわりに

スウェーデンの公的年金制度については日本でもしばしば取り上げられており、特に高齢化や経済成長の鈍化などに対応して実施された1998年老齢年金改革は、日本の年金制度の今後を考察する上で一つの参考例として言及されることが多い。しかしながら、遺族年金制度となると状況は別で、日本はもちろんのことスウェーデンにおいても遺族年金制度についての先行研究はきわめて少ない。加えて、制度改正が数次にわたり、さらに老齢年金制度本体の改革を含めると、話はかなり複雑になる。よって、遺族年金制度の詳細や趣旨のほか改正経緯などを網羅するにはさらなる調査が必要である。したがって、本稿で取り扱うことができた事項はほんの一部分に過ぎないかも知れない。

しかしながら、今回の調査に従事することで、年金制度における「家族年金化」の考え方を知り、社会経済構造の変化と社会保障制度全体の流れとの関連を考察する機会を得た。給付規模からみれば遺族年金自体は小さな制度であるが、寡婦年金制度を廃止し調整年金制度を導入した1988年改正は、福祉国家発展期以来の男女機会均等と就労原則に沿ったもので、社会保障の現代化を（ある程度）完成させたとも言えるのではないだろうか。本研究の機会を得たことに感謝したい。

日本でも、スウェーデンが寡婦年金制度廃止に踏み切った当時と似た状況に社会が変化している。制度の持続可能性を高めるためにも、今後の社会のあり方を見据え、遺族年金制度のあり方について議論がなされることを期待するものである。

調整年金制度に改編されており、寡婦年金へのニーズは急速に低下している。

参考文献一覽

(公的資料)

Försäkringskassan (2006), Statistik, Efterlevandepension 1993-2005.

Försäkringskassan (2015a), Barnhushållens ekonomi: Resultatindikationer för den ekonomiska familjepolitiken 2015.

Försäkringskassan (2015b), Budgetunderlag 2016-2018 Del2 Försäkringsförmåner.

Ministry of Finance (2013), The pension system in Sweden.

Pensionsmyndigheten (2010), Efterlevandepension och efterlevandestöd. Vägledning.

Pensionsmyndigheten (2015), Orange Rapport: Pensionssystemets årsredovisning 2014.

Pensionsmyndigheten (2016a), Kommenterad statistik-efterlevandepension till vuxna.

Pensionsmyndigheten (2016b), Årsredovisning 2015 – Pensionsmyndigheten.

Pensionsmyndigheten (2017a), Faktablad: Barnpension, uppdaterad20170101.

Pensionsmyndigheten (2017b), Pensionsmyndighetens budgetunderlag för åren 2018-2020.

Pensionsmyndigheten (2017c), Årsredovisning 2016 – Pensionsmyndigheten.

Pensionsmyndigheten (2017d), Faktablad: Änkepension, uppdaterad20170101.

Regeringen (2015), Regleringsbrev för budgetåret 2016 avseende Pensionsmyndigheten.

Regeringens proposition (Prop.) 1983/84:73 om en reformering av efterlevandepensioneringen m.m.

Regeringens proposition (Prop.) 1987/88:171 om reformering av den allmänna försäkringens efterlevandeförmåner m.m.

Regeringens proposition (Prop.) 1999/2000:91 Efterlevandepensioner och efterlevandestöd till barn.

Riksdagens Protokoll 1987/88:137 (Torsdagen den 9 juni 1988)

Riksdagens Protokoll 1987/88:138 (Fredagen den 10 juni 1988)

Riksförsäkringsverket (2003), Analyserar, Ekonomisk standard för efterlevande.

Riksförsäkringsverket (2004), Vad händer efter ett dödsfall i aktive ålder?: En empiriskt analys av förändringen i ekonomisk standard efter ett dödsfall 2001 och med regler som gällde före 2003.

Skattebetalarna (2014), Fakta för skattebetalare 2014.

Skattebetalarna (2015), Fakta för skattebetalare 2015.

Skatteverket (2017), Skatteregler för privatpersoner (SKV 330, utgåva 38).

Socialförsäkringsutskottets betänkande 1983/84: SfU18 om efterlevandepension m.m.

Socialförsäkringsutskottets betänkande 1998/99: SfU12 Vissa frågor om det nya pensionssystemet.

Socialförsäkringsutskottets betänkande 1999/2000: SfU13 Efterlevandepensioner och

efterlevandestöd till barn.

Socialstyrelsen (2013), Ekonomiskt bistånd: Handbok för socialtjänsten.

Socialstyrelsen (2016), Riksnormen för försörjningsstöd 2017.

Statens Offentliga Utredningar (SOU) 1981:61 Familjepension: Betänkande av Pensionskommittén.

Statens Offentliga Utredningar (SOU) 1981:62 Familjepension Sammanfattning: Betänkande av Pensionskommittén.

Statistiska Centralbyrån (1991), Statistisk årsbok 1991.

Statistiska Centralbyrån (2000), Välfärds Bulletinen Nr.3 2000.

Statistiska Centralbyrån (2014), Statistisk årsbok 2014.

(論文等)

Haste, Hans (1989), Det första seklet, Del.2, Tidens förlag.

Loxbo, Karl (2007), Bakom socialdemokraternas beslut: En studie av den politiska förändringens dilemman- från 1950-talets ATP-strid till 1990-talets pensionsuppgörelse, Växjo University Press.

Persson, Petra (2015), Social insurance and the marriage market. Institute for Evaluation of Labour market and Education Policy.

スティーグ・ハデニウス、岡沢憲美監訳 (2000) 『スウェーデン現代政治史：対立とコンセプスの20世紀』早稲田大学出版部。

齊藤弥生 (2011) 「スウェーデンにおける女性高齢者の所得保障：年金を中心に」国立社会保障・人口問題研究所『海外社会保障研究』No.175、pp.9-25。

多田葉子 (2005) 『スウェーデンの年金制度』樹芸書房。

第3章 フランスの遺族年金制度

嵩さやか

1. はじめに

1. 1 フランスの年金制度体系

フランスの公的年金制度は、職業に応じた多数の制度から構成され、さらに各職業においても階層的な複数の制度（1階部分としての基礎制度と2階部分としての補足制度）が組み合わされたモザイク状の制度体系となっている。例えば、民間の商工業労働者については、一般制度(régime général)と呼ばれる基礎制度の上に、2つの補足制度(ARRCO・AGIRC¹)が位置付けられ、国家公務員についても同様に、国家公務員のための基礎制度と補足制度が組み合わされている。他方で、商工業の自営業者の制度のように、基礎制度と補足制度とを1つの組織が管理運営している場合もある。現在、フランスでは職業に応じた30を超える基礎制度が併存している。

補足制度は、基礎制度と同様、法律上加入が義務付けられており、基礎制度における給付を補完する重要な機能を持つ。すなわち、基礎制度で給付の算定基礎となる賃金には上限（社会保障上限額²）が設けられているため、基礎制度の給付だけでは年金の所得代替率が低くなってしまう。基礎制度に上乗せされている補足制度は、社会保障上限額を超える賃金をも対象とするため、年金給付の全体的な給付水準を高める機能を持つのである。

1. 2 本報告書の検討対象

上記のように、フランスの年金制度体系は職業毎に異なる複数の制度から構成されているが、本報告書では、下記の＜表1＞に示されているように、その人的規模が最も大きい商工業被用者等のための制度（基礎制度としての一般制度、補足制度としてのARRCO・AGIRC）における遺族年金について検討する。また、フランスの遺族年金のあり方に深く関係する、家族手当と家庭責任を負っている者（主に女性）に対する特別な老齢保険の仕組みについても言及する。

＜表1＞ 基礎制度全体の全被保険者に対する各制度の加入割合（2015年）

一般制度	68.4%
公的部門（国、地方公共団体、公企業）の被用者（公務員等）のための複数の特	18.3%

¹ ARRCOとは、Association pour le régime de retraite complémentaire des salariés（被用者の補足的年金制度のための団体）の略であり、AGIRCとは、Association générale des institutions de retraite complémentaire des cadres（幹部職員の補足的年金組織の全国団体）の略である。

² 2017年の社会保障上限額は3269ユーロ（月額）である。

別制度	
自営業者のための複数の制度	10.5%
農業部門の被用者のための制度	2.7%

(出典) CNAV "Abrégé Statistique de la Branche Retraite 2015"

(<http://www.statistiques-recherches.cnav.fr/images/publications/fiches-abreges/Abrege-Statistiques-2015.pdf>) (2017年5月2日最終確認)

2. 一般制度における遺族年金

一般制度には医療保険、障害保険や老齢保険等の複数の保険が含まれ、被保険者の死亡に伴う遺族のための給付としては、CNAV（老齢保険全国金庫）が保険者として管理運営を行う老齢保険（assurance vieillesse）の中で給付される振替年金（pension de réversion）と、同じくCNAVが管理運営する（老齢保険とは一応別個の）寡婦（夫）保険（assurance veuvage）における寡婦（夫）手当（allocation veuvage）とがある。後述のように、振替年金は55歳以上の遺族配偶者を対象とし、寡婦（夫）手当は55歳未満の遺族配偶者を対象としている。なお、振替年金と寡婦（夫）手当は、2003年の年金改正法（2003年8月21日の法律（n° 2003-775））により大幅に改正された。具体的には、振替年金の年齢要件が段階的に撤廃され、結果的に寡婦（夫）手当を廃止することとされたのである³。この改正は、寡婦（夫）手当だけでは労働市場への（再）参入が難しく、55歳未満の遺族配偶者が困窮に陥るケースが少なくなかったことから⁴、振替年金の対象者を55歳未満にも拡大して遺族配偶者の状況を改善するためであった⁵。しかし、財政的理由⁶により、2009年社会保障財政法律により、振替年金の年齢要件が段階的に復活し⁷、現在では（経過措置の段階にあるものの）年齢によって振替年金と寡婦（夫）手当が棲み分けられている従来の体制に戻っている。

³ 同改正について、〔嵩（2007）pp. 404-408〕参照。

⁴ [Cour des Comptes (2000) pp.24-25]によれば、寡婦（夫）手当の受給が終了しなお経済的自立ができていない場合には、公的扶助（当時はRMI）の受給へと移行するが、給付水準は著しく低下することになる。

⁵ [Vanlierde et Bridenne (2006) pp. 239-241] 参照。

⁶ 2009年社会保障財政法律案に関する、下院の文化・家族・社会問題委員会報告書N° 1211(2008年10月23日提出)によれば、年齢要件の段階的廃止により55歳未満で振替年金の受給権を取得した者に対する年間支出額は2011年には3億4000万ユーロに上ると推計され、実際、2005年7月から2008年3月までに新たに振替年金の受給権を取得した者全体の15%が55歳未満の者であったことから、2008年4月に政府は振替年金の年齢要件の復活を提案するに至った。

⁷ [Chauchard et al. (2015)p. 383]、[Dupeyroux et al.(2015)p.615] 参照。

振替年金及び寡婦(夫)手当の受給者数は下記<表2>の通りである。年金受給者のうち、振替年金を中心とした派生的権利⁸ (droit dérivé) のみを受給する者の割合は、男性で0.5%であるのに対し、女性では10.2%である⁹。こうしたデータに照らすと女性の方が振替年金等の派生的権利に依存する割合が高いといえる。

<表2> 振替年金等受給者数 (2015年末)

		計	男性	女性
派生的権利のみの受給者		81万3776人	3万1878人	78万1898人
(内)	振替年金のみの受給者	80万3826人	3万1815人	77万2011人
老齢年金 ¹⁰ と派生的権利との併給者		193万2700人	15万6774人	177万5926人
寡婦(夫)手当受給者		7113人	—	—

(出典) : CNAV (上記“Abrégé Statistique de la Branche Retraite 2015”及び <http://www.statistiques-recherches.cnav.fr/series-statistiques-labellisees.html> (2017年5月2日最終確認))

2. 1 振替年金¹¹

(1) 振替年金のはじまり

フランスの社会保障制度は第二次世界大戦以前より創設されていたが、本格的に整備されるようになったのは戦後であり、振替年金についても、現在の仕組みが構築されたのは戦後である。

1945年に創設された社会保険制度による振替年金には以下の支給要件が課されていた。

(1945年10月19日オルドナンス(n° 45-2454) 76条第1文)

(a) 老齢年金の受給者が死亡したこと。

(b) その配偶者自身が社会保障制度における老齢年金の受給権を持たない被扶養配偶者であること。

(c) 遺族配偶者が65歳以上であること (死亡後に当該年齢要件を満たす場合も含む)。

⁸ 派生的権利とは、被保険者の加入実績に基づいて被保険者以外の者（多くは遺族）が取得する受給権の総称であり、統計上は振替年金を中心とした複数の給付が含まれている。

⁹ CNAV“Abrégé Statistique de la Branche Retraite 2015”参照。

¹⁰ 老齢年金の受給開始年齢は、2011年7月1日より徐々に引き上げられ、2017年1月以降は62歳となっている（満額率受給年齢も同様に引き上げられ、2017年1月より67歳となっている）。

¹¹ 一般制度の振替年金について〔柴田（2017）pp.150-157〕参照。

(d) 死亡した被保険者が 60 歳以前に遺族配偶者と婚姻していたか、30 年以上の被保険者期間のある場合には死亡した被保険者の老齢年金受給前までに婚姻が 2 年間以上継続していたこと¹²。

こうした支給要件から分かるように、振替年金には、1945 年当初より性別に基づく区別は法律上設けられていなかった。もっとも、上記 (b) の要件により、事実上大部分の男性は振替年金から排除されていた。ただし、振替年金額が遺族自身の老齢年金額を上回る場合には、差額部分が振替年金として支払われていた¹³。給付額は、死亡した被保険者の老齢年金の 50% であり、子どもを 3 人以上育児した場合には 10% が加算されていた¹⁴。

1945 年創設当初の振替年金は、上記の支給要件に鑑みれば、主に、死亡した被保険者の老齢年金で生計を維持していた専業主婦たる女性の生活保障のために、死亡した被保険者の老齢年金を遺族配偶者に引き継ぐ（振り替える）という性格が強かったといえる¹⁵。こうした特徴を持つフランスの振替年金は、しかしながら、1970 年代以降大きな変容を遂げる。以下では、1945 年に定立された支給要件の変容を概観しながら、現在の振替年金の支給要件について検討する。

(2) 現行の支給要件と沿革

(a) 被保険者の死亡

遺族配偶者への給付という性格を持つ振替年金は、当然、現在でも一般制度の被保険者（老齢年金受給者¹⁶も含む）の死亡（又は 2 年間以上の失踪）を要件としている（社会保障法典（以下、「法典」という。）L.353-1 条）。

(b) 遺族配偶者の所得要件

(ア) 現行の所得要件

現行の振替年金には、1945 年当時の仕組みと異なり被扶養要件はなく、遺族配偶者自身

¹² ただし、被保険者の 60 歳の誕生日以降の婚姻については、本オルドナンスの施行以前に当該婚姻が成立している場合には、遺族配偶者は振替年金を受給できる（1945 年 10 月 19 日オルドナンス（n° 45-2454）76 条第 2 文）。

¹³ Q.n.18031, Mme J. Chovanel, *J.O. déb. Ass. Nat. du 22 septembre 1979*, pp.7470-7471.

¹⁴ 1945 年 10 月 19 日オルドナンス（n° 45-2454）76 条第 1 文及び第 3 文。

¹⁵ [Conseil d'orientation des retraites (2006) p.3]

¹⁶ 一般制度では、老齢年金の受給につき保険加入期間の要件はなく、加入期間が 1 四半期（3 ヶ月）であっても受給権が発生する。したがって、遺族年金についても同様に、被保険者の加入期間が 1 四半期であっても受給権が発生することになる。四半期のカウントは、実際に働いている期間そのものではなく、保険料の拠出実績に応じてカウントされる。具体的には、時給の最低賃金（SMIC）（9.76 ユーロ（2017 年））の 150 倍の賃金が 1 年間にすると 1 四半期がカウントされる（1 年間でカウントされる上限は 4 四半期）。なお、保険料を実際に払っていない場合、失業期間中、産休・育休期間中、療養中、徴兵期間中等については保険加入期間に算入される。

の年間所得が上限額を超えることという所得要件が課されている（なお、所得が上限を超えない場合でも、振替年金との合計額が上限額を超える場合には、超過分が振替年金から控除される）（法典 L.353-1 条）。所得要件は、生計維持のための給付を行うという振替年金の趣旨が根拠となっていると解されているが、後述するように振替年金の性格との関係で緊張関係にある。なお、補足制度（ARRCO・AGIRC）の振替年金には所得要件がない（詳しくは後述）のに対し、一般制度の振替年金には所得要件が課されている理由として、CNAV の担当者からは、補足制度と異なり、一般制度の財源には租税が投入されていることが指摘された。

所得上限額（年額）は、単身者について時給の最低賃金（SMIC）の 2080 倍（2 万 0300.80 ユーロ（2017 年））であり、カップル¹⁷については単身者の上限額の 1.6 倍（3 万 2481.28 ユーロ（2017 年））である（法典 D.353-1-1 条）。

所得要件の際にカウントされる所得としては、（補足年金を除く）老齢年金、障害年金、稼働所得（就労インセンティブを阻害しないよう 30% が控除される）、動産・不動産（ただし、主な住居として利用している住居や農業施設は除く）に基づく所得（当該資産の市場価値の 3% として換算）等である。これらの所得の総額と振替年金との合計額が所得上限額を超える場合には、超過分が振替年金から控除されるため、こうした場合では所得 1 に対して振替年金 1 が減額されることになる。他方で、家族手当、住宅手当、社会扶助給付等の社会保障給付は除外されるとともに、死亡した被保険者の稼働所得や遺産も除かれる¹⁸（法典 R.353-1 条）。

CNAV の担当者によると、所得審査を行う時期は、55 歳（振替年金の受給開始年齢）、62 歳（老齢年金の支給開始年齢）、67 歳（老齢年金の満額率受給年齢）の 3 時点である。67 歳以降は、（老齢年金を含む）所得の変動が通常はほとんどないとの前提の下、定期的な所得審査は実施されず、67 歳時の（老齢年金額を含む）所得額に基づいて調整された振替年金が支給され続ける取扱いとなっている。もっとも、受給者には所得変動について届出義務が課されているため、実際に所得変動があった場合には必要に応じて給付額が変更されることがある。

（イ）被扶養要件から所得要件へ

上記のように、1945 年当初は遺族配偶者について、自身が老齢年金の受給権を持たない被扶養配偶者であること、という要件が課されていたが、現行制度では被扶養要件ではなく所得要件となっている。この変化は、以下に述べる、1970 年代の相次ぐ改正によるものである。

¹⁷ 後述のように、2003 年の法改正により、手続きの簡略化のため、一般制度の振替年金は再婚しても受給権を喪失しないこととなった。

¹⁸ 2004 年のデクレ（政令）で死亡した被保険者からの相続財産も所得審査の対象とするとの改正を行ったが、受給者等の反発に遭遇し元に戻したという経緯がある。

すなわち、まず 1971 年 2 月 11 日のデクレ (n° 71-123) が、法典中（当時は L.351 条）の「被扶養」の概念に関し、「デクレで定められた条件の下で、被保険者の死亡日において評価された個人所得 (ressources personnelles) が SMIC を超えない配偶者を『被扶養』とみなす」とした。この改正は、被扶養要件を実質的に遺族配偶者の所得要件に変えるものであるが、この時点ではまだ法典中に「被扶養」との語は残っている。法典中からも「被扶養」の語を削除したのが、この直後の 1971 年 4 月 7 日のデクレ (n° 71-280) である。この改正は、振替年金の受給権者に関する法典中の「被扶養配偶者」の語を、「被保険者の死亡日におけるその個人所得がデクレで定める額を超えない遺族配偶者」と変更した。

このように被扶養要件は所得要件へと置換されたが、この段階での所得審査の基準時は「被保険者の死亡日」である。したがって、振替年金を受給するには被保険者の死亡日に遺族配偶者の所得が一定額以下である必要があり、その意味では、被保険者の死亡時における被保険者への経済的依存と同視しうる要件であると捉えられる。こうした制約的な要件をさらに改正したのが 1975 年 1 月 3 日の法律 (n° 75-3) である。この改正では、所得要件について単に「規則によって定められる……個人所得の要件を満たした場合」と改正され、法典の規定から「被保険者の死亡日」との文言が削除された。これを受け、振替年金の所得要件の審査は、(死亡日だけでなく) 振替年金請求日にも評価できるようになり、いったん不支給決定を受けても、所得が下がった等の理由で再度請求し受給することが可能となった¹⁹。

このように、1945 年当初は遺族個人の老齢年金受給権の欠如を内容とする「被扶養 (à charge)」との要件が、1970 年代に徐々に所得要件へと移行し、さらに所得審査の時期も柔軟化していった。これらの改正は、1970 年代に進展した男女平等の理念や働く女性の増加といった社会背景を受け、専業主婦の妻だけでなくより広い（夫も含めた）遺族配偶者にも受給権を認めるためのものであった²⁰。こうした変化により、振替年金は、死亡被保険者への経済的依存に対する保障という性質から、受給時点での経済的ニーズに対する保障という性質へ変容していったと捉えられる。

（ウ）振替年金と老齢年金との併給

上記のように、1945 年当時は老齢年金の受給権がある場合、原則として振替年金の受給権は取得できないが、振替年金額が老齢年金額を超える場合にはその差額に限って振替年金として支給されていた。こうした併給の制限が、上記 1975 年 1 月 3 日の法律にて緩和され、（一定の上限額²¹に達するまで）老齢年金と遺族年金との併給が認められるようになつ

¹⁹ 1975 年 3 月 5 日の CNAV 通達 (n° 31/75) 及び 1975 年 4 月 4 日の CNAV 通達 (n° 46/75) 参照。

²⁰ [Harichaux-Ramu (1980) p.240]、[ApRobert (2008) p.103]、[Conseil d'orientation des retraites (2009) p.29] 参照。

²¹ 1975 年法においては、老齢年金の 50% と振替年金の合計額、あるいは一般制度での年金給付

た。この時点における老齢年金との併給の調整は、所得要件の枠組みとは異なる局面で行われていたが、こうした併給調整の仕組みについては、共働き世帯と片働き世帯との公平性を損ねるものと指摘されていた。つまり、全く老齢保険に保険料を拠出してこなかった片働き世帯の遺族配偶者が老齢保険から振替年金の受給権を取得できるのに対し、共働き世帯の遺族配偶者は、労働し保険料を拠出してきたがゆえに、振替年金の受給権を否定されることになるため、こうした取扱いは共働き世帯への不利益と捉えられていたのである²²。こうした指摘を背景に、2003年の法改正にて、老齢年金との併給調整の仕組みが、遺族配偶者間の公平性の実現や制度の単純化のために廃止され、所得要件の審査の際に他の所得と同列に考慮される現行の仕組みとなった。

(c) 遺族の年齢要件

現行の振替年金では、遺族配偶者について55歳以上との年齢要件が課されている（法典D.353-3条）。なお、被保険者の死亡時に55歳未満であっても55歳に達した際にこの要件を満たすことで受給できるようになる。55歳との年齢要件の根拠は、55歳になると仕事を発見するのが困難になるためと解されている。なお、55歳未満で2/3以上の労働不能状態にある遺族配偶者に対しては、医療保険から寡婦障害年金が支給され、55歳に達すると老齢保険から支給される寡婦（夫）老齢年金（振替年金とは別給付）に切り替わる（法典L.342-6条）。

年齢要件は、1945年当時は前述のように65歳以上とされていたが、1948年には障害を有する遺族について60歳以上に引き下げられた。現行の55歳以上への引き下げは、1972年の改正による。また、前述のように、2003年の法改正時に年齢要件が段階的に廃止されたが、2009年社会保障財政法律により復活した。

なお、1945年当初は死亡した被保険者についての年齢要件（死亡時に60歳以上）もあったが、1974年に撤廃された。

(d) 婚姻要件

(ア) 現行の婚姻要件

公務員の制度のように被保険者の子も遺族年金の受給権者とする制度もあるが、一般制度の振替年金の受給権者は被保険者の配偶者に限られている。また、PACS（連帯市民協約）を含む事実婚上の配偶者は含まれず、法律婚上の配偶者²³に限定されている。この限定は1945年当時からであり、現在に至るまで一貫している。一般制度の振替年金では、現在で

の上限額の60%までの範囲で併給が認められた。

²² [Dupeyroux et al.(2015)p.613] 参照。

²³ 「同性カップルに婚姻を認める2013年5月17日の法律（n° 2013-404）」によりフランスにて同性婚が法律婚として認められるようになったため、同性配偶者も振替年金の受給が可能となつた。

は婚姻期間についての要件はない。また、死亡した被保険者と過去に法律婚をしていればよく、死亡時の配偶者だけでなく、離婚した元配偶者にも受給権が付与される点がフランスの遺族年金制度の最大の特徴の1つといえる。

(イ) 婚姻期間要件の変遷

1945年当時は、上述のように、被保険者が60歳に達する前に婚姻したこと（あるいは、被保険者期間が30年以上ある場合には、2年間以上婚姻が継続していたこと）とされていた。これが、1971年4月7日のデクレ（n° 71-280）にて、死亡した被保険者に支給される老齢年金の受給開始より2年以上前に婚姻したこと、あるいは、死亡日において4年以上婚姻が継続していたことという要件に変更された。さらに、上記1975年1月3日の法律にて、被保険者の死亡時に、規則で定める婚姻期間（2年²⁴）を満たすことに単純化され、1981年には、当該婚姻から子が生まれた場合には、婚姻期間2年の要件を課さないと緩和された。こうした変遷を経た婚姻期間の要件は、さらに2003年の法改正にて制度の簡明化の要請により廃止された。なお、同改正では、従来課されていた「再婚していないこと」との要件も廃止され、再婚しても振替年金の受給権を失わない仕組みとなった。

(ウ) 離婚した元配偶者の包摂

1945年当時の振替年金は、死亡被保険者の老齢年金で生計を維持していた遺族配偶者の生活保障を目的とした給付との性格を持つと考えられるため²⁵、死亡時にすでに離婚して死亡被保険者に経済的に依存していない元配偶者は当然に排除されていた。

しかし、民法典上の離婚法を改正し破綻離婚を容認した1975年7月11日の法律（n° 75-617）は、被保険者に対して言い渡された共同生活の破綻を理由とした離婚の場合には、離婚した元配偶者も振替年金の受給に関し遺族配偶者と同視することとした。なお、死亡した被保険者が離婚後に別の者と再婚していた場合には、現配偶者と元配偶者との間で各婚姻期間に応じて振替年金が按分される。こうした改正は、破綻離婚の「被害者」たる女性を保護する目的とともに、育児等の家庭責任を負っていた元妻と再婚した現在の妻との公平性（現在の妻が振替年金を独り占めしないように）との考えに基づくものであった²⁶。

こうした離婚の効果を一定の元配偶者には制限する例外的取扱いは、1978年7月17日の法律（n° 78-753）により一般化する。つまり、離婚した元配偶者は、再婚していない限り、振替年金の規定の適用について現配偶者と同視されることとなった。この改正は、夫婦が育児や老齢年金受給権の構築とともに寄与しているという実態に照らし、被保険者が死亡した際には、老齢年金受給権の持分を、離婚原因に関わらず保障されるべき一種の財

²⁴ 1975年2月24日のデクレ（n° 75-10）。

²⁵ [ApRobert(2008)p.101] 参照。

²⁶ [Harichaux-Ramu (1980) p. 239]。

産権（婚姻の後得財産）として捉える考え方を採り入れたものと評価されている²⁷。

(エ) 事実婚の排除の合憲性

上記のように、一般制度では PACS（連帯市民協約）を含む事実婚上の配偶者が排除されているため²⁸、カップルの形態に関する平等原則に抵触しないかが問題となる。この点につき、憲法院 2011 年 7 月 29 日判決は、公務員制度の遺族年金について、PACS を含む事実婚の配偶者に受給権がなく法律婚配偶者に限定していることは、憲法上の平等原則に違反しないとして合憲判決を下した。その理由としては、家族の保護をも目的とする法律婚には、婚姻解消時に他方配偶者を保護する法的仕組みがある一方で、事実婚や PACS にはそういういた法的仕組みがなく、法律婚、事実婚、PACS はそれぞれ異なった権利義務を定めた異なる制度であることが根拠として挙げられている²⁹。

(3) 支給額

振替年金の額は、死亡した被保険者が受給していた（あるいは受給するはずであった）老齢年金の 54% とされている。1945 年当時は、死亡した被保険者が受給していた老齢年金の 50% とされていたが、1985 年に 52%、1994 年に 54% へそれぞれ引き上げられた。1994 年の引き上げの際に政府は、将来的には 60% までの引き上げを約束し、54% への引き上げは通過点との見解を示していたが、その後引き上げられることなく 54% に止まっている³⁰。なお、2010 年改正の際にも、低所得者については 60% に引き上げるという提案もあったが、54% で結果的に生計維持ができる水準として捉えられている。

なお、保険料拠出期間が 15 年以上ある場合には、下限保障額(3406.47 ユーロ / 年、283.87 ユーロ / 月 (2017 年)) が定められており、保険料拠出期間が 15 年未満の場合には、上記下限保障額が比例的に減額される。他方、振替年金の上限額は 1 万 0591.56 ユーロ / 年 (882.63 ユーロ / 月) (2017 年) とされている。

受給権者が複数いる場合（現配偶者と元配偶者がいる場合）には、婚姻期間の長さに応

²⁷ [Harichaix-Ramu (1980) p. 242]、[Conseil d'orientation des retraites (2006) pp.4-5]。[Conseil d'orientation des retraites (2006) p.5] は、判例（破産院判決等）が、社会保険料の支払いも民法典 220 条（日常家事債務についての連帯責任）の適用を受け、夫婦間で連帯して負担すべきものと解していることも、振替年金の理念の変容を裏付けるものと指摘する。

²⁸ 国鉄職員や公務員の制度では、受給要件として婚姻期間（2~4 年）が課されることから、同姓婚配偶者については婚姻期間要件が充足しにくいという問題があった。そのため、2016 年の法改正により、2014 年 12 月 31 日までに婚姻した同姓カップルで以前は PACS を締結していた者については PACS 期間も考慮することとした。

²⁹ [Dupeyroux et al.(2015)p.612] 参照。

³⁰ [ApRobert(2008)p.97] 参照。

じて比例的に按分される³¹。1人の受給権者が死亡した場合には、他の受給権者の年金額が再計算（増額）される。

また、振替年金には以下に挙げる、さまざまな加算がある。

- (a) 3人以上の子³²の養育についての加算 遺族配偶者自身が3人以上の子を有していた（育てていた）場合に、10%が加算される（法典 L.353-1 条）。
- (b) 扶養する子についての加算 遺族配偶者が老齢年金受給権を有していないかつ、満額率受給年齢（67歳）に到達していない場合に、遺族配偶者が扶養する各子について96.30ユーロ（月額）が支給される（法典 L.353-5 条）
- (c) 遺族の年齢に基づく加算 遺族が65歳以上で一定の所得以下の場合に11.10%が加算される（法典 L.353-6 条）。

<表3>振替年金の平均支給月額（2016年）

	単給の場合	併給の場合	全体の平均
男性	188ユーロ	212ユーロ	206ユーロ
女性	269ユーロ	334ユーロ	318ユーロ

※参照：老齢年金の平均支給月額 男性：728ユーロ、女性：538ユーロ

（出典）CNAV

（<http://www.statistiques-recherches.cnav.fr/series-statistiques-labellisees.html>）

<表4> 一般制度における支給総額（2015年）

一般制度総額	1042億0080万ユーロ
老齢年金総額	810億8100万ユーロ
振替年金単給分	26億0670万ユーロ
老齢年金との併給分	72億5270万ユーロ

（出典）CNAV（上記“Abrégé Statistique de la Branche Retraite 2015”）

（4）支給期間

振替年金は、長期的所得保障の必要性から、支給期間の定めがなく終身である。

³¹ 一夫多妻制の国出身者については、婚姻期間ではなく頭割りとする。外国で有効な重婚はフランスでも有効として扱われる。

³² 一般制度において考慮される「子」には、(a) 出生子（enfants nés）（法的親子関係のある子（嫡出、認知、身分占有、養子縁組）及び後見人の資格において引き取っている子）と、(b) 養育子（enfants élevés）（後見人の資格はなく引き取っている子のうち、16歳までに9年間以上育児してきた子）とが含まれる。また、一般制度において「扶養される子」とは、(a) 職業活動をしていないこと、(b) 16歳未満であること（学生、障害児、慢性疾患罹患者、職業訓練中、見習い中については20歳未満であること）を満たした子である。

(5) 振替年金への課税

老齢年金と同様に、振替年金も 10%が控除された年金額に所得税が課される。また、社会保障の一種の目的税である CSG、CRDS、CASA³³についても、所得全体の多寡に応じて（CSG、CRDS、CASA の拠出料率の合計が）7.4%～4.3%～0%の 3 段階で課される。この点についても、老齢年金との間に取扱いの違いはない。

(6) 振替年金の財源

振替年金の財源は、老齢保険の財源となる社会保険料が中心である（子の養育や扶養する子等についての加算や下限保障額は CSG を主な財源とする FSV（老齢連帯基金）より財源が拠出される）³⁴。

2. 2 寡婦（夫）手当

(1) 目的

寡婦（夫）手当は、十分な所得を持たない比較的若い遺族配偶者を対象とする、再就職促進を目的とした社会連帯の考えに基づく過渡的な給付と捉えられている³⁵（法典 L.356-2 条）。同手当は、年齢を理由に振替年金を受給できない遺族配偶者に対して、補足的な所得給付により職業活動への（再）参入の促進を目的に、1980 年 7 月 17 日の法律(n° 80-546)で創設され、1980 年 12 月 31 日以降の被保険者の死亡について適用されている。

2015 年 12 月 31 日時点での受給者数は 7113 人（1 年目：1592 人、2 年目：5521 人）であり、2015 年に新規に受給権を取得した人数は 4508 人（男性 136 人、女性 4362 人）である。

(2) 一般制度における位置づけ

寡婦（夫）手当は、前述のように、一般制度の中では（振替年金を含む）老齢保険と一応別立ての「寡婦（夫）保険」によって支給されている。寡婦（夫）保険を段階的に廃止

³³ CSG (contribution sociale généralisée : 一般化社会拠出金) は社会保障財源にあてるための 1 種の目的税である。CRDS (contribution à la réduction de la dette sociale : 社会的負債削減拠出金) は、社会保障における負債を解消するために徴収される税である。CASA (contribution additionnelle de solidarité pour l'autonomie : 自立支援追加拠出金) は高齢者と障害者の介護費用の財源に充てるために年金に賦課される税である。それぞれ、所得に各拠出料率を乗じた額が課される。

³⁴ 一般制度全体の財源は、社会保険料 62.8%、FSV18.5%、税 12% 等（2015 年）である（CNAV 上記“Abrégé Statistique de la Branche Retraite 2015”参照）。

³⁵ [Chauchard et al. (2015)p. 384] 参照。

した 2003 年の法改正以前は、保険料も老齢保険とは区別して独自の料率に基づいて別個に設定されていたが、2010 年 11 月 9 日の法律 (n° 2010-1330) による寡婦（夫）保険の復活とともに現在では老齢保険の保険料と区別されずに一括して徴収されている。また、寡婦（夫）保険は、老齢保険に加入していた被保険者の遺族配偶者に対して、寡婦（夫）手当を給付するものであるため、財源の面だけでなく対象者の観点からも老齢保険からの独立性は弱い。もっとも、下記のように、厳格な所得要件や国内居住要件等が課され、また給付額は死亡した被保険者の従前所得と関係なく一定額とされていることから、社会保険制度内でありながら最低所得を保障する扶助的性格の強い給付といえる。

(3) 支給要件（数値は 2017 年）

- (a) 保険料拠出要件 死亡した被保険者が、死亡の前年に 3 ヶ月以上、保険料を拠出していたこと（法典 D.356-1 条）。
- (b) 婚姻要件 死亡した被保険者の死亡時の法律上の配偶者であること。寡婦（夫）手当は、振替年金と異なり、離婚した元配偶者には受給権はない。
- (c) 年齢要件 遺族配偶者が 55 歳未満であること（法典 D.356-2 条）。受給者の平均年齢は 49.7 歳（2015 年）である。
- (d) 居住要件 遺族配偶者がフランス国内に居住していること（同条）。
- (e) 単身要件 遺族配偶者が、再婚、Pacs、事実婚をしていないこと（同条）。
- (f) 所得要件 申請前の 3 ヶ月間の遺族配偶者の所得が、一定額（手当の上限月額の 3.75 倍 = 2260.27 ユーロ / 3 か月（2017 年））を超えないこと（同条）。考慮される所得には、遺族配偶者が受給する障害給付・老齢給付、稼働所得、動産・不動産（主な住居として利用しているものや農業施設は除く）に基づく所得が含まれるが、稼働所得については、就労インセンティブを保つため、最初の 3 か月は 100% 控除され、次の 9 か月は 50% 控除となり、その後は全額が所得としてカウントされる（法典 D.356-3 条）。なお、受給後、6 か月ごとに所得調査が実施される（法典 D.356-10 条）。なお、家族手当、住宅手当、一般制度内の死亡保険による給付金、一部の障害補償給付等は所得要件の審査からは除外される。

(4) 支給額

支給額は 602.73 ユーロ / 月（2017 年）であるが、所得額に応じて減額される（平均支給額 433 ユーロ / 月（2015 年））。寡婦（夫）手当については、扶養する子がいても加算等はない³⁶。支給額が少なく、若年期に遺族となった者への保障が不十分であるとの問題が生じ

³⁶ なお、寡婦（夫）手当は、制度創設当初は、遺族配偶者が 1 人以上の子を現に扶養しているか育児してきたことが要件とされていたが、2001 年社会保障財政法律により子の扶養に関する要件が削除された（2001 年 1 月 1 日施行）。この改正の背景としては、子の扶養要件があることにより、子を扶養する遺族配偶者は寡婦（夫）手当に加え、後述する家族支援手当が受給できるのに対し、子を扶養しない遺族配偶者はいずれも受給できず、公的扶助（当時の RMI）に委ね

ており、補足的寡婦（夫）手当制度創設の議論もなされている。

(5) 支給期間

寡婦（夫）手当は、死亡月の初日から最長2年（1999年改正で3年から2年に短縮³⁷）である。ただし、被保険者の死亡時に遺族配偶者が50歳以上であれば、55歳に達するまで支給される³⁸（法典D.356-5条）。

死亡時から1年以内に申請すれば、死亡時から受給権が発生するが、死亡時から1年以上過ぎて申請した場合には、申請日からしか受給権が発生しない。また、死亡から2年以内に申請しないと失権する。

このように寡婦（夫）手当は有期給付であるため、受給期間中に再就職等ができなければ、公的扶助（RSA）等を受給することになる。

(6) 失権

寡婦（夫）手当は、再婚（事実婚、PACS含む）すると失権とともに、支給要件のいずれか（年齢要件、国内居住要件、所得要件）を満たさなくなると失権する（法典L.356-3条）。

(7) 財源

かつては、被保険者のみが賃金全額の0.1%に相当する保険料を負担していたが（事業主負担なし）、寡婦（夫）手当を段階的に廃止した2003年の改正で保険料負担が消滅し、2010年に寡婦（夫）保険が復活した後は、老齢保険の財源（社会保険料）と統合されている。

(8) 課税

寡婦（夫）手当も所得税の課税対象となるが、CSGの課税対象からは除外されている（法

られることになるという格差が問題視されたためと捉えられる（2001年社会保障財政法律についての下院の文化・家族・社会問題委員会報告書（N° 2633）

（http://www.assemblee-nationale.fr/11/rapports/r2633-03.asp#P273_46770（2017年5月22日最終確認）参照）。

³⁷ 1999年改正以前は、支給期間は3年間であるが、支給額が支給期間中に遞減する仕組みであり、同改正後には、支給期間が2年間と短縮されたが、支給額は支給期間を通して一定額（遞減しない）となった。これは、かつて2年目以降は、支給額の遞減により寡婦（夫）手当の額が、公的扶助（RMI）より低くなってしまうという問題があったため、支給期間中は递減しない仕組みとしつつ、支給期間を短縮したためである（2001年社会保障財政法律についての下院の文化・家族・社会問題委員会報告書（N° 2633）

（http://www.assemblee-nationale.fr/11/rapports/r2633-03.asp#P273_46770（2017年5月22日最終確認）参照）。

³⁸ 55歳以降は、受給要件を満たせば振替年金が支給される。

典 L.136-2 条III6)。

3. 補足制度 (ARRCO・AGIRC) における遺族年金 (振替年金)

3. 1 ARRCO・AGIRC の概要

前述のように、一般制度に加入する商工業の被用者（及び農業の被用者）が加入する補足制度として ARRCO・AGIRC がある。ARRCO・AGIRC は、労使間の労働協約に基づき、一般制度の年金給付に上乗せられる年金を給付する任意の制度として発足したが、加入できる企業とできない企業との格差を解消するため、1972 年に商工業分野の全ての企業に加入が義務付けられた。

(1) 加入者

ARRCO には、(幹部職員を含めた) 全ての被用者が加入するが、AGIRC には幹部職員のみが加入する。すなわち、非幹部の被用者は ARRCO のみに加入し、幹部職員は、社会保障上限月額 (PMSS) の賃金までは ARRCO に加入し、それを超える賃金部分については AGIRC に加入する。加入者数は ARRCO で 1815 万人、AGIRC で 419 万人である（2015 年末現在）³⁹。

(2) 保険料

保険料は、加入者ごとに、賃金区分に応じて、対応する保険料率（<表 5>参照）を乗じた額である。

<表 5>ARRCO・AGIRC における保険料率（2017 年 11 月まで）

加入者の区分	賃金区分	保険料率			加入組織
			労働者負担	使用者負担	
非幹部被用者	PMSS までの賃金部分（第 1 区分）	7.75%	3.10%	4.65%	ARRCO
	PMSS～PMSS の 3 倍までの賃金部分（第 2 区分）	20.25%	8.10%	12.15%	ARRCO
幹部職員	PMSS までの賃金部分（A 区分）	7.75%	3.10%	4.65%	ARRCO
	PMSS～PMSS の 4 倍までの賃金部分（B 区分）	20.55%	7.80%	12.75%	AGIRC
	PMSS の 4 倍～8	20.55%	7.80%	12.75%	AGIRC

³⁹ <http://www.agirc-arrco.fr/ressources-documentaires/chiffres-cles/> (2017 年 5 月 2 日最終確認)

	倍までの賃金部分 (C 区分)				
--	--------------------	--	--	--	--

(出典) : ARRCO・AGIRC

(<http://www.agirc-arrco.fr/ressources-documentaires/chiffres-cles/>) (2017 年 5 月 2 日最終確認)

(3) 老齢年金給付

ARRCO・AGIRC では、老齢年金給付額の計算についてポイント制が採られている。すなわち、毎年の保険料拠出額に基づいて獲得したポイント数の合計に、毎年の換算値を乗じて、当該年の老齢年金額が算出されている（計算は ARRCO・AGIRC ごとに行う）。

老齢年金額（年額） =

$$\begin{aligned} & \text{保険料拠出額に基づいて毎年獲得したポイント数の合計 (ARRCO・AGIRC ごと)} \\ & \times \text{ARRCO・AGIRC における毎年のポイント換算値} \end{aligned}$$

<表 6> ARRCO・AGIRC における年金受給者数（2015 年）

	ARRCO	AGIRC
老齢年金単給者	938 万人	231 万人
振替年金単給者	128 万人	53 万 7000 人
老齢年金・振替年 金併給者	170 万人	9 万 1000 人

(出典) : ARRCO・AGIRC

(<http://www.agirc-arrco.fr/ressources-documentaires/chiffres-cles/>) (2017 年 5 月 2 日最終確認)

<表 7> ARRCO・AGIRC における平均支給額（年額）（2015 年）

老齢年金		
	ARRCO	AGIRC
女性	2894 ユーロ	4173 ユーロ
男性	4784 ユーロ	1 万 0353 ユーロ
遺族年金		
	ARRCO	AGIRC
女性	2444 ユーロ	6355 ユーロ
男性	1534 ユーロ	2600 ユーロ

(出典) : ARRCO・AGIRC

(<http://www.agirc-arrco.fr/ressources-documentaires/chiffres-cles/>) (2017 年 5 月 2 日最終確認)

(4) ARRCO・AGIRC の財政収支

ARRCO の主な収入は上記の保険料であり、その他に Unédic（失業保険の運営組織）及び国からの拠出金もあるが、これらの拠出金は早期退職期間や失業期間に対応する給付のための財源である（全体で計 420 億ユーロ）。支出の中心は年金給付であり、全体で 471 億 0700 万ユーロである。

AGIRC の収入も ARRCO と同様に主に保険料であるが、Unédic 及び国からの拠出金もあり（全体で計 196 億ユーロ）、支出は全体で 243 億 4300 万ユーロである（いずれも 2015 年現在）。なお、ARRCO・AGIRC に対する財政支援金が赤字の一部を補てんしている。

3. 2 ARRCO・AGIRC における配偶者への遺族年金（振替年金）

ARRCO・AGIRC の遺族年金も、一般制度と同様「振替年金」と呼ばれ、死亡した加入者の老齢年金を遺族配偶者に振り替えたものとして位置づけられている。

(1) 支給要件⁴⁰

(a) 婚姻要件

死亡した加入者の法律上の配偶者であること。一般制度と同様に、死亡時にすでに離婚した元配偶者も対象者に含まれる。

(b) 再婚していないこと

一般制度と異なり、遺族配偶者が再婚していないことが受給要件とされている。また、受給後に再婚すると受給権を失う。

(c) 遺族の年齢要件

ARRCO の振替年金では、一般制度と同様に 55 歳以上との年齢要件が課され、AGIRC については 60 歳以上とされているが、55 歳から繰り上げ受給が可能である。なお、遺族配偶者が障害を有している場合、あるいは加入者の死亡時に扶養している子⁴¹を 2 人以上有している場合には、年齢要件は課されない⁴²。

ARRCO・AGIRC の振替年金は以上の要件を満たした場合に支給され、一般制度のような所得要件がない点が特徴である。

⁴⁰ 支給要件については〔Groupe Revue Fiduciaire (2016)pp.373-374〕参照。

⁴¹ ここで考慮される「子」は、死亡した加入者と親子関係がなくてもよい。なお、ARRCO・AGIRC に考慮される「子」の範囲は一般制度の「子」の範囲と同じであるが、ARRCO・AGIRC における「扶養されている子」の範囲は一般制度とは異なり、①18 歳未満の子、②学生、見習い、失業保険を受給していない失業者である 18 歳～25 歳の子、③障害を有している子（ただし、21 歳の誕生日以前に障害状態となっている場合に限る）である。

⁴² 障害の状態が止んだ場合には、上記年齢まで支給が停止される。他方で、子が扶養から外れた場合でも、遺族年金は支給され続ける。

(2) 支給額⁴³

ARRCO・AGIRC とともに、死亡した加入者の老齢年金額の 60%が振替年金の支給額となる。死亡した加入者に、複数の（元）配偶者がいる場合には、婚姻期間に応じて按分される。

上記のように、AGIRC の振替年金は原則 60 歳からの受給であるが 55 歳から繰り上げ受給が可能であり、その際の受給率は＜表 8＞の通りである。

＜表 8＞ AGIRC の振替年金の繰り上げ受給における受給割合

受給開始年齢	受給割合
55 歳	52%
56 歳	53.6%
57 歳	55.2%
58 歳	56.8%
59 歳	58.4%

(出典) [Groupe Revue Fiduciaire (2016)p.375]

ARRCO・AGIRC の振替年金にも各種の加算がある。まず、遺族配偶者に扶養する子（死亡した加入者と遺族配偶者の子に限る）がいる場合には、子 1 人につき 5%が加算され、離婚した元配偶者に対する遺族年金にも適用される。また、死亡した加入者に 3 人以上の子（死亡した加入者の子であればよく、遺族配偶者と血縁関係がなくてもよい）がいる場合には（2012 年以降の受給権について）10%が加算される。ただし、死亡した加入者がすでに老齢年金受給者の場合には、老齢年金の加算に関係した子のみが加算の対象となる。

(3) 財源

上記の ARRCO・AGIRC の財政収支から伺えるように、振替年金の財源は主に労使が負担する保険料である。

(4) 課税

ARRCO・AGIRC の振替年金も、所得税、CSG 等の課税の対象となる。

3. 3 ARRCO・AGIRC における子に対する振替年金

ARRCO・AGIRC の振替年金は、遺族配偶者の他に、遺児も支給対象者とされている点が一般制度と大きく異なる点である⁴⁴。

⁴³ 支給額については [Groupe Revue Fiduciaire (2016)pp.374-375] 参照。

⁴⁴ もっとも、公務員のための特別制度（基礎制度の 1 つ）では、遺児に対する遺族年金給付もある。

(1) 支給要件⁴⁵

遺児のための振替年金は、(a) 両親を亡くしたこと、(b) 少なくとも一方の親が ARRCO（幹部職員の場合には AGIRC も）に加入していたこと、(c) 年齢要件⁴⁶（2人目の親の死亡時に 21 歳未満、あるいは、ARRCO については、25 歳未満で、2 人目の親の死亡時にその親の扶養を受けていたこと）のいずれも満たした子に対し支給される。ARRCO・AGIRC での遺族配偶者に対する振替年金と同様、所得要件は課されない。

支給期間は定められていないが、上記要件のいずれかを満たさなくなると失権する。

(2) 支給額⁴⁷

上記要件を満たした各子について、死亡した加入者（両親とも加入者だった場合には、両親それぞれの）の ARRCO での老齢年金額の 50%（幹部職員の子については、これに加え、AGIRC の老齢年金額の 30%）が支給される。受給権を持つ子が複数いても、子の間での分割はない⁴⁸。

(3) 財源

遺族配偶者の振替年金と同様に、遺児に対する振替年金の財源も主に労使が負担する保険料である。

(4) 課税

特別な免除規定の定めもあるが、基本的に所得税等の課税対象となる。

4. 家族支援手当による遺児への経済的支援

上記のように、補足制度（ARRCO・AGIRC）には、両親を失った遺児に対する振替年金はあるが、一方の親を失った遺児については給付がない（この場合は、残された遺族配偶者に振替年金が支給される）。一般制度では、遺児に対する遺族年金の仕組みは一切なく、遺族配偶者に扶養している子がいる場合に振替年金の受給額が加算されるのみである。また、55 歳未満の遺族配偶者を対象とした寡婦（夫）手当は、当初は子を扶養している遺族配偶者に対してのみ支給されていたが、2001 年の改正以降、子の扶養が要件とされなくな

⁴⁵ 支給要件については〔Groupe Revue Fiduciaire (2016)pp.380-381〕参照。

⁴⁶ 障害を持つ子については、21 歳以前から障害を負っていた場合には、年齢要件は課されない。

⁴⁷ 支給額については〔Groupe Revue Fiduciaire (2016)p.381〕参照。

⁴⁸ 子への遺族年金は両親を亡くした孤児のための給付であるため、配偶者への遺族年金との併給は通常ないが、一方の親がすでに死亡している子が、もう一方の親の再婚した家庭で生活していて、そのもう一方の親も死亡した場合には、再婚相手に対する遺族年金と孤児に対する遺族年金とは併給される。

り、また子の存在を理由とした加算もない。

このように年金制度のみで見ると遺児に対する経済的支援は手薄のようにも思えるが、フランスでは家族手当制度の中で単親（あるいは両親を失った）家庭を対象とした家族支援手当⁴⁹（allocation de soutien familial）がある。以下、同手当の内容を概観する。

4. 1 受給権者

家族支援手当は、以下の（a）～（f）のいずれかの状況にある 21 歳未満の子を 1 人以上養育している父又は母（あるいは監護者）に対して支給される（2014 年 12 月時点の受給者数：74 万 4908 人）。

- (a) 父又は母、あるいは両親を失った孤児⁵⁰
- (b) 父から認知されていない子
- (c) 父及び／又は母により扶養義務が履行されていない子
- (d) 父及び／又は母により扶養義務が部分的にしか履行されていない子⁵¹
- (e) 父及び／又は母が扶養義務を免除されている子
- (f) 扶養料を全額受給しているがその額が低い子

家族支援手当は、単親（あるいは両親とも失った）の子への経済的援助を目的とするものであるため、受給権者に所得要件は課されない。ただし、受給権者たる父又は母が再婚すると失権する（孤児を引き取った監護者については、カップルであっても受給できる）。

4. 2 支給額

子ども 1 人につき月額 109.65 ユーロ（両親とも不在の場合は 146.09 ユーロ）が支給される（2017 年現在）。しかし、貧困率が高い単親世帯への支援としては、この給付額では必ずしも十分とはいはず、単親世帯に対するより手厚い支援が必要と認識されている。

5. 家庭の親のための老齢保険（Assurance vieillesse du parent au foyer : Avpf）

上記のように、フランスでは 1945 年当初は「夫が働き、妻が家事を行う」という従来のライフスタイルを前提に、夫の老齢年金で生計を維持していた遺族配偶者たる妻の老後の所得保障として振替年金が創設されたといえる。しかし、1970 年代には男女平等の考え方の進展や女性の就業率の上昇等の社会的变化にしたがい、遺族年金（振替年金）が数次にわ

⁴⁹ 同手当の前身は 1970 年に創設された孤児手当で、1984 年に創設された家族支援手当に統合された。

⁵⁰ 親を亡くした子については、家族支援手当といった金銭給付のほかに、家族手当金庫（CAF）のソーシャルワーカーによる同伴支援等がなされる。

⁵¹ （c）・（d）のケースについては、家族支援手当が前払で支払われ、後から扶養義務を負っている親から家族手当金庫が回収する。

たり改正されたのと並んで、老齢保険への加入についても家庭責任を負った者（主に女性）を対象とした特別の仕組みが創設された。以下では、遺族配偶者の老後の所得保障という遺族年金の機能を部分的に代替する「家庭の親のための老齢保険」の概要を説明する。なお、フランスでは高齢者そのための最低所得保障制度は別に存在している。

5. 1 制度のはじまり

現行の「家庭の親のための老齢保険」の前身は、1972年に創設された「家庭の母親のための老齢保険（assurance vieillesse des mères de famille）」であり、母のみを対象とした制度であった。同制度は、一定の要件を満たした母親に、保険料の拠出を不要としつつ、一般制度の老齢保険への加入を認めるもので、年金額の男女格差の緩和と出産・育児と仕事との両立支援を目的とした仕組みであった。その後、1979年に「家庭の親のための老齢保険」と改名され、男性も受給可能となった（もっとも、夫婦双方が要件を満たしている場合には一方（通常、女性）のみが対象となる）。

5. 2 対象者⁵²

「家庭の親のための老齢保険」は以下の（a）～（c）の要件を全て満たした者が対象となる。

- (a) 非就労⁵³又はパートタイム労働⁵⁴の親であること
- (b) 何らかの家族手当⁵⁵を受給している又は Avpf への加入が認められる状況にあること（障害を持つ近親者の世話をを行っていること）
- (c) 世帯が一定の所得要件を満たすこと

5. 3 Avpf の仕組み

上記（a）～（c）の要件を満たしている期間は、家族手当金庫が一般制度の老齢保険に当該受給者のために保険料を支払うことで、老齢保険への加入実績が積み上げられる。

家族手当金庫が拠出する保険料額は、対象者が非就労の場合には、SMIC（最低賃金）に保険料率を乗じた額であり、パートタイム労働の場合には、対象者の所得に応じて SMIC の 50% 又は 20% を基準に保険料が計算される。

Avpf の仕組みにより、年金額が平均約 20% 上昇するという効果があると解されている。

⁵² 対象者数は約 190 万人（2013 年）で、9 割を女性が占める。

⁵³ 「非就労」とは、完全に就労していない状態、あるいは、年間所得が 5000 ユーロを超えない場合をいう。

⁵⁴ 「パートタイム労働」とは、年間所得が 2 万 4000 ユーロを超えない場合をいう。

⁵⁵ 3 歳未満の子を育児している場合に受給する基本手当（Paje）・育児共有手当、3 人以上の子を育児している場合に受給する家族補足手当、重病や障害を持つ子を世話をしている場合に受給する親の参加手当等。

また、年金支給総額のうち 17 億ユーロが Avpf に基づく給付である。

6. フランスの遺族年金の特徴

フランスの遺族年金は、基礎制度や補足制度それぞれが職業ごとの複数の制度で構成され、制度に応じて遺族年金の仕組みが異なり、統一したロジックを見出すのが困難であるが、本報告書で中心的に取り上げた一般制度については以下のような整理が可能であろう。

まず、一般制度には、稼働能力を考慮した年齢によって区別される遺族配偶者のための 2 種類の給付がある。1 つは、比較的若年（55 歳未満）の遺族配偶者に対する寡婦（夫）手当である。同手当は、遺族配偶者の就労促進のための一時的給付であり、経済的自立を支援する給付である。もっとも、2003 年の法改正の際に指摘されたように、給付額が少ない有期の寡婦（夫）手当のみでは遺族配偶者の自立支援としては不十分であり、2 年の給付後にお経済的自立が実現しておらず公的扶助（RSA）に頼らざるを得ないケースも少なくない。そのため、2003 年の法改正では 55 歳未満の遺族配偶者の保護のため振替年金の年齢要件が撤廃されたが、その後財政上の理由により年齢要件が復活し、現在では、遺族配偶者を年齢で区別しつつ、55 歳未満の遺族配偶者の経済的困難に鑑みて補足的寡婦（夫）手当制度の創設等も提案されているようである。

他方で、比較的高齢（55 歳以上）の遺族配偶者については、死亡した被保険者の老齢年金の一部を遺族配偶者に移転した振替年金が支給され、遺族配偶者の長期的生活保障を目指されている。もっとも、振替年金は、1945 年当初から現在に至るまで多くの改正を受け、その性格に変容が見られる。当初より性別による区別は法律上には設けられていなかったが、被扶養要件が課されていたことから、対象者は事実上女性に限定され、死亡した被保険者（夫）に経済的に依存していた遺族配偶者（妻）のための所得保障給付との性格を持つものであったといえる。しかし、1970 年代に被扶養要件から所得要件へ、さらに所得審査時期として死亡時だけでなく年金請求時も認められるようになったことから、被保険者への経済的依存とは切り離された給付へと変化したといえよう。また、そうした変化は、1975 年、1978 年に離婚した元配偶者にも受給権を認めることでより鮮明となったといえる。

こうした 1970 年代に生じた変化の背景には、上述のように男女平等の考え方と女性の社会進出の進展という事情があると解される。つまり、社会的背景の変化に伴い、男性（及び働く女性）にとって不利益に作用していた要件の見直しが要請されたとともに、夫婦の一方が他方に経済的に依存しているという前提が社会の実態に徐々に適合的でなくなり、振替年金制度の前提として維持しがたくなつたのだと思われる。

こうして、振替年金は夫婦間の経済的依存関係を前提とした扶養の代替としての性格から、別の性格にシフトしていったと捉えられている。つまり、離婚した元配偶者にも受給権を認めた改正から読み取れるように、老齢年金受給権を夫婦が保険料を共同で負担したことで構築した「財産」（離婚によっても影響を受けない財産）と捉え、振替年金の受給は

その財産の回収であるという発想への転換である⁵⁶。フランスには離婚時の年金分割という仕組みは設けられていないため、離婚した元配偶者が他方配偶者の保険料拠出に関し行った貢献に対応した財産を回収する手段として、振替年金が重要といえるが、元配偶者が自分より早く死なない限りこの「財産」の回収ができないという限界も存在する。

このように振替年金に財産的側面があるといつても、他方で一般制度の振替年金には所得要件が課されている。このため、一般制度の振替年金には所得保障のニーズに着目した扶助的側面も認められ、一貫したロジックにしたがったものとはなっていない⁵⁷。この点、所得要件のないARRCO・AGIRCの方がロジックの一貫性が保てているともいえよう。

このように、夫婦で共同して構築した財産の保障としての側面を重視して遺族年金を捉えた場合には、フランスの一般制度の振替年金が配偶者のみを対象とし、しかも（フランスでは夫婦共有財産制がとられ、離別時の保障もある）法律婚の配偶者に限定しているとの合理性が肯定しうる。その際、子への経済的保障は家族支援手当という別制度により行うという整理も、振替年金の制限的な対象範囲を支える背景となっているといえる。また、振替年金が複数の配偶者間で細分化されるという制度設計は、遺族配偶者の生活保障の要請に反する側面があるが、フランスでは対象者自身（主に女性）の老齢年金受給権を充実させる仕組みとして「家庭の親のための老齢保険」が構築され、老後の所得保障における遺族年金（振替年金）の必要性を一定程度縮小させている。

<参考文献>

- ApRobert, Lucy (2008), “Les pensions de réversion du régime général :entre assurance retraite et assurance veuvage”, *Retraite et société*, 2008/2 n° 54, pp.93-119.
- Chauchard, Jean-Pierre,Jean-Yves Kerbourc'h, et Christophe Willmann (2015), *Droit de la sécurité sociale 7^e édition*, LGDJ.
- Conseil d'orientation des retraites (2006), “L'égalité entre hommes et femmes dans le domaine des retraites en France : les fondements de quelques dispositifs”, <http://www.cor-retraites.fr/IMG/pdf/doc-672.pdf> (2017年5月2日最終確認)
- Conseil d'orientation des retraites (2009), *Retraites ;droits familiaux et conjugaux*, La documentation Française.

⁵⁶ [柴田（2017）pp.157-159] 参照。

⁵⁷ [柴田（2017）p.158] 参照。

- Cour des Comptes (2000), “ Les avantages familiaux et conjugaux pour la retraite”, [https://www.ccomptes.fr/Publications/Recherche-avancee/\(offset\)/20/\(sort\)/attr_date_filter_dt;desc/\(filters\)/root-type_of_document_k:Rapports\\$date.annee:2000](https://www.ccomptes.fr/Publications/Recherche-avancee/(offset)/20/(sort)/attr_date_filter_dt;desc/(filters)/root-type_of_document_k:Rapports$date.annee:2000)
(2017年5月15日最終確認)
- Dupeyroux, Jean-Jacques, Michel Borgetto, et Robert Lafore (2015), Droit de la sécurité sociale 18^e édition, Dalloz.
- Groupe Revue Fiduciaire (2016), La retraite du salarié 8^e édition, Groupe Revue Fiduciaire.
- Harichaix-Ramu, Michèle (1980), “L'évolution de la pension de réversion”, Droit social N° 3 1980, p.236-249
- Vanlierde, Sabrina et Isabelle Bridenne (2006), “La réforme de la pension de réversion”, Retraite et société, 2006/2 n° 48, pp.238-243.
- 柴田洋二郎「フランスにおける遺族年金の概要と理念」社会保障法32号（2017年）149頁以下
- 嵩さやか「フランスの年金制度と女性」辻村みよ子監修・嵩さやか・田中重人編『東北大学21世紀COEプログラム ジェンダー法・政策研究叢書第9巻 雇用・社会保障とジェンダー』（東北大学出版会、2007年）395頁以下

第4章 ドイツにおける遺族年金制度

渡邊絹子（筑波大学）

1. はじめに

ドイツの公的な年金制度には、主に被用者を対象とする一般年金保険制度のほか、鉱山従事者等年金保険制度、農業者老齢保障制度、官吏恩給制度、医師や弁護士等がそれぞれ独立した制度を組織している職能別共済組合制度があり、それぞれが独立し、並存している。これらの制度の強制被保険者になっていない16歳以上の自営業者や専業主婦等の無業者については、一般年金保険制度に任意加入することはできるものの、無業者も含めて強制被保険者とする日本のような国民皆年金体制とはなっていない。

本稿では、最も対象者が多く代表的な制度である一般年金保険制度を主たる考察対象とする。一般年金保険制度は、一階建ての報酬比例年金であり、従前所得の一定水準を保障する形で制度設計がなされている。そして、一般年金保険制度には、いわゆる遺族年金に相当する給付として、被保険者や年金受給者の「死亡を理由とする年金（Renten wegen Todes）」があり、配偶者を支給対象者とするものに寡婦寡夫年金（Witwen- und Witwerrenten）と養育年金（Erziehungsrenten）、また、原則として18歳未満の子どもに支給される遺児年金（Waisenrenten）がある。

以下では、ドイツにおける遺族年金の歴史的変遷を概観した上で、一般年金保険制度における遺族年金制度の概要を説明し¹、その後、ドイツにおける遺族年金の特徴や制度理念について考察する。

2. 遺族年金制度の沿革²

¹ ドイツでは、2001年の年金改革によって、遺族年金制度が大きく見直されており、見直し前の旧法の対象となる者と、見直し後の現行法の対象となる者の範囲が分けられている点に注意が必要となっている。2001年の年金改革は、女性の老齢時の所得保障の在り方の見直しを背景に、遺族年金制度に様々な変更を施す内容となった。そのため、新法の適用については、夫婦の人生（生活）設計に多大な影響を与えることから、長い移行期間を設定することとされた

² (Bundesministerium für Arbeit und Soziales (BMAS), Übersicht über das Sozialrecht 12.Auflage, 2015, S.400)。結果、旧法の適用対象となる者は、①2002年1月1日より前に配偶者が死亡しているか、②2001年12月31日より後に死亡しているが、2002年1月1日より前に結婚し、配偶者が1962年1月2日より前に誕生している場合（改正時に40歳以上の者）である。

² 以下の記述は、Wibke Frey/Kirsten Scheiwe/Maria Wersig, 100 Jahre Witwen- und Witwerrenten – (k)ein Auslaufmodell ?, 2015, S.25ff.によっている。なお、東西ドイツ分裂期につ

2.1. 社会保険制度における遺族給付の萌芽

1880 年代まで、家族による扶養を受けられず、またその他に収入を得る術のない寡婦に対する救済は、慈善的な貧民救済や一般の生活扶助によってなされており、「寡婦（遺族）」であることに対する給付を行う制度は特に設けられていなかった。遺族に対する給付が初めて法律上規定されたのは 1884 年であり、労災保険制度において導入された。

労災保険において導入された遺族給付は、被保険者である夫が、本人の過失のない労働災害によって死亡した場合に、その妻（寡婦）と嫡出子に対して、年金給付と埋葬費用を支給するというものであった。寡婦に対しては、その者が死亡または再婚するまで、死亡した夫の賃金の 20% が年金として支給された。同様に、父親を失った 15 歳未満の子どもに対しては父親の賃金の 15%（両親を失う場合には 20%）が支給されることとなっていた。その一方で、寡夫に対する給付は規定されなかった。労災保険法上でこのような遺族に対する給付が導入された背景には、遺族が当該使用者に対して損害賠償請求をすることが困難であるという事情があった。

1889 年の障害老齢保険法³では、その制定過程において、遺族給付の導入の是非が議論されたものの、財政的な理由により見送られた。他方で、同法では、一定の要件を満たす男性の家族扶養者の死亡の場合には、寡婦またはそのような寡婦がいない場合には 15 歳未満の嫡出子に対して、納付済み保険料の 2 分の 1 を払い戻す制度が導入された。また、一定の要件を満たす女性の家族扶養者の死亡の場合には、15 歳未満の父親もない子どもに対して、納付済み保険料の 2 分の 1 が払い戻されると定められた。なお、同法では、一定の要件を満たす女性に対して、婚姻後に納付済み保険料の 2 分の 1 を払い戻す制度も導入された。

2.2. ライヒ保険法と職員保険法

一般年金保険制度の成立以前、ドイツでは、現業労働者（Arbeiter）と職員（Angestellte）とは別の年金保険制度とされていた。それぞれの制度の成立当初に導入された遺族給付は、異なった内容であった。

（1）ライヒ保険法⁴

1911 年に成立したライヒ保険法において、公的年金制度上で初めて、保険給付として遺族給付が規定されるに至った。寡夫（男性）も支給対象者の範囲に含められたものの、寡婦（女性）にはない支給要件が課せられた。寡婦年金を受給するには、寡婦自身が廃疾

いては、西ドイツの制度のみ対象としている。

³ Gesetz, betreffend die Invaliditäts- und Altersversicherung v. 22.06.1889 (RGBl. I S.97)

⁴ Reichsversicherungsordnung v. 19.07.1911 (RGBl. I S.509)

(Invalidität) であることが要件とされた⁵。寡夫年金を受給するには、廃疾であることにより加え、困窮状態にあること⁶、死亡した妻の就労によって家計費の大部分が賄われていたこと、という要件を満たす必要があるとされた。当時の社会状況において、妻が家計の主たる担い手となることはまれであり、その要件だけでも夫が妻の死によって寡夫年金を受給することは、ほとんどあり得ないことであった。

また、寡婦年金を受給することができた妻も決して恵まれた状況にはなかった。ライヒ保険法では、年金請求権を複数有している場合、低い年金のものが停止されるという規定が置かれていたため、廃疾年金と寡婦年金とを組み合わせて受給することはできなかった。また、再婚によって寡婦年金の受給権は失権することとされていた。

自己の廃疾年金の期待権を持たない稼得不能状態にある寡婦が受給できる年金額は、死亡した夫の廃疾年金の 30%とされていた。このようにライヒ保険法上の寡婦年金は非常に少額であり、それだけでは生活できないような状況にあった。当時の寡婦年金の平均額は、当時の生活扶助 (Armenpflege) の 1 日分の定額の約半分であった。したがって、寡婦の中には、生活扶助によって追加的給付を得るような状況であった。この当時の寡婦に対する給付は、扶養の代替 (Unterhaltsersatz) というよりは生計費のための補助といったものであったと評されている。

(2) 職員保険法⁷

ライヒ保険法の成立から数ヶ月遅れで成立した職員保険法においても、遺族給付が規定された。寡夫（男性）も支給対象とされたが、ライヒ保険法と同様に、寡婦（女性）にはない要件が付加されており、夫が妻の死亡によって寡夫年金を受給することは難しい状況にあった。すなわち、死亡した妻によって家計の大部分が賄われていたこと、寡夫が稼得不能であり、困窮していることが要件とされていた。

職員保険法では、死亡した夫の年金 (Ruhegeld) の 40%を寡婦年金として支給するとされていた。また、ライヒ保険法とは異なり、寡婦に稼得能力があっても支給され⁸、他の年金との併給も認められていたため、自己の老齢年金の改善にも繋がった。しかしながら、寡婦年金の果たしている機能としては、生計費の補助にとどまる点でライヒ保険法と同様であると評されている。

⁵ したがって、稼得能力のある寡婦および寡夫は、就労して稼得を得ることが前提とされていた。

⁶ 寡夫年金の支給において困窮 (Bedürftigkeit) を要件とすることについては、保険原理と相容れないものである、良俗に反するといった批判が繰り広げられたものの、最終的に要件として残された (Frank weidner, Der lange Kampf um die Einführung von Witwen und Witwerrenten, 2016,S.179,S.149)。

⁷ Versicherungsgesetz für Angestellte v. 20.12.1911 (RBG I.S.989)

⁸ 職員の寡婦については、就職の場を見つけたり、就職したりすること自体が困難であるといった社会状況が考慮されたためとされる。

寡婦寡夫年金受給権は、再婚によって失権することとされていたが、寡婦に対しては再婚に際して一時金の支給が規定されていた。他方で、寡夫に対してはそのような一時金は規定されなかった。

2.3. 1957 年年金改革⁹

1957 年の年金改革は、公的年金制度は被保険者の引退前所得の一定水準を保障するものであるという考え方（生活水準保障）に基づく年金制度を構築したものとして非常に重要である。この改革によって、公的年金の給付水準は、引退前の生活水準を維持できるようにするとの観点から設定されることとなった。このことは、女性にとっては年金制度において不利益を被りやすい新たな状況が創出されたことを意味していた。というのも、女性は、保険加入義務のある就労を継続的に行うこともなく、男性の賃金と同程度の賃金を得られることもないのが通常だったからである。また、男性は寡夫年金の要件が重くされていることから、ほとんど寡夫年金を受給することはできないため、就労する女性は、このような遺族年金の在り方によって特別な負担を強いられていると考えられ、女性の年金支給開始年齢は 65 歳から 60 歳に引き下げられた¹⁰。また、イデオロギーや法政策上重要なのは、家族内における専業主婦の地位であった。新たな年金制度では、財政方式が積立方式から賦課方式に変更され、年金制度における世代間扶養という図式が構築され、専業主婦は、就労する代わりに家庭責任を負うことで、この世代間扶養という仕組みの中に参加していると解された。

寡婦寡夫年金制度は、1957 年年金改革によって導入された生活水準保障という考えによって、給付水準の引き上げが図られ¹¹、いわゆる小寡婦寡夫年金と大寡婦寡夫年金という区別が導入された¹²。大寡婦寡夫年金が受給できるのは、満 45 歳¹³に到達している場合か、

⁹ Gesetz zur Neuregelung des Rechts der Rentenversicherung der Arbeiter v.23.02.1957 (BGBl. I S.45) sowie Gesetz zur Neuregelung des Rechts der Rentenversicherung der Angestellten v.23.02.1957 (BGBl. I S.88)。

¹⁰ 女性に対して年金支給開始年齢を男性よりも早期に設定することについては、稼得活動と家庭責任という二重の負担を負わされているといった点が考慮されたとされる。

¹¹ 寡婦寡夫年金の給付水準については、死亡した被保険者の年金の 50%とするか、60%とするかで議論され、生活水準保障との考え方や、遺族年金額は老齢年金の負担分に相当し、遺族が受給してしかるべきとされる金額とすべきといった観点から、最終的に 60%という水準が決定された。このような水準が保障されたことで、寡婦年金受給者の生活は大幅に改善された。なお、この改正においては、遺族年金に関する収入調整はまだ導入されていない。

¹² 条文上は、「大寡婦寡夫」・「小寡婦寡夫」という文言は用いられていない。

¹³ 1949 年の社会保険調整法 (Sozialversicherungsanpassungsgesetz) では、ライヒ保険法と職員保険法とで異なる定めをしていた遺族給付について、両法における差をなくし、統一的な取扱いが規定された。それにより、65 歳以上の寡婦については、廃疾状態になくとも、また子どもを

職業不能 (berufsunfähig) 又は稼得不能 (erwerbsunfähig) な状態にあるか、遺児年金の受給資格者である子どもを養育している場合とされ、これら大寡婦寡夫年金の支給要件を満たしていない者（45歳未満の場合等）に対しては、小寡婦寡夫年金が支給されることとされた¹⁴。

寡夫（男性）に対しては、困窮していることという支給要件が削除されたものの、妻によって家計の大部分が賄われていたことという要件は維持された。

2.4. 遺族年金及び養育時間法¹⁵

寡婦寡夫年金は、1985年に成立した遺族年金及び養育時間法によって抜本的に改正された。同法は、男女平等の観点から、1984年までに寡婦寡夫年金規定にある男女差別を解消すべきとの1975年3月12日連邦憲法裁判所の判決¹⁶に従って制定された法律であった。

同法では、特に、子どもの養育が公的年金制度上で評価される仕組みが導入された。すなわち、子どもの養育期間を年金制度上に組み込むことで、年金額に一定程度反映されることされた。

さらに、寡夫年金の支給要件として定められていた、妻が主たる家計維持者であることという要件が削除され、寡婦寡夫年金の支給要件における男女差が解消された¹⁷。その一方

出産・養育していないとも寡婦年金を受給することが可能とされた（前掲注(2)S.32）。

¹⁴ 大寡婦寡夫年金の場合には、死亡した被保険者の稼得不能年金 (Erwerbsunfähigkeitsrente) の60%、小寡婦寡夫年金の場合には、死亡した被保険者の（加算期間を考慮せずに算定した）職業不能年金 (Berufsunfähigkeitsrente) の60%が支給されることとされた（いずれも児童補助金 (Kinderzuschuß) は除いている）。ドイツの職業不能年金、稼得不能年金については、福島豪（2008）「ドイツ障害年金の法的構造－障害年金による失業保障－」社会保障法23号76頁以下、小林甲一（2002）「ドイツにおける障害給付と社会保障の課題」海外社会保障研究140号36頁以下等参照。

¹⁵ Gesetz zur Neuordnung der Hinterbliebenenrenten sowie zur Anerkennung von Kindererziehungszeiten in der gesetzlichen Rentenversicherung

(Hinterbliebenenrenten-Erziehungszeiten-Gesetz : HEZG) vom 11.07.1985 (BGBl. I S.1450)。

¹⁶ BVerfGE 39,169. この事件では、寡夫年金に加重された要件（死亡した妻が主たる家計維持者であること）があることが、ドイツ基本法3条（平等取扱い原則）に違反しないかが主たる争点となった。判決では、当時の女性の就労状況（既婚女性の約7割は主婦となり、約3割が就労）等に照らすと、基本法3条に違反するとまでは未だいえないと判断された。その一方で、将来的に女性の就労率が更に上昇することが見込まれることや、現時点でも多くの女性が就労に基づく自己の年金と併せて無制限に寡婦年金を受給している状況があること、さらに、就労している女性が拠出している保険料が、男性の場合と異なり遺族への給付に結びつきにくい点で不利な取扱いとなっていること等が指摘され、1984年までに、このような不平等な取扱いを除去する規定を定めるよう立法者に義務付けがなされた。

¹⁷ 法施行前に寡夫になった者については、旧法が適用されるため従前の要件を満たす必要があ

で、寡婦寡夫年金の受給において、他の収入との調整が行われることとなった。すなわち、男女ともに、一定の控除額を超える収入がある場合、寡婦寡夫年金の調整が行われることとなった。

2.5. 2001 年年金改革¹⁸

ドイツでは、社会における性別による役割（分担）に関する考え方方が変化してきていることを背景に、寡婦となった女性の老齢保障のあり方も社会の変化に合わせて変えていく必要があるとして、2001 年年金改革において寡婦寡夫年金の制度内容が大きく見直された。すなわち、女性の社会進出が進み、妻である女性自身も働くことで自身の年金受給権を獲得する状況が一般化してきていることから、それを後押しし、寡婦年金によって女性の老齢時の所得を保障するのではなく、女性自身の有する老齢年金によって老齢時の所得が保障されることになるようにとの方向付けがなされた。

具体的には、まず、就労することに困難性が認められないと解される、子どもを養育していない若年者に対して支給される小寡婦寡夫年金を有期化し、自立への動機付けが強化された。次に、大寡婦寡夫年金の基本支給率を 60% から現行の 55% に引き下げつつ、離婚時に限らず年金分割制度を利用できるようにし、寡婦寡夫年金の受給か年金分割制度の利用かの選択制が導入された。寡婦寡夫年金は、死亡した配偶者の保険関係に基づき、そこから派生的に生じる請求権であるといえるが、年金分割制度を利用した場合、夫婦がそれぞれ独自の保険関係に基づく老齢年金受給権を取得することになる¹⁹。年金分割制度の利用が進むと、結果的に老齢時の所得保障に果たす寡婦寡夫年金の役割は小さくなることになる。

寡婦寡夫年金は、とりわけ 1957 年年金改革後から²⁰、死亡した配偶者によって行われていた「扶養」に代わって支給されるものであり、配偶者の死亡によって失われた生計費の代替給付であると解されている。2001 年年金改革後も、このような寡婦寡夫年金に対する基本的な考え方には変更はないものの、配偶者の死亡によって失われた扶養の代替給付である寡婦寡夫年金によって、特に女性の老齢時の所得保障を行うというあり方からの脱却が目指されている。

る。また、1986 年 1 月 1 日より前に結婚しており、かつ、夫婦共に 1936 年 1 月 1 日より前に生まれている夫婦¹⁸が、1988 年 12 月 31 日までに、年金保険者に対して共同で旧法の適用についての意思表示をした場合には、旧法が適用されることになっている（SGB § 303 参照）。

¹⁸ Gesetz zur Ergänzung des Gesetz zur Reform der gesetzlichen Rentenversicherung und zur Förderung eines kapitalgedeckten Altersvorsorgevermögens

（Altersvermögensergänzungsgesetz : AVmEG）v.21.03.2001 (BGBI. I S.403)。

¹⁹ 年金分割では、死亡した配偶者と生存配偶者の老齢年金が半々になるよう振り分けられる。

²⁰ 連邦憲法裁判所の判決の中では 1953 年から既に遺族給付は扶養の代替給付との考え方が示されていた（前掲注(2) S.41）。

他方で、子どもの養育という要素を寡婦寡夫年金額の算定に反映させることも行っている。特に大寡婦寡夫年金に関しては、基本支給率が引き下げられたものの、多くの子どもを養育した場合には、以前よりも年金額で有利になるような内容とされた。年金制度を支える次世代育成の観点が強化されたものと評価できよう。

3. 遺族年金の概要

3.1. 寡婦寡夫年金

(1) 支給要件 (Sozialgesetzbuch (SGB) VI § 46)

寡婦寡夫年金の支給対象となるのは、一般年金保険制度の被保険者である死亡した配偶者との間に法的に有効な婚姻関係にあった配偶者または人生（生活）パートナー（Lebenspartnerschaft）契約を締結していたパートナー²¹である。なお、離婚時の年金分割制度が導入される以前（1977年7月1日より前）に離婚した元配偶者についても、一定の要件の下で、寡婦寡夫年金が支給される(SGBVI § 243)²²。

前述したように、寡婦寡夫年金の受給に関して男女で異なる取り扱いは既に解消されているが、いわゆる事実婚配偶者は法的に有効な婚姻関係を締結していないため、寡婦寡夫年金の受給権を得ることはできない²³。

寡婦寡夫年金を受給するためには、死亡した配偶者が、原則として5年間という一般年金保険制度において老齢年金を受給するために必要とされる待期期間（Wartezeit）²⁴を満たしていることが必要とされる²⁵。この他に、配偶者の死亡以前に婚姻期間が原則として1

²¹ 人生パートナー契約とは、同性カップルに法律婚と同様の関係性を認めるために導入された制度であり、寡婦寡夫年金に関しては、2005年から法律婚配偶者と同様に取り扱われている。以下では、人生パートナー契約関係については、法律婚と同様に扱われるものとして記述を省略する。

²² 異婚した配偶者に対する遺族年金の支給は、離婚を容易にするためにナチスドイツ時代に導入された

²³ 法律婚配偶者については、同居か別居かは問題とならず、別居であったとしても支給される。

²⁴ 要件とされる5年という一般的な待期期間の充足は、労災の場合のように5年を待たずに早期に満たされる場合もある。

²⁵ 任意被保険者の支払う保険料は、この一般的な待期期間を満たすことができるので、任意被保険者が死亡した場合も、遺族年金が支給されることになる。したがって、無業の専業主婦が任意加入し、5年という一般的な待期期間を満たしているならば、当該専業主婦が死亡した場合にも、遺族年金が支給されることになるが、そのような専業主婦家庭の場合、残された遺族である夫（寡夫）は、高収入であることが予想されるため、収入調整により寡夫年金を受給することは難しいと思われる。なお、2012年末において任意被保険者は約325,000人であり、その大部分（約286,600人）が最低保険料のみを支払っている。

年以上あること²⁶、再婚していないこと、後述する年金分割制度を利用していないこと、が要件となっている。

以上の要件を満たした場合、小寡婦寡夫年金（Kleine Witwen- und Witwerrente）の請求権が発生する。そして、これらに加えて、①47歳以上²⁷である、②稼得能力の減退がある、③原則として18歳未満の子ども²⁸を養育している、の3つの要件のうちいずれか1つを満たした場合、大寡婦寡夫年金（Große Witwen- und Witwerrente）の請求権が発生する²⁹。

(2) 支給額・支給期間

支給額、支給期間は、小寡婦寡夫年金か大寡婦寡夫年金かで大きく異なる。

小寡婦寡夫年金の支給額は、死亡した配偶者が受給する年金³⁰の25%であり、大寡婦寡夫年金の場合は55%となっている。配偶者が65歳前に死亡した場合には、いずれの寡婦寡夫年金も一定の割合で減額される³¹。また、3歳までの子どもの養育経験に応じて増額が行われる。増額される金額（2015年7月1日～）は、小寡婦寡夫年金の場合、西ドイツ地域では1人目26.55ユーロ、2人目以降13.28ユーロであり、東ドイツ地域では1人目24.59ユーロ、2人目以降12.29ユーロである。大寡婦寡夫年金の場合、西ドイツ地域では1人目

²⁶ 寡婦寡夫年金を目的とする婚姻を排除、防止する目的で導入された。

²⁷ 老齢年金の支給開始年齢の引き上げに合わせて、45歳であったものを47歳に引き上げている最中にあり、2012年から引き上げが開始され、2029年以降に47歳となる（SGBVI § 242a(4),(5)）。

²⁸ 自活する能力のない子どもの場合には年齢に関する制限はない。

²⁹ 被保険者等の死亡当時、大寡婦寡夫年金の要件のいずれも満たしておらず、小寡婦寡夫年金の請求権のみ取得した遺族が、その後、大寡婦寡夫年金の支給要件を満たした場合（たとえば、47歳に達したような場合）には、その他の要件が満たされている限り（再婚していない等）、大寡婦寡夫年金の請求権が発生することになる。年齢要件を充足し、大寡婦寡夫年金の請求権が発生した場合には、年金請求（申請手続き）を行うよう年金保険者から通知がなされることとなっている。なお、請求権自体に時効はない。

³⁰ 年金月額は、個人報酬総点数×年金種別係数×年金現在価値（1点あたり単価）という算定式により算出される。個人報酬総点数とは、毎年獲得した点数（被保険者個人の報酬÷全被保険者の平均報酬）を合算したものであり、年金種別係数とは、年金の種別毎に定められている係数で、老齢年金1.0、大寡婦寡夫年金0.55、小寡婦寡夫年金0.25となる。そして、年金現在価値は、西ドイツ地域30.45、東ドイツ地域28.66ユーロとなっている。

³¹ 62歳より前に死亡した場合には10.8%、62歳から65歳までの間に死亡した場合には、65歳に満たない月数に0.3%を乗じた割合が減額される。65歳に達した後に死亡している場合には減額はない。また、減額に関する年齢基準については、従来60歳であったものを62歳へ、63歳であったものを65歳へ、2012年から2023年にかけて段階的に引き上げている最中である。なお、被保険者が62歳前に死亡（若年で死亡）した場合、死亡した被保険者が62歳到達まで被保険者であったとみなして被保険者期間が計算されることとなっている（Zurechnungszeit）。

58.41 ユーロ、2人目以降 29.21 ユーロであり、東ドイツ地域では1人目 54.09 ユーロ、2人目以降 27.05 ユーロとなっている。

寡婦年金の平均受給額は月額 592 ユーロ、寡夫年金は月額 295 ユーロとなっている(2014 年)³²。なお、同年における老齢年金の平均受給額は、女性月額 618 ユーロ、男性月額 1,037 ユーロである。

さらに、小寡婦寡夫年金、大寡婦寡夫年金とともに、配偶者の死亡後 3 か月間 (Sterbevierteljahr) については、死亡した配偶者が受給する年金の満額が支給される³³。これは死亡直後の支出の増加等に対応するための措置である。

小寡婦寡夫年金の支給期間は 24 か月である³⁴。大寡婦寡夫年金の場合は、前述した 3 つの要件のうち、いずれを充足して受給しているかによって異なりうるが、支給期間に上限はない。47 歳以上という要件による場合には支給期間に定めはなく、稼得能力の減退を理由として受給している場合には、稼得能力の減退の理由となっている障害等が回復するまでとなり、個々の具体的な判断により期間が設定されることになる³⁵。18 歳未満の子どもを養育していることで受給している場合には、その子どもが 18 歳に到達するまであり、大寡婦寡夫年金の支給開始時における子どもの年齢によって支給期間が定まることになる。

また、寡婦寡夫年金は、受給者の得ている賃金などの収入と毎年調整されることとなっている。受給者が得ている賃金等の他の収入との調整方法は、次の通りである。すなわち、①収入算入される収入額を確定（収入の種類毎に手取り収入額を算出）し、②そこから控除額（東西ドイツで異なり、子どもの人数に応じて増額する。毎年決定。）を差し引き、「基準収入額」を算出する。そして、③調整前の遺族年金額から基準収入額の 40%相当額を差し引き、④支給される年金額（減額された年金額）が決定されることになる。

たとえば、西ドイツ地域に住み、2014 年 3 月 15 日に夫が死亡したため、月額 800 ユーロの寡婦年金の受給資格を持つ寡婦が、遺児年金を受給する子どもを 1 人養育しつつ、月額 1800 ユーロの賃金（総所得）を得ていたとする。この場合の収入調整は、次のようになる。まず、賃金は 40%を控除し手取り収入額を算出する。ここでは 1800 ユーロから 720

³² 西ドイツ地域での平均受給額は、大寡婦年金月額 604.81 ユーロ、小寡婦年金月額 205.04 ユーロ、大寡夫年金月額 336.32 ユーロ、小寡夫年金月額 219.87 ユーロであり、東ドイツ地域では、大寡婦年金月額 659.41 ユーロ、小寡婦年金月額 214.26 ユーロ、大寡夫年金月額 479.01 ユーロ、小寡夫年金月額 212.46 ユーロとなっている（2015 年末）。なお、2017 年の社会扶助基準額は、単身者で月額 409 ユーロとなっている。

³³ この期間については、他の収入との調整もされない。

³⁴ 寡婦寡夫年金は、申請（請求）に基づき支給されることになるが、当該申請は 1 年までしか遡及することができないこととなっている。そのため、小寡婦寡夫年金の場合、支給期間が 24 か月と限られていることから、申請が遅れた場合、支給されない事態も生じ得る。

³⁵ 仮に、回復までに 2 年が見込まれる場合には、支給期間 2 年という有期年金となるが、支給期間の満了時点で未だ状態が回復していない場合には、再度受給することが可能となる。

ユーロを差し引き 1080 ユーロとなる。そこから、毎年決定される控除額を差し引く。ここでは西ドイツ地域の控除額 771.14 ユーロおよび子ども 1 人分の加算 163.58 ユーロを差し引き、145.28 ユーロ（基準収入額）となる。そして、その 40%である 58.11 ユーロを調整前の寡婦年金 800 ユーロに算入（調整）することになる。すなわち、800 ユーロから 58.11 ユーロを差し引いた 741.89 ユーロが調整後の寡婦年金額となる³⁶。

なお、調整の対象となる収入は、①賃金等の就労収入（Erwerbseinkommen）のほか、財産収入（Vermögenseinkommen）、②両親手当（Elterngeld）、③短期的な所得代替給付（Kurzfristiges Erwerbsersatzeinkommen）³⁷、④永続的な所得代替給付（Dauerhaftes Erwerbsersatzeinkommen）³⁸に分類される³⁹。

3.2. 遺児年金

(1) 支給要件 (SGBVI § 48)

遺児年金には、半遺児年金（Halbwaisenrente）と全遺児年金（Vollwaisenrente）の 2 種類がある。遺児年金の受給権者は、死亡した被保険者の子どもである。ここでいう「子ども」には、①死亡した被保険者の実子や養子に限らず、②死亡した被保険者と世帯と同じにしていた繼子（連れ子）、里子、③死亡した被保険者と世帯と同じにしているか、または、死亡した被保険者が主たる家計維持者であった孫、兄弟姉妹も含まれる。死亡した被保険者（親）が一般的な待定期間を満たしている場合に、残された子どもは、扶養義務を負っているもう 1 人の親がいるときには半遺児年金を、両親ともに欠けたときには全遺児年金を受給することができる。

(2) 支給額・支給期間

半遺児年金は死亡した被保険者の年金の 10%に相当する額であり、全遺児年金については 20%に相当する額とされる⁴⁰。

支給期間は、通常、遺児が 18 歳になるまでであるが、学校教育や職業訓練を受講している、障害を負っている等、一定の要件を満たす場合には 27 歳になるまで延長され、更に兵役等を理由として職業訓練等を受講するのが 27 歳以上となった場合には、それ以降も支給される。また、遺児年金は、他家の養子になったとしても、婚姻したとしても失権しない。

³⁶ 実際には、疾病保険や介護保険料が差し引かれるため、この金額よりも支給額は低くなる。

Deutsche Rentenversicherung Bund, Hinterbliebenenrente : Hilfe in schweren Zeiten
10.Auflage[7/2015], S.32.

³⁷ 傷病手当（Krankengeld）や失業手当（Arbeitslosengeld）等。

³⁸ 公的年金保険から支給される老齢年金や障害年金のほか、企業年金等。

³⁹ 前掲注(36)S.30.参照。

⁴⁰ 複数の遺児年金の請求権が発生した場合には、最高額の遺児年金のみ支給される (SGBVI § 89)。

18歳以上を対象とする遺児年金について行われていた賃金等の収入との調整は、2015年7月1日以降廃止された⁴¹。

3.3. 養育年金

(1) 支給要件 (SGBVI § 47)

被保険者は、1977年6月30日より後に離婚し、その離婚した配偶者が死亡した場合であって、自分の、または離婚した配偶者の原則18歳未満の子どもを養育しており、被保険者自身再婚をしておらず、かつ、その離婚した配偶者の死亡までに一般的な待期期間を満たしているときに、養育年金の請求権を得ることになる。また、離婚せずに配偶者が死亡したときであっても、寡婦寡夫年金の受給ではなく後述の婚姻期間中の年金分割制度を選択した場合には、養育年金の請求権を得ることができる。

養育年金は、死亡した被保険者の保険関係に基づき派生的に発生する寡婦寡夫年金や遺児年金とは異なり、残された配偶者自身の保険関係に基づき支給される給付である。したがって、死亡した配偶者が被保険者であったかどうかは問題とならない。ここでは、離婚した配偶者の死亡は、養育年金の支給要件である保険事故として捉えられている。

(2) 支給額・支給期間

養育年金の支給額は、稼得不能年金の場合の年金相当額である。養育年金の請求権は、通常の老齢年金支給開始年齢に到達するまで認められる。また、原則18歳未満の子どもの養育という要件があることから、通常の老齢年金支給開始年齢前に当該子どもが18歳に到達した場合には、その時点で支給は終わることになる。

3.4. 財源・受給者数

一般年金保険制度の財源は、被保険者およびその使用者が負担する保険料と連邦補助金（2014年において収入の約25%）を主な財源としている。保険料については2015年1月1日以降の保険料率は18.7%であり、原則は労使折半で負担する。

死亡を理由とする年金の受給者総数は約570万人であり、そのうち寡婦寡夫年金の受給者数は約537万人、寡婦年金（女性）受給者は約472万人（大寡婦が約471万8千人、小寡婦が約3500人）、寡夫（男性）年金受給者は約64万5千人（大寡夫が約64万4千人、小寡夫が444人）である⁴²。そして、死亡を理由とする年金の支出総額は約392億ユーロ（寡婦寡夫年金は約384億ユーロ）であり、年金支出総額の16.39%（寡婦寡夫年金16.06%）を占めている（2014年）⁴³。

⁴¹ 廃止された理由は、事務的コストの削減にある。

⁴² Deutsche Rentenversicherung Bund, Statistik der Deutschen Rentenversicherung Rente 2015, 2016, S.157.

⁴³ Deutsche Rentenversicherung Bund, Rentenversicherung in Zeitreihen 2015, 2015, S.246.

3.5. 課税

遺族年金は課税対象となっており、老齢年金と同様に取り扱われている。受給開始が 2005 年以前の場合については、課税対象となる割合が 50%、2006 年以降その割合は毎年引き上げられ、2040 年に 100% 課税となる予定である⁴⁴。年金の課税方法については、官吏に対する恩給と公的年金に対する取扱いが異なっていたことが平等原則に違反すると判断された⁴⁵ことから、受給時課税による統一を図っている移行段階にある⁴⁶。

4. 婚姻期間中の年金分割 (SGBVI § 120a)

遺族年金ではないが、遺族年金の請求権と密接に関連するものとして、婚姻期間中の年金分割制度がある。これは、老齢保障における女性独自の年金受給権の強化を目的として 2001 年 1 月 1 日から導入されたものであり⁴⁷、婚姻期間中に獲得した年金期待権を夫婦間で分割することを可能にするものである⁴⁸。また、年金分割制度を利用した場合には、寡婦寡夫年金の請求権を得ることはできなくなり、どちらか一方を選択しなければならなくなつた。

この年金分割を行うためには、夫婦ともに分割期間 (Splittingzeit)⁴⁹ の終了時に、老齢年金の請求権を有しているか、または、少なくとも一方の配偶者が老齢年金の請求権を有し、もう一方の配偶者が 65 歳に達しており、かつ、夫婦ともに 25 年の「年金法上の期間

⁴⁴ 2016 年は 72% 課税となっている。

⁴⁵ 2002 年 3 月 6 日連邦憲法裁判所判決 (BverfGE 105,73.)。

⁴⁶ 私的年金も含め、老後の所得全般に関する取扱いが議論され、課税の在り方については、特に私的年金による老後の資産形成を促すとの観点から、年金全般について拠出時非課税、運用時非課税、給付時課税との取扱い（いわゆる EET）で統一されることとなった。また、給付時課税にすることで課税の繰り延べ効果が得られ、老後の資産形成に有利になる点も考慮されたようである。なお、給付時課税とされているものの、基礎控除（0 % 税率適用）額（単身 8652 ユーロ、夫婦 17304 ユーロ：2016 年）が大きいため、非課税となることも多くなっている。2002 年 3 月 6 日連邦憲法裁判所判決の概およびその後の状況について、宮本十至子（2010）「年金と課税方式について－公的年金等の課税を中心に－」税大ジャーナル 15 号 24 頁以下参照。

⁴⁷ 前掲注(1) S.399.

⁴⁸ 婚姻期間中の年金分割制度は、離婚時の給付調整制度を参考にしてつくられたが、給付調整とは異なり、分割の対象となる期待権は、公的年金保険のものに限定されている。給付調整における年金請求権の分割方法の詳細については、松本勝明（2004）『ドイツ社会保障論 II - 年金保険』信山社 187 頁以下参照。

⁴⁹ 婚姻が締結された日の属する月の初日から、年金分割の実施を請求する権利が発生した月の末日までの期間のことである（前掲注(48)203 頁）。

(rentenrechtliche Zeiten)」⁵⁰が必要となる。

年金分割制度の利用を選択するには、夫婦双方による意思表示の合致が必要とされるが、配偶者の死亡後に生存配偶者による意思表示のみで行うこともできる。

年金分割制度を利用すると、夫婦それぞれが獲得した老齢年金期待権を比較し、高い金額を獲得した方から低い金額である方に移行する形で、ちょうど半々になるように分けられる。このように分割によって獲得した老齢年金は、自己の保険関係に基づく給付として取り扱われるため、寡婦寡夫年金を受給する場合のように再婚によって支給が停止されることもなく、他の収入との調整によって減額されることもない。また、子どもを養育している場合、養育年金を受給することも可能となる。その反面、大寡婦寡婦年金は、死亡した被保険者の受給する年金額の55%相当が支給され、養育加算も行われる。このような違いを踏まえ、それぞれの夫婦がどちらの制度を利用するか選択することになるが、どちらが有利であるかは、それぞれの置かれた状況によって異なるため、一概に判断することはできない⁵¹。

5. 遺族年金の理念と特徴

5.1. 目的・理念

ドイツの公的な年金制度の下では、稼得活動をしていない専業主婦等の場合、一般年金保険制度への加入が義務付けられる育児等⁵²を行っていない限り、任意加入しなければ個人の老齢年金受給権を獲得することはできないという状況が生じる。結果的に、自己の老齢年金受給権がない、または、有したとしても非常に低額であるといった者が生じる構造となっており、特に家事や育児等の家庭責任を負うことの多い女性が、そのような立場に立たされやすくなっている。このように自己の老齢年金受給権を有さない、または有したとしても低額である場合、通常は生計維持者の死亡による所得喪失のリスクをカバーする役割を担っている寡婦寡夫年金が、その者の老齢時の所得保障においても重要な役割を

⁵⁰ 年金法上の期間とは、①保険料納付期間（Beitragszeiten）、②保険料免除期間（beitragsfreie Zeiten）、③考慮期間（Berücksichtigungszeiten）のことである（SGBVI § 54）。

⁵¹ 制度が導入されてから日が浅く、利用可能な対象者も限られている等の理由から、現状では、未だ婚姻期間中の年金分割の利用は普及していない状況にある（Deutsche Rentenversicherung Bund, Rentensplitting – partnerschaftlich teilen 11.Auflage[9/2016], 2016, S.7.）。ドイツ年金保険組合に対するヒアリング調査では、婚姻期間中の年金分割については、感情的に抵抗があるのではないかとの指摘もされた。

⁵² 3歳までの子どもを養育する者（両親が共同で養育している場合、特に申請がなければ母親が養育者とされる）、一定の要件を満たす介護者には、一般年金保険制度への加入が義務付けられている。本人の保険料負担はなく、連邦又は介護金庫が保険料を負担する。この他に、10歳までの子どもの養育が年金法上考慮される考慮期間がある。

担う状況にある。

しかしながら、前述したように、社会における性別による役割（分担）に関する考え方が変化し、女性の社会進出が進んできていることを背景に、女性が自分自身の老齢年金受給権を獲得し、それによって老齢時の所得保障が図られることを基本とすべきとの方針が示され、2001年年金改革において寡婦寡夫年金の制度内容が大きく見直されている。そこでは、寡婦寡夫年金が果たすべき役割を、老齢時の所得保障から分離することが目指されているといえよう。

5.2. 支給対象者としての配偶者

(1) 性別による差の有無

男女平等の考えに基づき、1986年以降、性別による取り扱いの違いは解消されている。しかしながら、実際には、男性に比して女性の就労率が低いこと、また、寡婦寡夫年金は他の収入との調整が行われるため、多額の賃金や老齢年金を受給している男性に支給される寡夫年金は低額になりやすく、時には完全に支給されないこともあることに鑑みると、依然として寡婦寡夫年金は男性よりも女性にとって重要な年金である状態に変わりはないといえよう。

(2) 事実婚の配偶者の取り扱い

前述したように、寡婦寡夫年金の支給要件には、法律上有効な婚姻関係にあることが規定されており、事実婚は支給対象外とされる。寡婦寡夫年金は、失われた扶養（生計費）の代替給付であり、ここでの扶養とは、法律婚による法的な扶養義務関係が前提となっているためであると考えられる⁵³ものの、実際上、事実婚が排除されている大きな理由は証明の困難性にあるとされる。なお、ここでいう法律上有効な婚姻関係については、外国法に基づく婚姻関係も含んでいる。

他方で、前述したように、同性のカップルに関する人生パートナー契約関係については、法律婚と同様に取り扱われるよう改正されている。

(3) 再婚による失権

生存配偶者が再婚すると、寡婦寡夫年金の受給権は失われる。再婚による新たな扶養関係の創出が、寡婦寡夫年金の必要性を消滅させると考えられているからである⁵⁴。このように再婚が寡婦寡夫年金の失権事由であることから、寡婦寡夫年金の受給権を維持する目的で、再婚をせずに事実婚を選択する傾向があり、特に高齢者においてその傾向が顕著とな

⁵³ 元配偶者を対象とする寡婦寡夫年金については、扶養料を受け取っていたか、扶養料請求権を有していたことが支給要件とされており、特に法的な扶養義務関係が重視されている点が窺える。

⁵⁴ Stefan Muckel, Sozialrecht 4., neu bearbeitete Auflage, 2011, S315.

っている。このような再婚に対する抑止効果を考慮し、その対応策として寡婦寡夫年金請求権の復活制度（SGBVI § 46(3)）⁵⁵と再婚時の一時金支給制度（SGBVI § 107）⁵⁶が設けられている⁵⁷。

5.3. 他の収入との関係

寡婦寡夫年金は、賃金等の稼働所得をはじめ、老齢年金や失業給付等の賃金代替給付、財産収入などと調整される。収入算定においては一定の控除額が設定されているものの、高額の賃金を得ているような場合など、寡婦寡夫年金が全く支給されない場合もあり得る⁵⁸。

老齢年金などとは異なり、他の収入金額によって寡婦寡夫年金額を減額調整するという取り扱いは、寡婦寡夫年金が生計を維持するための扶養（生計費）代替給付であることを理由として行われている⁵⁹。

年金分割制度を利用する場合、このような他の収入との調整は行われず、養育年金も受給可能となる点が寡婦寡夫年金の受給と比べて有利な点であるといえる。

5.4. 子どもとの関係

(1) 支給要件における考慮

大寡婦寡夫年金を支給する要件の1つに、原則18歳未満の子どもを養育していることが挙げられている。前述したように、養育を必要とする子どもがいるということは、稼得活動を行うことが難しい状況にあり、所得保障の必要性が高いと判断されているためである。他方で、そのような状況にない若年者については、寡婦寡夫年金の支給期間に上限が設けられ、自立を促進する動機付けの強化が図られている。

⁵⁵ 新たな婚姻関係（再婚関係）が解消された場合であって、一定の要件を満たすときには、再婚前の配偶者との関係で受給していた寡婦寡夫年金の請求権の復活を認めるものである。

⁵⁶ 寡婦寡夫年金受給者が、再婚や新たな人生パートナー契約を締結した場合、当該寡婦寡夫年金の受給権は失権することになるが、この場合、受給している寡婦寡夫年金（直近1年間の受給額の平均額）の24か月分（2年分）が一時金として支給される。ただし、現行の少寡婦寡夫年金は24か月の有期年金であるため、再婚等をしたときに支給期間が残っている場合に残月分が一時金として支給される。

⁵⁷ 前掲注(54)S.315.

⁵⁸ 寡婦寡夫年金の受給資格はあるものの、収入調整によって寡婦寡夫年金が完全に支給停止となっている者が、寡婦年金で約8万人、寡夫年金で約43万人存在する。

⁵⁹ 他の収入金額によって寡婦寡夫年金額を減額調整することは財産権の侵害には当たらないとした1998年2月18日連邦憲法裁判所判決（BVerfGE 97,271）については、同裁判所が確立した社会保険法上の財産的地位を保障する基準と合致しない等、学説上批判されている（Sabine Knickrehm/Ralf Kreikebohm/Raimund Waltermann, Kommentar zum Sozialrecht 4.Auflage, 2015, S.1714.）。

(2) 支給額への影響

年金制度が賦課方式で運営されていることから、次世代育成は年金制度を安定的に運営する上で重要な要素となる。そして、次世代を育成するコストは、年金制度内で適正に評価することが必要であるとの観点から、寡婦寡夫年金においても、子どもの養育したことに対する加算が行われている。前述したように、大寡婦寡夫年金の基本支給率を引き下げる一方で、多くの子どもを養育した場合には、寡婦寡夫年金額が有利になるよう制度内容が変更されている。

遺児年金の給付水準に関しては、遺児年金を受給する子どもは、寡婦寡夫年金を受給する親によって養育されるか、両親共に失った子どもの場合には里子となるなど、他の福祉制度による支援を受けることを前提として設定されている。そのため、寡婦寡夫年金の給付水準が、遺児年金の給付水準の設定に対して影響を与えていているといえよう。

(3) 子どもの範囲

生存配偶者が養育する「子ども」の範囲については、非常に広く捉えられている。まず、生存配偶者または死亡した配偶者の子どもであり、実子と養子が対象となる。嫡出子か非嫡出子かは問われない。また、死亡した配偶者との法的な結びつきも問題とされていない。したがって、配偶者が死亡した後に生まれた子どもも含まれる。さらに、生存配偶者と世帯と同じにしている繼子（連れ子）、里子、生存配偶者と世帯と同じにしているか、生存配偶者が主たる家計維持者である孫、兄弟姉妹も含まれる。ここでの孫とは、2親等の孫のみを意味し、ひ孫や義理孫は含まないが、場合により里子として考慮されうる。また、兄弟姉妹には、異父母の場合や義理の場合（連れ子同士の関係にある）も含まれうると解されている⁶⁰。

6. おわりに

最後に、ドイツの寡婦寡夫年金制度に関する特徴とその理念について簡単にまとめを行う。

第1に、ドイツの寡婦寡夫年金は、扶養の代替給付であると捉えられている点に特徴がある。この基本的な考え方は、寡婦寡夫年金の支給要件や支給額の決定に大きな影響を与えていている。たとえば、新たな扶養関係の創出である再婚を失権事由とすることに合理性が認められることになり、また、死亡配偶者の生計維持への寄与度を年金額に反映させる観点からは、生存配偶者の得ている他の収入との調整も妥当なものと解されることとなる⁶¹。

⁶⁰ Eberhard Eichenhofer/Ulrich Wenner, Kommentar zum Sozialgesetzbuch SGB VI, 2014, S.149.

⁶¹ ただし、寡婦寡夫年金が死亡した配偶者の保険料拠出を前提としていることを重視する観点からは、このような収入調整は批判されるものと思われる。

第 2 に、生存配偶者の自活可能性を基準として、寡婦寡夫年金を区分している点に特徴がある。自活可能性を基準として支給額を分ける制度のあり方は、限られた財源の効率的な配分という観点からも興味深いものであると思われる。ただし、年齢による自活可能性の線引きについての妥当性は、慎重に判断されなければならないと考えられる⁶²。

第 3 に、女性の老齢年金受給権取得を推進する措置と関連づけて、寡婦寡夫年金の受給か年金分割制度の利用かの選択制が導入されている点に特徴がある。婚姻期間中の年金分割制度は、女性の老齢時の所得保障の在り方に大きな変更を加えうる制度といえるが、導入から日が浅く、利用できる者が限られていること等から未だ普及しているとは言い難い状況にある。女性の就労状況と密接に関わる問題であり、今後の動向に注目したい。

第 4 に、将来的に年金制度を支える次世代を育成することに対する貢献度を、年金制度内で強く反映する制度設計をしている点は、ドイツの大きな特徴であるといえよう。公的年金財政とその負担のあり方を考える上で、示唆に富むものであると思われる。

⁶² 加齢による心身の状態ではなく、労働市場における女性の状況に鑑みて設定されていると解されるものであることからすれば、実質的な保障という点では妥当だとしても、男女ともに自立することを前提とする理念からは乖離するものと思われる。

第5章 アメリカの遺族年金制度¹

成蹊大学経済学部 丸山 桂

1. OASDI の基本的な仕組み

アメリカの公的年金制度は、1935年の社会保障法（Social Security Law）の制定により成立した賦課方式の社会保険制度である。本稿では、被用者・自営業者等を対象とした労働者の94%（SSA 2016a）をカバーする²老齢・遺族・障害年金（OASDI：Old-Age, Survivors and Disability Insurance）の遺族年金制度について取り上げる。

OASDIは一般に社会保障（social security）と呼ばれており、運営は社会保障庁（Social Security Administration:SSA）が行っている。OASDIの主たる財源は、一定以上の収入のある自営業者・被用者・農業従事者が負担する社会保障税（Social Security Tax）であり、国庫負担はない³。社会保障税は、年金(social security)とメディケア（Medicare）の合算で内国歳入庁により徴収され、2017年現在の保険料率は15.3%で、自営業者は全額を、被用者の場合は労使折半で7.65%ずつ負担する。被用者が負担する7.65%のうち、公的年金（social security）が6.20%、メディケア（Medicare）が1.45%である。保険料賦課の最低所得は、1四半期あたり1300ドル以上（2017年現在）、上限額は年間所得127,200ドル（2017年現在）で、高額所得者の負担と給付額が過剰にならないよう設計されている⁴。2017年の完全引退年齢（FRA：Full Retirement Age）で受給した場合の老齢年金の最高月額は、2,687ドルで、OECD(2015)発表による平均男性労働者に対する可処分ベースの所得代替率は44.8%である。年金加入歴は、四半期（QC）ごとに保険料納付歴が管理され、老齢年金等の支給要件にはQC数が根拠となっている。

保険料収入は、老齢・遺族年金(OASI)と障害年金(DI)別に社会保障年金信託基金(OASDI

¹ 本研究作成にあたり、アメリカ社会保障庁（Social Security Administration:SSA）の担当者より筆者からの質問事項に対し、文書でご回答いただいた。仲介の労をとつていただいた厚生労働者アタッシェの方には深く感謝申し上げる。なお、ありうべき誤りは筆者の責任である。また、アメリカの各年金制度の名称には、日本で通常用いられる「pension」ではなく、「benefit」が使用されているが、その日本語訳は研究者によって「年金」、「給付」の両方が用いられている。本稿では日本との比較研究の際に、よりイメージしやすい「年金」を使用した。ただし、引用部分に関しては、研究者訳をそのまま使用している。

² 1983年12月31日以前に採用された連邦職員（連邦職員退職制度（CSRS）に加入）、鉄道員（鉄道退職制度 Railway Retirement System）、州・地方政府の職員でOASDI以外の独自の制度に加入する者、加入要件を満たさない家内労働者や農業労働者、年間収入400ドル未満の零細自営業者が適用外となる。

³ 2011、2012年のみ社会保障税の減税による財源補填のため、国庫負担が投入された。

⁴ メディケア分については、保険料（税）賦課の上限は設定されていない。

Trust Fund) に積み立てられている。両者は明確に財政的に分断されており、財政調整は行われていない。老齢・遺族年金（OASI）と障害年金（DI）ともに、その財政状況は厳しい⁵。OASI の信託基金の主たる財源は、先に述べた社会保障税（social security tax）、保険料運用収入、年金給付の課税収入である。

老齢年金（Retirement Benefits）は、1929 年以降に生まれた者の場合、社会保障税を 10 年間（40 四半期）以上納め、受給要件を満たした場合に給付される。完全引退年齢は、2003 年から 2027 年までの間に段階的に 67 歳に引き上げられる過程（表 1 参照）にあり、2017 年現在 66 歳である。完全引退年齢到達前の繰り上げ受給も可能であるが、完全引退年齢からの繰り上げが 36 ヶ月以内の場合には繰り上げ 1 ヶ月につき約 0.56% の減額、さらに 36 ヶ月を超える以前の繰り上げ受給は追加で 1 か月につき 0.42% の減額が追加される。生年によって調整率は異なるが、1960 年以降生まれの完全引退年齢は 67 歳である。62 歳から繰り上げ受給すると PIA は 70% に減額される一方、70 歳で繰り下げ受給をすると、PIA は 124% まで増額される。このほか、一定以上の就労所得がある場合や、家族単位の支給額合計を調整する家族給付上限（Family Maximum Benefits）がある。

表 1 出生年別完全引退年齢

出生年（年）	完全引退年齢
1943-1954 年	66 歳
1955 年	66 歳 2 ヶ月
1956 年	66 歳 4 ヶ月
1957 年	66 歳 6 ヶ月
1958 年	66 歳 8 ヶ月
1959 年	66 歳 10 ヶ月
1960 年以降	67 歳

出所：SSA(2017b)p.7。

OASDI とは別に、一般財源から賄われる低所得者向けの補足的所得保障（SSI : Supplement Security Income）がある。SSI は、居住要件のほか、所得、資産、扶養要件、就労義務が課されており、公的扶助の性格が強い。給付水準（月額）最高額は 2017 年現在、単身 735 ドル、配偶者との 2 人世帯で 1103 ドルで、1 人増えるごとに 368 ドルが追加され

⁵ Social Security and Medicare Boards of Trustees による 2015 年の財政検証によれば、特段の改革を行わない限り、老齢・遺族年金の基金は 2035 年に、障害年金の基金は 2016 年に、老齢・遺族・障害年金全体は 2034 年に枯渇するとされた〔厚生労働省（2016）p.101〕これを受け、全体の税率は変更せずに、老齢・遺族年金分から障害年金の基金により手厚く財政支援をすることで、当面の危機を乗り切った。しかし、2016 年 6 月の財政検証でも、障害年金は 2023 年、老齢・遺族年金は 2035 年に枯渇すると報告されている。

る。2016年1月現在、SSI受給者は約815万人、平均支出額526ドルで、約9割が障害者に支払われている（SSA 2016c）。

年金給付額の算定には、スライド済平均賃金月額（Average Indexed Monthly Earnings : AIME）が重要な指標となる。AIMEは、労働者の平均賃金上昇率で調整された再評価後の賃金のうち、もっともよい記録の35年間の平均値である⁶。さらに、AIMEから基本年金（Primary Insurance Amounts : PIA）を求め、年金給付の種類によってこれに一定の%を乗じて支給額が決定される。PIAの計算方法には、ベンド・システムが採用され、閾値が高くなるほど、反映される額が低減する仕組みになっている⁷。PIAは、毎年1月に物価スライド（cost-of-living adjustment : COLA）により改訂される。

2. 女性と年金制度の沿革

本節では、家族年金および遺族年金制度の沿革を述べる。年表形式でまとめたものは、章末に付表1として掲載している。

社会保障制度が整備される以前の1920年代には、寡婦と遺児の経済困窮には、各州が公的扶助に相当する母親年金（Mother's Pension）で対応していた。母親年金には、アメリカの保守的な価値観に基づく家庭像が反映されていたという。すなわち、父親がいない家庭の子どもは施設に送られるのではなく、自宅で母親が愛情を持って養育し、非行や犯罪に走らせないようにすることが社会秩序には重要であり、施設入所よりも家庭での養育の方が、財政負担が軽いことも母親年金の導入が進められた背景にあった（佐藤 2013）。また、母親年金の支給には、「居住年数、国籍、経済状況や資産の有無、子どもの養育に「適切な家庭」であるか否かの基準」等で審査されていた。その後、世界大恐慌以降には財政難で「申請者の3分の1程度しか受給できない状況」〔佐藤（2013）p.93〕になり、母親年金の役割は次第に縮小していった⁸。

1935年の社会保障法成立によって誕生した当初の公的年金制度では、加入対象者は基幹産業の正社員を中心とされた。当時の働く女性の多くが従事していた教員、図書館司書、看護師などは制度の適用外とされ（Hariington Meyer et al. (1994) p.57）、「適用除外者の60%が女性であり、黒人女性の賃金労働者に至っては85%もの者が対象外とされ」〔Kessler-Harris (2003) p.131〕、多くの女性は公的年金に加入する術がなかった。また、1935年法には遺族年金制度はなく、被保険者本人が65歳に達する前に死亡した場合、保険料賦課収入総額の3.5%にあたる死亡一時金（Lump-sum death benefit）が遺族に支払われるに過ぎなかった。1939年12月の時点でも、平均給付額は96.93ドル（DeWitt 1966）

⁶ 収入のある期間が35年間を下回る場合には、無収入も含めた35年間の平均額で計算される。

⁷ 2017年現在のPIAの計算式は以下のようになっている。基本年金（PIA）=0.9A+0.32B+0.15C（月額）で、A～CはAIMEの金額が入る。Aは885ドルまで、Bは885ドル超から5336ドルまでの部分、Cは5336ドル超の部分である。このA～Cの金額は毎年改定される。

⁸ 母親年金は、佐藤（2013）、Goodwin（1997）に詳しい。

とごく少額であった。その目的は「「埋葬代」ではなく、あくまでも保険原理の公平性の確保という意図」(DeWitt 1966) であり、「一時金の形式でしかも拠出額と密接な関連を有する点で、生活保障的給付というよりもむしろ強制貯蓄の一部払い戻し的性格」〔菊池(1998) p.109〕であったため、寡婦と遺児の生活保障という点では不十分なものであった。

1937-38 年の社会保障諮問委員会では、拠出と給付の平等という保険原理に加え、「家族の保護」や「社会的妥当性」(social adequacy) 水準という指標も考慮された〔Brown (1972) p.136〕。1938 年の社会保障諮問委員会の答申で、寡婦や遺児の経済的困窮が問題視され、寡婦と子どもを養育する寡婦に遺族年金給付を創設することが勧告された⁹。1939 年の社会保障法改正では、配偶者の拠出による家族向けの年金制度として、配偶者年金と児童年金、遺族年金としての寡婦、遺児、親に対する年金（寡婦や遺児などの他の遺族年金受給者がいない場合）などの各種家族年金制度が導入された。

これにより、アメリカの公的年金制度は「個人単位原則」から「世帯単位原則」へと転換を進めることになる。しかし、給付増による財源捻出のため、給付算定式の変更による単身者への給付減、死亡一時金制度の縮小、家族年金給付上限の導入など給付減の改革も併せて導入された。導入当初の配偶者年金は 65 歳以上の妻のみが対象で、受給要件には被保険者本人との同居のほか、妻が自身の老齢年金の受給権を有していないか、あるいは受給額が夫の 2 分の 1 未満であることとされた。給付水準は夫の PIA の 50% で、自身の老齢年金と配偶者年金を併給する場合には、合算給付額が配偶者年金額までに相殺される仕組みがとられた。

1937-38 年の社会保障諮問委員会の委員であった J.B. Brown によれば、社会保障諮問委員会での配偶者年金の給付水準は当初から 50% という数字で議論され、これ以外の数字は特段議論されなかったという (Brown 1972)。また、この根拠についても「「慎重な研究の結果」ではなく、常識的な判断によって決定され、「美学的論理とも呼ばれる性格のもの」であった」〔井上 (1989) p.135〕と説明されている。これは、配偶者年金の位置づけが社会保険の給付 (benefit) ではなく、補足手当 (supplementary allowance) とされたことによる。Brown(1972)の言葉を借りれば、妻の家庭内での貢献が金銭換算できないことを理由に妻たちの保護をしなければ、多くの家族を不適切な保護の状況に放置することになる。社会保険の給付 (benefit) を民間保険のように金銭の拠出だけでなく、人生を通じた「経済的な」貢献にも関連づければ、すべての人がなんらかの年金給付を得ることができると考えられた。一方で、有償労働に従事する妻が自身の老齢年金と配偶者年金を併給するのは過度の優遇策になることや財政支出の増大を招くことから、妻は配偶者年金か自身の老齢

⁹ 遺族年金導入理由には諸説あり、(1)年齢や家族責任のために労働市場に参加できなかった寡婦自身の所得保障 (Weaver 2010)、(2)寡婦や他の家族給付は社会保障の重要な論点であったこと (家族責任による労働市場に参加できなかったことを考慮しての給付)、(3)公的年金の積立金運用問題 (Berkowitz 2002、藤田 1974)、(4)公的扶助の代替手段と財政均衡措置 (藤田 1974)、(5)家計消費拡大による景気回復の効果 (藤田 1974) などがあげられている。

年金のどちらか高い方を受給することになった。井上（1989）はこのBrownの考え方について、アメリカのOASDIがイギリスのコモンローにならい、家庭内の収入の帰属方法を「OASDIは夫婦別算制に準じて、収入にたいする権利は稼得者に帰属させ、配偶者にはその派生物として権利を与えていた」と夫婦財産制の視点から説明している。また、配偶者年金が夫の給付の50%という給付水準が「家政を含めて家庭生活における妻の貢献は、夫婦の全収入に反映するものとし、全収入の $\frac{1}{2}$ を妻に割り当てる」というアメリカの数州で採用される夫婦共有財産制の基礎にある考え方と共に通していると指摘している〔井上（1989）p.147〕。

遺族年金の給付対象者の範囲については、1938年の社会保障諮問委員会による報告書¹⁰で、現行の死亡一時金では給付水準が低すぎるため、被保険者死亡時の妻、子ども、老齢の親に対する遺族年金の必要性が述べられている。これを受け、1939年改正法で65歳以上の寡婦に対する遺族年金制度が導入された。給付要件は、被保険者本人の死亡時に同居しており、自身の老齢年金の受給資格を有していないか、その給付額が夫の4分の3未満であり、再婚していないこととされた。また、65歳以上の寡婦年金を受給できない寡婦には、再婚しておらず、有資格遺児を養育しており、自身の老齢年金の受給資格を有していないか、その給付額が夫の4分の3未満であれば、遺児を養育する母の立場で受給できる遺族年金を創設した。一方、扶養する子どものいない若年の寡婦は、「他の未婚女性との平衡上、遺族給付は支給しないものとされた」〔菊池（1998）p.267〕。

導入時の高齢寡婦および遺児を養育する妻に対する遺族年金の給付水準は、1938年の社会保障諮問委員会の勧告通り、夫のPIAの75%とされた。その根拠は、亡くなった被保険者の妻が夫婦が築き上げた年金財産の半分を受給するのは当然であり、夫婦がともに存命中の合計PIA150%（夫のPIA100%と妻の配偶者年金PIA50%の合計）の半分に相当する75%が妥当であるとする考えに基づいていた。

その後、配偶者年金の給付水準が現在に至るまでPIA50%に据え置かれたのに対し、高齢寡婦に対する遺族年金は、支給開始年齢の引き下げや給付水準の引き上げなど制度拡充の改正が続いた。1961年に高齢寡婦に対する遺族年金の給付水準はPIA75%から10%（7.5%相当）引き上げられ、82.5%となった。これは、成人子と同居する前提で考えられていた給付水準（夫婦二人暮らし時代の半分の給付水準（PIA75%））では、増加し始めた一人暮らしをする寡婦にとっては、従前と同じ生活水準を維持できないという経済問題に対応するためであった。この給付水準の引き上げによって、寡婦年金と被保険者自身の給付関係はより強く結びつけられることになった。

1972年の財政委員会では、「一人暮らしの寡婦の生計費支出は、単身引退労働者のそれを下回るわけではない。それをもって、寡婦の年金が労働者としての引退した夫よりも低

¹⁰ 原文はSSAサイト（<https://www.ssa.gov/history/reports/38advisegeen.html>：最終アクセス2017年4月16日）を参照されたい。

くてよいという理由にはならない」（Weaver 2010）との考え方から、同年の改正で 65 歳以上の寡婦（夫）、離別配偶者の遺族年金への給付水準は PIA82.5% から 100% に引き上げられた。同時に離婚した元妻・寡婦・母親である寡婦が年金給付を受けるにあたり、元夫からの扶養を要件としていた規定が廃止された。当時は、この給付水準の引き上げを「妥当性（adequacy）」の見地から正当性を疑う者は誰もいなかったが〔Kessler-Harris (2001) p.163〕、後述するように女性の社会進出が進むと、保険料拠出と給付の「公平性」の問題を残すことになった。

遺族年金の受給対象者も、導入当初は女性のみであったが、男性への適用拡大が後追いの形で行われた。1950 年改正法で、夫に対する配偶者年金と寡夫に対する遺族年金が創設された。当時の規定では、妻や寡婦に対する給付とは異なり、男性のみ完全受給資格のほか部分的受給資格を充足し（ただし、1967 年改正法により削除）、さらに被扶養要件（女性賃金稼得者が死亡または退職した際、最低半分の扶養を受けていたこと）の充足を必要とするなど、男女の取り扱いが異なっていた。こうした性別による取扱いの差は、当事者による裁判による違憲、違法とする判決が法改正に反映される形で、解消されていった¹¹。

アメリカの遺族年金の特徴に、離別配偶者に対する給付がある。1950 年改正法では、老齢年金の児童年金有資格児童を養育している死亡した被保険者の離別配偶者である元妻にも遺族年金が支給されることになった。メディケアが導入された 1965 年改正法では、寡婦年金の支給開始年齢の引き下げ、遺族年金や配偶者年金の受給要件の緩和が行われた。離婚前に 20 年以上の婚姻期間を有し、亡くなった元配偶者が十分な保険料拠出歴を持ち、自身の死亡または障害時にも元配偶者を扶養していたならば、配偶者年金と寡婦年金が支給されるようになった。1972 年改正法では離別女性の被扶養要件は削除され、1977 年には婚姻期間の要件が 10 年に短縮され、給付対象者の拡大を意図する改正が相次いだ。

また、同年の改正によりかつては配偶者や離婚した元配偶者が再婚した場合には遺族年金給付を打ち切っていたが、60 歳以降の再婚であれば、遺族年金を継続受給できるようになった。ただし、「寡婦給付は、衡平の見地から妻給付の基準まで減額する」〔菊池（1998）p.267〕とされ、再婚後の給付水準の引き下げは再婚のペナルティーともいえる制度であった。しかし、1977 年 12 月には寡婦（離別配偶者は除外）は 60 歳以降の再婚であれば、遺

¹¹ 男女平等原則を争ったアメリカの判例は、菊池（1998）の第 5 章第 3 節、Kessler-Harris(2001) にその経緯や論点が詳細に整理されている。遺族年金における男女平等の取扱いを争った、Weinberger vs Wiesenfield 裁判(1971)では、夫婦のうち主たる稼ぎ手であった妻（教師）が死亡した際、遺された夫が子どもと子どもを養育する親年金を請求したが、後者である子どもを養育する親年金が夫には支給されなかつたことの是非を争い、現行制度が男女平等に反するとして無効とされた。また寡婦年金の支給には女性は扶養の条件が課されないのに対し、男性のみ扶養条件（半分以上）が課されることの被扶養要件をめぐって争われた 1977 年の Califano vs Goldfarb 連邦最高裁違憲判決もある。これらの判決の根拠が、遺族の男女間差別ではなく、拠出を行った女性労働者への差別の観点から論じられているのが特徴的である。

族年金を全額継続受給できるようになり¹²、1983年には遺族たる元配偶者、障害者となつた寡婦・寡夫は受給資格を得た後で再婚しても、受給資格を失権しないことになった。その理由は、「再婚に対する抑止力となりうる点、さらにすでに給付が認められていた老齢寡婦（かん夫）との比較において、障害者たる寡婦等の給付に対するニーズが低くない点」〔菊池（1998）p.452〕に求められ、OASDIはこれまでの「世帯単位原則」をさらに拡充し、現在の扶養関係ではなく、過去の家族関係を給付に反映する独自の制度に移行していった。

現在は60歳以上（障害者であれば50歳以上）の再婚であれば、元の配偶者の遺族年金を満額継続受給することができる。再婚後の新しい配偶者が社会保障給付を受給する権利を有していれば、62歳以降に新しい配偶者の記録による配偶者年金か、元の配偶者の記録による遺族年金かどちらか高額な方を受給できる。60歳未満（障害者の場合は50歳未満）で再婚した場合には、元の配偶者の遺族年金は受給できない。ただし、再婚者との結婚が解消（離別、死別など）した場合には、受給要件を満たせば、再び元の配偶者の寡婦・寡夫年金が受給できる（SSA 2017c § 406、§ 1853）¹³。こうした規定は菊池（1998）が指摘するように、「保険事故発生時における親族関係の存在を必要とせず、あるいは保険事故発生後における親族関係の変動を終了事由としない給付が新たに認められた」点で非常に特異な制度である。アメリカの遺族年金制度が、「世帯単位」の範囲を非常に広汎に扱い、かつその性格も保険原理よりも生活保障に力点を置いている一例であろう。

1983年改正法では、裁判所の判決に従い運用面では男女平等の取り扱いがされていた、配偶者年金や遺族年金を条文改定にも反映し、これにより男女の給付要件格差は解消された〔Berkowitz and Dewitt（2015）p.272〕。また従来、離別配偶者の家族・遺族年金が元配偶者の老齢年金の申請状況や所得テストの適用状況によって、受給資格や受給額が変動していたが、遺族自身が62歳以上でかつ離婚後2年間を経過していれば、元配偶者の状況によらず自身の権利として年金を受給することが可能になった。

3. 現行制度の仕組み

3.1 遺族年金の種類

国民皆年金ではないアメリカにおいて、無業の専業主婦で生涯を過ごせば、自身の拠出に基づく老齢年金は受給できない。アメリカの公的年金制度は少なくとも1983年以降は、男女による取扱いの差はない。しかし、労働市場や家庭内労働での男女の働き方の差が残る以上、公的年金のジェンダー問題が解消されたわけではない。女性の就労と年金問題として、以前から無業の配偶者に寛大な制度設計の問題が指摘されていた。

¹² Brien et al.（2004）は、改正法が効力をもつ1979年を境に60歳以降の寡婦の再婚率が急上昇し、再婚行動に経済インセンティブが強く影響したことを実証分析から明らかにしている。

¹³ 再婚によって、元の配偶者に基づく給付が停止されても、元の配偶者の納付記録を保持できる者として、離別配偶者、子どもを養育する父母、寡婦（寡夫）、遺族離別配偶者、遺族である子どもを養育する父母があげられる〔SSA（2017c）§ 1853〕。

遺族年金制度の目的は、亡くなった被保険者に生計を依存していた家族の生計を保持するためには、亡くなった被保険者の賃金（または死亡時の年金給付）の代替として位置づけられている。SSA (2017d) は、遺族年金制度を社会保障からの生命保険 (Life insurance from social security) として説明している。

OASDI の遺族に対する給付額は、亡くなった被保険者との婚姻関係と社会保障税納付状況、遺族の年齢や養育する子どもの有無などによって、6種類に大別される（巻末の付表参照）。受給できる遺族年金の種類は、亡くなった被保険者の社会保障税納付状況と遺族と被保険者の関係でまず決められ、次いで遺族自身の年齢や配偶関係等などの現況で決まる。亡くなった被保険者が納付歴 10 年以上の完全被保険者 (fully insured) 資格¹⁴を有していた場合には、配偶者（離別配偶者含む）、子、親が遺族年金を受給できる。若くして亡くなり、完全被保険者資格を有していない場合は、現在被保険者資格 (currently insured) という死亡直前の 3 年間に 1 年半 (6 クレジット) の納付歴があれば、被扶養児童を養育する配偶者、子に給付される。

(1) 高齢の寡婦・寡夫年金（遺族に障害がない場合）：Widow's Insurance Benefits、Widower's Insurance Benefits

10 年以上の保険料拠出歴がある完全被保険者 (fully Insured) の遺族配偶者（9か月以上の婚姻期間を有する¹⁵）に給付される。遺族の年齢が完全引退年齢（2017 年で 66 歳）以上の場合は、亡くなった配偶者の年金 (PIA) の 100% を受給することが可能である。遺族配偶者が 60 歳から完全引退年齢までの年齢である場合には、PIA の 71.5%～100% 未満までの減額受給となる。遺族年金の受給開始時期は、遺族配偶者自身の選択が認められており、完全引退年齢 (FRA) まで受給開始を遅らせて満額の給付を得たり、さらに繰り下げ受給による増額を目的に 70 歳まで受給を遅らせたりすることも可能である。

亡くなった配偶者が繰り上げ受給により減額年金を受給していた場合は、その受給額または PIA の 82.5% のいずれか高額を上限とする¹⁶。一方、繰り下げ受給 (Delayed Retirement

¹⁴ 完全被保険者資格 (fully insured) を得るには、21 歳到達以降少なくとも 1 年につき 1 四半期の加入歴と以下の 3 種類のうちもっとも早く起こった事象の到達が必要である。(1)62 歳到達時、(2)死亡の前年、(3)障害をもった年の前年。1930 年より前に生まれた場合、1950 年以降の各 1 年につき少なくとも 1 QC が必要になる。最低 QC 数は 6 であり、最高 QC 数は 40 である (<https://www.ssa.gov/oact/progdata/insured.html> : 最終閲覧日 2017 年 3 月 30 日)。

¹⁵ 詳細は、Program Operations Manual System (POMS) GN 00305.100 Marital Relationship Duration (<https://secure.ssa.gov/poms.nsf/lnx/0200305100>) ただし、不慮の事故等による死亡の場合はこの限りではない。例外規定は、SSA(2017c) § 404 を参照されたい。

¹⁶ 2009 年 12 月における受給者の 1 % 抽出分析によれば、寡婦年金の減額受給者は 37.1% おり、平均で給付額の 13.2% 減、中央値で 17.5% 減であった (Weaver 2010)。この 17.5% 減という数値は、逆に言えば、法で定められた最低保障の給付率 PIA82.5% と同義であり、つまり半数以上

Credits :DRCs)をしていた場合は、遺族年金が増額（1年につき8%。70歳まで可能で最大24%増）が認められている¹⁷。高齢遺族配偶者向けの給付は、終身給付であるが、自身の老齢年金との完全併給は認められておらず、62歳から70歳までの間に自身の老齢年金か、遺族年金かどちらか高額な方への切り替えが行われる。この制度を利用して、寡婦・寡夫年金の受給期間をできるだけ後ろ倒しし、自身の老齢年金を70歳まで繰り下げ受給することも可能である。

受給者の配偶関係については、独身であることが要件であるが、60歳以降の再婚であれば、離別配偶者の遺族年金を受給可能である。婚姻期間が10年以上あれば、離別配偶者の遺族年金を受給することも可能である。要件を満たす離別配偶者の人数が複数になっても、遺族年金受給額が減額されることはない。62歳以上あれば、再婚後の現在の配偶者の記録に基づく配偶者年金と、離別した元配偶者の遺族年金の高額な方を選択できる。

アメリカの法律婚の手続きは州法によって異なる¹⁸。遺族年金の給付対象は原則として法律婚であるが、州法の婚姻法によっては事実婚（common-law marriage）や同性婚¹⁹も法律婚と同等とみなし、遺族年金が給付されることもある²⁰。

の受給者は最下限の減額受給をしていることを意味する。

¹⁷ 同じく Weaver(2010)によれば、DRCs の利用で寡婦年金が増額した者の割合は15.3%おり、平均金額で4.6%増、中央値で2.5%増であった。

¹⁸ 井樋（2011）によれば、婚姻の有効な成立には挙式等が必要とされる。州によって名称は異なるが、当事者2人に対する州政府による婚姻許可証（marriage license）の発行が挙式を挙げる条件となっている。婚姻許可証（marriage license）は、婚姻の障壁（年齢、重婚、近親婚などで州法によって異なる）がないことの確認後に発行され、一定期間内に当日者が挙式権限を有する者に挙式を執り行ってもらい、その後挙式の証明のために、当事者、担当者による結婚証明書の署名を得たのちに婚姻許可証を発行者に返却すると、婚姻証明書（marriage certificate）として正式に保管されることになる。

¹⁹ アメリカの婚姻法は州の管轄であり、かつては同性婚を認めるかは州によって判断が異なっていた。2015年6月26日、アメリカ連邦最高裁判所が州政府が同性婚のカップルに対し婚姻許可証を発給しないこと及び他州で合法的に認められた同性カップルの婚姻を承認しないことは合衆国憲法第14修正違反であるという判決を下し、これによってすべての州で同性婚のカップルにも婚姻許可証を発行し、他州で合法的に認められた同性婚による婚姻も認めなければならないとされた。アメリカの同性婚の改正経緯は、井樋（2011,2015）に詳しい。

²⁰ 州法によって婚姻法が異なり、common-law marriage の取り扱いも異なる。現在、Alabama、Colorado、D.C.、Iowa、Kansas、Montana、Oklahoma、Rhode Island、South Carolina、Texas、Utah（裁判所命令によって認められた場合のみ）が、Common-Law Marriage を認めている。また、かつては認めていたが、現在はCommon-law marriage を認めていない州もある。

Common-Law Marriage のカップルに対する年金給付は、自動的に実施されるのではなく、SSAによる審査を経ての個別対応となる。一般的な要件として・双方が結婚に同意していること、・正式な結婚を意図していること、・2人が双方を夫、妻と認識していること、・2人とも法的に有

かつては遺族年金の受給要件に寡夫のみ生計維持関係が残されていたが、現在は撤廃されている。日本のような生計維持要件がない理由は明確に説明されていないが、2つの理由が考えられよう。1つは、かつて寡婦と寡夫の給付要件における男女差別を争った判決理由では、受給者ではなく被保険者の性別によって取扱いが異なることが違憲と判断され、保険料拠出による年金権の考え方方が日本よりも強固であることが考えられる。もう一つは、「家族給付の独立性」〔菊池（1998）p.452〕の規定である。1983年改正によって、離婚した配偶者への給付が元配偶者に老齢年金が未支給であっても独自に給付される点や、あたかも年金権を夫婦共同で築いた財産権のようにみなし、離別配偶者が再婚後にも受給権が継続される点にも表れていると考えられる。とはいえ、実際の給付設計では、自身の老齢年金と遺族年金の完全併給は認められておらず、遺族年金受給額を上限とする併給である点や所得審査、家族給付上限（Family Maximum Benefits）制度など、「生計維持要件」とは異なる世帯単位の給付調整制度が設けられている。

所得審査（Earning Test）は、完全引退年齢未満で遺族年金を受給する場合には、一定以上の就労所得があると、年金額を減額する。遺族配偶者が完全引退年齢以上であれば、労働インセンティブを保持するため、就労所得との調整は行われない。

なお、遺族配偶者自身の年齢要件以外の受給要件を全て満たした場合は潜在的な受給権（potentially entitled）を得るとされ、遺族配偶者は亡くなった被保険者の死亡後すぐに遺族年金を受給することはできないが、受給可能年齢まで待てば、寡婦・寡夫年金を受給することは可能である²¹。この点は日本の遺族年金における遺族の受給要件が、被保険者死亡時の年齢や生計維持の状況で判定されるのとは大きく異なる点である。

(2) 遺児を養育する親年金：Mother's and Father's Insurance Benefits

亡くなった被保険者の遺児の養育を受給要件とした遺族年金制度である。亡くなった被保険者自身の要件としては、若年で亡くなる場合も考慮して、完全被保険者期間または部分的被保険者期間（死亡した直近3年間のうち、1年半（6 クレジット）の保険料拠出歴を有する）があることとされている。遺族側の要件としては、16歳以下の子ども（実子、養子を問わない）、障害児（死亡した被保険者の実子または養子で、年齢要件なし）、亡くな

効な婚姻が可能である状態にあること、・各州が定める事実婚に沿っていること、・いくつかの州では2人が同居しており、互いに夫婦として公にしていることが要件とされる。また、そのほか、結婚の意思があること、同居していること、特定の州ではその州に居住していることなどが求められる。詳細は、SSA[GN 00305.060 Common-Law Marriage – General]

<https://secure.ssa.gov/apps10/poms.NSF/LNX/0200305060#a2>。GN 00305.065 Development of Common-Law (Non-Ceremonial) Marriages に詳しい。

²¹ 例えば、子どもが成人した50代の寡婦は、障害を有していないければ、配偶者死亡時には寡婦年金を受給できない。しかし、受給可能な年齢に達すれば、遺族年金を受給できる。詳細は SSA(2017c) § 401F の Note を参照のこと。

った配偶者存命中から児童年金を受けていた児童を養育していること、遺族自身が本年金よりも高額な老齢年金を受給していないこと、高齢の寡婦・寡夫年金を受給していないこと、再婚していないこと等²²を要件に、その親に対して遺族年金が支給される。離別配偶者であっても、独身であり、年齢などの資格要件等を満たす子どもを養育していれば、婚姻期間を問わず年金を受給できる。

遺児を養育する親の年齢要件はなく、給付を受ける父母が再婚した場合は、原則として年金給付は停止されるが、再婚が終了（新配偶者の死亡、離婚、契約解消）になった場合には、亡くなった元配偶者の遺族年金を再婚が解消した月から再び受給することができる〔SSA (2017c) § 417〕。再婚以外の給付停止要件としては、就労所得が上限を超過した場合、養育する子どもが成長して年齢要件を満たさなくなった場合や子ども自身が結婚した場合などには、給付は停止される²³。

給付水準は、PIA の 75%で、高齢の寡婦・寡夫年金よりも低い水準になっている。また家族給付上限 (Family Maximum Benefits)、遺族自身が老齢年金や障害年金を受給している場合には、本年金額を上限に給付額が相殺されることになっている。

(3) 障害を有する寡婦・寡夫年金: Disabled Widow's Insurance Benefits, Widower's Insurance Benefits

50～59 歳の遺族配偶者で、遺族が独身であり、障害²⁴を有している場合に給付される。本人の障害発生が、亡くなった被保険者の死亡以前または死亡時から 7 年以内であるか、遺児年金受給者の場合は最後の受給から 7 年以内であることが条件である。期間の制限があるとはいっても、被保険者の死亡後の障害リスクも適用範囲である点が特徴である。

給付水準は亡くなった被保険者の PIA の 71.5%である。亡くなった被保険者が保険料拠出歴 10 年以上の完全被保険者資格を有していることが条件である。婚姻期間が 10 年以上あれば、離別配偶者も受給できる。

高齢の寡婦・寡夫年金と同様に、50 歳以降での再婚者であれば、62 歳になった時点で、新しい配偶者の記録に基づく配偶者年金 (Spouses Benefit: 現在の配偶者の PIA の 50%) か離別配偶者の遺族年金 (PIA の 71.5%) のどちらか高額な方を選択受給できる。

なお、他のすでに述べた 2 つの制度とは異なり、障がい者向けの遺族年金は所得審査や家族給付上限制度の適用は受けないことになっている。

²² 詳細は SSA(2017c) § 415 を参照のこと。

²³ 詳細は SSA(2017 c) § 419 を参照のこと。

²⁴ 社会保障上の「障害」とは、就労不能であることを判断している。①以前から就労不能であった、②病状から就労ができないと判断され、かつ少なくとも 1 年以上、死亡まで障害が続くが予測される場合 (<https://www.ssa.gov/planners/disability/dqualify4.html>) などが判断材料とされる。

(4) 遺児年金：Child's Insurance Benefits

父母の両方あるいはいずれかが障害を有するか労働市場を引退しており、現在老齢年金、障害年金を受給しているか、あるいは十分な保険料納付歴をもって死亡した場合に子に支給される年金である。遺児への遺族年金の場合、亡くなった被保険者本人の要件として、完全被保険者資格 (fully insured、拠出歴 10 年以上) または現在被保険者資格 (currently insured：死亡直近 3 年間で 6 四半期以上 (1 年半) の加入歴) が要件である。

遺児本人の受給要件としては、未婚であり、かつ年齢要件 (18 歳未満、または 19 歳で初等または中等学校のフルタイムの学生であること、22 歳以前に障害を負った者 (年齢制限はないが、SSI disability payment を受給していることが条件)²⁵、亡くなった被保険者に扶養されていたことが必要である²⁶。所得審査は完全引退年齢到達以前の者と同様の取扱いであり、所得が一定額を超えると年金受給額が減額される。また、遺児が結婚した場合には、支給停止となる。子ども本人に受給権があるため、年金受給中の子どもが他家の養子になった場合でも受給権が停止されることはない²⁷。

遺児の範囲は、亡くなった被保険者の子ども（実子または法的に認められた養子²⁸ (adopted child)、継子 (stepchild)²⁹、亡くなった被保険者またはその配偶者に扶養されていた孫 (grandchild)、継子の子 (stepgrandchild)³⁰ が対象範囲である。継子には非常に複雑な適用要件が設けられており、被保険者との関係成立が遺児年金申請日から 1 年以上前ま

²⁵ 18 歳に到達後の給付は一度 18 歳に達した月に給付を打ち切る形をとり、その後申請に基づいて再度給付が行われる。障害児は SSI disability payments を受給していること、19 歳以下の学生の場合は学期内に 19 歳に達した場合は学期末まで給付が延長される。パートタイム学生になった場合には SSA に通知の上、支給停止となる。パートタイム学生とは、アメリカ教育省の国立教育統計センター「単位修得のロード（義務）が通常のフルタイムの単位修得ロードの 75% 未満の高等教育の課程の在学者」と定義されており、通常の学生よりも労働時間や家庭責任のため、履修単位数に制約を設けられているものをいう（文部科学省サイト

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/003/gijiroku/010801/010801e04.htm
：最終確認日 2017 年 3 月 20 日）

²⁶ 詳細は、SSA(2017c) § 410 参照のこと。ただし亡くなった被保険者が存命中に児童年金を受けていた場合には自動的に適格者と判断される。

²⁷ SSA 担当者による室温への回答である。

²⁸ 養子は、労働者死亡後に遺された配偶者と養子縁組をしている子どもで、A 死亡時に被保険者と同居または生計の半分を扶養されていた子、B 以下のいずれかの要件を満たすこと。1 被保険者死亡前に養子縁組を結んでいたこと、2 被保険者死亡後 2 年以内に被保険者の遺族配偶者と養子縁組を結んでいたこと、である。

²⁹ 子どもの実親との結婚（一般的に出生後の結婚）または子どもと養子縁組している親との結婚のいずれかが一般的に継子の要件とされる。

³⁰ 孫や継子への支給には、(1)実親、養親がいないこと（障害がある場合は例外）、(2)被保険者が老齢年金または障害年金の既受給者であるか、亡くなっていることなどの要件がある。

たは被保険者死亡日から 9 ヶ月以上前であることが必要である³¹。孫または継子の孫は、他に生物学上または養子関係の親がいないこと、亡くなった被保険者が老齢年金や障害年金の既受給者であること、被保険者死亡後 2 年以内に遺族配偶者と正式に裁判所で養子関係を結んでいることなどが条件とされる³²。

給付水準は亡くなった PIA の 75% である。両親がともに逝去した場合には、両親の遺児年金を 2 つ受給することはできず、家族給付上限 (Family Maximum Benefits) の適用前で計算した、どちらか高額な親の PIA に基づいて計算された遺児年金か、両親の PIA を参照した (Combined Family Maximum)³³ 受給額という 2 つの方法で算定した場合の有利な方を使用できる。

(5) 親年金： Parent's Insurance Benefits

完全被保険者資格を有する亡くなった被保険者に扶養されていた 62 歳以上の親³⁴ に給付される。亡くなった被保険者に「経済的に扶養されていた」証明が必要であり、生計費の 2 分の 1 以上の金銭的扶養が行われていた証明が求められる。また被保険者の死亡後に再婚していないこと、遺族が老齢年金を受給していないか、老齢年金の PIA が亡くなった被保険者の PIA の 82.5% 未満であることが条件とされている。受給後に親が結婚した場合や親自身の老齢年金が親給付を上回ると、支給停止となる。

給付水準は両親に支給される場合は亡くなった被保険者の PIA の 75% がそれぞれに支払われる。親が 1 人の場合には、PIA の 82.5% が支払われる。

(6) 死亡一時金 (Lump-sum Benefits)

亡くなった被保険者が、完全被保険者資格 (fully insured) または現在被保険者資格 (currently insured) を満たす場合、同世帯の配偶者 (配偶者がいない場合は子どものみ) に支払われる一時金である。金額は、255 ドルの一括給付である。他の遺族年金との併給は可能であるが、離別配偶者は給付対象外である。

³¹ 例外規定として、事故または兵役中の死亡、婚姻期間が 9 ヶ月に満たなくても継子を法的に養子としている場合には、給付が認められることがある。

(<http://www.disabilitysecrets.com/resources/social-security-disability/are-social-security-dependents#> : 最終確認日 2017 年 3 月 30 日)

³² Social Security Act の Child's Insurance Benefits の項、セクション 216(e) に詳細な説明がある。

³³ 先に述べた Family Maximum Benefits とは別制度である。詳細は、RS 00615.770 Simultaneous Entitlement of Children on More Than One SSN

(<https://secure.ssa.gov/poms.nsf/lnx/0300615770> : 最終確認日 2017 年 3 月 30 日)

³⁴ 原則として亡くなった被保険者の実親であることが求められる。養子や婚姻によって継子になった親子関係は、亡くなった被保険者が 16 歳になる以前に成立してなければならない [SSA (2017c) § 421]。

年齢要件等を満たす子どもがいない若年寡婦・寡夫には遺族年金は全く支給されないか、亡くなった被保険者が完全被保険者資格を有していても 60 歳まで遺族年金は支給されず、死亡一時金のみが給付されるにすぎない。離別配偶者の場合、子どもを養育していれば離婚期間は問わないが、そうでない場合には婚姻期間 10 年を満たせなければ、遺族年金は受給できないことになる。

3.2 給付水準の考え方

SSA への質問に対する回答によれば、配偶者年金（夫の老齢年金の 50%）、高齢の寡婦・寡夫年金（夫の老齢年金の 100%）の給付水準は、遺族の生活水準の保障を考慮したものという。遺族年金の給付水準は、他の所得保障制度とは独立に設計されているが、SSI のみが遺族年金を含めた他の社会保障給付を勘案し、所得審査の上に給付されているという。

高齢の寡婦・寡夫への遺族年金が亡くなった被保険者の PIA100% とされた根拠は、配偶者に先立たれた後も、存命中とほぼ同等の生活水準を保障するためと説明されている。遺族年金導入時の家族像は「夫は稼得活動をおこなって妻子を扶養し、妻は家事労働に専念する」男性稼得モデルが前提であった。そのため、夫の老齢年金受給額を 100 とすると、夫が生存中は夫 100 + 妻 50 (配偶者年金) = 150 の年金を受給する。夫に先立たれた後には 100 の年金を受給することになり、等価世帯人員 ($\sqrt{2} = 1.414 \dots$) で除した単身世帯の生計費とほぼ一致する水準になるため、妥当と考えられた (Weaver 2010)。

この考え方は、専業主婦世帯を想定した生活水準の保障である。夫婦の PIA が同額の共働き夫婦では、夫存命中の夫婦合計の PIA は 200% であるが、寡婦になった後には遺族年金は受給しないので寡婦の受給額は PIA100% になり、その生活水準は夫存命中の 50%

(100/200) に低下することになる。加えて、62 歳で繰り下げ受給をした場合には、夫婦の合計受給額は PIA150% であるが、寡婦になった後の PIA は 82.5% に低下し³⁵、寡婦の生活水準は夫婦存命中の 55% (82.5/150) になる。同じ計算を専業主婦世帯で行うと、寡婦の生活水準は夫存命中は 66%、寡婦では 75% となり、専業主婦世帯の方が寡婦生活の水準が保障されることになる。共働き世帯が多いアメリカでは、こうした制度を「働く女性へのペナルティ」〔Harrington Meyer et al. (1994) p.62〕と評価する研究もある。

3.3 給付額の調整

給付額の調整方法として、(1)就労所得との調整（老齢年金、遺族年金）、(2)家族給付上限額（老齢年金、遺族年金が同じ算定方法、障害年金は別算定）のほかに、(3)年金課税がある。

(1) 就労所得との調整（完全引退年齢到達以前の者のみ）

³⁵ 亡くなった配偶者が繰り上げ受給により減額年金を受給していた場合は、その受給額または PIA の 82.5% のいずれか高額を上限とするよう法で定められているため、このケースでは年金受給額は PIA82.5% となる。

就労所得による年金受給額の調整は、所得審査（earning test）によって行われる。そこでは、まず労働からの引退状況（完全引退年齢に到達している者は対象外）、次に本人への給付総額、減額の決定、最後にこの拠出に付随して得られた年金受給者の年金受給額の決定という手順で行われる。減額調整の評価対象となる所得は、被用者は労働所得（賞与、手当、休暇手当を含む）、自営業者の場合は可処分所得のみである。民間年金給付、資産、投資所得、利子、他の年金制度からの給付、障害年金、離別した元配偶者の記録により離別配偶者が受給している年金は、減額対象から除外される。海外に居住しながら受給している者は別の換算法を使用しての減額受給となる。

手続は、年金受給開始時に SSA に労働収入の見込額を通知し、それに応じて年金給付額の調整が行われる³⁶。年の途中で収入の変動がある場合にも SSA に速やかに報告することとなっている。

所得調査による年金給付調整額の仕組みは、受給者の年齢により取扱いが異なる。年金受給開始時の年間を通じて完全引退年齢（FRA）に到達しない場合には、2017 年現在、年金以外の年間所得が 16,920 ドル³⁷を超過すると、超過分の年金額について 2 ドル超過するごとに 1 ドルの減額支給（50% の減額）となる。

完全引退年齢に到達する年は、2017 年現在、年間所得 44,880 ドル³⁸超過すると、超過分

³⁶ 詳細は、SSA(2017c)参照のこと。自らの拠出によらない他の政府系年金制度との併給の際にも減額調整される。詳細は、SSA "Government Pension Offset"

<https://www.ssa.gov/pubs/EN-05-10007.pdf>

³⁷超過収入の閾値は、前年 12 月に発表される消費者物価指数(cost-of-living adjustments:COLAs)が上昇した場合に、改訂が行われる。例えば、2017 年の完全引退年齢に到達しない者の閾値（年収 16,920 ドル）は、a) 基準年の 1994 年時点での同制度の金額 (\$670) に、2015 年の国内平均賃金指数(National Average Wage Index:48,098.63)を 1992 年の国内平均賃金指数(22,935.42)で除した値を乗じた額 (\$1,405.08 になるため、10 ドル未満を切り上げて \$1,410 とする) か、b) 2016 年の同制度の金額 (\$1,310) のいずれか高い方とされている。2017 年は a) による計算結果の方が高かったため、\$1,410 が採用された。この \$1,410 ドルを 12 ヶ月分乗じた金額が 16,920 ドルとなる。

³⁸同じように、完全引退年齢に到達する年の閾値の計算は、(a)2002 年時の同制度の金額 (\$2,500) に、2015 年の国内平均賃金指数 (National Average Wage Index : 48,098.63) を 2000 年の国内平均賃金指数(32,154.82)で除した値を乗じた額(\$3,739.61 を、10 ドル未満を切り上げて \$3,740) か、(b)2016 年の同制度の金額 (\$3,490) のいずれか高い方が採用される。2017 年は、(a)の方の金額が高いため、これに 12 ヶ月分を乗じて \$44,880 となっている。この制度に限らず、老齢年金の AIM を計算する際など、直近年の賃金指数は公表されていないため、計算に使用することはできない。代替手段として、2 年前の数字が使用されている。そのため、同制度でも 1994 年、2002 年時の数字をそれぞれ 2 年前の 1992 年、2000 年の賃金指数を用いて調整している。詳細は、SSA のホームページ「National Average Wage Index」

の年金額について 3 ドル超過するごとに、1 ドルの減額支給となる。ただし、完全引退年齢到達する年のみ特別ルールとして、誕生月以降の月収が 1,440 ドル未満であれば、誕生月前の収入合計額だけで超過年収に達していたとしても、減額は行われない。

就労収入による給付制限が労働供給に及ぼす影響の論文は、現時点では筆者は確認できていない。また、SSA に労働所得のみが対象（資産から得られる所得などは対象外）である理由を尋ねたが、社会保障（年金）の賦課対象が労働所得のみであるため、保険料の賦課対象の所得のみが、年金給付の制限に該当する所得という整理であるとの回答であった。

さらに、就労収入の給付カット率（限界税率に相当）が完全引退年齢到達前で 50%、完全引退年齢到達年で 33% というのは高すぎるのではないかと SSA 担当者に質問したが、就労継続が将来の給付増に結びつく（一番よい所得の 35 年間を老後の給付算定に用いるため）、就労をし続ければ、これまでの低所得期間がより高額な所得期間に書き換えられ、毎年支給額が見直されるため、労働インセンティブに負の影響を与えるとは考えていないとの回答であった。その他、家族給付上限（Family Maximum Benefits）により、給付水準の保障はされているとのことであった。

(2) 家族給付上限額 (Family Maximum Benefit)

家族給付の給付水準が高いため、家族を単位として、給付総額が過大にならないように調整する、家族給付上限額（Family Maximum Benefit）がある。老齢年金と遺族年金は同一の算定式で、障害年金は別方式が採用されている。おおよそ、PIA の 150～180% を上限の目安としている。家族の範囲には、離別配偶者に給付される遺族年金は含めていない。同制度の沿革は以下のようにまとめられる（表 2 参照）。

表 2 Family Maximum Benefit の沿革

1939 年法：家族給付上限を平均賃金の 80% に相当する 85 ドル（月額）か、PIA の 200% のいずれか低い方に設定。下限を 20 ドルとする。
1950 年法：200% の上限規定が撤廃され、労働者の平均賃金の 80% を上限とする（上限 150 ドル、下限 40 ドル）
1954 年法：PIA の 150% を下回らないこととされ、1971 年まで継続された。
1971 年法：2 段階の上限設定方法。628 ドルを超過する給付がある場合、上限は PIA の 175%。628 ドル以下は前法が適用される。すべての受給者について、PIA150% を下限とする。
1972 年法：自動生計費調整方法（COLA）導入。
1972 年法：PIA ではなく、平均賃金月額に基づく算定式に変更。
1977 年法：4 段階の調整方法を導入。各段階の金額を賃金スライド（AWI）で調整する方法を導入。

<https://www.ssa.gov/OACT/COLA/AWI.html>、「Determination of Exempt Amounts」

<https://www.ssa.gov/OACT/COLA/rtdet.html#higher>、を参照されたい。

1980 年法：障がい者の家族には別の算定方法を導入。

障がい遺族年金の場合には、障害年金法による制限（労働所得）を適用する。

出所：Romig and Shoffner(2015)を参考に筆者作成。

Family Maximum Benefits（家族給付上限）は、PIA と各閾値（ベンドポイント）換算率の計算に基づいて決定される。1979 年に定められたベンドポイントの閾値を平均賃金上昇率で調整した以下の計算式によって行われる³⁹。給付の減額調整は家族内で按分され、支給額が決定される。

- (a) 最初の PIA の\$1,131 までの 150% + (b) \$1,131 を超え\$1,633 までの PIA の 272%
- + (c) \$1,633 を超え\$2,130 までの PIA の 134% + (d) \$2,130 超過分の 175%.

Roming and Shoffner(2015)によると、遺族年金受給者が 3 人以上いる世帯で、併給調整が起こる確率が高くなるという。また、給付水準が相対的に高い障害年金を受給する遺族がいる場合には、家族給付による併給制限の発生確率がより高くなると指摘している。

(3) 年金課税

アメリカの公的年金は老齢、障害、遺族年金とも連邦所得課税の対象である。母親と子どもの遺族年金に対する課税は、それぞれの給付額に対して行われる。連邦所得課税による遺族年金課税による税収は、OASI Trustee Fund に組み入れ、年金財源の一部となっている⁴⁰。拠出段階における税制上の取り扱いは、給与所得者の社会保障税の事業主負担分は損金算入、本人負担分は控除対象とはならない。事業所得者については 2 分の 1 が控除対象となる⁴¹。

アメリカの所得課税においては、伝統的に「資本不課税の原則（recovery of capital doctrine）」という考え方方がとられ、収入のうち納税者が過去に払い込んだいわば元本部分は不課税、増えた金利等は所得として課税される。民間保険で得た利益については、確定申告では払込保険料を非課税として扱い、納税している。しかし、公的年金の場合、被保険者が「元本部分」である保険料負担額を明確に計算するのは不可能であり、この原則論を適用することは困難であるという「租税行政の執行上の理由から」〔伊藤（2005）p.81〕、

³⁹ 詳細は、SSAFormula for Family Maximum Benefit に詳しい。

（<https://www.ssa.gov/OACT/COLA/familymax.html> : 最終確認日 2017 年 3 月 3 日）

⁴⁰ 2016 年の OASI Trust Fund の給付課税による税収は 31,623 (100 万ドル) で、総収入 797,457 (100 万ドル) に対し 3.97% で、同年の DI Trust Fund の税収は 1,194 (100 万ドル) で、総収入 159,996 (100 万ドル) の 0.75% であった。SSA ホームページ

（<https://www.ssa.gov/oact/STATS/table4a1.html>、

<https://www.ssa.gov/oact/STATS/table4a2.html> (2017 年 3 月 30 日最終確認) を参照されたい。

⁴¹ 財務省ホームページ「主要国における公的年金税制」(2016 年 1 月現在)による。

OASDI の給付は政府移転所得（要扶養児童家庭援助（Aid to Families with Dependent Children : AFDC）、補足的所得保障（Supplemental Security Income :SSI）等の公的扶助的な色彩をもつ給付等と同等に扱い、以前は非課税とされてきた⁴²。

しかし、民間の私的年金や公務員年金（Civil Service Retirement System : CSRS）や他の政府系職員の年金給付は課税対象であったため、1979 年の社会保障諮問委員会は、社会保障給付も課税すべきであると提言し、「資本不課税の原則」の試算として、社会保障数理課（Office of the Actuary of the Social Security Administration）による老齢年金に占める保険料負担の割合を提示した。それによれば、被用者の場合は、「資本不課税の原則」に照らせば非課税とみなすことになる保険料負担総額は、期待給付額のわずか 17%相当、自営業者は 26%相当（Dewitt 2001）で、裏返せば課税賦課対象となる年金給付割合が 50%を優に超えるとの試算結果となった。そこで、中低所得者の負担に配慮する形で一定所得以上の者のみを課税対象とすることになり、その課税方法には失業給付（Unemployment Compensation (U.C.)）課税法の準用が検討された。

1979 年の Advisory Council, the National Commission on Social Security Reform（議長の名にちなんでグリーンスパンコミッショングと呼ばれる）は、早ければ 1983 年 8 月には OASI Trust が枯渇するとの試算を提示し、社会保障財政の危機を警告した。1983 年 1 月に提出されたレポートでは、1984 年から調整総所得（AGI）が一定以上の者への社会保障課税の導入と、その税収を財政安定のために OASDI Trust Fund に組み入れることを提言した。これを受け、1983 年改正法では、当初案と比較すると、課税対象となる AGI の金額こそ見直されたものの、それ以外の主要項目はほぼ反映される形で年金課税が導入されることになった。

1984 年から導入された課税方法は、個人単位課税で \$25,000、夫婦単位課税で \$32,000 以上の合算所得を持つ者を対象に、その年金給付額の 50%が課税対象とされた。1994 年からは課税賦課割合が所得に応じて 2 段階制に改正され、一部の高額所得者の課税対象給付の割合をこれまでの 50%から 85%までに引き上げる制度改正が行われた。

「資本不課税の原則」からみれば、公的年金の資本（保険料）は所得に応じて、15%、50%の 2 段階制が採用されていることになる。つまり、高額所得者でも「少なくとも受領額の 15%程度は、過去に自分が社会保障税として支払った部分の払い戻し（recovery）とみなすであろうとする大雑把な考え方」〔伊藤（2005）p.82〕により不課税とされ、「残り 85%は使用者（雇用主）の負担および増えた金利とみなして課税される」〔伊藤（2005）p.82〕と整理されている。高所得者ほど実際の保険料拠出額と課税賦課割合の金額が乖離しているため、年金課税については所得再分配政策が強く意識された制度設計となっている。

年金課税の実態は、低所得者への配慮から、一般的に収入が年金のみに限られる場合に

⁴² 社会保障給付の課税史は、DeWitt (2001)、Liou and Whittaker(2016)を参照されたい。

は、課税されることはほとんどなく⁴³、多くは年金以外の収入がある場合に連邦所得税の課税対象となる。年金給付のうち、総所得⁴⁴ (gross income) に参入すべき金額は、以下のように計算される（伊藤 2005）。組み入れられる金額の割合は納税者の経済的余裕によって変動する仕組みが採用されている。手順としては、まず修正調整総所得（MAGI）⁴⁵を計算する。そして、修正調整総所得（MAGI）に受領した公的年金給付の 50%を加算した金額の大きさ、夫婦合算課税か個人単位課税⁴⁶かによって、公的年金給付の何%までが課税対象になるかが決まる。

表3は、課税単位と経済状況に応じた公的年金給付の課税対象範囲を表したものである。

表3 公的年金給付の課税対象額（2016年）

暫定所得（PI）	課税対象となる社会保障給付
個人単位課税	
(A) 2.5万ドル未満	なし
(B) 2.5万ドル以上3.4万ドル 以下	(1)給付の50%か(2)PIの2.5万ドル超の部分に50%を乗じた金額（最大4500ドル）のいずれか小さい方 (1)給付の85%か(2)PIの3.4万ドル超の部分に85%を乗じた金額に(B)を加算した金額のいずれか小さい方
(C) 3.4万ドル超	
夫婦合算課税	
(D) 3.2万ドル未満	なし
(E) 3.2万ドル以上4.4万ドル 以下	(1)給付の50%か(2)PIの3.2万ドル超の部分に50%を乗じた金額（最大6000ドル）のいずれか小さい方 (1)給付の85%か(2)PIの4.4万ドル超の部分に85%を乗じた金額に(E)を加算した金額のいずれか小さい方
(F) 4.4万ドル超	

⁴³ IRS ホームページ <https://www.irs.gov/uac/are-your-social-security-benefits-taxable>、および SSA "Benefits Planner: Income Taxes And Your Social Security Benefits"、IRS "Social Security and Equivalent Railroad Retirement Benefits : Publication 915 (<https://www.irs.gov/pub/irs-pdf/p915.pdf>:2017年3月30日最終確認))に詳しい。

⁴⁴ アメリカの個人所得税の計算方法は、まずあらゆる所得のうち、まず総所得除外項目 (exclusion from gross income) を最初に除外し、総所得 (gross income) を求める。次に調整総所得前控除 (Deduction for AGI) を引き、調整総所得 (AGI) を求める。ここで、各種控除を除外し、適用税率をかけ、求めた所得税額から税額控除、予定納税等を除いて納税額を計算する。総所得が小さければ、納税額も小さくなる（伊藤 2005）。

⁴⁵ 修正調整総所得は、社会保障給付を除く調整総所得 (AGI) に、通常であれば参入されない非課税債の受け取り利息、外国源泉所得を加え、納税者における比較的経済的な所得に近づけた金額を計算する。

⁴⁶ アメリカの所得税は夫婦の場合、個人単位課税か夫婦合算課税か選択することが可能である。

出所：Liou and Whittaker(2016)、伊藤（2005）、IRS(2016)より筆者作成。

単身（寡婦・寡夫含む）または個人単位課税の場合には、合算所得が年間 25,000 ドルから 34,000 ドルの場合、年金受給額の 50%までの部分に課税される。合算所得が年間 34,000 ドルを超えると、年金受給額の 85%までの部分に課税される。夫婦合算課税の場合には、合算所得が年間 32,000 ドルから 44,000 ドルの間の場合は、給付額の 50%までの部分に課税される。44,000 ドルを超過した場合には、85%までの部分に課税される⁴⁷。

州税による公的年金給付の取扱いは、州により大きく異なる。2015 年現在では 30 州と一特別区が公的年金給付を課税の対象外とし、7 州が連邦所得税課税とは異なる方法で全部または一部を課税対象にし、6 州が連邦所得税課税と同じ方法で課税している（Liou and Whittaker 2016）。

表 4 は、2014 年における所得階層別・公的年金給付の課税状況のシミュレーション結果である。所得階層別の「課税による影響を受ける割合」は、表 3 でみた個人単位課税の課税最低限度額に相当する 2.5 万ドルから 3 万ドルを超える所得階層で急増している。5 万ドル以上の所得階層ではほぼ全員が課税対象となっている。税収の大きさを測る「総給付額に対する徴税額の割合」を見ると、所得階層が 4 万ドル超から急増し、最高階層の 10 万ドル超では、総給付額の約 21%が税収となっており、累進制の影響が給付に与える影響が大きいことが分かる。

表 4 所得階層別・公的年金給付の課税状況（2014 年）

	公的年金受給者数 (100万)	課税による影響を受ける受給者数 (100万人)	課税による影響を受ける者の割合 (%)	総給付額に対する徴税額の割合 (%)
\$10,000未満	3.5	a	a	a
\$10,000～\$15,000	4.6	a	a	a
\$15,000～\$20,000	4.4	a	a	a
\$20,000～\$25,000	3.3	a	a	a
\$25,000～\$30,000	3.0	0.1	2	a
\$30,000～\$40,000	5.6	1.5	26	a
\$40,000～\$50,000	4.5	2.6	57	2
\$50,000～\$100,000	14.6	13.4	92	9
\$100,000超	8.0	7.9	99	21
合計	51.5	25.5	49	7

注：a は、5 万人未満または 0.5%未満であることを意味する。

出所：Liou, Wayne and Julie M. Whittaker(2016)pp.8-9 より筆者作成。

4. 遺族年金受給者の状況と課題

⁴⁷SSA “Benefits Planner: Income Taxes And Your Social Security Benefits

[“https://www.ssa.gov/planners/taxes.html”](https://www.ssa.gov/planners/taxes.html)

4.1 OASDI の支出額と制度別の受給額

表5は、OASDIの支出額の推移を表している。

表5 OASDIの支出額の推移 1940-2015年（単位：100万ドル）

年	総合計(老齢年金、遺族年金、障害年金の合計)	OASI合計	老齢年金			遺族年金			72歳の特別給付 寡婦・寡夫 ^a 親	死亡一時金	障害年金(DI Trust Fund)
			被保険者 本人	妻と夫	子ども	遺児を養育 する父母	寡婦・寡夫 ^a	親			
1940	35	35	15	2	b	3	2	b	... b	... b	9
1945	274	274	126	21	2	52	27	20	1	...	26
1950	961	961	557	88	6	135	49	89	3	...	33
1955	4,968	4,968	3,253	466	29	532	163	396	16	...	113
1960	11,245	10,677	7,053	1,051	92	945	286	1,057	28	...	164
1965	18,310	16,737	10,984	1,383	175	1,515	388	2,041	35	...	217
1970	31,863	28,796	18,438	2,029	303	2,760	574	4,055	39	305	294
1975	66,923	58,509	38,079	3,719	634	4,888	1,009	9,597	50	196	337
1980	120,511	105,074	70,358	6,405	1,142	7,389	1,572	17,638	55	119	394
1985	186,196	167,360	116,823	10,517	1,140	7,762	1,474	29,330	51	57	207
1990	247,796	222,393	156,756	13,953	1,316	8,564	1,437	40,705	39	16	206
1995	332,580	291,682	205,315	17,348	1,715	10,717	1,573	54,761	32	3	218
2000	407,644	352,706	253,542	18,969	2,133	12,532	1,406	63,884	26	b	214
2005	520,767	435,373	321,706	20,500	2,888	15,103	1,535	73,411	24	b	206
2010	701,639	577,448	443,390	24,001	4,114	18,024	1,645	86,048	23	b	203
2015	886,221	742,939	592,423	28,760	5,195	19,597	1,618	95,116	21	0	209

注：「・・・」はデータなしを、bは50万ドル未満を意味する。

出所：SSA (2017e) の Table4.A5 および Table4.A6 より筆者作成。

アメリカも日本同様、高齢化に伴い年金財政は厳しい状況にあり、老齢・遺族年金と障害年金支出合計額の約71%が老齢年金の支出に充てられている。遺族年金の支出額は全体の13%で、大半が高齢の寡婦・寡夫年金の受給者が占めている。

表6は、各年金の受給者数および平均月額給付額を表している。老齢年金の平均受給月額は、男性が1480ドル、女性は1182ドルで、女性の受給額は男性の8割程度である⁴⁸。遺族年金の受給額は、もっとも受給者数の多い障害のない寡婦・寡夫年金では、女性が1290ドル（月額）であるのに対し、男性が1126ドル（月額）で、約15%強多い。

表6 OASDIの性別・受給者数と平均月額給付額（2015年12月現在）

年金給付の種類			男女計		男性		女性	
			受給者数	平均月額給付額 (ドル)	受給者数	平均月額給付額 (ドル)	受給者数	平均月額給付額 (ドル)
		合計、OASDI	59,963,425	1,228.12	27,175,237	1,384.30	32,788,188	1,098.67
OASI			49,156,959	1,273.36	21,677,365	1,448.15	27,479,594	1,135.48
	老齢年金		43,073,398	1,296.04	20,553,970	1,480.70	22,519,428	1,127.50
		労働者本人	40,089,061	1,341.77	20,089,856	1,500.46	19,999,205	1,182.36
		配偶者	2,335,807	690.30	118,268	559.99	2,217,539	697.25
		労働者本人の子ども	648,530	651.00	345,846	647.72	302,684	654.74
	遺族年金		6,083,561	1,112.80	1,123,395	852.58	4,960,166	1,171.74
		遺児	1,892,885	832.14	994,658	831.44	898,227	832.91
		遺児の父母	139,719	939.94	11,267	810.23	128,452	951.32
		障害のない寡婦・寡夫	3,790,374	1,286.26	99,364	1,126.02	3,691,010	1,290.58
		障害のある寡婦・寡夫	259,331	719.11	17,941	534.44	241,390	732.84
		両親	1,252	1,133.46	165	1,050.83	1,087	1,146.00
DI			10,806,466	1,022.29	5,497,872	1,132.56	5,308,594	908.09
	労働者本人		8,909,430	1,165.79	4,581,300	1,288.71	4,328,130	1,035.67
		配偶者	141,760	318.43	9,416	322.69	132,344	318.13
		子ども	1,755,276	350.77	907,156	352.36	848,120	349.08

出所：SSA（2017e）のTable 5.A1より筆者作成。

4.2 女性の就労と二重の権利保有者の問題

社会保障法が成立した1935年から、アメリカの家族像や女性の働き方は大きく変容した⁴⁹。Kessler-Hams（2001）によれば、1970年代初頭には、働く女性のうち、自身の老齢年金が配偶者年金（夫のPIA50%）を上回る者も現れるようになった。とはいえ、その受

⁴⁸ ILOによれば、アメリカの男女賃金格差（男性=100）とした場合、女性は82.5（2014年）、日本は72.2である（労働政策研究研修機構 2016）。OECD Gender Equityによる2011年現在の男女の年金ギャップ（男女の平均年金受給額（公的年金、私的年金含む）の差を男性の平均受給額で除した値）は、アメリカが34.9%（2010年）でOECD平均値28%を上回っている。OECD Gender Equality www.oecd.org/gender（2017年3月15日最終確認）。

⁴⁹ 16歳以上の女性の労働力率は、1930年には23.6%、1940年には27.9%であったが、1970年には43.4%にまで上昇した〔Ferber（1993）p.34〕。また、1940年の時点でも、アメリカ既婚女性の80%は仕事をしておらず〔Goldin（1990）p.24〕、自身の拠出による年金受給権の獲得は難しかった。

給額は夫の老齢年金（同 PIA100%）の寡婦年金には及ばないため、二重の権利を持つ女性が遺族年金を選択すると、自身で稼得した老齢年金はいわば掛け捨ての状態になっており、その遺族年金額は一度も外で働いたことがない高所得世帯の専業主婦よりも低額になることが疑問視されるようになってきた（Kessler-Hams 2001）。1977 年の社会保障法改正で、男女の年金の取扱いに関する連邦政府による調査研究の実施が決定され、1979 年には「社会保障における女性の取扱いにかんする専門委員会報告書」が発表された（SSA 1979）。冒頭で論点として、専業主婦や寡婦の保護の妥当性、専業主婦世帯と共働き世帯の給付と負担の公平性に関する 2 点が示された。さらに、保護の妥当性に関する論点として、1)既婚女性労働者は家庭責任や育児のために労働市場を中断しがちで男性労働者よりも老後の年金額が低くなりやすいこと、2)離別配偶者年金は元配偶者の老齢年金の 50% にあたる給付を受けられるとはいえ、ひとりで生計を立てるには不十分であり、婚姻期間 10 年未満の場合には給付を受けられないこと、3)専業主婦の寡婦は障がい者の場合には 50 歳以上、もしくは養育する子どもがいなければ寡婦年金を受けられること。多くの寡婦は労働市場で働いていない限り、社会保障の保護の対象外になってしまうこと、4)専業主婦やその子どもは労働市場で日々に働いた経験がないと、障害年金の対象外となること、50 歳未満で障害を負った寡婦は障害年金の対象外となる。5)高齢寡婦は長期にわたり年金給付に依存せざるをえない。年金以外の経済的資源を持たず、貧困のなかで暮らす者もあり、追加の保護施策が必要である、とする 5 点が示された。

専業主婦世帯と共働き世帯の取り扱いに関する論点としては 1)既婚女性は保険料を負担しているが、配偶者年金や寡婦年金を追加で受けられるわけではなく、それらを受給する際には自身の老齢年金が掛け捨てになること（Dually Entitlement による問題）、2)夫婦の賃金総額が同額でも、共働き世帯の方が専業主婦世帯よりも給付合計額が低くなること、3)配偶者年金や寡婦年金があるために、保険料負担が同じであっても、独身労働者よりも既婚労働者の方が給付額が多くなること、があげられた。

同報告書では、対案として夫婦間の賃金分割（Earning Sharing）、定額給付と所得比例年金からなる二段式年金（Double Decker Benefit Structure）の 2 案が具体的な想定案とその効果とともに示された。賃金分割は婚姻期間中に得た夫婦の収入の 50% をそれぞれの年金記録として保有し、給付は婚姻期間内と婚姻期間外の合計の記録に基づいて算定する方法である。離婚時には婚姻期間内の収入記録の 50% を自身の記録として保有することになる。遺族年金は現行制度の高額配偶者の老齢年金の 100% を引き継ぐのではなく、婚姻期間中の夫婦の合算収入の 80% を引き継ぎ、子どもを養育する親への年金は、資格児童の年齢を現行の 18 歳未満から 7 歳未満へと引き下げ、給付水準を PIA75% から 50% へと引き下げるものとした。寡婦・寡夫の支給開始年齢は 62 歳以上、障害がある場合で 50~60 歳とし、対象外となる遺族配偶者には死去 1 年間のみ亡くなった配偶者の老齢年金額と同額を調整給付として支払うとした。逆に遺児については現行の PIA75% から 100% へと給付水準を引き上げると説明されている。賃金分割は専業主婦世帯、親年金の対象者の縮小という

現行制度よりも給付水準が低くなる者がいる一方で、婚姻期間が短かった離別配偶者や遺児には給付水準引き上げという恩恵を受けることになる⁵⁰。

一方、二段式年金では、1階部分で62歳以上に月額122ドルを加入歴を問わず給付し、2階部分は算定基礎の30%を給付し、配偶者年金は廃止し、離婚の際には賃金分割を行う。専業主婦は老後は1階の定額部分のみ受給し、遺族年金は夫婦の合計老齢年金の80%、もしくは金額が大きい方の配偶者の年金100%を選択受給することになる。子どもを養育する親年金も賃金分割同様、7歳未満の遺児を養育する親に限定され、その額は1階部分のみという制限も加えられた。複数案の提示はあったものの、両案とも現時点でも導入されていない。1980年代に入ると年金保険の問題は専ら財政問題の方が注視され、女性の年金問題に関する大きな改革は行われていない⁵¹。

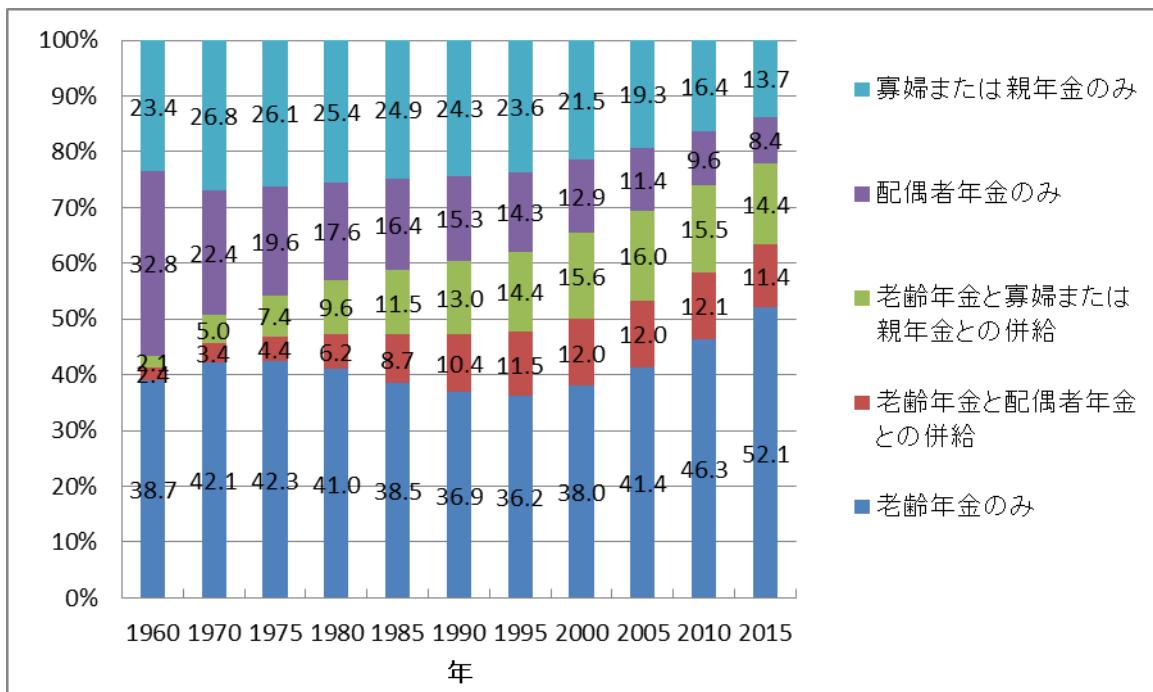
次に各種統計資料から、女性の年金問題をみていく。図1は、62歳以上の女性の年金受給状況をあらわしたものである。自身の拠出に基づく老齢年金のみを受給している女性の割合は、1960年には38.7%から2015年は52.1%まで上昇し、配偶者年金や寡婦または親年金との併給者も増加した。一方で、自身の拠出による老齢年金の受給権がなく、配偶者年金・遺族年金のみの受給者は1960年の56.7%から22.1%へと大幅に減少している。女性の就労の拡大、共働き世帯の増加によって高齢女性の年金受給状況は制度創設時の想定とか大きく変容したことが分かる。

図2は、コホート別の結婚した女性の年金受給状況の予測をあらわしている。世代を経るに従って、若年層は自身の老齢年金を受給する割合が高くなっていく。しかし、1966-75年生まれの層であっても、なお10%が配偶者の記録に基づく公的年金のみを受給することになる上、既受給者の存在が遺族年金や配偶者年金の制度を見直す障壁となっている。

⁵⁰ 詳細は菊池（1998）、井上（1991）に詳しい。1979年社会保障諮問委員会報告書では離別配偶者への給付は婚姻期間の夫婦合算所得の半額を基礎とする給付にし、寡婦・寡夫は配偶者が保有していたQCを与えるべきと、賃金分割を意識した勧告をしている。賃金分割は、元配偶者の婚姻記録だけを移転するため、全記録を移転する現行制度よりも財政支出額は削減できる。1980年大統領年金政策審議会も賃金分割に興味を示したり、研究者による支持もあったが、寡婦の給付水準の低下が課題となり、実現できていない。賃金分割の効果については、Burkhauser(1982)は、専業主婦世帯でも全世帯が減額給付になるのではなく、下位10%程度の世帯は賃金分割のためにOASDIの最低給付額保障を受けるため給付増になるが、ほとんどの世帯は給付限となり、最大17%減となる世帯もあると試算している。

⁵¹ 連邦議会レベルでは、2015年に“Retirement and Income Security Enhancements (RAISE) Act,”という、未婚、寡婦、離別女性の年金水準の引き上げを目的とした法案が金融委員会で検討されたが、成立はしていない。

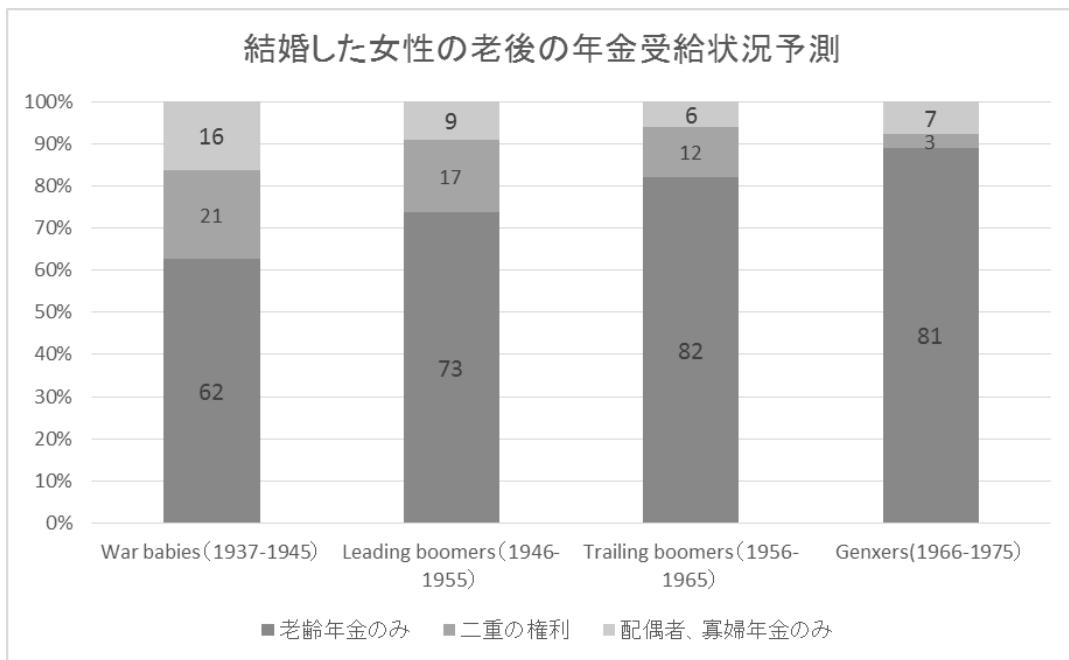
図1 62歳以上の女性の年金受給状況



注：2015年の数値は暫定値である。

出所：SSA (2017e) Table 5.A14 より筆者作成。

図2 コホート別 結婚した女性の老後における年金受給状況の予測（単位：%）

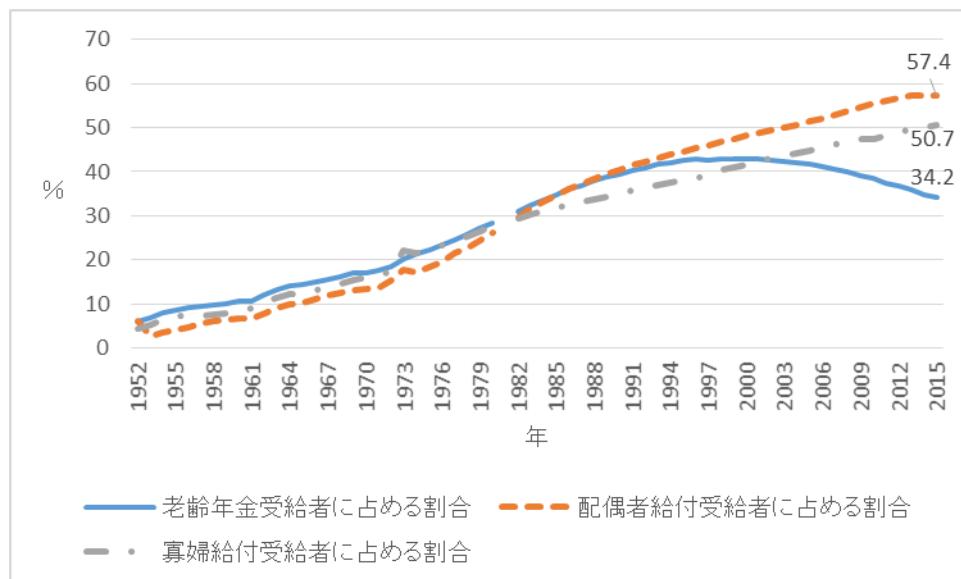


出所：Iams (2016) p.21.

さらに二重の権利保有者の状況についてみていく。図3は、老齢年金、配偶者年金、寡婦年金受給者総数を母数として、そのうち二重の権利（自身の老齢年金との併給者）保有者の割合の推移をみたものである。

1952年では、老齢年金受給者、配偶者年金受給者のうち自身の老齢年金と併給する者の割合はともに6.0%、寡婦年金は4.4%であった。2000年初頭まではすべての年金制度において二重の権利保有者の割合が上昇傾向にあるが、老齢年金受給者に占める二重の権利保有者の割合だけがその後遞減傾向になる。これは、女性の社会進出の影響で、自身の権利として老齢年金の権利を得る人数（母数）は上昇したが、未婚化や離婚の増加による影響で有配偶で働く女性（二重の権利保有者）数が減少傾向にあるためである。有配偶者が得られる配偶者年金、寡婦年金自体に占める二重の権利保有者の割合は上昇が続いているが、高齢の有配偶の女性の半数以上が、自身の老齢年金を受給していても、その額は夫のPIAの50%（配偶者年金）、100%（寡婦年金）には及ばない状況にあることが分かる。

図3 老齢年金・配偶者年金・寡婦年金受給者に占める二重の権利保有者の推移（女性）



注1：障害年金受給者は除く。

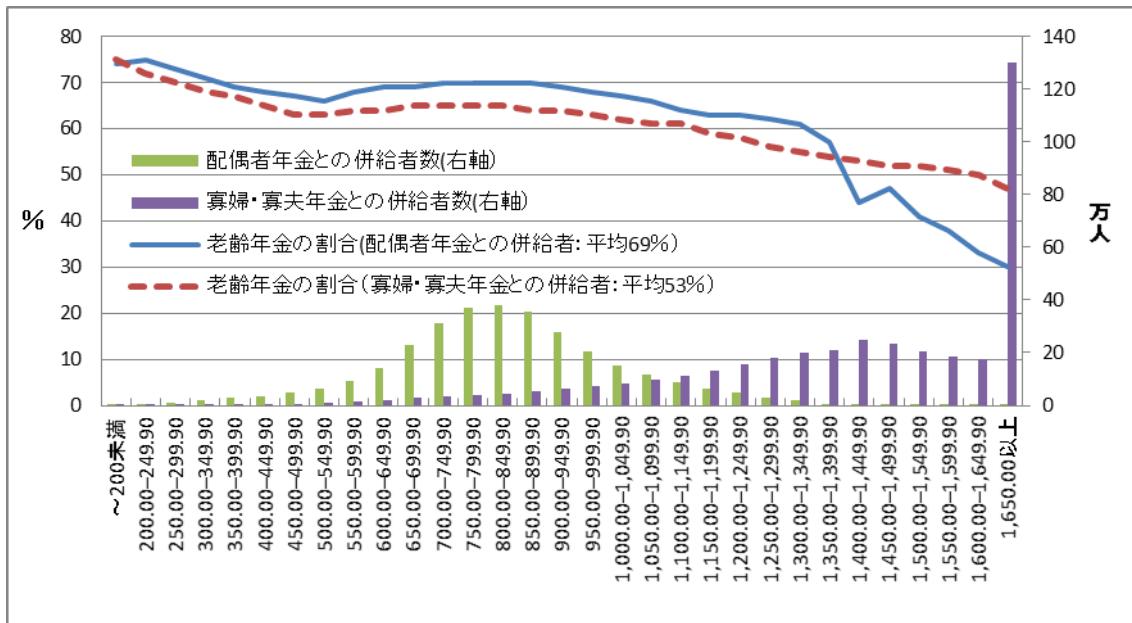
2：1981年のデータは不詳である。1993～2005年データは全受給者の10%抽出による。それ以外の年は全受給者のデータである。

3:1965～1972年、1974年、1976年のデータは推計値である。

出所：SSA(2017e)Table5.G2より筆者作成。

さらに、二重の権利保有者の状況についてみていく。図4は、2015年12月現在の配偶者年金、寡婦・寡夫年金との併給者数（棒グラフ）、受給額に占める老齢年金の割合（折れ線グラフ）をあらわしている。

図4 年金受給月額の階級別 配偶者年金・寡婦・寡夫年金との二重の権利保有者数および総受給額に占める老齢年金の割合（2015年12月）



出所：SSA(2017e)Table5.G4 より筆者作成。

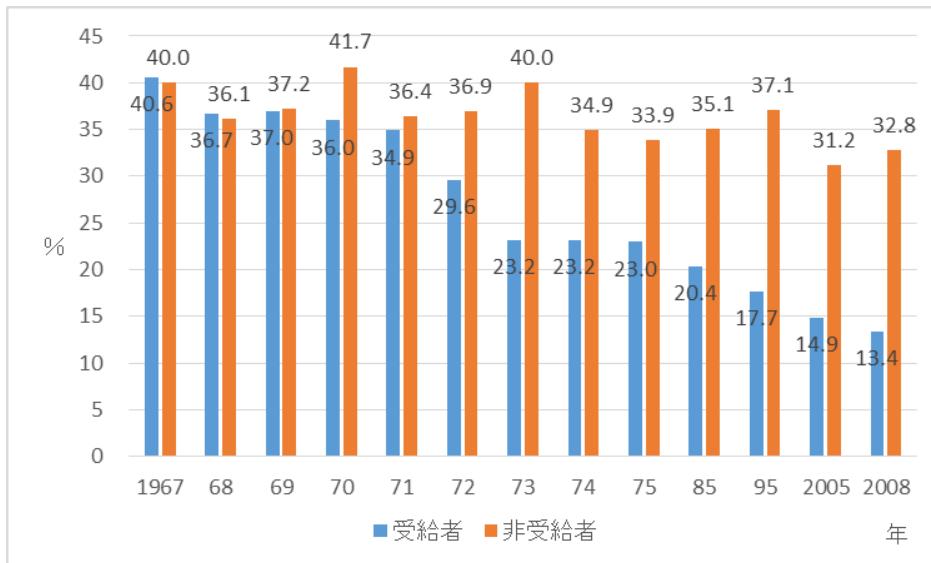
まず、各年金の受給者数の分布からみていく。配偶者年金の受給者数が 800-849 ドルを中心にはほぼ正規分布の形を描くのに対し、寡婦・寡夫年金の受給者数の分布は配偶者年金の分布よりも全体的に高額にシフトし、かつ金額も広汎に分布しており、最も高額な 1650 ドル超が約 130 万人、全体の 3 分の 1 が集中する偏った分布になっている。折れ線グラフで表される自身の老齢年金受給額の割合をみると、配偶者年金、寡婦・寡夫年金とも受給額が高額になるほど、自身の年金の割合が低下する右下がりの形をとっている。寡婦・寡夫年金の場合は、年金額が少額な階層では 70% を超えているのに対し、もっとも高額なグループでは 50% 程度にすぎない。いわゆるダグラス-有沢の法則が示すように、高所得者層ほど妻の就労率が低いために自身の年金額が低く、結果として夫の年金受給額を引き継ぐ形の配偶者年金や寡婦・寡夫年金の制度がより高所得者層の妻に恩恵が大きいことが分かる。

Smith (2002) によれば、2040 年になっても寡婦年金を受給する女性の 88% は、二重の権利保有者であると推計されており、二重の権利保有者の問題は容易には解決できない状況にあることがわかる。

4.3 高齢寡婦の貧困問題

図5は、65歳以上の寡婦の遺族年金の受給状況別に貧困率の推移をあらわしたものである。

図5 65歳以上寡婦の遺族年金受給別 貧困率の比較（1967-2008年）（単位：%）



出所：Weaver(2010) p.94 より筆者作成。

調査開始時の1967年時点では受給者と非受給者の貧困率には大差がなかったが、1972年法改正で、遺族年金の給付水準がPIAの100%に引き上げられたため、1973年以降の受給者の貧困率は改善したが、非受給者との貧困率の格差が拡大した。

さらに、Sevak et al.(2003)による3つのパネルデータを用いた、女性の配偶関係と貧困動態の関係を分析した結果によれば、寡婦の貧困率は低下傾向はあるが、依然として寡婦になるリスクは貧困リスクと強く結びついており、若年で寡婦になった者ほど貧困率が高く、また貧困からの脱却も難しいことを明らかにしている⁵²。その理由として、女性が経済状態を改善する手段をあまり持たないこと、若年ゆえに夫の死亡時に家計が十分な経済基盤を構築していない（夫存命中からすでに貧困状態であった）こと、再婚確率が低いことをあげている。アメリカの遺族年金制度は、子どもが成長した後の中年層の寡婦には給付しないが、老後の準備が十分に出来ていないこうした層への政策的配慮の必要性を指摘するものとなっている。

アメリカ社会のもう一つの変容が婚外子の増加や離婚率の上昇がある。アメリカの婚外子の人数は1960年代後半から増加傾向にあり、アメリカ商務省“Statistical Abstract of the United States 2012”によれば、2008年の婚外子の割合は、40.6%にも達している。離婚率の動きは近年やや低下傾向にあるものの、日本に比して高い水準にある⁵³。そして、18歳

⁵² 寡婦の貧困率は、寡婦期間が長期化するほど（年齢を重ねるほど）上昇する傾向にあり、老齢年金を受給できない54歳で寡婦になった者の貧困率は常に15%を上回っている。逆に60代以降で寡婦になった者は、経済的基盤が確立していること、遺族年金を受給できるため若年層よりも貧困率は低くなっている（Sevak et al. 2003）。

⁵³ アメリカの2015年の離婚率（対1000人）は3.1（US National Center for Health Statistics

未満の子どものいる世帯の約3分の1がひとり親世帯で、両親がいる世帯であっても、その16%が法律婚ではない夫婦（同性婚含む）の子どもである（Jonathan et al.2013）。また、18歳未満の子どものいるひとり親世帯の配偶関係をみると、未婚が40.9%、離婚が35.9%、別居が18.4%、死別が4.7%で、未婚のひとり親世帯が離別ひとり親世帯を上回り、死別によるひとり親世帯は5%にも満たない少数派となりつつある（Jonathan et al.2013）。実際に、遺児給付の受給者数も1970年代をピークに、1980年代半ばから急減している（SSA 2017e）。アメリカ社会の少子化の影響もあるが、婚外子の増加による影響も否定できない。

高齢女性の貧困問題は深刻で、65歳以上の女性年金受給者の貧困率は、有配偶者が2.5%、死別者が12.9%、離別者が16.1%、未婚者が22.2%と配偶関係によって大きな差異がある（SSA 2016a）。貧困層には労働市場での就労期間の短さや年金制度上の配偶者年金などの恩恵を受けられない者が相対的に多い（Jankowski 2011）。離婚率の高いアメリカでは、3分の1の女性が配偶者年金の受給要件である婚姻期間10年間を満たせずに離婚しているだけでなく⁵⁴、未婚で子どもを育てる女性も、1980年の18%から2007年には40%にも達している（Bramlett and Mosher 2001; Tamborini and Whitman 2007）。

Tamborini and Whitman（2007）は、若年世代（40代）は未婚者や婚姻期間10年未満での離別者が多く、将来的には配偶者年金や遺族年金の役割の見直しの必要性を説いている。表7は、1990年と2009年における女性の婚姻歴の個票データから、年齢階級別に配偶者年金、寡婦年金を受ける権利を有さない者の割合を比較したものである。1990年に比べ、2009年はいずれの給付も受けられない者が増加しており、特に若年世代でその傾向が顕著である。また、人種間でも大きな差異がみられ、若年世代に未婚化が著しい黒人女性の30代女性では、57%が配偶者年金と寡婦年金の両方の受給権を保有していない状況にある（Iams and Tamborini（2012））。

表7 世代別 配偶者年金・寡婦年金の受給権がない女性の割合（単位：%）

	Young Adult(30-39歳)		Middle Age(40-49)		Late Middle age(50-59歳)	
	1990年	2009年	1990年	2009年	1990年	2009年
合計	24	30	13	22	8	16
白人	22	26	11	20	6	14
黒人	42	57	24	41	13	34
ヒスパニック	23	26	20	20	11	17

出所：Iams and Tamborini（2012）より筆者作成。

一見女性に寛大な制度設計に見えるアメリカの公的年金制度は、安定した婚姻関係を前提で設計されている。しかし、今日の家族像は、未婚率や離婚率の上昇、有職女性の増加

National Marriage and Divorce Rate Trends）で、日本のそれの1.8を大幅に上回っている（厚生労働省「平成27年人口動態統計」）。

⁵⁴ Kreider and Ellis（2011）は、1990-94年に結婚した女性で10年の結婚記念を迎えたのは74.5%と推計している。2009年の離婚したカップルの平均婚姻期間は8年という。

など、遺族年金や家族給付制度が創設された 1939 年当時とは大きく様変わりし、1997 年段階でもはや「制度前提の家族像」と合致する世帯は 13% [Street and Wilmot (2001) p.134] にすぎないとの指摘もある。遺族年金制度の適用外となる母子世帯や婚外子世帯の増加は、子どもの貧困問題の要因の 1 つにもなっている⁵⁵。

4.4 年金制度上の子育て期間への配慮

欧州、カナダとは異なり、アメリカの公的年金制度には、育児休業期間中の保険料免除制度など、子育てや介護期間の収入低下リスクに配慮した制度は存在しない。

研究者間では、すでに公的年金制度に子育て期間における収入低下リスクへの配慮を導入すべきという提言は行われており、子育て期間の保険料負担や年金額算定における配慮措置が、女性の貧困率の改善に寄与するとの研究報告は多い (Favreault and Sammartino (2002)、Favreault and Steuerle(2007)、Jankowski (2011) など)。Favreault and Sammartino (2002)、Favreault and Steuerle (2007) は、配偶者年金の婚姻期間要件の引き下げ、遺族年金水準の引き上げ、育児クレジットの導入など、女性に関する様々な年金改革案別に公的年金受給額のシミュレーションを行い、恩恵を受ける年齢層や所得階層の分布状況、貧困率の改善程度を試算している。それによれば、遺族年金制度や配偶者年金を現行制度よりも手厚くする改正は、特定階層のみに恩恵が大きく、貧困率の改善効果は限定的で、むしろ年齢や所得階層を問わず広く恩恵をもたらす育児クレジットの導入の方が貧困問題解消には効果的であると結論づけている。また、育児クレジットが遺族年金や配偶者年金の改善よりも、財政支出額が相対的に低いという結果も興味深い。一方で、子育てを理由に仕事を休めるのは高額所得者で両親が揃った家庭であり、貧困のひとり親世帯には効果が薄いという批判も残されている。

参考文献

- アメリカ合衆国保健・教育・福祉省編（佐口卓監修：後藤昌彦訳）(1978)『アメリカの社会保障制度』光成館
- 伊藤公哉 (2005)『アメリカ連邦税法（第 3 版）所得概念から法人・パートナーシップ・信託まで』中央経済社。
- 井樋美枝子 (2011)「アメリカの州における同性婚法制定の動向」国立国会図書館調査及び立法考査局『外国の立法』(250) 2011 年 12 月、pp.5-25
- 井樋美枝子 (2015)「【アメリカ】同性婚に関する連邦最高裁判決」国立国会図書館調査及び

⁵⁵ アメリカにおける 18 歳未満の子どもの貧困率 (2011 年) は、世帯類型で大きく異なる (Jonathan et al.(2013))。貧困線以下の暮らしをしている子どもの割合は、法律婚による両親世帯 (10.9%)、婚姻外の両親世帯 (45.8%)、母子世帯 (45.3%)、父子世帯 (20.0%)、両親と暮らしていない子ども (44.0%) で、法律婚による両親世帯以外で育つ子どもの貧困率がきわめて高い数値となっている。

立法考査局『外国の立法』2015年8月

- 井上久子 (1989)『アメリカの年金制度』追手門学院大学経済学会
- 嘉治佐代(1981)「アメリカの社会保障制度と家族」アメリカ学会『アメリカ研究』Vol. 1981 、No. 15 、pp. 52-69
- 金子能宏 (2000)「年金制度」藤田伍一・塩野谷祐一編『先進諸国の社会保障 7 アメリカ』東京大学出版会、pp.85-114
- 鎌倉治子 (2009)「諸外国の課税単位と基礎的な人的控除—給付付き税額控除を視野に入れて」国立国会図書館『レファレンス』、2009年11月号、pp.103-130.
- カレン・C・ホールデン (1989)「高齢寡婦の経済的地位」マーサ・N・オザワ、木村尚三郎・伊部英男編『女性のライフサイクル 所得保障の日米比較』東京大学出版会、pp.297-322.
- 菊池馨実 (1998)『年金保険の基本構造—アメリカ社会保障制度の展開と自由の理念』北海道大学図書刊行会
- 佐藤千登勢 (2013)『アメリカ型福祉国家の形成 1935年社会保障法とニューディール』筑波大学出版会
- 堀勝洋 (1989)「第4章 年金制度 1. 公的年金」社会保障研究所編『アメリカの社会保障』pp.73-96
- 藤田伍一 (1974)「アメリカ老齢・遺族年金保険の成立 : 1939年社会保障連邦法の改正意図」『一橋論叢』, 72(5): 503-518
- 丸山桂 (2007)「女性と年金に関する国際比較」国立社会保障・人口問題研究所『海外社会保障研究』No.158、pp.18-29
- 丸山桂 (2016)「女性と年金問題の新たな視点－家族ケアへの配慮と適用拡大問題－」国立社会保障・人口問題研究所『社会保障研究』Vol.1 No.2, pp.323-338.
- 労働政策研究研修機構 (2016)「データブック国際労働比較 2016」
- Berkowitz, E. and L. Dewitt(2015)"Social Security" in Béland, D., C. Howard, and K.Morgan ed. *The Oxford Handbook of U.S. Social Policy*, Oxford University Press, pp.261-278.
- Berkowitz, Edward D.2002. Family benefits in Social Security: A historical commentary. In *Social Security and the family: Addressing unmet needs in an underfunded system*, Melissa M.Favreault, Frank J. Sammartino, and C. Eugene Steuerle , eds., 19-46. Washington, DC: Urban Institute Press
- Brien, Michael J., Stacy Dickert-Conlin and David A. Weaver(2004)"Widow's Waiting to Wed? (Re)Marriage and Economic Incentives in Social Security Widow Benefits", *The Journal of Human Resources*, Vol.39, No.3, pp.585-623.
- Brown,J.,D.(1972)*An American Philosophy of Social Security*,Princeton Legacy Library.
- Burkhauser, R. (1982=2013) "Earning Sharing : Incremental and Fundamental Reform" in Burkhauser, R and K. C. Holden.ed., *A Challenge to Social Security: The Changing Roles of*

Women and Men in American Society (Institute for Research on Poverty monograph series) ,Academic Press

- Burkhauser, R. and K. C. Holden. (1982=2013) *A Challenge to Social Security: The Changing Roles of Women and Men in American Society* (Institute for Research on Poverty monograph series) ,Academic Press
- D'Addio, Anna Cristina(2012)ion Entitlements of Woman with Children: The Role of Credits within Pension Systems in OECD and EU Countries", in Holtzmann, Robert, Edward Palmer and David Robalino ed. *Nonfinancial Defined Contribution Pension Schemes in a Changing Pension World*, World Bank, pp.75-110
- DeWitt, Larry (1966) "Research Note #2: The History & Development of the Lump Sum Death Benefit" (<https://www.ssa.gov/history/lumpsum.html>)
- DeWitt, Larry (2001) "Research Note #12: Taxation of Social Security Benefits", SSA Agency History (<https://www.ssa.gov/history/taxationofbenefits.html>)
- Favreault, Melissa.M. and Frank,J.Sammartino (2002) "The Impact of Social Security Reform on Low-Income and Older Women", Urban Institute.
- Favreault, Melissa M. and C. Eugene Steuerle (2007) "Social Security Spouse and Survivor Benefits for Modern Family"Working Papers 2007-07, Center for Retirement Research at Boston College
- Ferber, M. A. (1993) "Women's Employment and the Social Security System" *Social Security Bulletin* , Vol. 56, No. 3, pp.33-55.
- Goldin, C.(1990). *Understanding the Gender Gap: An Economic History of American Women.* , Oxford University Press
- Goodwin, Joanne L.(1997) *Gender and the Politics of Welfare Reform: Mothers' Pensions in Chicago, 1911-1929*, Univ of Chicago Press.
- Hariington Meyer, M., Street,D. and Quadagno, J(1994)"The impact of family Status on income security and health care in old age: a comparison of western nations", *International Journal of Sociology and Social Policy*,14(1-2):pp.53-83
- Iams, Howard M. and Seven H. Sandell(1994) "Changing Social Security Benefits to Child-care Years: A Policy Proposal Whose Time Has Passed?" *Social Security Bulletin*, Vol.57, No.4, pp.10-24.
- Iams, Howard M. and Christopher R. Tamborini(2012) "The Implications of Marital History Change on Women's Eligibility for Social Security Wife and Widow Benefits, 1990–2009", *Social Security Bulletin*, Vol.72, No.2, pp.23-38.
- Iams, Howard M.(2016)"Married Women's Projected Retirement Benefits: An Update", *Social Security Bulletin*, Vol.76, No.2,pp.17-24.

- Jankowski, John(2011)"Caregiver Credits in France, Germany, and Sweden: Lessons for the United States", *Social Security Bulletin*, Vol.71, No.4,pp.61-76.
- Kessler-Harris, A.(2003) *In Pursuit of Equity: Woman, Men, and the Quest for Economic citizenship in 20th Century America*, Oxford University Press.
- Kreider, R.M. and R. Ellis(2011) Number, Timing, and Duration of Marriages and Divorces: 2009 Household Economic Studies, <https://www.census.gov/prod/2011pubs/p70-125.pdf>
- Liou, Wayne and Julie M. Whittaker(2016) "Social Security: Calculation and History of Taxing Benefits", Congressional Research Service 7-5700 www.crs.gov RL32552, <https://fas.org/sgp/crs/misc/RL32552.pdf>
- McBridge, D.E.,and J.A. Parry(2016) *Women's Rights in the USA: Policy Debates and Gender Roles Fifth edition*, Routledge
- OECD(2015)"Pension at a Glance 2015"
- Sevak, Purvi, David R. Weir, and Robert J. Willis(2003)" The Economic Consequences of a Husband's Death: Evidence from the HRS and AHEAD", *Social Security Bulletin*, Vol. 65, No. 3, 2003/2004
- Smith, Karen E. 2002. The status of the retired population, now and in the future. In Melissa M. Favreault, Frank J. Sammartino, and C. Eugene Steuerle, eds., *Social Security and the family: Addressing unmet needs in an underfunded system*, 47–88. Washington, DC: Urban Institute Press.
- SSA(1979)"Men and Women: Changing Roles and Social Security, *Social Security Bulletin*, Vol.42 No. 5,pp.25-32.
- SSA(2016a) "Annual Statistical Supplement, 2015"
- SSA(2016b)"Annual Report of the Supplemental Security Income Program 2016 " <https://www.ssa.gov/oact/ssir/SSI16/ssi2016.pdf>
- SSA(2017)"2017 Social Security/SSI/Medicare Information" (<https://www.ssa.gov/legislation/2017%20Fact%20Sheet.pdf#search=%27OASDI+%EF%BC%99%EF%BC%94%EF%BC%85%27>)
- SSA(2017b)"Understanding the Benefits"
- SSA(2017b)"How work Affects Your Benefits"
- SSA(2017c)"Social Security Handbook"
- SSA(2017d)"Survivor's Benefits"
- SSA(2017e) "Annual Statistical Supplement, 2016"(proceedings)
- Street, D. and J. Wilmoth(2001) "Social Security? Women and Pensions in the US" Ginn,J., D.Street and S.Arbered.ed, *Women, Work and Pensions: International Issues and Prospects*, Open University Press

- Tamborini, Christopher R. and Kevin Whitman (2007) "Women, Marriage, and Social Security Benefits Revisited", *Social Security Bulletin*, Vol. 67, No. 4, pp.1-20
- Roming, Kathleen and Dave Shoffner(2015)"Understanding the Social Security Family Maximum", *Social Security Bulletin*, Vol.75, No.3, pp.1-13.
- Vespa, Jonathan, Jamie M. Lewis, and Rose M. Kreider (2013) " America's Families and Living Arrangements: 2012" <https://www.census.gov/prod/2013pubs/p20-570.pdf>
- Weaver, David. A.(2010)"Widows and Social Security", *Social Security Bulletin*, Vol.70, No.3, pp.89-109
- Wu, April Yanyuan, Nadia S. Karamcheva, Alicia H. Munnell, and Patrick J. Purcell(2013) "How Do Trends in Women's Labor Force Activity and Marriage Patterns Affect Social Security Replacement Rates?", *Social Security Bulletin*, Vol.73, No.4, pp.1-2

付表1 アメリカの遺族年金に関する主な制度改正史

法制定年	受給者の年齢要件	給付水準: PIA(%)	受給要件																										
寡婦/寡夫年金(離別配偶者含む)																													
1939	65歳以上	75%	(寡婦)寡婦のみ。完全被保険者資格を有すること。																										
1950	65歳以上	75%	(寡夫)寡夫を給付対象とする。完全被保険者資格、現在被保険者資格を有していること。妻の被扶養であること。																										
1956	62-64歳	...	受給開始年齢の引き下げ。																										
1961	...	82.5%	給付水準引き上げ。																										
1965	60-61歳	...	(寡婦)62歳未満の早期受給を可能に。1ヶ月につき5/9%を減額支給																										
	60歳以上	82.5%	(離別寡婦)離別した妻にも遺族年金を支給。完全被保険者資格を有していること。被扶養配偶者であったこと。婚姻期間を20年以上有すること。家族給付上限には算定しない。62歳未満での繰り上げ受給は1ヶ月につき5/9%減額受給となる。																										
1967			(寡夫)寡夫の受給要件のみにあった現在被保険者資格を撤廃。																										
1972	65歳以上	100%	亡くなった配偶者(離別含む)が65歳以前に年金を繰り上げ受給していた場合、寡婦/寡夫の受給額はPIAの82.5%を下回らない範囲内で減額支給となる。																										
	60-64歳	...	65歳未満の早期受給は1ヶ月につき19/40%の減額とする。さらに、65歳以前に亡くなった配偶者(離別含む)が早期受給をしていた場合、62-64歳での早期受給は、PIAの82.5%を下回らない範囲内での減額支給となる。																										
1977	亡くなった配偶者が繰り下げ受給をしていた場合は、寡婦/寡夫の年金受給額も増額され																										
	遺族年金額は、本人が自らの拠出による非適用公務員年金(OASDI以外の年金)を受給している場合には、相殺して減額支給する。1982年12月以前の有資格者は適用外とする。																										
			(寡夫)寡夫のみにあった被扶養要件の撤廃。																										
			離別配偶者の給付要件にあった婚姻期間20年間を10年間に引き下げ。																										
1980 ^b	65歳以上	100%	(離別寡夫)離別した寡夫に遺族年金を支給開始。完全被保険者資格を有していること。婚姻期間を10年以上有すること。前妻が繰り下げ受給をした場合には遺族年金も増額される。一方、前妻が65歳未満で繰り上げ受給した場合には、82.5%を下回らない範囲内で総給付が減額される。家族給付上限には算定しない。																										
	60-64歳	...	65歳未満の受給は1ヶ月につき19/40%の減額となる。さらに、65歳未満で妻が引退した場合、62-64歳の寡夫の遺族年金はPIAの82.5%の範囲内で減額される。																										
1983	OASDIの遺族・家族給付と非適用年金(公務員年金)の併給調整法の改正。1983年7月より前に非適用年金を受給しており、かつ被扶養者であれば、年金額の相殺は適用外とする。1983年6月以降の適用者は、非適用年金(公務員年金)の3分の2相当額をOASDIからの遺族・家族給付より減額する。																										
65歳2ヶ月-67歳	2002年より、PIA100%が適用される受給開始年齢を以下のように引き上げる。 <table border="1"> <tr> <td>PIAが適用される年齢</td> <td>寡婦が60歳に到達する年齢の年</td> </tr> <tr> <td>65歳と2ヶ月</td> <td>2000年</td> </tr> <tr> <td>65歳と4ヶ月</td> <td>2001年</td> </tr> <tr> <td>65歳と6ヶ月</td> <td>2002年</td> </tr> <tr> <td>65歳と8ヶ月</td> <td>2003年</td> </tr> <tr> <td>65歳と10ヶ月</td> <td>2004年</td> </tr> <tr> <td>66歳</td> <td>2005-2016年</td> </tr> <tr> <td>66歳と2ヶ月</td> <td>2017年</td> </tr> <tr> <td>66歳と4ヶ月</td> <td>2018年</td> </tr> <tr> <td>66歳と6ヶ月</td> <td>2019年</td> </tr> <tr> <td>66歳と8ヶ月</td> <td>2020年</td> </tr> <tr> <td>66歳と10ヶ月</td> <td>2021年</td> </tr> <tr> <td>67歳</td> <td>2022年以降</td> </tr> </table>	PIAが適用される年齢	寡婦が60歳に到達する年齢の年	65歳と2ヶ月	2000年	65歳と4ヶ月	2001年	65歳と6ヶ月	2002年	65歳と8ヶ月	2003年	65歳と10ヶ月	2004年	66歳	2005-2016年	66歳と2ヶ月	2017年	66歳と4ヶ月	2018年	66歳と6ヶ月	2019年	66歳と8ヶ月	2020年	66歳と10ヶ月	2021年	67歳	2022年以降
PIAが適用される年齢	寡婦が60歳に到達する年齢の年																												
65歳と2ヶ月	2000年																												
65歳と4ヶ月	2001年																												
65歳と6ヶ月	2002年																												
65歳と8ヶ月	2003年																												
65歳と10ヶ月	2004年																												
66歳	2005-2016年																												
66歳と2ヶ月	2017年																												
66歳と4ヶ月	2018年																												
66歳と6ヶ月	2019年																												
66歳と8ヶ月	2020年																												
66歳と10ヶ月	2021年																												
67歳	2022年以降																												
60-66歳	...	減額支給の割合は、PIA100%が支払われる年齢により異なる。60歳の時点でPIAの28.5%になるように、各月の減額率は等しく調整される。																											
1984	非適用政府系年金の相殺は3分の2までを上限とする。																										

遺児			
1939	18歳未満	50歳	完全被保険者資格、現在被保険者資格を有していること(a)。学生の場合は、16-17歳であること。
1946	16-17歳の就学要件を撤廃。
1950	複数の子どもがいる場合、PIAの25%をきょうだい間で分割支給。
1960	...	75歳	PIAの25%分増額。
1965	フルタイムの学生を対象。
1972	就学期間中の22歳の誕生日がある四半期または学期末まで給付を拡大。
	孫にも一定の要件(扶養されていたこと、18歳未満からの同居、親の障害・死亡など)をもとに支給拡大
1981	18-22歳	...	学生のカテゴリーを撤廃(1982年5月より前に適用されていた者から徐々に)。19歳未満の小学校、中学校は対象外とする。
1996	養子は労働者(被保険者)によって扶養されていたことを要件とする。
障がいのある遺児			
1956	18歳以上	50%	完全被保険者資格または現在被保険者資格を有すること。障がい発生が18歳未満であること。PIAの25%が追加で遺児間での分割給付となる。
1960	...	75%	PIA25%の追加給付が撤廃。
1972	障がい発生が22歳未満であること。
	一定の状況のもとで孫も対象とする。
親			
1939	65歳以上	50%	完全被保険者資格を有すること。被扶養要件。寡婦や18歳未満の子どもがいない場合に限る。
1946	有資格寡婦または子どもがいる場合は支給対象外である。
1950	...	75%	給付水準引き上げ(遺族年金の要件見直しに伴う改正)
1956	62-64歳	...	女性を給付対象とする。
1958	他の遺族年金受給者の有無にかかわらず、受給可能に。
1961	62歳以上	82.5%	両親ともに給付対象の場合には、給付水準をそれぞれPIA75%とする。
死亡一時金			
1935			65歳未満の場合、収入総額の3.5%。65歳以上で完全被保険者であった場合、収入総額の3.5%もしくはそれと既払い額との差額を給付する。
1939			完全または現在被保険者資格を有すること。遺族年金を受給できる遺族がない場合、PIAの6倍を給付する。
1950			すべての被保険者の死亡に関し、PIAの3倍を給付する。
1954			PIAの3倍を給付。上限は \$255.
1981			被保険者が亡くなった際に同居していた寡婦/寡婦のみに支給。または遺族年金の受給要件を満たす寡婦、寡夫、遺児に給付する。

注 1: ... = 改正なし。

- a. 1939 年法では、原則として結婚している女性労働者の子どもは適用外であった。1950 年法で、完全被保険者資格または現在被保険者資格を有する場合には、女性労働者子どもにも適用されることとなった。現行の適用要件は 1967 年法による。
- b. 1980 年 7 月 17 日の Ambrose v. Harris 裁判のオレゴン州地方裁判所の判決により、給付は開始された。しかし、社会保障法の条文に加筆されたのは、1983 年である。
- c. 1975 年 3 月 19 日の最高裁判所による Weinberger v. Wiesenfeld 判決により給付は開始された。社会保障法に加筆されたのは、1983 年である。
- d. 1979 年 1 月 28 日の西部裁判所による Yates v. Califano 判決により、給付は開始された。実際の社会保障法の条文に加筆されたのは、1983 年である。

出所：SSA(2016a)Annual Statistical Supplement, 2015"をもとに筆者作成。

付表2 アメリカの遺族年金の概要

対象者	寡婦(夫)	子育てをしている父母	障害を有する寡婦(夫)	遺児	扶養されていた親	死亡一時金
適用要件						
死亡した被保険者にかかる要件	完全被保険者資格	完全被保険者資格または現在被保険者資格	完全被保険者資格または現在被保険者資格	完全被保険者によって、生計費の2分の1以上の金銭的扶養が行われていたこと	完全被保険者資格または現在被保険者資格	
遺族の年齢要件	完全引退年齢(FRA)以上 60歳以上かつ完全引退年齢(FRA)未満	なし	50-59歳で障害を有していること	18歳未満(7才)の中学・高校在学中は19歳までまたは障害児。22歳未満で障害を負い、現在もその状態である場合には年齢にかかわらず対象。	62歳以上	なし
婚姻関係(州法による)	独身。60歳以降の再婚であれば、離別配偶者の遺金を受給可能。同性婚も対象。 62歳以上であれば、現在の配偶者の記録に基づく配偶者給付と、離別配偶者の遺族年金とのどちらか高額な方を選択可能。 離婚配偶者である場合、婚姻期間が10年以上であること。	独身。再婚した場合は、支給停止。	独身または障害発生以後でかつ50歳以上での再婚であれば、離別配偶者の遺族年金を受給可能。62歳以上であれば、現在の配偶者の記録に基づく配偶者給付と離別配偶者の遺族年金とのどちらか高額な方を選択可能。	実子、継子、孫、養子の孫、その他要件あり	実子、継子、孫、養子のみ	配偶者または子どものみ
他の要件	なし	なし	離婚した場合の婚姻期間は問わない(10年末満でも可) 16歳以下の児童または障害児(死亡した被保険者の妻子または養子)を養育していること	遺児が結婚した場合、婚姻期間が10年以上であること。 被保険者が死亡時以前または死亡後7年内の障害かつ、児童給付を受給中	フルタイムの学生であること	—
給付水準						
給付水準(対PIA)	100%	71.5～99%	75%	71.5%	75%	1人(82.5%)、2人(それぞれに75%) 255ドル(=一括)
亡くなつた被保険者が繰り上げ受給していた場合	減額年金を受給していた場合は、その受給額またはPIAの82.5%のいずれか高額を上限とする。	—	—	—	—	—
亡くなつた被保険者が繰り下げ受給していた場合	繰り下げる受給(DRGS)をしていた場合は、増額(1年ににつき8%。70歳まで最大24%増)	—	—	—	—	—
労働所得との調整	なし	労働所得に応じて、減額。ただし、自身の保険料納付額が更新されることで、老後の年金受給増につながる。	労働所得に応じて、減額。	なし	労働所得に応じて減額。	—
遺族年金から老齢年金等への切り替え	配偶者給付受給中であれば、配偶者の死亡を通知することで自動的に遺族年金に切り替わる。自身の老齢年金受給中であれば、遺族年金がどちらか高額の方を選択する。一度自身の老齢年金を繰り下げ受給(減額)した後には、完全引退年齢後に遺族年金を受給することも可能。	申請により、高額になる方の年金を受給可能	申請により、高額になる方の年金を受給可能	—	—	—

出所：Weaver(2010)を参考に筆者作成。

第6章 遺族年金受給世帯の経済状況と税・社会保険料負担

成蹊大学 丸山 桂

1. はじめに

税の公平性・中立性の確保は、税制の基本原則である。それは公的年金課税も例外ではない。日本では現在、遺族年金・障害年金は非課税扱いである一方で、老齢基礎年金や老齢厚生年金は課税対象所得となっている。かねてから、公的年金課税の公平性をめぐっては、各種控除による高齢者への優遇措置を取り上げる論文は多いが、遺族年金の非課税問題を正面から取り上げる論文は非常に少なかった。その先駆的な論文となる下野・竹内（2011）が指摘するように、各種優遇税制措置で結果として非課税に成る者とはじめから非課税になるものでは、問題の本質は大きく異なる。障害年金とは異なり、遺族年金制度は被保険者の遺族要件に該当する者すべてに受給権が付与されるため、財政支出面に与える影響はより大きい¹。

遺族年金の非課税問題は、税制面の公平性の問題だけにとどまらない。これまで日本では、政府・自治体による各種給付金、医療保険や介護保険などの社会保険料負担や利用者負担における低所得者世帯の判定材料には、「住民税非課税世帯」という指標が用いられてきた。遺族年金が一律非課税であることは、他の公共サービスの公平性の確保にも影響を与えることになる。議論を進めるには、ひとり親世帯の経済状況や税制・社会保障制度を通じた各制度による便益の帰着、課税化をした場合の影響等の試算が必要であるが、遺族年金の公租公課問題の実証分析は下野・竹内（2011）、小野（2016）など非常に限られている。本研究では、厚生労働省「平成27年度遺族年金受給者実態調査」の個票データを用いて、遺族年金受給世帯の経済状況やその税・社会保険料負担の状況を把握し、今後の制度のあり方を考えることを目的としている。

2. 遺族年金制度の税制上の取り扱い

2.1 遺族年金非課税の根拠

遺族年金非課税の根拠は、所得税法ではなく、国民年金法、厚生年金法で定められている。国民年金法第25条では「租税その他の公課は、給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。ただし、老齢基礎年金及び付加年金については、この限り

¹ 2014年度の遺族年金受給者は厚生年金で520万人、通算遺族年金で3.5万人、国民年金の遺族年金受給者数は10.5万人となっており、特に厚生年金の遺族年金受給権者数は基礎年金創設時の146万人から大幅に増加した。厚生年金保険（通算遺族年金含む）、国民年金の遺族年金給付額の総額は、1986年度の13251億円から2014年度には53242億円へと増加している。これは2014年度の厚生年金、国民年金の障害年金給付額の総額18752億円の3倍弱の数字となっている。

でない。」、厚生年金法第 41 条 2 項では「租税その他の公租公課は、保険給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。ただし、老齢厚生年金については、この限りではない。」と規定されている。

遺族年金が非課税扱いとなった根拠は、明確に残されてはいない。それでも、その主旨は、「主たる所得の稼得者が死亡した場合に、その家族の生活を保護する趣旨であると解される」〔日本税理士会連合会税制審議会（2014）p.6〕との記述を見る限り、遺族年金制度の目的と重複している。制度創設時の遺族年金の給付水準は低く、遺族救済としては不十分で、「葬祭費を償うに足る」〔清水（1940）p.301〕にすぎなかった²。おそらく給付水準の低さゆえに、遺族年金制度は社会保険給付というよりも、「社会手当」に分類され、課税対象所得には当たらないと判断されたのではないだろうか。また、当時、多数の戦争未亡人がいたことや、既婚女性が労働市場で働くことの難しさを考えれば、遺族年金の非課税措置は政策的配慮として妥当な措置であったのかもしれない。

現在でも、遺族基礎年金の受給対象者は、死亡した者によって生計を維持されていた、(1)子のある配偶者 (2)子（18 歳到達年度の末日(3 月 31 日)を経過していない子または 20 歳未満で障害年金の障害等級 1 級または 2 級の子）とされている。その生計維持の要件として、(1)同居していること（別居していても、仕送りしている、健康保険の扶養親族である等の事項があれば認められます。）(2)加給年金額等対象者について、前年の収入が 850 万円未満であること。または所得が 655 万 5 千円未満であることとされている。

「生計維持」の基準は、1985 年年金改革を機に、各年金制度共通の生計維持要件が設定され、「年収 600 万円以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外の者」と定義された。日本では、遺族年金の受給の可否は法律上の権利発生要件が採用されているため、被保険者の死亡時点での状況で受給の可否が判断され、一度支給対象外となれば、その後生活困窮に陥った場合に再受給できる制度にはなっていない。そのため、生計維持基準は高い基準に設定されており、被用者年金の上限 10% に当たる年収が基準として採用され、現在は 1994 年改正における厚生年金の報酬月額の上位約 10% に当たる 850 万円が生計維

² 遺族年金の歴史は坂口（2002）に詳しい。公的年金の前身である恩給制度では、恩給受給者が死亡した場合は遺族にその半額の扶助料を支給する制度、官業共済組合でも遺族に給付される死亡救済金があるが、いずれも終身の給付金ではなく、一時金もしくは一種の生命保険の性質であった。戦前の船員保険法にあった「遺族手当金」でも、養老年金受給者の死亡または受給権者が支給開始以前に死亡した時、年金 5 年分との差額または年金 5 年分を一時金として遺族に支給するものであった。「手当」という名称や給付額の算定方法からも推察できるように、遺族の生活保障よりも払い込んだ保険料およびその利子を払い戻す意味をもち、脱退・死亡手当金と同じ性格給付であった〔坂口（2002）p.4〕。1942 年に労働者保険法が成立することで、「遺族年金」という名称が誕生し、被保険者期間が原則 20 年以上の加入者が死亡した場合に、その遺族に養老年金または廃疾年金額の 2 分の 1 に相当する遺族年金を 10 年間のみ有期給付されることになった。

持の判断基準となっている。同時に遺族厚生年金の給付水準も夫の老齢厚生年金の3分の2から4分の3へ引き上げられ、公的年金制度上の寡婦への所得保障はさらに手厚いものとなった。

しかし、制度創設時と比べると、既婚女性が労働市場で働くことは珍しいことではなくなり、ひとり親世帯の姿も多様化している。近年では、審議会等で遺族年金の非課税問題が議題として取り上げられることも多くなり、遺族年金を一律非課税とする現行制度を見直すべきとする主張も現れはじめた。社会保障審議会第5回年金部会（2002年6月11日）において、「遺族年金及び障害年金の非課税措置について」が議題として取り上げられ、「現在は非課税とされている遺族年金及び障害年金の取扱いについてどう考えるか。これらの受給者の中にも、他に多くの収入がある者がいたり、子どもの有無など生活実態は様々であるが、これらを踏まえ、老齢年金給付と同様の取扱いとすることについて検討が必要ではないか。」として言及されている。

2003年6月の税制調査会「少子・高齢社会における税制のあり方」においても、「課税ベースの拡大の観点からは、控除の見直しとともに、社会保障給付に対する課税上の取扱いについて、諸外国での事例も踏まえ、課税対象を拡げる方向で検討すべきである。特に、遺族年金給付や失業等給付のように、受給者の他の所得の有無や資産の保有状況と関係なく支給される非課税給付については、今後、見直しを進めていく必要があろう。その際、低所得者に対する担税力への配慮は人的控除等で行うべきである」〔税制調査会（2003）p.5〕との指摘がなされている。

日本税理士会連合会税制審議会の報告書「給与所得と公的年金等所得に対する課税のあり方について－平成26年度諮問に対する答申－」でも、「遺族年金を非課税としているのは、主たる所得の稼得者が死亡した場合に、その家族の生活を保護する趣旨であると解されるが、近年では遺族が就労する例が多く、また、遺族が相続資産を多額に有する場合もある。したがって、遺族年金を一律に非課税とすることは必ずしも適切であるとはいえない。現行の非課税制度を存続する場合には、公的年金等以外の所得を勘案した所得制限を付すなど、その要件を限定的に定めるべきであり、また、社会保障制度においても給付水準のあり方を検討する必要がある。」が見直し案とともに提示されている。

2.2 共働き世帯の老後の遺族年金受給問題

第3号被保険者制度をはじめ、女性と年金をめぐる問題の1つに、共働き世帯の妻が夫の死亡後に報酬比例部分の遺族年金を受給しようとした場合、自身の老齢厚生年金が夫の遺族厚生年金額よりも低いために、遺族年金を選択するといわば自身の老齢年金が掛け捨て状態となること、また専業主婦世帯に比べ、年金額自体も低額になることがあるなどの問題点が指摘されていた。

1994年の年金制度改革で、第3の選択肢として遺族年金の2/3（＝夫の老齢厚生年金の1/2）と妻の老齢厚生年金の1/2を合計した値を受け取る選択肢が用意された。さらに、

2004 年年金改革で、30 歳未満の子どものいない遺族配偶者の遺族厚生年金が 5 年の有期給付になり、中高齢寡婦加算の支給対象については、夫死亡時 40 歳以上へと縮小措置が行われた。また、高齢寡婦の自身の老齢厚生年金を遺族年金受給額に反映する措置として、自らの老齢厚生年金を全額受給した上で、従来の遺族給付との差額を遺族厚生年金として支給する仕組みに改められた。ところが、遺族厚生年金は非課税所得で、老齢厚生年金は課税対象所得となるため、一見、寡婦の年金受給総額が同じようにみえても、制度上は自身の老齢年金額が多いほど課税対象所得が増えるため、共働きで働き、年金受給総額に占める自身の老齢年金受給額の割合が高い者のはうが、専業主婦をしていた者の受給額よりも手取額はかえって低くなるという別の問題を残すことになった。

2.3 制度別にみた遺族年金受給額の取り扱い

税制上の非課税措置は単に、その遺族年金額が非課税になるというだけではない。日本では社会保障制度にとどまらず、多くの社会制度が税の基準を援用する形で、経済的弱者を特定し、各種負担の免除や給付金の算定根拠に使用している。社会保障の分野では、国民健康保険料（税）や後期高齢者医療制度、介護保険料の保険料負担³、保育所の利用者負担などの算出にも遺族年金は老齢年金とは異なる取り扱いをされている。結果として、遺族年金受給世帯は他の同等の世帯収入をもつ世帯よりも課税額が低くなるため、各種福祉給付金や公営住宅の家賃負担の面で優遇されることになる。

例えば、消費税率引き上げに伴う低所得者の影響緩和策として設けられた、平成 28 年度簡素な給付措置（臨時福祉給付金）は、市町村民税（均等割）非課税者が対象とされ⁴、支給対象者 1 人につき 3000 円が給付される。年金生活者等支援臨時福祉給付金、障害・遺族年金受給者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）の給付金は 3 万円にもなる。財務省によれば、年金収入の非課税目安は、65 歳以上単身世帯で 155 万円である。厚生労働省「平成 27 年遺族年金受給者実態調査」によれば、65 歳以上の遺族年金受給者のうち、年間 150 万円以上の受給額のある者は約 17% で⁵、遺族年金だけでも納税可能な受給額を得ている者もいる。

また、公租公課の対象外である遺族年金は、公営住宅法施行令で使用される「政令月収」の算定対象外であるため、入居基準や家賃水準の面で優遇措置を受けることになる。子ども・子育て支援新制度による保育所・幼稚園などの利用者負担は、子どもの年齢、利用時間といったサービス内容の他、利用者世帯の市町村民税額をもとに決定されるため、非課

³ 2006 年 10 月より介護保険料を遺族年金から天引き徴収することができるようになった。とはいっても、介護保険料の算定には現在も遺族年金は所得とはみなされていない。

⁴ 生活保護世帯、課税対象者に扶養されている者は対象外となっている。

⁵ この金額は遺族年金を自身の老齢厚生年金と併給している者については、その差額分の遺族年金給付額しか掲載していないため、老齢基礎年金と自身の老齢厚生年金も含む受給総額で比較すれば、より高い割合になるはずである。

税の遺族年金を受給している世帯は利用者負担の面で有利となる。

金融資産保有面での優遇措置もある。障害者等のマル優（少額貯蓄の非課税制度）⁶は、遺族年金受給者も利用可能であり、一定の上限はあるものの、少額預金の利子所得等、障害者等の少額公債の利子、障害者等の郵便貯金の利子所得が、本来ならば原則としてその支払いの際に、20.315%（所得税及び復興特別所得税 15.315%、地方税 5%）の税率を乗じて算出した所得税等が非課税となる優遇措置である。

一方、遺族年金受給額を収入算定に用いる制度もある。生活保護受給の場合には、遺族年金受給額は収入認定の対象である。また、健康保険の被保険者の被扶養基準は、厚生労働省通達「その家族の収入が年間 130 万円未満（60 歳以上又は 59 歳以下の障害年金受給者は年間 180 万円未満）であること」が採用されているが、この収入の範囲には非課税の遺族年金や障害年金、労働者災害補償年金、雇用保険の求職者給付も含まれている。

介護保険による施設入所に要する費用を賄う収入として、老齢年金と遺族年金・障害年金は同様に評価されるべきだとし、2016 年 8 月分より遺族年金も負担応力の判断基準とされた。これは経済的弱者の特定を、表面的な課税額で判断するのではなく、遺族年金や障害年金などを含めた実質的な生活水準で判断すべきであるとの改正と位置づけられる。

若年の寡婦・寡夫である場合には、その就労状況に応じた公的年金の加入が必要になる。老後に自身の老齢基礎年金を受給するためには、遺族年金受給中であっても年金保険料の拠出が必要になるからである。ただし、無職であった場合などの国民年金保険料は、遺族年金制度が非課税であるために、免除を受けられる可能性はある。

このように遺族年金の収入は、非課税扱いとして各種優遇措置を受ける制度もある一方で、社会保障に関するいくつかの制度では老齢年金と同等の扱いをされるなど、必ずしも整合性がとれているわけではない。

2.4 公的年金等控除と寡婦控除・寡夫控除

かつては、老齢年金は給与所得とみなし、給与所得控除として課税されていた。1985 年年金改革で基礎年金制度が創設されるのを機に、1987 年より公的年金収入は雑所得として課税されることになった。

2004 年度税制改正では、基礎年金の国庫負担を 3 分の 1 から 2 分の 1 に引上げるために必要な財源確保策として、年金課税の強化が行われた。具体的には、配偶者控除の上乗せ部分（配偶者特別控除の一部）に加え、公的年金等控除の 65 歳以上の者の上乗せ措置、老年者控除（納税者本人がその年の末日で 65 歳以上かつその年の所得金額が 1000 万円以下の場合に適用される）も廃止されることになった。

65 歳以上の年金受給者に適用される公的年金等控除は、最低控除額が 120 万円からであ

⁶ 「障害者等」とは、身体障害者手帳の交付を受けている人や障害年金を受けている人など一定の要件を満たす「障害者」と、遺族年金や寡婦年金を受けている妻など一定の要件を満たす「その他の人（妻）」が適用対象となる。

り、給与所得控除よりも高額な控除となっている。結果としてほとんどの高齢者の公的年金は非課税となり、働いている者であれば、給与所得控除と公的年金等控除という二重の控除の恩恵を受けられることになる。

そのほか、ひとり親世帯には、所得税・住民税ともに、所得控除の寡婦・寡夫控除が認められている。寡婦控除は 1951 年の税制改正で、「職業の選択を制限され所得を得るために特別な経費を要するものと考えられる寡婦の負担を軽減する趣旨」〔国税庁（1987）p.147〕から、所得控除（1.5 万円）として導入された。特に意識されたのは、戦争未亡人とその子どもたちの保護であったようである⁷。その後 1952 年の改正で、税額控除に改められたが、1967 年改正でふたたび税額控除方式から所得控除方式に改正されている。

寡夫控除は寡婦控除よりも導入が遅れ、1981 年に妻と死別し、または離婚した者のうち一定の要件を満たす寡夫にも寡夫控除が適用されるようになった。その後、1989 年の租税特別措置法の規定により、「女手一つで子を抱えながら家庭を支えている低所得者の寡婦に配慮し、その負担軽減を図る見地から、寡婦控除について 8 万円の特別加算を行う特例制度」〔川嶋（1989）p.69〕として、特定寡婦控除（寡婦のうち合計所得金額が 300 万円以下でかつ扶養親族である子どものいる寡婦には、8 万円の特別加算を認める）が創設された。この金額は、1990 年に所得制限額が 500 万円に引き上げられ、現在に至る。

表 2 にみるように、寡夫にはこの特別加算は設けられていない。適用要件にも明確な差があり、寡夫のみ扶養親族などの要件と年間所得の制限のいずれも満たす者のみが対象とされている。

その控除額は所得税で 27 万円、特定寡婦加算に該当すれば、8 万円が上乗せされ、所得控除額は 35 万円になり、ほぼ扶養控除 1 人分に相当する控除が受けられる。住民税でも 26 万円、さらに特別寡婦加算がつけば 4 万円が加算される。男女差も明確に残されており、母子のみに手厚い設計となっている⁸。

⁷ 第 68 回国会・衆議院大蔵委員会議事録（1972 年 5 月 10 日）には、当時大蔵省主税局長であった高木文雄氏が「寡婦控除の制度は昭和 25、6 年にスタートした制度でございますが、その当時戦争によって夫を失ったいわゆる戦争未亡人が、家に残された老人なり子供たちなりをかかえながら一家の大黒柱として所得を稼得していくという場合には、通常の場合に比べましてそれなりにいろいろと追加的費用を要するであろうという費用の点に着目をして設けられたという経緯でございます。」と発言している。

（<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/068/0140/06805100140025.pdf>：最終確認日 2017 年 3 月 30 日）。

⁸ 寡婦控除と寡夫控除の適用要件の差異について争った福岡地裁（1993 年 10 月 28 日判決）においてはこの規定の差は合憲とされ、「寡夫と寡婦との間の租税負担能力の違いその他の諸事情を考慮した結果と考えられるから、立法府がその裁量の範囲を逸脱し、この区別が著しく不合理であるということはできない」が根拠とされた。控訴審福岡高裁 1994 年 2 月 28 日判決および上告審最高裁判決 1994 年 9 月 13 日判決も、本判決を支持している。詳細は、一杉（2009）

表2 寡婦控除・寡夫控除の仕組み

(所得税)					
寡婦控除	昭和26年 (1951年)	次のいづれかの者 1. 夫と死別した者 2. 夫と死別又は離婚し、かつ、扶養親族等を有する者		27万円	1の場合 年間所得500万円以下
	(特別寡婦加算)	平成元年 (1989年)	寡婦で、扶養親族である子を有する者	+8万円	年間所得500万円以下
	寡夫控除	昭和56年 (1981年)	妻と死別又は離婚し、かつ、扶養親族である子を有する者	27万円	年間所得500万円以下
(住民税)					
寡婦控除	昭和37年度 (1962年度)	次のいづれかの者 1夫と死別した者 2夫と死別又は夫と離婚した者で、かつ、扶養親族を有する者		26万円	1の場合 年間所得500万円以下
	(特別寡婦加算)	平成2年度 (1990年度)	寡婦で、扶養親族である子を有する者	+4万円	年間所得500万円以下
	寡夫控除	昭和57年度 (1982年度)	妻と死別又は離婚して扶養親族である子を有する者	26万円	年間所得500万円以下

出所：国税庁ホームページより筆者作成

2004年税制改正で老年者控除が廃止されたときでも、寡婦控除、寡夫控除は廃止されることがなく、現在に至っている。寡婦、寡夫控除は遺族年金制度とは異なり、離別ひとり親世帯にも適用される。また、扶養家族がいる寡婦控除は所得制限が設けられていないため、限界税率が高い高額所得者ほど減税の恩恵が受けられる一方で、寡婦控除以前に非課税限度額以下の所得しかない低所得者層には減税の恩恵はないという所得再分配上の問題が残されている。

すでに2000年7月の税制調査会答申「わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－」では「障害や高齢など特別な人的事情のために追加的費用を要することによって税負担能力（担税力）が減殺されることなどを斟酌して調整する」ために設けられた特別な人的控除のうち、検討を加える必要があるとして「寡婦控除及び寡夫控除は、配偶者と死別または離婚した後に扶養親族を扶養しなければならない事情などに配慮するものですが、女性の社会進出などを踏まえて、両控除の差異も含め、そのあり方を考えていくことが必要」と言及されている⁹。さらに、2002年6月の税制調査会「あるべき税制の構築に向けた基本方針」でも、「特定扶養控除、老人扶養控除等の様々な割増・加算措置、勤労学生控除や寡婦（夫）控除等の特別な人的控除は、廃止を含め制度をできる限り簡素化すべきと考える」と述べられている。老年者控除だけはその後廃止された。

大蔵省主税局（1988）が指摘するように、所得控除は一度創設されるとその重要性が消滅しても決して廃止されず、自己増殖的に新しいものが横並びで付け加えられる特性をもつ。税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告」（2016年11月14日）でも、人的控除等で採用されている所得控除方式の見直しの必要性には触れられているが、現時点では寡婦控除・寡夫控除の具体的な見直し案は提示されていない。

pp.860-865 を参照されたい。

⁹ 税制調査会ホームページ (<http://www.cao.go.jp/zeicho/tosin/zeichof/z011.html>)

2.5 遺族年金の課税化

表3は、公的年金課税の国際比較をあらわしたものである。日本を除く、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスでも遺族年金、障害年金は課税対象所得として扱われている。ただし、負担能力に配慮して給与所得とは別扱いの計算方法がとられている。

今日の社会経済環境は、制度創設時とは大きく変容し、ひとり親世帯のなかにも高額所得を得る者も現れるようになり、遺族年金を一律に非課税と扱う合理的な理由は見当たらない。しかし、遺族年金受給世帯に所得制限を設けるのは、閾値前後の世帯間での可処分所得の逆転現象や就労意欲の減退などの負の影響も想定され、慎重に検討する必要がある。むしろ、現行の生計維持基準を保持するのであれば、支給後にさらに所得制限を設けるのではなく、就労収入等もあわせた課税対象所得として扱うのが、公平性・中立性の確保の点からも妥当であろう。「遺族」という属性に配慮しなければならないのであれば、田近(2016)が指摘するように、遺族年金は課税所得とし、別途遺族のみを対象とした控除を設ける方法もある。

ただし、子の加算部分については非課税にすること、初年度など期間限定で課税算定方法に配慮する工夫もできる。子の加算部分を非課税とする根拠は、現在親の遺族年金への加算という形で行われている金額は、第1子、第2子各224,300円、第3子以降各74,800円で、世帯人員増による生計費の増加に配慮した設計にはなっていないためである。アメリカの公的年金制度(OASDI)における遺族給付課税は、子どもの分の給付は親とは別の課税対象所得として算定されるため、子どもへの給付部分は実質的には非課税扱いとなる¹⁰。

表3 主要国における公的年金税制 (2016年1月現在)

		日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
拠出段階	給与所得者	事業主負担分	損金算入	損金算入	損金算入	損金算入
	被用者に対する給与課税	なし	なし	なし	なし	なし
	本人負担分	控除あり(全額)	控除なし	控除なし	控除あり ^(注3) (限度額あり)	控除あり(全額)
給付段階	事業所得者	本人負担分	控除あり(全額)	控除あり(1/2)	控除なし	控除あり ^(注3) (限度額あり)
	老齢年金	課税 ^(注1)	課税 ^(注2)	課税	課税 ^(注4)	課税 ^(注5)
	遺族年金	非課税	課税 ^(注2)	課税	課税 ^(注4)	課税 ^(注5)
		障害年金	非課税	課税 ^(注2)	非課税	課税 ^(注4)

(注1) 給付段階において課税となる公的年金等については、その所得の計算上、公的年金等控除の適用がある。

(注2) 給付額の一定部分が課税対象となる(給付額の50%にその他の所得を加えた額が一定額以下の場合、給付額は非課税)。

¹⁰ ただし、家族給付上限という世帯単位での給付制限制度がある。

(注3) 年金保険料の一定部分及び疾病保険、介護保険等の社会保険制度に対する社会保険料と生命保険料の合計額に対する実額控除（ただし、限度額あり）又は概算控除が認められる。年金保険料の控除割合は、実額控除の場合、2005年において60%で設定され、以降毎年2%ずつ引き上げられて2016年は82%、2025年に100%に、概算控除の場合、2010年において40%で設定され、以降毎年4%ずつ引き上げられて2016年は64%、2025年に100%となる予定。

(注4) 受給が開始された年度に応じて、給付額の一定部分が課税対象となる（受給開始が2005年以前の納税者は課税対象となる割合が50%、2006年以降の納税者は50%から毎年上昇（2016年は72%。2040年に100%となる予定））。また、当該部分について、他の一定の年金給付の課税対象部分と併せて、年102ユーロの控除が認められる。

(注5) 年金額に対する10%の控除（各世帯構成員一人あたり最低控除額379ユーロ、世帯あたり控除限度額3,711ユーロ）が認められる。

出所：財務省ホームページ

3. ひとり親世帯の世帯収入の比較

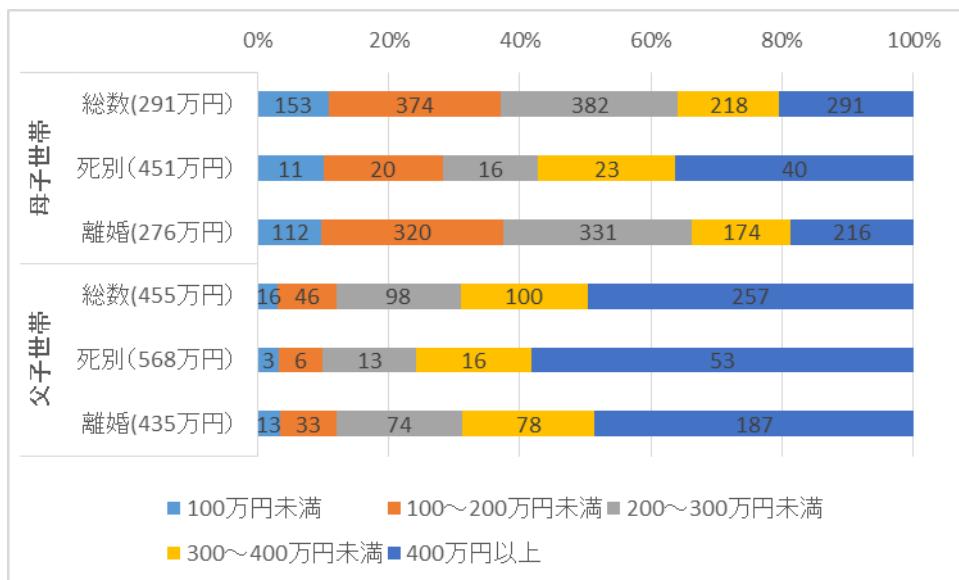
本節では、厚生労働省「平成23年全国母子世帯等調査」からひとり親になった経緯別に世帯収入や就労収入の比較を行う。平均値で比較すると、18歳未満の児童のいる世帯に比べ、ひとり親世帯の世帯収入は非常に低い¹¹。

図1は、厚生労働省「平成23年全国母子世帯等調査」から、母子世帯、父子世帯のひとり親世帯になった理由別にその年間収入の分布を掲載したものである。

ここでは、平均世帯収入ではなく、分布に着目して比較することとする。死別母子世帯は世帯年収が400万円以上ある世帯が36.4%いる一方で、年収100万円未満の世帯も10%いる。離婚母子世帯では、同18.7%と9.7%であり、死別母子世帯の方が離婚母子世帯よりも収入の分散が大きいことが分かる。標本数が少ないので注意が必要であるが、父子世帯も死別母子世帯間の収入格差は大きく、その世帯の経済状況を一様にとらえることにはできなくなっている。

¹¹ 厚生労働省「平成23年全国母子世帯等調査」によれば、18歳未満の児童のいる世帯の世帯収入を100とすると、死別母子世帯が68.5、離別母子世帯が41.9、死別父子世帯が86.3、離別父子世帯が66.1で、離別世帯の死別世帯よりも経済生活は厳しい状況にある。

図1 母子世帯・父子世帯の年間収入の分布（2010年）



注1：各属性の後にある（ ）の数字は、平均収入である。

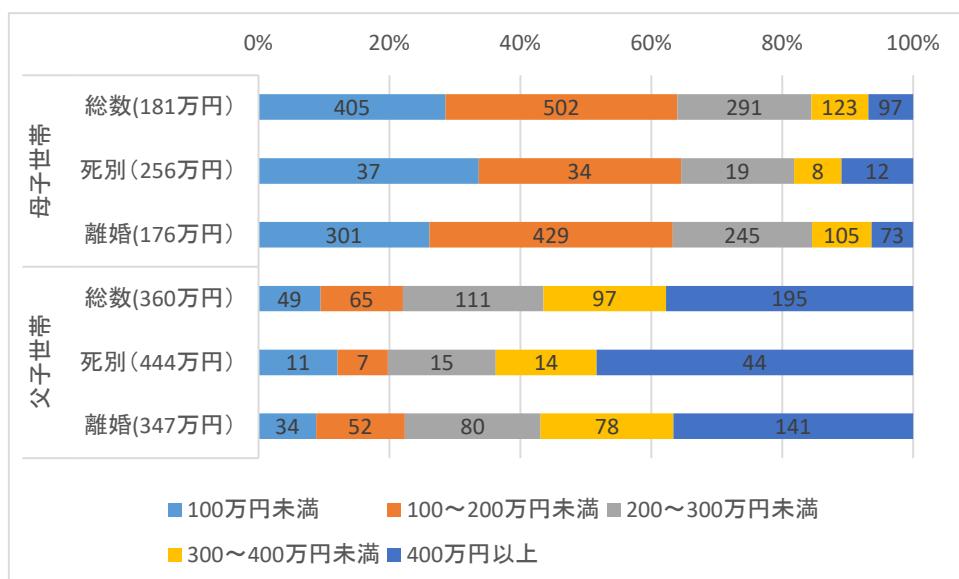
2：グラフ内の数字は世帯数を表す。

3：グラフ中には記載していない未婚、その他の母子世帯があるため、死別と離婚の世帯数を合計しても総計とは一致しない。

出所：厚生労働省「平成23年全国母子世帯等調査」より筆者作成。

図2は、同調査より作成した、父母の就労収入の分布である。

図2 母子世帯・父子世帯の年間就労収入の分布（2010年）



注1：各属性後の（ ）の数字は、平均就労収入である。

2：グラフ内の数字は世帯数を表す。

3：グラフ中には記載していない未婚、その他の母子世帯があるため、死別と離婚の世帯数を合計しても総計とは一致しない。

出所：厚生労働省「平成23年全国母子世帯等調査」より筆者作成。

図2も図1と同様に、年間就労収入の分布格差は大きい。かつて既婚女性が外で働くことは珍しく、経済的に自活するのは難しいとされてきた死別母子世帯は、確かに就労収入が100万円に満たない者が14.5%いる一方で、就労収入が400万円以上ある者も4.7%ほどいる。母子世帯の母親の就労収入は、父子世帯に父親に比べると低収入層に分布が集中している。図には記載していないが、母子世帯の母親の年間収入分位の第I4分位、第III4分位の就労収入は確実に上昇傾向にあり、就労形態による収入格差は拡大している¹²。そして、父子世帯の就労収入の格差は、母子世帯とは逆に、400万円以上の高所得層の割合が多く、100万円に満たない低収入層が10%前後おり、父子世帯増もまたひとくくりにとらえることができなくなっている。

4. 遺族年金受給世帯の税・社会保険料負担

4.1 使用するデータの説明

最後に、厚生労働省「平成27年遺族年金受給者実態調査」（以下、本調査）の個票データを用いて、遺族年金受給世帯の税・社会保険料負担について分析を行う。分析の目的は2つある。一つは遺族年金が非課税であることが、同じ世帯収入であっても税・社会保険料負担が異なる水平的公平性の確保を妨げているのかを検証することである。もう1つは、仮に遺族年金を課税所得とした場合に、どの程度の受給世帯が新たな納税対象世帯となるのか試算することにある。

本調査は、2015年12月1日時点における国民年金及び厚生年金保険の遺族年金の受給者（約504万人）を調査対象とし、調査対象から無作為に抽出した約2.3万人を調査の客体としている¹³。すべての分析には集計乗率を用いて、調査客体の復元を行っている。

2014年4月から父子家庭へも遺族年金が支給されるようになったが、本調査における受給者の性別は男性1.6%、女性98.4%とほとんどが女性である。本研究に必要な税・社会保険料額については、「昨年1年間における下記の支出は1か月あたりいくらぐらいですか」

¹² 厚生労働省「全国母子世帯等調査」を時系列で比較すると、母子世帯の母親の就労収入第III4分位と第IV4分位の境界にあたる値は、2002年が218万円、2005年が221万円、2012年234万円と勤労者の平均収入の伸び以上に増加している。

¹³ 具体的には、新法厚生年金保険の遺族厚生年金受給者（子、孫たる受給者を除く）、旧法厚生年金保険の遺族年金受給者、新法国民年金の遺族基礎年金受給者（子たる受給者を除く）、寡婦年金受給者で、有効回答数14,843件、回答率64.9%であった。

の「税・社会保険料」として「なし」、「0～1万円」・・・と1万円刻みで金額が増え、「10万円以上」の全11個の選択肢がある。しかし、税と社会保険料の内訳を別々に抽出することはできない。また、「税」の具体的な名称が調査票に記載されていないため、回答者が「税」の範囲を所得税、住民税などの直接税と受け取ったか、固定資産税や消費税、他の家族分の直接税も含めた税として回答したかは定かではない。さらに、家族等との同居や本人に遺族年金以外の収入源（就労収入など）があったとしても、個別の収入源の金額や内訳は記載されていないため、納税額や社会保険料負担の正確なシミュレーションには制約が多い。なお、実際の分析にはこの階級値を用いている¹⁴。

このほか、遺族年金の種類別の受給額が把握できるが、大きな制約がある。共働き世帯の高齢寡婦が遺族年金を受給する際に、まず自身の老齢厚生年金を受給し、差額を遺族厚生年金として受給することになった法改正を受け、本調査で把握できる遺族年金額は、「差額として支給された遺族年金部分」のみで、本人の老齢基礎年金や老齢厚生年金なども含めた公的年金受給総額は不明である。そのため、現役時代の就労期間が長く、自身の老齢厚生年金額が高い者ほど、見せかけの遺族年金受給額はかえって少額になるという制約があることに注意が必要である。

4.2 遺族年金受給額と世帯収入別の税・社会保険料負担の平均額

(1) 性別・遺族年金の種類別の生活保護受給率

遺族年金を課税所得とした場合の影響を試算するには、その影響を受けない者の推計も必要になる。表4は性別・遺族年金の種類別の生活保護受給率である。

表4 遺族年金の受給種類別 生活保護受給割合

	男性	女性	合計
遺族厚生年金	5.5%	1.2%	1.3%
遺族基礎年金のみ	0.7%	3.4%	3.1%
遺族厚生年金と遺族基礎年金の両方	13.5%	0.8%	0.9%
寡婦年金	—	1.7%	1.7%
合計	5.4%	1.3%	1.3%

注：不詳は除外して計算している。「遺族厚生年金と遺族基礎年金の両方」を受給している男性の母数自体が乗率換算後でも304サンプルと少ないため、解釈には注意が必要である。

遺族年金受給世帯の生活保護受給率は1.3%で、2013年度の世帯保護率3.18%¹⁵を下回っている。標本数が非常に少ないため、解釈には慎重を期す必要があるが、男性の生活保護受給者の割合が「遺族厚生年金」、「遺族厚生年金と遺族基礎年金の両方」を受給する者で

¹⁴ 「10万円以上」については、「10万円」という数値で計算している。

¹⁵ 国立社会保障・人口問題研究所（「生活保護」に関する公的統計データ一覧）の「被保護実世帯数・保護率の年次推移」による。

際立って高い。女性に生計維持されていた男性（第3号被保険者）は近年増加傾向にあるが、非正規雇用や失業者が多いためでなく、病気等で無職の人もあり、世帯年収は全体として必ずしも高くないという〔高山（2015）pp.3-31〕。

（2）単身世帯の税・社会保険料負担

他の世帯員による就労収入や課税等の影響を排除するため、まず単身世帯の税・社会保険料負担からみていこう。単身世帯を分析対象とする場合、遺族年金の種類は、遺族厚生年金と寡婦年金のみで、標本数は全標本の50.8%である¹⁶。なお、遺族基礎年金を受給できる子育て世帯に比べ、年齢層は高めになることに留意する必要がある。

表5は、単身の遺族厚生年金、寡婦年金受給者の世帯収入階級別の1ヶ月の税・社会保険料支出の平均額をあらわしている。比較対象として、総務省統計局「2016年家計調査」の単身世帯（勤労者世帯）の1ヶ月の平均税・社会保険料負担（直接税と社会保険料の合計）を掲載している。

表5 世帯収入階級別1ヶ月の税・社会保険料支出の平均額（単身世帯）（単位・万円）

合計	厚生年金		寡婦年金	家計調査 (勤労者世帯)
		うち就労者		
計	1.89	1.89	2.57	2.53
～50	1.12	1.11	1.31	2.00
50～100	1.27	1.27	1.10	1.24
100～150	1.60	1.60	1.87	2.38
150～200	1.64	1.64	1.44	2.55
200～250	2.10	2.10	2.46	3.33
250～300	2.71	2.70	3.41	4.68
300～400	3.51	3.51	4.24	4.50
400～500	3.90	3.90	4.77	5.88
500～600	4.74	4.73	6.17	7.75
600～850	6.33	6.34	7.11	6.00
850～	6.84	6.84	8.84	7.75
不詳	2.20	2.20	2.00	1.46
				—

注：二重記入者は除いて集計している。

単身世帯の年間の税・社会保険料負担額は、遺族厚生年金受給者で1.89万円、寡婦年金受給者で2.53万円であった。就労している厚生年金受給世帯と比較しても、ほとんどの世帯収入階層で家計調査の単身勤労者世帯の方が税・社会保険料負担が相対的に高い。この要因が、遺族年金相当分が非課税であることの影響であるのか、年齢差を考慮していない

¹⁶ 厚生年金受給者総数では51.7%が単身世帯で、寡婦年金受給者は29.7%が単身世帯となる。

ため、高齢者に手厚い公的年金等控除などに減税の恩恵であるかの判断はできない¹⁷。

同じ調査対象者の平均税・社会保険料を年齢階層別に比較したのが表6である。こちらは世帯収入や就労の有無の調整を行っていないが、現役世代でも税・社会保険料負担が単身勤労者世帯に比べ格段に低いことが分かる。

表6 年齢階級別1ヶ月の税・社会保険料支出の平均額（単位：万円）

年齢	合計	厚生年金のみ	寡婦年金のみ	家計調査（勤労者世帯）
計	1.89	1.89	2.53	6.19
～29	—	—	—	5.20
30～34	1.50	1.50	—	
35～39	1.50	1.50	—	7.74
40～44	2.00	2.00	—	
45～49	3.56	3.56	—	
50～54	3.06	3.06	—	
55～59	2.33	2.33	—	
60～64	1.93	1.91	2.53	—
65～	1.87	1.87	—	—

注：二重記入者は除いて集計している。

さらに、単身世帯のみ遺族年金額と1年間の世帯収入を階級別にクロスし、その税・社会保険料額の平均額を求めたのが表7である。

表7 世帯収入・遺族年金額階級別 1ヶ月の税・社会保険料負担の平均額

（単身世帯のみ）（単位：万円）

1年間の世帯収入 総額（万円）	遺族年金額（万円）				
	～50	50～100	100～150	150～200	200～
計	1.89	2.11	1.67	1.77	1.97
～50	1.12	1.12	—	—	—
50～100	1.27	1.22	1.32	—	—
100～150	1.60	1.95	1.63	1.41	—
150～200	1.64	2.28	1.47	1.52	1.49
200～250	2.10	2.55	2.25	1.90	1.91
250～300	2.71	3.13	2.14	2.59	2.71
300～400	3.51	4.14	3.28	3.92	2.70
400～500	3.90	4.48	3.70	4.11	3.25
500～600	4.74	5.93	5.43	3.13	2.50
600～850	6.33	9.59	2.27	8.19	6.87
850～	6.84	6.96	1.73	—	10.00
不詳	2.20	2.26	1.77	2.10	2.62
					4.22

注：二重記入者は除いて集計している。

¹⁷ 家計調査の高齢単身無職世帯（平均年齢75.3歳）は、非消費支出（所得税、社会保険料）の1ヶ月平均額は12,445円であるため、合点がゆく。

この表7では、遺族年金額と1年間の世帯収入総額の階級が等しければ、ほぼ世帯収入源が遺族年金で占められていることを意味し、遺族年金額と1年間の世帯収入総額の階級が離れるほど、就労収入など他の収入源を得ているということになる。世帯収入が「150～200万円」の層でみると、税・社会保険料負担が最も高いのは、遺族年金額が「50万円未満」の層で2.28万円となっている。しかし、遺族年金受給額が「50～100万円」、「100～150万円」の層と比べると、かえって税・社会保険料は高額になっている。同じような傾向は「200～250万円」から「600～850万円」の階層までもっとも税・社会保険料の平均額が高いのは「50万円未満」となっており、同じ世帯収入でも遺族年金の受給額が少なく、就労収入等で多くを貢う世帯ほど、高額な税・社会保険料を支払っている可能性があることを実証面で示唆する結果となっている。

(3) 遺族年金の種類別にみた税・社会保険料負担

2人以上世帯の場合、家族間の扶養関係や収入源、さらに税・社会保険料負担者の特定が難しく、ここでは遺族年金の受給種類別に税・社会保険料の平均額を算出するかなり荒い比較を行う。表8は、遺族基礎年金を受給する世帯のみを抽出し、その世帯収入別に税・社会保険料を比較したものである。

遺族基礎年金は、死亡した被保険者によって生計を維持されていた子のある配偶者が対象となるため、本分析の標本は先ほどの単身者世帯よりも相対的に若年層の割合が高いと想定される。調査対象者の遺族基礎年金の受給額は年間「100～150万円」のみに分布しているため、就労収入などの他の収入額が大きくなるにつれ、世帯収入が増えるとみてよい。こちらは標本数の少ない男性世帯でやや数字の上下があるが、世帯収入が増えるに従って、税・社会保険料が増加するように見える。

表8 遺族基礎年金のみ受給世帯の世帯収入別 税・社会保険料（2人以上世帯計）
(単位：万円)

1年間の世帯収入	男性	女性	合計
計	4.09	3.00	3.13
100～150	1.20	1.95	1.93
150～200	2.48	2.28	2.29
200～250	2.05	2.37	2.36
250～300	3.93	2.83	2.91
300～400	2.38	3.23	3.15
400～500	3.87	4.65	4.38
500～600	4.77	4.82	4.80
600～850	5.38	6.86	6.28
850～	7.76	5.56	6.13

注：不詳は除外している。

次に、遺族基礎年金と遺族厚生年金の両方を受給している世帯に限定して、世帯収入と遺族年金受給額のクロス別に税・社会保険料の平均額を求めたのが表9である。男性の標本数がきわめて少ないため、女性のみを掲載した。

表9 遺族基礎年金と遺族厚生年金受給世帯の遺族年金額・世帯収入別 税・社会保険料
(女性のみ・世帯人数計) (単位:万円)

1年間の世帯収入	遺族年金額(万円)			
	合計	100～150	150～200	200～
計	2.87	2.84	2.87	3.21
100～150	2.15	2.15	—	—
150～200	2.14	2.25	2.12	—
200～250	2.15	2.32	2.13	1.54
250～300	2.47	2.67	2.38	2.50
300～400	3.12	3.09	3.05	4.74
400～500	3.83	3.56	4.01	3.40
500～600	4.71	4.69	4.92	3.44
600～850	5.25	4.45	5.61	6.92
850～	7.44	6.45	7.73	8.50

先に触れた表7と同様に、同じ世帯収入間での税・社会保険料負担は一様ではない。例えば、1年間の世帯収入が400万円未満の階層では、遺族年金額「100～150万円」の世帯の方が、遺族年金額「150～200万円」、「200万円以上」の世帯よりも、平均額の税・社会保険料が上回る現象はみられた。

もう一つ注目すべきは、年額200万円を超える遺族年金を受給する世帯の存在である。全体の5%にも満たない少数派ではあるが、これを一律非課税とする意義は再考しなければならない。また、遺族基礎年金と遺族厚生年金の両方を受給する世帯は、本人と子で構成される世帯が約82%で、就業率は約8割と遺族年金受給者層のなかでは高い方であるものの、高額な非課税所得が及ぼす労働インセンティブに与える影響も検証する必要があるだろう。

最後に、遺族厚生年金のみを受給する世帯の税・社会保険料を比較しよう。表10の対象者の大半は高齢寡婦である。ここでも、これまでみたものと同様に、同じ世帯収入であっても、遺族年金が低額な世帯の方が税・社会保険料が高い傾向がみられた。

表10 遺族厚生年金受給世帯の遺族年金額・世帯収入別 税社会保険料
(女性のみ、世帯計) (単位：万円)

1年間の世帯収入 総額(万円)	遺族年金額(万円)					
	合計	~50	50~100	100~150	150~200	200~
計	1.87	2.11	1.67	1.75	1.93	2.39
~50	1.18	1.18	—	—	—	—
50~100	1.27	1.22	1.32	—	—	—
100~150	1.60	1.93	1.63	1.41	—	—
150~200	1.64	2.29	1.47	1.52	1.49	—
200~250	2.09	2.50	2.27	1.90	1.91	2.22
250~300	2.70	3.13	2.13	2.59	2.71	2.39
300~400	3.52	4.20	3.28	3.92	2.70	3.36
400~500	3.92	4.61	3.72	4.11	3.25	2.01
500~600	4.73	5.91	5.43	3.13	2.50	0.50
600~850	6.34	10.00	2.27	8.19	6.87	—
850~	6.60	6.58	1.52	—	10.00	—

注：単身世帯を含む結果である。

4.3 遺族年金を課税対象にした場合の対象者数

遺族年金を老齢年金と同様に課税対象所得とした場合、どの程度の人数が課税対象者数となるのだろうか。現行税制は変更することなく、遺族年金受給額が課税対象とされた場合の課税対象者数を推計することが本試算の目的であり、徴税額を試算するものではない。

まず、現在生活保護を受給している世帯は課税対象者から除外する。そして、世帯人數ごとに、現行税制から推定される所得税課税対象世帯の条件を大胆な仮定のもとに設定し、それに該当する世帯割合を試算する手順である。

担税力があるとする課税対象世帯の仮定は、本人の就労収入と世帯人數に応じた世帯収入の2種類の組み合わせで行った。まず、就労収入の設定根拠について説明する。財務省による所得税の課税最低限度額の試算によれば、単身給与世帯では年収121.1万円、専業主婦世帯で子ども1人の給与所得者世帯で240万円である。公的年金のみが収入源である場合、単身世帯では155万円、夫婦では211万円までが非課税となる。寡婦控除（特別寡婦加算）、寡夫控除の存在を考慮すると、遺族年金受給者の寡婦は190万円、男性でも182万円までが非課税であり、遺族年金が課税対象所得になつても現状は変わらない。よって、本調査の階級の境となる、単身世帯の場合、世帯収入または本人の就労収入が200万円以上の世帯が、遺族年金課税化によって新たな負担を求められる世帯と見なすことから出した。また、ベースとなる本人の就労収入と世帯収入は150万円以上と250万円以上の2種類も追加した。

次に、世帯の規模に応じて、対象となる世帯収入を変動していくことになる。変動方法は2種採用し、同居する子どもの年齢が分からぬいため、受給者との続柄にかかわらず同居者が1人追加するごとに、所得税の扶養控除38万円を加算していく方法と、世帯

の規模を勘案できる等価世帯人員を、単身世帯の世帯収入に乗じていく方法の2種類である¹⁸。今回の対象世帯は就労収入または世帯収入のいずれかが基準となる額を上回ることを課税対象の根拠とした。本人の就労収入だけを上回った世帯の場合には、世帯人数によつては、各種控除の影響で結果として非課税になる可能性がある。また、世帯収入のみが該当した場合には、他の世帯員の収入が高く、本人の年金受給額は実は低いために個人単位課税の下では課税対象にならない可能性も当然ある。その点を考慮すると、今回のシミュレーションはかなり高めの該当率を試算している可能性は高いことに留意が必要である。少しづつ前提条件を変更したシミュレーションの設定方法は、表11の通りである。

表11 試算の前提条件

	試算1 本人の労働による収入 200万円以上 または 世帯の総収入 根拠とした計算	試算2 本人の労働による収入 200万円以上 または 世帯の総収入 根拠とした計算	試算3 本人の労働による収入 200万円以上 または 世帯の総収入 根拠とした計算
単身世帯	200万円以上 —	250万円以上 —	250万円以上 —
2人世帯	250万円以上 $200\text{万円} + 38\text{万円} \times 1 = 238\text{万円}$	300万円以上 $250\text{万円} + 38\text{万円} \times 1 = 288\text{万円}$	400万円以上 $250\text{万円} \times ルート2$
3人世帯	300万円以上 $200\text{万円} + 38\text{万円} \times 2 = 276\text{万円}$	400万円以上 $250\text{万円} + 38\text{万円} \times 2 = 326\text{万円}$	500万円以上 $250\text{万円} \times ルート3$
4人世帯	400万円以上 $200\text{万円} + 38\text{万円} \times 3 = 314\text{万円}$	400万円以上 $250\text{万円} + 38\text{万円} \times 3 = 364\text{万円}$	500万円以上 $250\text{万円} \times ルート4$
5人世帯	400万円以上 $200\text{万円} + 38\text{万円} \times 4 = 352\text{万円}$	500万円以上 $250\text{万円} + 38\text{万円} \times 4 = 402\text{万円}$	600万円以上 $250\text{万円} \times ルート5$
6人以上世帯	400万円以上 $200\text{万円} + 38\text{万円} \times 5 = 390\text{万円}$	500万円以上 $250\text{万円} + 38\text{万円} \times 5 = 440\text{万円}$	600万円以上 $250\text{万円} \times ルート6$
	試算4 本人の労働による収入 250万円以上 または 世帯の総収入 根拠とした計算	試算5 本人の労働による収入 250万円以上 または 世帯の総収入 根拠とした計算	
単身世帯	250万円以上 —	250万円以上 —	
2人世帯	300万円以上 $250\text{万円} + 38\text{万円} \times 1 = 288\text{万円}$	400万円以上 $250\text{万円} \times ルート2$	
3人世帯	400万円以上 $250\text{万円} + 38\text{万円} \times 2 = 326\text{万円}$	500万円以上 $250\text{万円} \times ルート3$	
4人世帯	400万円以上 $250\text{万円} + 38\text{万円} \times 3 = 364\text{万円}$	500万円以上 $250\text{万円} \times ルート4$	
5人世帯	500万円以上 $250\text{万円} + 38\text{万円} \times 4 = 402\text{万円}$	600万円以上 $250\text{万円} \times ルート5$	
6人以上世帯	500万円以上 $250\text{万円} + 38\text{万円} \times 5 = 440\text{万円}$	600万円以上 $250\text{万円} \times ルート6$	
	試算6 本人の労働による収入 150万円以上 または 世帯の総収入 根拠とした計算	試算7 本人の労働による収入 150万円以上 または 世帯の総収入 根拠とした計算	
単身世帯	150万円以上 —	150万円以上 —	
2人世帯	200万円以上 $250\text{万円} + 38\text{万円} \times 1 = 288\text{万円}$	250万円以上 $150\text{万円} \times ルート2$	
3人世帯	250万円以上 $250\text{万円} + 38\text{万円} \times 2 = 326\text{万円}$	300万円以上 $150\text{万円} \times ルート3$	
4人世帯	300万円以上 $250\text{万円} + 38\text{万円} \times 3 = 364\text{万円}$	300万円以上 $150\text{万円} \times ルート4$	
5人世帯	400万円以上 $250\text{万円} + 38\text{万円} \times 4 = 402\text{万円}$	400万円以上 $150\text{万円} \times ルート5$	
6人以上世帯	400万円以上 $250\text{万円} + 38\text{万円} \times 5 = 440\text{万円}$	400万円以上 $150\text{万円} \times ルート6$	

試算結果は、表12の通りである。数字は遺族年金が課税所得になった場合に、新たに負担を求められる世帯の割合(%)を表している。例えば、単身世帯は試算1であれば25.5%が課税対象となるが、残りの74.5%は負担増にはならないことを意味している。

現行の税制における各種控除を考慮した課税最低限度額を若干上回る世帯収入を要件とした試算1~3では、遺族年金を課税所得とみなしても、半数以上の世帯は影響がないことを表している。また、実際の所得税の計算では端数の切り捨てが行われるため、実際はもっと少ない数値となるであろう。また、これよりさらに寛大な世帯収入要件にした試算4~5では対象者は10~45%程度でさらに小さくなる。単身世帯の世帯収入の差50万円による差が非常に大きく、世帯収入「150~250万円」の間に世帯の分布が偏在している影響と

¹⁸ 6人以上の世帯は、世帯人数を6人として試算した。そのため、世帯人数7人以上の多人数世帯にとっては、課税最低限度額の設定は6人以下の世帯に比べ、その実質的な価値は低い数字である。

考えられる。そして、寡婦控除等を廃止した場合を想定した試算6～7は世帯人員によっては半数以上の世帯が新たな負担を求められることが分かった。

表12 遺族年金を課税対象にした場合に負担増となる世帯割合の試算結果
(単位: %)

	試算1	試算2	試算3	試算4	試算5	試算6	試算7
	就労収入200万円以上		就労収入250万円以上		就労収入150万円以上		
	扶養控除額上乗せ	等価世帯人員で調整	扶養控除額上乗せ	等価世帯人員で調整	扶養控除額上乗せ	等価世帯人員で調整	
単身世帯	25.5	25.7	25.7	10.2	10.4	52.4	52.4
2人世帯	39.8	39.8	29.3	28.5	17.6	54.2	41.3
3人世帯	46.9	46.9	35.0	34.1	22.1	58.7	48.2
4人世帯	45.8	45.8	45.8	45.0	35.4	56.7	56.7
5人世帯	49.1	49.1	39.8	39.0	26.4	50.6	50.6
6人以上世帯	49.1	49.1	40.2	39.6	29.3	50.6	50.6
合計	34.3	34.4	29.9	21.5	16.2	53.7	49.6

5. おわりに

本研究は、遺族年金受給者実態調査から、世帯収入や遺族年金受給額の階層別に税・社会保険料負担の比較を行った。その結果、同じ世帯収入であっても、遺族年金の割合が小さい世帯の方がより高額な税・社会保険料を負担している可能性があることが示唆され、また「家計調査」による一般勤労者世帯の税・社会保険料支出額に比べ、その負担はかなり低いことが分かった。また、いくつかの大膽な前提条件をおいた上で遺族年金課税化の影響を試算したが、現行の税制を前提に課税最低限度額を設定した場合には、大多数は課税の影響を受けないであろうことが分かった。

ひとり親世帯に対する税制・社会保障制度のあり方を再検討する際には、正確な世帯収入の内訳、税制・社会保障制度の給付と負担、現状把握などの調査が不可欠である。ひとり親世帯像は多様化しており、寡婦控除導入時の理由とされた「職業の選択を制限され所得を得るために特別な経費を要する」根拠となる家計支出や経済的な問題以外の生活課題などのニーズの把握はその最たるものである。2004年年金改革によって、日本では、20代の子どものいない寡婦に対する遺族年金給付は5年有期になったが、アメリカでは寡婦経過年とともに母子世帯の貧困リスクが増すという先行研究(Sevak et al.2003)もあり、過去の制度改正の検証も必要である。遺族年金制度の課税問題は単なる課税対象所得にすれば話がいいという単純な話ではない。所得給付付き税額控除やひとり親世帯の就労支援、遺族年金制度と児童扶養手当の併給調整の見直しなど、多くの検討課題が残されている。

参考文献

- 大蔵省主税局編(1988)『所得税百年史』大蔵省主税局
- 小野暁史(2016)「高齢者世帯における医療・介護等を含む公租公課の状況」『年金研究』

No.2 pp. 1-48

- 川嶋真（1989）「平成元年度税制改正詳解」『税経通信』44巻7号
- 厚生労働省（2017）「障害年金・遺族年金の推移」年金シニアプラン総合研究機構『年金と経済』Vol.35、pp.25-33
- 国税庁（1987）『改正税法のすべて（昭和42年版）』大蔵財務協会
- 坂口正之（2002）「わが国の遺族年金制度の形成と展開」大阪市立大学生活科学部『生活科学研究誌』Vol.1、pp.209-230
- 清水玄（1940）『社会保険論』有光社
- 下野恵子・竹内滋子（2011）「遺族厚生年金制度の課税化による税・社会保険料収入増の試算－非課税所得と租税・社会保険料負担の公正性」『日本経済研究』No.65、pp.23-42
- 下野恵子（2017）「遺族年金、障害年金は非課税所得のままでいいのか」年金シニアプラン総合研究機構『年金と経済』Vol.35、pp.17-24
- 高山憲之（2015）「パネルデータからみた第3号被保険者の実態」年金シニアプラン総合研究機構『年金研究』No.1、pp.3-31
- 田近栄治（2016）「年金税制改革－公的年金等控除を廃止し、年金財源強化を」（公財）日本税務研究センター『税研』Vol.31 No.5、pp.
- 注解所得税法研究会編（2011）『注解 所得税法 五訂版』大蔵財務協会
- 鳴島安雄（2009）「年金制度の現状と今後の課税のあり方について」『税大ジャーナル』12号、pp.79-110
- 一杉直（2009）『所得税法の解釈と実務』大蔵財務協会
- 山本守之（2013）『租税法の基礎理論（新版改訂版）』税務経理協会
- Sevak, Purvi, David R. Weir, and Robert J. Willis(2003)" The Economic Consequences of a Husband's Death: Evidence from the HRS and AHEAD", *Social Security Bulletin*, Vol. 65, No. 3, 2003/2004

補章 厚生労働省「年金制度基礎調査（遺族年金受給者実態調査）平成27年」
から見る遺族年金受給者の特徴

百瀬優

終章に入る前に、補章として、厚生労働省「年金制度基礎調査（遺族年金受給者実態調査）平成27年」の個票データを用いて作成した表を掲載する。表中の[]内は回答数であるが、集計表を作成するにあたっては、集計倍率（結果の集計用に回答数を調査対象母集団に復元する倍率）を使用している。

表1 現在の受給者年齢別・制度別 構成割合

現在の受給者年齢	制度計 ()内は女性	遺族厚生年金のみ	遺族基礎年金のみ	遺族基礎年金+遺族厚生年金	寡婦年金
年齢計[14843]	100.00% (98.42%)	98.12%	0.41%	1.22%	0.25%
~39歳[527]	0.26% (0.25%)	0.03%	0.07%	0.16%	0.00%
40~44歳[867]	0.46% (0.45%)	0.08%	0.11%	0.27%	0.00%
45~49歳[1165]	0.82% (0.80%)	0.30%	0.13%	0.39%	0.00%
50~54歳[855]	1.39% (1.38%)	1.02%	0.08%	0.29%	0.00%
55~59歳[483]	2.42% (2.41%)	2.30%	0.02%	0.09%	0.00%
60~64歳[1362]	4.92% (4.74%)	4.66%	0.00%	0.01%	0.25%
65歳~[9584]	89.73% (88.38%)	89.72%	0.00%	0.01%	0.00%

表2 被保険者死亡時の受給者年齢別・制度別 構成割合

被保険者死亡時の受給者年齢	制度計	遺族厚生年金のみ	遺族基礎年金のみ	遺族基礎年金+遺族厚生年金	寡婦年金
年齢計[14843]	100.00%	98.12%	0.41%	1.22%	0.25%
~39歳[2106]	3.98%	3.21%	0.23%	0.54%	0.00%
40~44歳[1249]	3.30%	2.88%	0.10%	0.31%	0.01%
45~49歳[1233]	5.03%	4.69%	0.06%	0.24%	0.04%
50~54歳[1231]	7.14%	6.94%	0.02%	0.09%	0.08%
55~59歳[1516]	10.70%	10.58%	0.00%	0.02%	0.10%
60~64歳[1487]	12.84%	12.81%	0.00%	0.00%	0.02%
65歳~[6021]	57.01%	57.01%	0.00%	0.00%	0.00%

表3 受給者の続柄

	計	夫	妻	親
制度計[14843]	100.0%	1.4%	97.8%	0.8%
遺族厚生年金のみ[10627]	100.0%	1.4%	97.9%	0.8%
遺族基礎年金のみ[1456]	100.0%	11.6%	88.4%	0.0%
遺族基礎年金+遺族厚生年金 [2032]	100.0%	0.5%	99.5%	0.0%
寡婦年金[728]	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%

注：親には父母と祖父母を含む。

表4 受給者の住まいの状況（制度計・男女計）

現在の受給者年齢	計	持ち家	民間賃貸	社宅等の給与住宅	都市再生機構等の賃貸住宅	地方公共団体の公営住宅	借間・その他	不詳
年齢計[14843]	100.0%	79.0%	6.5%	0.1%	2.0%	3.4%	7.2%	1.9%
~39歳[527]	100.0%	53.6%	30.4%	0.5%	0.2%	5.1%	10.0%	0.3%
40~44歳[867]	100.0%	62.8%	15.2%	0.4%	1.4%	6.3%	10.8%	3.2%
45~49歳[1165]	100.0%	71.8%	18.4%	0.2%	0.6%	2.9%	4.6%	1.5%
50~54歳[855]	100.0%	76.4%	11.8%	0.1%	1.6%	5.4%	4.5%	0.2%
55~59歳[483]	100.0%	78.2%	11.4%	0.3%	1.2%	3.3%	5.6%	0.0%
60~64歳[1362]	100.0%	80.3%	7.8%	0.2%	2.4%	3.4%	5.2%	0.8%
65歳~[9584]	100.0%	79.2%	6.0%	0.1%	2.0%	3.3%	7.4%	2.1%

表5 受給者世帯の最も主要な収入（制度計・男女計）

現在の受給者年齢	計	本人の公的年金	本人の労働収入	子供の収入	その他の親族の収入	財産収入	生活保護費	その他	不詳
年齢計[14843]	100.0%	69.6%	5.4%	15.3%	1.1%	1.5%	0.4%	1.2%	5.5%
～39歳[527]	100.0%	48.6%	39.3%	0.2%	3.4%	0.2%	1.3%	3.1%	3.8%
40～44歳[867]	100.0%	44.1%	50.2%	0.2%	1.5%	0.1%	0.5%	1.9%	1.5%
45～49歳[1165]	100.0%	41.9%	48.7%	3.9%	1.9%	0.9%	0.3%	1.3%	1.2%
50～54歳[855]	100.0%	42.2%	44.1%	5.3%	0.2%	0.8%	0.7%	4.2%	2.5%
55～59歳[483]	100.0%	48.7%	35.7%	7.7%	1.8%	2.1%	0.0%	1.5%	2.5%
60～64歳[1362]	100.0%	55.8%	24.7%	9.6%	1.1%	2.3%	0.2%	2.6%	3.7%
65歳～[9584]	100.0%	71.8%	2.2%	16.2%	1.1%	1.4%	0.5%	1.1%	5.8%

表6 受給者の同居状況（制度計・男女計）

現在の受給者年齢	同居者なし	子と同居	親と同居	その他と同居
年齢計[14843]	50.8%	47.4%	2.3%	13.1%
～39歳[527]	10.2%	86.1%	16.6%	3.5%
40～44歳[867]	5.8%	90.5%	12.7%	5.7%
45～49歳[1165]	12.9%	85.3%	12.5%	3.1%
50～54歳[855]	19.1%	77.9%	14.1%	4.3%
55～59歳[483]	24.8%	69.4%	14.9%	7.1%
60～64歳[1362]	40.4%	55.5%	11.3%	9.5%
65歳～[9584]	53.2%	45.2%	1.1%	13.7%

注：本人、子、親で同居している世帯等がいるため、合計は100.0%にならない。

表7 現在の受給者年齢別 仕事の有無と種類（制度計・男女計）

現在の受給者年齢		仕事あり						仕事なし					不詳		
			仕事1	仕事2	仕事3	仕事4	その他	不詳		理由1	理由2	理由3	その他		
年齢計[14843]	100.0%	13.7%	2.1%	6.9%	2.0%	0.8%	1.4%	0.5%	84.9%	4.6%	7.4%	63.9%	5.1%	3.8%	1.4%
~39歳[527]	100.0%	82.2%	27.7%	48.7%	2.6%	0.4%	2.3%	0.4%	17.0%	1.5%	0.4%	9.1%	5.1%	0.8%	0.8%
40~44歳[867]	100.0%	83.0%	32.3%	45.2%	2.0%	1.2%	1.5%	0.8%	16.4%	2.2%	0.4%	7.3%	3.0%	3.6%	0.6%
45~49歳[1165]	100.0%	81.0%	27.4%	40.3%	4.2%	0.9%	5.6%	2.4%	17.3%	2.1%	0.8%	7.3%	6.5%	0.5%	1.7%
50~54歳[855]	100.0%	79.6%	27.6%	45.3%	2.6%	0.2%	2.2%	1.6%	18.9%	5.0%	1.0%	5.3%	7.5%	0.1%	1.5%
55~59歳[483]	100.0%	67.3%	18.8%	41.2%	2.7%	0.4%	2.3%	1.8%	31.9%	6.0%	2.5%	13.0%	8.4%	2.1%	0.8%
60~64歳[1362]	100.0%	51.5%	10.5%	31.4%	4.6%	1.3%	2.4%	1.4%	47.0%	7.4%	6.4%	21.2%	9.8%	2.2%	1.5%
65歳~[9584]	100.0%	8.0%	0.4%	3.5%	1.8%	0.8%	1.2%	0.4%	90.5%	4.5%	7.8%	69.5%	4.7%	4.1%	1.4%

注1：就業形態の略語（仕事1～仕事4）は以下の通り。

仕事1・・・常勤の会社員・公務員等

仕事2・・・臨時・パート等

仕事3・・・自営業主（農家含む）

仕事4・・・自営業主（農家含む）の家族従業者

注2：非就業理由の略語（理由1～理由3）は以下の通り。

理由1・・・働きたいが、働く場がない

理由2・・・特に働く必要がない

理由3・・・働くことができない（育児・病気等のため）

表8 現在の受給者年齢別 仕事をしている者の本人労働年収額の分布（制度計・男女計）

現在の受給者年齢		本人の労働による年間収入額（万円）											
		~50	50~100	100~150	150~200	200~250	250~300	300~400	400~500	500~600	600~850	850~	
年齢計[14843]	100.0%	23.8%	27.8%	18.6%	8.2%	5.5%	3.9%	5.0%	2.1%	1.5%	1.0%	1.0%	1.5%
~39歳[527]	100.0%	14.9%	30.2%	16.9%	11.5%	9.0%	4.1%	4.8%	4.5%	1.7%	1.3%	0.0%	1.1%
40~44歳[867]	100.0%	10.8%	21.6%	20.7%	14.5%	11.8%	4.3%	8.9%	3.9%	2.0%	0.9%	0.0%	0.7%
45~49歳[1165]	100.0%	8.5%	16.8%	28.5%	11.1%	10.3%	4.6%	11.5%	3.6%	3.1%	1.4%	0.3%	0.4%
50~54歳[855]	100.0%	12.7%	19.8%	20.5%	12.1%	13.8%	6.9%	6.0%	4.6%	1.1%	1.5%	0.1%	0.9%
55~59歳[483]	100.0%	7.9%	26.9%	21.9%	13.0%	6.4%	2.3%	11.6%	3.2%	4.8%	1.7%	0.0%	0.1%
60~64歳[1362]	100.0%	14.6%	31.1%	20.6%	11.0%	6.8%	6.5%	3.4%	1.2%	1.6%	0.9%	0.3%	1.9%
65歳~[9584]	100.0%	34.8%	29.3%	16.0%	4.9%	2.8%	2.8%	3.1%	1.5%	0.5%	0.6%	1.7%	2.0%

表9 世帯収入別・世帯人員別 受給者割合（制度計・男女計）

世帯収入額 (万円)	世 帯 人 員						
	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	不明
計	100.0%	50.8%	21.6%	12.5%	6.1%	4.5%	2.4%
~50	2.1%	1.5%	0.3%	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%
50~100	8.2%	5.7%	1.4%	0.5%	0.1%	0.2%	0.1%
100~150	18.0%	12.4%	3.3%	1.2%	0.4%	0.3%	0.1%
150~200	19.3%	13.2%	3.9%	1.4%	0.5%	0.2%	0.1%
200~250	12.8%	7.9%	3.0%	1.1%	0.5%	0.2%	0.1%
250~300	7.6%	2.9%	2.4%	1.4%	0.5%	0.2%	0.1%
300~400	6.8%	1.4%	2.5%	1.6%	0.6%	0.5%	0.2%
400~500	5.0%	0.5%	1.6%	1.6%	0.6%	0.4%	0.2%
500~600	3.7%	0.2%	0.9%	1.0%	0.7%	0.6%	0.3%
600~850	3.6%	0.1%	0.7%	1.0%	0.8%	0.6%	0.3%
850~	2.6%	0.2%	0.4%	0.6%	0.6%	0.5%	0.3%
不明	10.4%	4.8%	1.2%	1.0%	0.7%	0.7%	1.6%

厚生労働省「国民生活基礎調査」の貧困線（世帯可処分所得で見た場合、単身世帯約122万円、2人世帯約173万円、3人世帯約211万円、4人世帯約244万円、5人世帯約273万円、6人世帯約299万円）を参考にしつつも、データの都合上、単身世帯で世帯総収入100万円未満、2人世帯で150万円未満、3人世帯で200万円未満、4人世帯・5人世帯で250万円未満、6人以上世帯で300万円未満の世帯（表中の網掛け部分）を貧困状態にあると判断した場合、遺族年金受給者の18.6%が貧困状態にあると推定される。

同様の推計を受給者の特徴ごとに行った結果

続柄	受給している年金	貧困状態にあると推定される受給者の割合
夫	基礎年金あり	9.5%
	遺族厚生年金のみ	38.4%
妻	基礎年金あり	30.1%
	遺族厚生年金のみ	17.9%
	60歳未満遺族厚生年金のみ	14.6%
親	遺族厚生年金のみ	45.4%

表 10 遺族基礎年金を受給する夫の現在の受給者年齢別 就業状況

表 10-1 遺族基礎年金を受給する夫の仕事の有無と種類

現在の受給者年齢		仕事あり							仕事なし					不詳	
		計	仕事1	仕事2	仕事3	仕事4	その他	不詳	計	理由1	理由2	理由3	その他	不詳	
年齢計[173]	100.0%	93.1%	74.3%	3.1%	10.5%	1.7%	2.9%	0.6%	5.9%	2.0%	0.5%	1.7%	1.1%	0.6%	1.1%
~39歳[30]	100.0%	96.2%	93.1%	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.8%	0.0%	0.0%	3.8%	0.0%	0.0%	0.0%
40~44歳[33]	100.0%	93.0%	78.0%	0.0%	8.7%	3.5%	2.9%	0.0%	7.0%	0.0%	0.0%	3.5%	3.5%	0.0%	0.0%
45~49歳[55]	100.0%	94.7%	72.7%	7.2%	12.9%	1.9%	0.0%	0.0%	3.4%	0.0%	0.0%	1.7%	1.7%	0.0%	1.9%
50~54歳[38]	100.0%	90.1%	71.8%	2.4%	8.1%	2.4%	5.4%	0.0%	7.5%	2.4%	2.4%	0.0%	0.0%	2.7%	2.4%
55~59歳[11]	100.0%	100.0%	56.2%	0.0%	23.0%	0.0%	14.6%	6.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
60~64歳[6]	100.0%	79.7%	59.4%	0.0%	20.3%	0.0%	0.0%	0.0%	20.3%	20.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
65歳~[0]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
60歳未満計[167]	100.0%	94.1%	75.5%	3.4%	9.7%	1.8%	3.1%	0.6%	4.7%	0.5%	0.5%	1.9%	1.2%	0.6%	1.1%
40~49歳[88]	100.0%	94.1%	74.7%	4.5%	11.3%	2.5%	1.1%	0.0%	4.7%	0.0%	0.0%	2.4%	2.4%	0.0%	1.2%

表 10-2 遺族基礎年金を受給する夫で仕事をしている者の労働時間の分布

現在の受給者年齢		労働時間						不詳
		0~10時間未満	10~20時間未満	20~30時間未満	30~40時間未満	40時間以上		
年齢計[162]	100.0%	9.3%	2.4%	0.6%	24.9%	62.2%	0.6%	
~39歳[29]	100.0%	7.1%	0.0%	0.0%	24.1%	68.8%	0.0%	
40~44歳[31]	100.0%	18.6%	3.8%	0.0%	19.2%	58.4%	0.0%	
45~49歳[52]	100.0%	7.8%	1.8%	0.0%	25.2%	65.2%	0.0%	
50~54歳[34]	100.0%	6.0%	6.0%	3.0%	23.7%	61.3%	0.0%	
55~59歳[11]	100.0%	14.6%	0.0%	0.0%	20.8%	58.4%	6.3%	
60~64歳[5]	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.9%	49.1%	0.0%	
65歳~[0]	-	-	-	-	-	-	-	
60歳未満計[157]	100.0%	10.0%	2.6%	0.6%	23.1%	63.1%	0.6%	
40~49歳[83]	100.0%	11.7%	2.5%	0.0%	23.0%	62.7%	0.0%	

表 10-3 遺族基礎年金を受給する夫で仕事をしている者の本人の労働による年間収入額の分布

現在の受給者年齢		本人の労働による年間収入額(万円)											
		~50	50~100	100~150	150~200	200~250	250~300	300~400	400~500	500~600	600~850	850~	
年齢計[162]	100.0%	0.0%	1.1%	1.7%	6.3%	9.8%	7.2%	19.0%	25.8%	9.8%	17.0%	1.1%	1.1%
~39歳[29]	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	9.7%	0.0%	21.3%	35.0%	6.5%	24.1%	0.0%	3.3%
40~44歳[31]	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6.2%	9.3%	6.9%	20.6%	27.9%	13.1%	13.1%	0.0%	3.1%
45~49歳[52]	100.0%	0.0%	3.6%	1.8%	3.8%	5.8%	15.6%	13.6%	27.2%	9.6%	17.2%	1.8%	0.0%
50~54歳[34]	100.0%	0.0%	0.0%	5.6%	0.0%	17.3%	3.0%	26.7%	14.7%	15.0%	14.7%	3.0%	0.0%
55~59歳[11]	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	26.1%	14.6%	0.0%	26.1%	0.0%	6.3%	27.1%	0.0%	0.0%
60~64歳[5]	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.5%	0.0%	11.8%	0.0%	62.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
65歳~[0]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
60歳未満計[157]	100.0%	0.0%	1.2%	1.8%	5.0%	10.5%	6.9%	20.3%	23.3%	10.5%	18.1%	1.2%	1.2%
40~49歳[83]	100.0%	0.0%	2.3%	1.2%	4.7%	7.1%	12.4%	16.1%	27.4%	10.9%	15.7%	1.2%	1.1%

表 11 遺族基礎年金を受給する妻の現在の受給者年齢別 就業状況

表 11-1 遺族基礎年金を受給する妻の仕事の有無と種類

現在の受給者年齢		仕事あり							仕事なし							不詳
		計	仕事1	仕事2	仕事3	仕事4	その他	不詳	計	理由1	理由2	理由3	その他	不詳		
年齢計[3315]	100.0%	79.8%	25.2%	44.8%	4.2%	1.1%	3.1%	1.4%	19.3%	3.5%	1.1%	9.0%	5.0%	0.7%	0.9%	
~39歳[494]	100.0%	81.5%	29.1%	45.5%	3.1%	0.5%	2.7%	0.5%	17.6%	1.8%	0.5%	10.7%	3.7%	0.9%	0.9%	
40~44歳[828]	100.0%	82.6%	27.3%	48.8%	2.3%	1.4%	1.8%	1.0%	16.6%	2.7%	0.6%	8.9%	3.6%	0.9%	0.8%	
45~49歳[1079]	100.0%	82.6%	25.0%	46.2%	4.5%	1.5%	3.4%	2.1%	16.5%	3.4%	1.4%	6.1%	4.7%	0.9%	0.9%	
50~54歳[697]	100.0%	77.3%	24.0%	42.4%	5.2%	0.6%	3.6%	1.4%	21.8%	5.1%	1.3%	8.8%	6.2%	0.4%	0.9%	
55~59歳[195]	100.0%	68.6%	17.9%	36.6%	6.1%	1.7%	3.9%	2.4%	29.3%	3.9%	1.3%	13.8%	10.3%	0.0%	2.2%	
60~64歳[15]	100.0%	22.3%	0.0%	7.4%	0.0%	0.0%	14.9%	0.0%	77.7%	7.4%	7.4%	62.8%	0.0%	0.0%	0.0%	
65歳~[7]	100.0%	45.2%	0.0%	0.0%	45.2%	0.0%	0.0%	0.0%	54.8%	9.7%	9.7%	25.8%	0.0%	9.7%	0.0%	
60歳未満計[3293]	100.0%	80.3%	25.4%	45.2%	4.0%	1.2%	3.0%	1.5%	18.8%	3.4%	1.0%	8.6%	5.0%	0.7%	1.0%	
40~49歳[1907]	100.0%	82.6%	26.0%	47.3%	3.6%	1.5%	2.7%	1.6%	16.6%	3.1%	1.0%	7.3%	4.3%	0.9%	0.8%	

表 11-2 遺族基礎年金を受給する妻で仕事をしている者の労働時間の分布

現在の受給者年齢		労働時間						不詳
		0~10時間未満	10~20時間未満	20~30時間未満	30~40時間未満	40時間以上		
年齢計[2670]	100.0%	18.2%	11.2%	18.7%	29.1%	21.4%	1.5%	
~39歳[405]	100.0%	17.5%	11.6%	17.8%	31.1%	20.9%	1.1%	
40~44歳[690]	100.0%	18.8%	9.9%	18.1%	30.8%	21.5%	0.9%	
45~49歳[896]	100.0%	19.4%	11.8%	17.7%	28.8%	20.8%	1.5%	
50~54歳[541]	100.0%	18.3%	9.4%	21.7%	26.6%	22.4%	1.7%	
55~59歳[134]	100.0%	8.6%	18.5%	18.7%	28.1%	22.3%	3.7%	
60~64歳[3]	100.0%	0.0%	33.3%	0.0%	33.3%	33.3%	0.0%	
65歳~[1]	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
60歳未満計[2666]	100.0%	18.1%	11.2%	18.8%	29.1%	21.4%	1.5%	
40~49歳[1586]	100.0%	19.1%	11.0%	17.9%	29.7%	21.1%	1.2%	

表 11-3 遺族基礎年金を受給する妻で仕事をしている者の本人の労働による年間収入額の分布

現在の受給者年齢		本人の労働による年間収入額(万円)											
		~50	50~100	100~150	150~200	200~250	250~300	300~400	400~500	500~600	600~850	850~	
年齢計[2670]	100.0%	10.4%	20.7%	24.4%	13.6%	9.9%	5.7%	6.3%	3.8%	2.8%	1.5%	0.2%	0.8%
~39歳[405]	100.0%	17.8%	21.3%	20.2%	13.8%	10.3%	4.9%	4.7%	3.7%	1.8%	0.5%	0.0%	1.1%
40~44歳[690]	100.0%	9.1%	22.6%	25.7%	13.5%	10.1%	5.2%	6.2%	4.0%	2.1%	0.8%	0.0%	0.7%
45~49歳[896]	100.0%	8.8%	19.7%	26.7%	13.0%	9.2%	6.7%	6.2%	4.7%	2.2%	1.5%	0.4%	0.7%
50~54歳[541]	100.0%	10.8%	17.4%	23.0%	14.4%	11.2%	5.7%	7.6%	2.4%	4.0%	2.6%	0.2%	0.7%
55~59歳[134]	100.0%	5.5%	28.0%	20.2%	13.3%	7.0%	5.1%	6.4%	3.1%	6.6%	2.6%	0.9%	1.3%
60~64歳[3]	100.0%	0.0%	66.7%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
65歳~[1]	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
60歳未満計[2666]	100.0%	10.4%	20.6%	24.4%	13.6%	9.9%	5.8%	6.3%	3.8%	2.8%	1.5%	0.2%	0.8%
40~49歳[1586]	100.0%	9.0%	20.9%	26.3%	13.2%	9.6%	6.1%	6.2%	4.4%	2.2%	1.2%	0.2%	0.7%

表 12 遺族厚生年金のみを受給する妻の現在の受給者年齢別 就業状況

表 12-1 遺族厚生年金のみを受給する妻の仕事の有無と種類

現在の受給者年齢		仕事あり							仕事なし					不詳	
		計	仕事1	仕事2	仕事3	仕事4	その他	不詳	計	理由1	理由2	理由3	その他		
年齢計[10398]	100.0%	12.3%	1.6%	6.4%	1.7%	0.8%	1.3%	0.5%	86.3%	4.6%	7.6%	65.0%	5.1%	3.9%	1.4%
~39歳[3]	100.0%	83.3%	0.0%	83.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%
40~44歳[6]	100.0%	83.3%	50.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%
45~49歳[31]	100.0%	77.4%	29.0%	32.3%	3.2%	0.0%	9.7%	3.2%	19.4%	0.0%	0.0%	9.7%	9.7%	0.0%	3.2%
50~54歳[120]	100.0%	80.3%	28.4%	46.8%	1.7%	0.0%	1.7%	1.7%	18.0%	5.0%	0.8%	4.2%	8.0%	0.0%	1.7%
55~59歳[277]	100.0%	67.1%	18.7%	41.5%	2.5%	0.4%	2.2%	1.8%	32.1%	6.2%	2.5%	13.0%	8.3%	2.2%	0.7%
60~64歳[585]	100.0%	49.9%	9.1%	32.4%	3.7%	1.0%	2.3%	1.4%	48.7%	7.2%	6.7%	22.4%	10.0%	2.4%	1.4%
65歳~[9376]	100.0%	7.9%	0.4%	3.5%	1.6%	0.8%	1.2%	0.4%	90.7%	4.5%	7.9%	69.5%	4.7%	4.1%	1.4%
60歳未満計[437]	100.0%	72.0%	22.7%	42.4%	2.3%	0.2%	2.6%	1.8%	26.8%	5.2%	1.8%	9.9%	8.2%	1.7%	1.2%
40~49歳[37]	100.0%	78.7%	33.5%	32.5%	2.5%	0.0%	7.6%	2.5%	18.8%	0.0%	0.0%	7.6%	7.6%	3.5%	2.5%

表 12-2 遺族厚生年金のみを受給する妻で仕事をしている者の労働時間の分布

現在の受給者年齢		労働時間						不詳
		0~10時間未満	10~20時間未満	20~30時間未満	30~40時間未満	40時間以上		
年齢計[1362]	100.0%	29.2%	23.6%	17.2%	16.2%	10.1%	3.6%	
~39歳[2]	100.0%	80.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
40~44歳[5]	100.0%	0.0%	20.0%	20.0%	20.0%	40.0%	0.0%	
45~49歳[24]	100.0%	12.5%	4.2%	16.7%	33.3%	33.3%	0.0%	
50~54歳[96]	100.0%	16.7%	14.6%	14.6%	33.3%	19.8%	1.0%	
55~59歳[186]	100.0%	16.2%	18.9%	23.1%	19.4%	21.4%	1.1%	
60~64歳[292]	100.0%	24.5%	22.7%	19.4%	21.8%	8.3%	3.4%	
65歳~[757]	100.0%	35.7%	26.8%	15.5%	11.2%	6.0%	4.8%	
60歳未満計[313]	100.0%	16.2%	16.1%	19.8%	24.7%	22.2%	0.9%	
40~49歳[29]	100.0%	9.7%	7.7%	17.4%	30.3%	34.8%	0.0%	

表 12-3 遺族厚生年金のみを受給する妻で仕事をしている者の本人の労働による年間収入額の分布

現在の受給者年齢		本人の労働による年間収入額(万円)											
		~50	50~100	100~150	150~200	200~250	250~300	300~400	400~500	500~600	600~850	850~	
年齢計[1362]	100.0%	25.5%	29.2%	18.4%	7.6%	4.8%	3.5%	4.5%	1.8%	1.3%	0.8%	1.0%	1.6%
~39歳[2]	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
40~44歳[5]	100.0%	20.0%	20.0%	0.0%	20.0%	20.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
45~49歳[24]	100.0%	8.3%	12.5%	33.3%	8.3%	12.5%	0.0%	20.8%	0.0%	4.2%	0.0%	0.0%	0.0%
50~54歳[96]	100.0%	13.5%	20.8%	19.8%	11.5%	14.6%	7.3%	5.2%	5.2%	0.0%	1.0%	0.0%	1.0%
55~59歳[186]	100.0%	8.1%	26.9%	22.1%	12.9%	6.4%	2.2%	11.9%	3.2%	4.7%	1.6%	0.0%	0.0%
60~64歳[292]	100.0%	15.6%	32.6%	21.2%	11.2%	6.8%	5.4%	2.0%	0.8%	1.5%	0.7%	0.0%	2.0%
65歳~[757]	100.0%	34.8%	29.9%	16.3%	4.6%	2.2%	2.9%	2.9%	1.5%	0.5%	0.7%	1.6%	2.0%
60歳未満計[313]	100.0%	10.0%	24.4%	21.6%	12.1%	9.7%	3.5%	10.7%	3.4%	3.1%	1.2%	0.0%	0.3%
40~49歳[29]	100.0%	10.9%	14.2%	25.9%	10.9%	14.2%	0.0%	20.6%	0.0%	3.2%	0.0%	0.0%	0.0%

表 13 現在の受給者年齢別 世帯の状況

表 13-1 遺族基礎年金を受給する夫の世帯収入総額の分布、親・その他との同居率、生活保護の受給状況

現在の受給者年齢	1年間の世帯収入総額(万円)												
	~50	50~100	100~150	150~200	200~250	250~300	300~400	400~500	500~600	600~850	850~	不詳	
年齢計[173]	100.0%	0.0%	0.0%	3.8%	4.2%	3.8%	9.9%	14.8%	21.6%	16.4%	19.7%	3.7%	2.1%
~39歳[30]	100.0%	0.0%	0.0%	3.8%	3.2%	0.0%	0.0%	19.9%	26.4%	20.3%	19.6%	3.6%	3.2%
40~44歳[33]	100.0%	0.0%	0.0%	3.5%	2.9%	0.0%	15.0%	15.6%	27.2%	14.4%	15.6%	2.9%	2.9%
45~49歳[55]	100.0%	0.0%	0.0%	6.9%	1.9%	0.0%	12.5%	18.7%	18.5%	12.4%	22.1%	5.3%	1.7%
50~54歳[38]	100.0%	0.0%	0.0%	2.7%	2.7%	2.7%	5.1%	10.2%	28.8%	19.0%	21.0%	5.1%	2.7%
55~59歳[11]	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	6.3%	19.8%	20.8%	14.6%	5.2%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%
60~64歳[6]	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.3%	20.3%	9.4%	0.0%	9.4%	40.6%	0.0%	0.0%	0.0%
65歳~[0]	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

現在の受給者年齢	親と同居	その他と同居	現在の受給者年齢	生活保護の受給状況			
				受給している	受給していない	不詳	
年齢計[173]	27.2%	3.3%	年齢計	100.0%	2.1%	96.8%	1.1%
~39歳[30]	26.9%	6.9%	~39歳	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%
40~49歳[88]	26.6%	4.6%	40~49歳	100.0%	1.3%	96.4%	2.3%
50~59歳[49]	25.1%	0.0%	50~59歳	100.0%	0.0%	100.0%	0.0%
60歳~[6]	40.6%	0.0%	60歳~	100.0%	20.3%	79.7%	0.0%

注：その他と同居は、親と子以外の者（兄弟姉妹など）との同居率

表 13-2 遺族基礎年金を受給する妻の世帯収入総額の分布、親・その他との同居率、生活保護の受給状況

現在の受給者年齢	1年間の世帯収入総額(万円)												
	~50	50~100	100~150	150~200	200~250	250~300	300~400	400~500	500~600	600~850	850~	不詳	
年齢計[3315]	100.0%	0.0%	0.0%	12.2%	20.2%	15.2%	14.5%	15.5%	8.4%	5.4%	3.7%	1.6%	3.2%
~39歳[494]	100.0%	0.0%	0.0%	15.7%	25.1%	14.7%	12.9%	15.9%	6.1%	3.8%	2.1%	1.1%	2.6%
40~44歳[828]	100.0%	0.0%	0.0%	11.8%	22.4%	15.6%	14.5%	15.2%	8.5%	4.2%	3.0%	1.0%	3.9%
45~49歳[1079]	100.0%	0.0%	0.0%	12.2%	16.8%	15.9%	16.8%	14.8%	9.3%	6.1%	3.8%	1.4%	2.8%
50~54歳[697]	100.0%	0.0%	0.0%	10.8%	18.4%	13.9%	13.9%	17.3%	8.7%	7.1%	5.4%	2.0%	2.7%
55~59歳[195]	100.0%	0.0%	0.0%	9.3%	22.3%	17.4%	9.8%	15.2%	9.2%	4.2%	4.6%	4.4%	3.6%
60~64歳[15]	100.0%	0.0%	0.0%	33.6%	29.7%	0.0%	14.9%	3.4%	0.0%	7.4%	0.0%	0.0%	10.9%
65歳~[7]	100.0%	0.0%	0.0%	9.7%	48.4%	9.7%	0.0%	9.7%	12.9%	0.0%	0.0%	0.0%	9.7%

現在の受給者年齢	親と同居	その他と同居	現在の受給者年齢	生活保護の受給状況			
				受給している	受給していない	不詳	
年齢計[3315]	15.5%	3.3%	年齢計	100.0%	1.4%	97.7%	0.9%
~39歳[494]	16.2%	3.9%	~39歳	100.0%	2.4%	96.7%	0.9%
40~44歳[1907]	14.3%	3.1%	40~49歳	100.0%	1.0%	98.2%	0.8%
50~59歳[892]	18.0%	3.4%	50~59歳	100.0%	1.4%	97.5%	1.1%
60歳~[22]	0.0%	0.0%	60歳~	100.0%	10.5%	89.5%	0.0%

表 13-3 遺族厚生年金のみを受給する妻の世帯収入総額の分布、親・その他との同居率、生活保護の受給状況

現在の受給者年齢	1年間の世帯収入総額(万円)										
	~50	50~100	100~150	150~200	200~250	250~300	300~400	400~500	500~600	600~850	850~不詳
年齢計[10398]	100.0%	2.1%	8.3%	18.1%	19.3%	12.8%	7.5%	6.7%	5.0%	3.6%	3.5%
~39歳[3]	100.0%	0.0%	0.0%	83.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%
40~44歳[6]	100.0%	0.0%	16.7%	0.0%	16.7%	0.0%	16.7%	16.7%	0.0%	16.7%	0.0%
45~49歳[31]	100.0%	3.2%	3.2%	12.9%	9.7%	19.4%	16.1%	9.7%	16.1%	0.0%	6.5%
50~54歳[120]	100.0%	0.0%	3.8%	17.6%	11.7%	15.1%	13.4%	7.5%	13.4%	9.2%	4.2%
55~59歳[277]	100.0%	1.1%	1.8%	13.4%	14.1%	13.7%	11.9%	12.3%	11.2%	7.2%	6.8%
60~64歳[585]	100.0%	1.3%	2.5%	22.2%	20.8%	11.9%	8.0%	10.8%	7.6%	3.6%	4.8%
65歳~[9376]	100.0%	2.2%	8.8%	18.0%	19.5%	12.8%	7.3%	6.3%	4.6%	3.5%	3.4%

現在の受給者年齢	親と同居	その他と同居	生活保護の受給状況			
			現在の受給者年齢	受給している	受給していない	不詳
年齢計[10398]	2.0%	13.0%	年齢計	100.0%	1.2%	95.7%
~39歳[3]	16.7%	0.0%	~39歳	100.0%	0.0%	100.0%
40-49歳[37]	7.6%	6.1%	40-49歳	100.0%	0.0%	100.0%
50-59歳[397]	14.1%	6.4%	50-59歳	100.0%	0.8%	98.7%
60歳-[9961]	1.5%	13.3%	60歳-	100.0%	1.2%	95.6%

表 14 被保険者死亡時の受給者年齢別 夫死亡時の子の有無別 被保険者死亡前後の就労状況

注 1：夫死亡時に子がいた受給者とは、夫死亡時に子がおり、遺族基礎年金の受給権が発生していた妻である（現在は遺族厚生年金のみの受給者も含む）。

注 2：夫死亡時に子がいなかった受給者とは、夫死亡時に子がおらず、遺族基礎年金の受給権が発生していない妻である。

注 3：データの都合上、夫死亡時に子がいたかどうかを確認できるのは、受給権発生が 1986 年度以降である。それ以前に受給権が発生しているサンプルは除外した。

注 4：ここで言う「子」は年金法上の子である。

表 14-1 夫死亡時の妻の仕事の有無

夫死亡時に子がいた受給者			
被保険者死亡時の受給者年齢	被保険者死亡前に「仕事をあり」であった者	被保険者死亡前に「仕事をなし」であった者	被保険者死亡前の仕事不詳
60歳未満計[3810]	67.4%	32.3%	0.3%
～39歳[1804]	52.1%	47.7%	0.2%
40～49歳[1704]	75.0%	24.6%	0.4%
50～59歳[302]	66.4%	33.3%	0.3%

夫死亡時に子がいなかった受給者			
被保険者死亡時の受給者年齢	被保険者死亡前に「仕事をあり」であった者	被保険者死亡前に「仕事をなし」であった者	被保険者死亡前の仕事不詳
60歳未満計[1921]	62.5%	35.6%	1.9%
～39歳[14]	50.3%	49.7%	0.0%
40～49歳[278]	78.4%	20.5%	1.1%
50～59歳[1629]	60.0%	38.0%	2.0%

表 14-2 夫死亡時に仕事をしていた妻の遺族年金受給前の仕事

夫死亡時に子がいた受給者						
被保険者死亡時の受給者年齢	遺族年金受給前の仕事					
60歳未満計[2426]	100%	25.2%	59.9%	4.7%	6.2%	4.1%
~39歳[994]	100%	33.9%	52.7%	4.0%	5.9%	3.5%
40~49歳[1220]	100%	23.7%	61.5%	4.9%	6.0%	3.9%
50~59歳[212]	100%	18.0%	63.8%	4.6%	7.6%	6.0%
夫死亡時に子がいなかった受給者						
被保険者死亡時の受給者年齢	遺族年金受給前の仕事					
60歳未満計[1210]	100%	22.6%	53.0%	6.8%	10.8%	6.8%
~39歳[7]	100%	28.6%	71.4%	0.0%	0.0%	0.0%
40~49歳[218]	100%	31.5%	50.7%	5.9%	6.9%	5.0%
50~59歳[985]	100%	20.6%	53.4%	7.1%	11.7%	7.3%

表 14-3 夫死亡時に仕事をしていた妻の遺族年金受給後の就業状況の変化

夫死亡時に子がいた受給者					
被保険者死亡時の受給者年齢	遺族年金受給をきっかけとした就業状況の変化				
60歳未満計[2426]	100%	31.9%	6.7%	50.6%	10.8%
~39歳[994]	100%	40.8%	6.3%	44.3%	8.6%
40~49歳[1220]	100%	31.5%	4.7%	52.1%	11.6%
50~59歳[212]	100%	19.4%	17.0%	53.5%	10.1%
夫死亡時に子がいなかった受給者					
被保険者死亡時の受給者年齢	遺族年金受給をきっかけとした就業状況の変化				
60歳未満計[1210]	100%	13.1%	17.6%	56.1%	13.1%
~39歳[7]	100%	27.7%	0.0%	72.3%	0.0%
40~49歳[218]	100%	25.7%	10.5%	52.4%	11.5%
50~59歳[985]	100%	10.3%	19.4%	56.8%	13.6%

表 14-4 夫死亡時に仕事をしていなかった妻の遺族年金受給後の就業状況の変化

夫死亡時に子がいた受給者				
被保険者死亡時の受給者年齢	遺族年金受給をきっかけとした就業状況の変化			
		就職した	無職のまま	不詳
60歳未満計[1362]	100.0%	51.3%	33.2%	15.5%
~39歳[802]	100.0%	61.3%	24.1%	14.6%
40~49歳[475]	100.0%	52.5%	31.3%	16.1%
50~59歳[85]	100.0%	18.4%	65.2%	16.4%

夫死亡時に子がいなかった受給者				
被保険者死亡時の受給者年齢	遺族年金受給をきっかけとした就業状況の変化			
		就職した	無職のまま	不詳
60歳未満計[676]	100.0%	9.9%	62.0%	28.1%
~39歳[7]	100.0%	42.2%	11.4%	46.5%
40~49歳[57]	100.0%	34.6%	43.8%	21.7%
50~59歳[612]	100.0%	7.2%	64.3%	28.5%

表 15 夫死亡時に 30 代・40 代で子がいなかった受給者の遺族年金受給後の仕事の変化
(被保険者死亡前の仕事の種類別)

被保険者死亡前の仕事		遺族年金受給後の仕事の変化						
	構成割合	計	仕事を変えた	新たに仕事に就いた	仕事を辞めた	仕事をえていない	仕事をしていない	不詳
常勤の会社員・公務員等[71]	24.2%	100.0%	17.1%	0.0%	8.3%	71.9%	0.0%	2.7%
臨時・パート等[114]	39.5%	100.0%	32.5%	0.0%	12.0%	43.2%	0.0%	12.3%
自営業主（農業含む）[13]	4.4%	100.0%	31.0%	0.0%	0.0%	54.4%	0.0%	14.6%
家族従業者[15]	5.2%	100.0%	18.9%	0.0%	21.0%	33.0%	0.0%	27.1%
その他[11]	3.7%	100.0%	9.1%	0.0%	0.0%	64.1%	0.0%	26.8%
仕事をしていない[63]	21.9%	100.0%	0.0%	34.9%	0.0%	0.0%	40.3%	24.8%
不詳[3]	1.0%							

注：子がいなかった受給者の定義は表 14 を参照。

表 16 世帯総収入や本人労働収入が一定額以上の受給者の割合

	世帯収入あるいは本人労働収入が一定額以上の受給者の割合（制度別の受給者数に占める割合）				全年齢		
	世帯総収入 850万円以上	世帯総収入 600万円以上	世帯総収入 500万円以上	本人労働収入 850万円以上	本人労働収入 600万円以上	本人労働収入 500万円以上	本人労働収入 400万円以上
遺族厚生年金のみ[10627]	2.6%	6.2%	9.8%	0.1%	0.2%	0.4%	0.7%
遺族基礎年金あり[3488]	1.6%	5.9%	11.7%	0.2%	1.9%	4.4%	8.3%
寡婦年金[728]	3.2%	7.4%	13.2%	0.3%	0.8%	1.4%	3.2%
全年金合計[14843]	2.6%	6.2%	9.8%	0.1%	0.3%	0.5%	0.9%

	世帯収入あるいは本人労働収入が一定額以上の受給者の割合（制度別の受給者数に占める割合）				65歳未満男女		
	世帯総収入 850万円以上	世帯総収入 600万円以上	世帯総収入 500万円以上	本人労働収入 850万円以上	本人労働収入 600万円以上	本人労働収入 500万円以上	本人労働収入 400万円以上
遺族厚生年金のみ[1050]	1.4%	6.8%	12.0%	0.1%	0.8%	2.3%	3.9%
遺族基礎年金あり[3481]	1.6%	5.9%	11.7%	0.2%	1.9%	4.4%	8.3%
寡婦年金[728]	3.2%	7.4%	13.2%	0.3%	0.8%	1.4%	3.2%
全年金合計[5259]	1.5%	6.7%	12.0%	0.1%	0.9%	2.6%	4.6%

	世帯収入あるいは本人労働収入が一定額以上の受給者の割合（制度別の受給者数に占める割合）				65歳未満男性		
	世帯総収入 850万円以上	世帯総収入 600万円以上	世帯総収入 500万円以上	本人労働収入 850万円以上	本人労働収入 600万円以上	本人労働収入 500万円以上	本人労働収入 400万円以上
遺族厚生年金のみ[24]	4.2%	25.0%	29.2%	4.2%	8.3%	12.5%	16.7%
遺族基礎年金あり[173]	3.7%	23.4%	39.8%	1.1%	17.4%	26.5%	50.5%
寡婦年金[0]	-	-	-	-	-	-	-
全年金合計[197]	4.1%	24.6%	31.6%	3.5%	10.4%	15.7%	24.5%

注：世帯総収入は、本人労働収入に加えて、財産収入や家族からの収入などが含まれる。

なお、本人の総収入は調査対象外となっている。

表 17 遺族基礎年金を受給する寡婦の子の人数別の就労状況・経済状況

注：本表での子は年金法上の子のみである。

表 17-1 遺族基礎年金を受給する寡婦 構成割合（子の人数別・年齢別）

子の人数		現在の受給者年齢					
	構成割合	計	～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～	
子1人[2020]	62.1%	100.0%	9.6%	48.9%	40.0%	1.6%	
子2人[1043]	30.9%	100.0%	18.9%	67.0%	13.9%	0.2%	
子3人以上[252]	7.0%	100.0%	30.6%	63.8%	5.6%	0.0%	

表 17-2 遺族基礎年金を受給する寡婦 仕事の有無と種類（子の人数別）

子の人数		仕事あり						仕事なし						不詳	
			仕事1	仕事2	仕事3	仕事4	その他	不詳		理由1	理由2	理由3	その他		
計[3315]	100.0%	79.8%	25.2%	44.8%	4.2%	1.1%	3.1%	1.4%	19.3%	3.5%	1.1%	9.0%	5.0%	0.7%	0.9%
子1人[2020]	100.0%	77.4%	24.5%	43.0%	4.2%	1.1%	3.0%	1.6%	21.6%	4.3%	1.0%	9.9%	5.8%	0.6%	0.9%
子2人[1043]	100.0%	83.0%	26.1%	47.1%	4.4%	1.1%	3.0%	1.2%	16.0%	2.4%	1.3%	7.6%	3.6%	1.0%	1.0%
子3人以上[252]	100.0%	86.0%	26.4%	50.0%	2.3%	1.8%	4.0%	1.5%	13.5%	0.8%	0.8%	7.4%	3.9%	0.5%	0.5%

表 17-3 遺族基礎年金を受給する寡婦で仕事をしている者の労働時間の分布（子の人数別）

子の人数		労働時間						不詳
		0～10時間未満	10～20時間未満	20～30時間未満	30～40時間未満	40時間以上		
計[2670]	100.0%	18.2%	11.2%	18.7%	29.1%	21.4%	1.5%	
子1人[1584]	100.0%	18.5%	10.3%	18.7%	28.3%	22.7%	1.7%	
子2人[869]	100.0%	17.4%	12.7%	17.5%	31.3%	20.1%	1.1%	
子3人以上[217]	100.0%	19.6%	12.1%	24.1%	26.1%	16.9%	1.2%	

表 17-4 遺族基礎年金を受給する寡婦で仕事をしている者の本人の労働による年間収入額の分布（子の人数別）

子の人数		本人の労働による年間収入額（万円）											
		～50	50～100	100～150	150～200	200～250	250～300	300～400	400～500	500～600	600～850	850～	
計[2670]	100.0%	10.4%	20.7%	24.4%	13.6%	9.9%	5.7%	6.3%	3.8%	2.8%	1.5%	0.2%	0.8%
子1人[1584]	100.0%	10.4%	18.5%	24.3%	14.9%	10.7%	5.5%	6.5%	3.6%	2.9%	1.9%	0.1%	0.6%
子2人[869]	100.0%	9.3%	23.3%	25.0%	11.6%	9.5%	6.4%	5.5%	3.9%	2.8%	0.9%	0.6%	1.4%
子3人以上[217]	100.0%	14.5%	26.6%	23.1%	11.4%	4.4%	4.5%	7.7%	5.0%	2.1%	0.6%	0.0%	0.0%

表 17-5 遺族基礎年金を受給する寡婦 世帯の年間収入総額の分布（子の人数別）

子の人数	1年間の世帯収入総額（万円）												
		~50	50~100	100~150	150~200	200~250	250~300	300~400	400~500	500~600	600~850	850~	不詳
計[3315]	100.0%	0.0%	0.0%	12.2%	20.2%	15.2%	14.5%	15.5%	8.4%	5.4%	3.7%	1.6%	3.2%
子1人[2020]	100.0%	0.0%	0.0%	15.2%	17.8%	14.7%	13.3%	15.8%	8.6%	5.5%	4.2%	1.5%	3.4%
子2人[1043]	100.0%	0.0%	0.0%	7.2%	23.9%	16.6%	16.2%	15.7%	8.3%	5.4%	2.5%	1.5%	2.7%
子3人以上[252]	100.0%	0.0%	0.0%	8.2%	25.2%	13.0%	17.7%	13.1%	7.9%	4.8%	5.3%	2.1%	2.6%

表 17-6 遺族基礎年金を受給する寡婦 生活保護の受給状況（子の人数別）

子の人数	生活保護の受給状況			
		受給している	受給していない	不詳
計[3315]	100.0%	1.4%	97.7%	0.9%
子1人[2020]	100.0%	1.3%	97.8%	0.9%
子2人[1043]	100.0%	1.0%	97.8%	1.1%
子3人以上[252]	100.0%	3.8%	95.7%	0.5%

終章 今後の遺族年金のあり方に関する論点整理¹

百瀬 優（流通経済大学）

1. 総論

1.1 遺族年金の性格

本研究事業で取り上げたアメリカ、ドイツ、フランス、イギリス、スウェーデンの各国において、年金保険や総合的社会保険などの被保険者が死亡した際に、その遺族に対して、有期あるいは無期で、定期的な現金給付を行う遺族年金の仕組みが存在している（本章末の比較表を参照）。

遺族年金の具体的な名称は国によって異なり、特に、有期給付については、国によって、「年金」ではなく、「手当」の名称が使用されていることが多い。本報告書の各章では、名称が手当となっている場合は、「遺族給付」の用語が使われていることもある。ただし、本稿では、各国の制度を比較する都合上、それらも含めて、「遺族年金」と定義する。

また、アメリカの死亡一時金のように、被保険者の遺族に一時金を支払う仕組みがある他、フランスの家族支援手当のように、家族手当の枠組みで、遺児に定期的な現金給付を行う仕組みも存在する。本稿の検討の中心は、遺族年金であるが、それ以外の遺族向け現金給付も検討の対象に含めている。なお、遺族年金については、1970年代から直近に至るまで、多くの国で改革が行われており、その結果、旧制度と現行制度が併存していることが多い。本稿では、原則として、現行制度を取り上げる。

各国の遺族年金の制度内容は様々であるが、その給付の性格は、①遺族の生活変化に対する一時的支援、②現役期遺族や遺児に対する中長期的な所得保障、③老齢年金の代替・補足（高齢遺族の所得保障）、④死亡した者が獲得した年金受給権の遺族への継承の4つに整理することができる。

(1) 遺族の生活変化に対する一時的支援

配偶者等の死亡に直面した遺族には、葬儀費用や住替え費用を始めとした金銭的支出が生じるだけでなく、(再)就職や転職に向けた活動を始めとして、生活の立て直しを図るために準備期間が必要になることが多い。遺族年金は、こうした状況に対する一時的支援としての性格を有している。

例えば、イギリスの遺族年金は、直近の改正により、現役期の遺族配偶者に対して、性別や所得を問わず、一時金と18カ月の有期給付を行う遺族支援手当へと見直された。また、

¹ 調査対象国（イギリス、スウェーデン、フランス、ドイツ、アメリカ）の制度に関する記述は、本報告書の各論文に基づく。各国の制度内容、改革動向など詳細については、各論文を参照されたい。なお、本稿で示した見解は、あくまでも執筆者個人の見解である。また、ありうべき誤りはすべて執筆者に帰する。

スウェーデンでも、1988年改正で導入された調整年金は、原則として、遺族配偶者に1年の有期給付を行っており、その性格は、配偶者等の死亡に伴い発生する一時的な経済問題に対する支援と位置づけられている。

フランスでは、被保険者死亡時に遺族配偶者が55歳未満の場合に寡婦(夫)手当が支給される。これは、再就職促進を目的とした過渡的給付であり、給付期間は原則2年間に限定される。その他、ドイツでも、被保険者死亡時に子のいない遺族配偶者で、47歳未満かつ障害による稼得能力の減退が無い場合、遺族年金は2年間の有期給付となっている。一方、アメリカでは、子のいない遺族配偶者は、60歳未満の場合、未婚者との衡平上、遺族年金の対象外となっており、性格①を担うのは、低額の死亡一時金のみとなっている。

調査対象国の遺族年金では、この性格①が重視されるようになっている。例えば、イギリス、スウェーデン、ドイツでは、子のいない寡婦に対しても、従来は、中長期的な所得保障を行っていた。しかし、遺族配偶者の就労可能性が高まってきたことを受けて、さらには、遺族配偶者の就労をより積極的に促すという目的で、子のいない遺族配偶者に対する遺族年金の給付期間を有期に限定をするようになっている。逆に、フランスのように、制度開始当初は、若年・中年の遺族配偶者を遺族年金の保障対象外としていた国も、性格①の観点から、新たに有期の給付を導入している。

遺族配偶者、特に寡婦の就労が期待できるようになってきた背景は国によって異なると思われるが、一般的なものとしては、サービス業の発展により女性労働に対する需要が拡大してきたこと、パートタイム雇用が拡大してきたこと、女性の高学歴化が進展してきたこと、男女の雇用機会均等に関わる法律が整備されてきたことなどが挙げられる。

一方で、遺族配偶者の就労可能性には差が大きく、配偶者死亡後に短期間で労働市場に(再)参入できるとは限らず、また、就労ができても、十分な賃金が獲得できるとは限らない。男女間の労働条件の格差が縮小してきたとはいえ、特に女性の場合、そうなる可能性が高い。それゆえに、遺族年金において、性格①を重視する場合、公的扶助などの遺族年金とは別の所得保障制度の役割が重要になる。実際に各国において、公的扶助を受給する現役期遺族の多さが指摘されている。また、イギリスで遺族年金の大幅な見直しが可能であった理由のひとつに、遺族が公的扶助給付を受けることに対するステigmaがそれほど大きくなかったことが挙げられる。もし、こうした他制度が柔軟に適用されるような状況でなければ、遺族配偶者は貧困状態に陥りやすくなると考えられる。

(2) 現役期遺族や遺児に対する中長期的な所得保障

配偶者等が死亡した場合、その遺族は、死亡した者が生存していれば期待できた収入を失うことになる。特に、遺族に子がいる場合には、養育費がかかること、遺族配偶者の就労が相対的に難しくなることなどから、遺族年金が、その失われた収入の代替として、遺族に対する中長期的な所得保障の性格を有することが多い。

例えば、スウェーデンの調整年金では、遺族配偶者に子がいる場合は、支給期間を延長

して、年金が支給される。ドイツでも、子のいる遺族配偶者に対しては、その年齢にかかわらず、少なくとも遺児が18歳になるまでは、遺族年金が支給される。また、アメリカでは、子のいない遺族配偶者に対する遺族年金には年齢制限（原則60歳以上）が課されているが、子のいる遺族配偶者は、その年齢にかかわらず、遺児が16歳になるまで遺族年金を受給できる。その他、遺児を直接の給付対象とした遺児年金（児童年金）や家族手当を別途設けている国も存在する。スウェーデンでは、元々、遺族配偶者に対する付加的給付として行われていた遺児に対する給付が、（遺族配偶者に対する給付とは支給期間や失権事由などが異なる）独立した児童年金へと組み替えられている。

さらに、アメリカ、ドイツ、フランスでは、遺族に子がないとも、被保険者死亡時に遺族配偶者が中高年齢である場合には、就労が難しいという判断のもと、中長期的な所得保障として、無期の遺族年金を給付している。また、この3ヶ国では、遺族配偶者が障害の状態にあり、就労が困難な場合にも、遺族年金や類似の年金が支給されている。

調査対象国では、前述したような遺族年金の有期化が進められるなど、かつてに比べれば、性格②としての遺族年金の役割は後退している。しかし、遺族配偶者に子がいる場合や遺族配偶者が中高齢の場合は、イギリスを除き、依然として、性格②としての遺族年金の役割は大きい。かつては、死亡した夫に扶養されていた寡婦や遺児がこの性格に基づく遺族年金の対象として想定されており、支給要件もそれにあわせたものとなっていた。現在では、遺族配偶者が男性であっても、死亡した者に生計を維持されていなくても、支給対象から一律に排除されることはない。ただし、配偶者死亡後も、遺族が十分な所得を得られるのであれば、性格②に基づく給付の必要性は小さくなるため、所得額に応じて、支給額の減額や支給停止が行われることが多い。

遺族年金の性格②を重視した場合、遺族年金の給付期間は無期（あるいは、子の養育期間が終わるまで）としたうえで、こうした所得制限を入れる必要があり、そうであるがゆえに、遺族配偶者の（再）就職を阻害する可能性がある。また、この性格に基づく給付は財政的な負担が大きくなりやすい。フランスでは、2003年改正で、遺族配偶者の保護のために、それまで有期の遺族年金の対象であった若年・中年の遺族配偶者にも無期の遺族年金を支給する改正を行ったものの、数年後には、財政上の理由により、改正前の状態に戻す改正を行っている。

(3) 老齢年金の代替・補足（高齢遺族の所得保障）

遺族配偶者が高齢の場合、それまでの就労状況等を反映して、本人が老齢年金を受給できない、あるいは、本人の老齢年金額が低くなることがある。特に、女性においてその傾向が強い。その結果、高齢期に配偶者を亡くした場合、世帯で受け取る年金額が大きく低下しやすい。また、現役期に配偶者を亡くした場合でも、年齢によっては、その後に十分な拠出記録を積み上げられないことも考えられる。

アメリカ、ドイツ、フランスでは、高齢遺族に遺族年金を支給することで、実質的に、

老齢年金の代替・補足を行っており、遺族年金が高齢者の所得保障の役割を担っている。また、被保険者の死亡時に遺族配偶者の年齢が若く、年齢要件のために、有期の遺族年金しか受け取れなかった場合（ドイツ、フランス）でも、遺族年金の支給要件を満たせなかつた場合（アメリカ）でも、その後に一定年齢以上に達すれば、無期の遺族年金が支給されることがある。こうした取り扱いは、性格②に位置づけられると同時に、その延長として性格③の役割も果たしている。一方で、イギリスやスウェーデンの現行制度では、こうした性格が排除されており、高齢者に遺族年金が支給されることはない。

男性片働きの家族モデルのもとでは、高齢寡婦に対する遺族年金は、女性の老後の所得保障において、もっとも重要なものであった。しかし、女性の労働力率の向上に伴い、女性が自らの老齢年金を受け取ることが一般化しており、それにあわせて、いくつかの国では、性格③としての遺族年金が見直されている。老齢年金と遺族年金の調整方法の見直し（フランス）や高齢遺族に対する遺族年金の給付水準の引下げ（ドイツ）などが挙げられる。また、育児・介護期間も保険料拠出期間に反映させることなどを通じて、女性の老齢年金受給権の充実も図られている。これは、老後の所得保障における遺族年金の必要性を縮小させることにも繋がる。しかしながら、労働市場での男女差を反映して、老後の男女間の年金額格差が現存しているため、性格③としての遺族年金の役割は失われていないと考えられる。

その一方で、スウェーデンのように、従来は高齢遺族にも支給されていた遺族年金を老齢年金支給開始年齢前までの所得保障に限定した国もある。こうした改革が行われた背景としては、女性の就労の進展だけでなく、遺族年金の給付費増という財政的な事情もある。労働市場での男女差が小さく、かつ、拠出に基づく老齢年金額が少額の場合にそれを補う仕組みが整備されているのであれば、遺族年金から性格③を取り除くことも可能と考えられる。

（4）死亡した者が獲得した年金受給権の遺族への継承

公的年金の受給権を世帯で築き上げた財産と捉えた場合、遺族年金には、その受給権を遺族に継承するという性格もある。ひとつは、遺産相続的な観点から、もうひとつは、死亡した被保険者の保険料拠出に貢献したことの対価として、被保険者の受給していた（受給するはずであった）年金の一部を遺族に支給するというものである。

例えば、かつて、イギリスの SERPS や国家第二年金では、死亡した配偶者の老齢年金の 50% を上限とした相続年金を遺族配偶者が受給することができた²。また、フランスで 55 歳以上の遺族配偶者に支給される遺族年金は振替年金という名称であり、死亡した被保険者の保険料拠出に対する遺族の貢献の対価として、死亡した被保険者の老齢年金を遺族配偶者に振り替えたものと位置づけられている。

² 本稿では、配偶者の死亡後に行われる保険給付として、相続年金を遺族年金の一種と捉えている。ただし、本報告書の丸谷論文では、相続年金は遺族年金とは別物と捉えられている。

調査対象国の遺族年金では、死亡した者に経済的に依存していた遺族に対する所得保障という性格が弱まり、男女を問わずに遺族年金を支給したり、離婚した元配偶者にも遺族年金を支給したりする仕組みが導入されるようになっている。フランスやアメリカでは、こうした給付を行う根拠として、この性格④が強調されることがある。

この性格を重視するのであれば、遺族年金の給付額を受給者の所得額に応じて減額することの正当性が問われる。ただし、実際には、無期の遺族給付では、所得制限を入れることが一般的であり、遺族年金が性格④に基づいて支給される場合でも、性格②や③による修正を受けている。

以上見てきたように、遺族年金には複数の性格があるが、国によって、重視される性格には濃淡があり、それによって、制度内容の大枠は異なっている。イギリスの遺族年金のように性格①に特化した国もあるが、それ以外の国の遺族年金は複数の性格をあわせもっている。また、フランスの寡婦(夫)手当と振替年金のように、性格に応じて、複数の給付を設けている場合がある一方で、一つの給付が複数の性格を有することもある。

1.2 日本の遺族年金の性格

日本の遺族年金も、1.1で整理した4つの性格が混合された制度内容になっている。

まず、1941年制定の労働者年金保険法では、原則として、被保険者期間が20年以上の加入者が死亡した場合にのみ、遺族年金が支給されていた。養老年金の受給者または受給資格を満たしたものが死亡した場合に、その遺族に年金を支給するという趣旨であった。

さらに、当時の遺族年金の特徴として、転給（受給者が失権した場合でも、遺族年金を受給できる後順位者がいる場合には、その者が受給権を取得できる仕組み）や遺族一時金（受給者が失権した際に、遺族年金を受給できる後順位者がおらず、かつ、受給済みの遺族年金の総額が少なかった場合には、被保険者の他の遺族に一時金を支給する仕組み）が設けられていた³。

制定当初の遺族年金は、労働者の死亡後における現役期遺族および高齢遺族の生活を保障するという性格（性格②、③）を有しつつも、遺産相続的な観点から、被保険者の獲得した年金受給権を遺族に継承する（性格④）という性格がより強かったと評価できる。

その後、1954年の厚生年金保険法改正により、転給の仕組みと遺族一時金の仕組みは廃止されており、遺産相続的性格は弱まっているが、現在でも、いわゆる長期要件による遺族厚生年金があり、かつ、比較的緩やかな生計維持要件で年金が支給されている。これらは遺族年金の性格④を示すものと考えられる。

一方で、1948年の厚生年金保険法改正により、被保険者期間が6月以上20年未満の加入者が死亡した場合に支給される寡婦年金・鰥夫年金・遺児年金が創設された（1954年の厚生年金保険法全面改正で、寡婦年金等は遺族年金に統合される）。これ以降、被保険者期

³ 近藤文二・後藤清（1942）『労働者年金保険法論』東洋書館、485-511頁。

間が短かった者が死亡した際にも、遺族配偶者や遺児に対する年金給付が行われるようになり、遺族年金は、性格②の要素を強めてきた。また、緩やかとはいえ、受給に際しての生計維持要件が課されていることも、この性格の現れと捉えることができる。

ただし、1960年代前半までは、働き盛りの男性が妻と子を残して死亡した場合に所得保障を行うことが優先されており、性格②の対象となるのは、母子家庭にほぼ限定されていた。寡夫の場合だけでなく、寡婦であっても子がない場合は、労働可能であるとの判断や未婚者との公平性の観点から、受給に関する年齢制限が課されており、現役期に遺族年金による所得保障が行われることは無かった。また、1959年には国民年金法が制定され、夫が死亡した場合に、死亡当時に生計維持関係のあった子のある妻に対して支給される母子年金が導入された。この母子年金は、名称が示すように、母子家庭を支給対象としていた⁴。

こうした取り扱いが大きく変更されるのは、1965年の厚生年金保険法改正である。この改正では、子のいない寡婦に対する遺族年金の年齢制限が撤廃された。その結果、遺族配偶者が女性であれば、子のいない場合でも、比較的若い年齢の場合でも、性格②の観点から遺族年金が支給されるようになった。その後、1985年改正で、子のいない若年寡婦に対する遺族年金の給付水準は実質的に削減されるが、無期給付の仕組みそのものは維持された（ただし、2004年改正により、子のない30歳未満の寡婦に対する遺族厚生年金は、5年間の有期給付に限定される）。一方、2012年改正により、遺族配偶者が男性であっても、子がいる場合は、性格②の観点からの遺族年金の支給が行われるようになっている。

また、制度開始当初から、性格②としての遺族年金が認められない遺族配偶者であっても、性格③としての遺族年金は認められてきた。例えば、1954年の厚生年金保険法全面改正の際には、給付対象となる遺族配偶者は、子がない場合、男性で60歳以上、女性で40歳以上となった。ただし、被保険者死亡時40歳以上の女性であっても、55歳までは遺族年金が支給停止された。この55歳は、当時の女性の老齢年金支給開始年齢にあわせたものであったが、男性の60歳も、当時の男性の老齢年金支給開始年齢と一致している⁵。

1985年改正前の時点では、被用者世帯の専業主婦が公的年金に任意加入となっており、性格③としての遺族年金は、女性の老後所得保障に欠くことができないものであった。さらに、一定年齢以上の父母や祖父母にも遺族年金の支給が行われることがあり、遺族年金の性格③が広い範囲で認められていたことも指摘できる。

その後、第3号被保険者制度が創設され、被用者世帯の専業主婦も自らの名義の老齢基礎年金を受け取ることができるようになった。また、女性の就業の増加に伴って、自らの保険料拠出に基づく老齢年金を受給できる女性も増えている。ただし、現在でも、高齢期

⁴ 厚生省保険局(1948)『改正厚生年金保険法解説』社会保険法規研究会、157-201頁、厚生省年金局(1958)『厚生年金保険十五年史』厚生団、357-361頁、小山進次郎(1959)『国民年金法の解説』時事通信社、55-59頁。

⁵ 厚生省年金局(1958)『厚生年金保険十五年史』厚生団、357-361頁。

に夫を亡くして遺族厚生年金を老後に受給し始める寡婦や、現役期に夫を亡くした後に現役期から老後にかけて継続的に遺族厚生年金を受給する寡婦が多い。厚生労働省「年金制度基礎調査（遺族年金受給者実態調査）平成 27 年」によれば、65 歳以上女性の遺族年金受給者は約 445 万人であり、65 歳以上女性の人口と比べた場合、およそ 4~5 人に 1 人は遺族年金を受け取っていることになる。また、同調査から判断すれば、遺族年金受給者全体（子や孫が受給者となっている場合を除く）の 9 割弱は、65 歳以上の高齢女性となっている（補章表 1）。老齢厚生年金の受給可能性や年金額には男女差が大きいため、遺族厚生年金が女性の低年金化を防いでおり⁶、実態的に見た場合、遺族年金では性格③が最も重要になっている。

一方、日本では、性格①としての遺族年金はほとんど重視されてこなかった。しかし、2004 年改正により、子のいない 30 歳未満の寡婦に対する遺族厚生年金は、5 年間の有期給付に限定された。この 5 年間については、何らかの技術を身に付けたり、職業的な訓練を受けたりするなど、経済的な自立に向かうための準備期間と位置付けられている⁷ことから、現在は、性格①としての遺族年金も存在すると言える。

遺族年金の今後のあり方を検討するにあたっては、遺族年金を取り巻く社会状況の変化に応じて、制度をどのように見直していくのかという視点と制度を見直すにあたって、以上で整理した 4 つの性格の何を重視するのか（しないのか）という視点の両方が必要になると考えられる。そのことを意識しながら、以下では、遺族年金の制度設計のポイントをいくつか取り上げて、調査対象国と日本の制度の比較、現行制度の歴史的経緯や根拠の検証、今後の見直しに向けた論点整理を行う。

その前に、遺族年金を取り巻く社会状況の変化として最大のものと思われる女性の就業の変化と遺族年金の関係について、調査対象国の動向を概観したい。

1.3 女性の就業の変化と遺族年金

今回の調査対象国における女性の年齢階級別労働率を見た場合、1960 年代前半の時点では、各国ともに、20 歳代前半では高い数値を示しても、20 歳代中盤から 50 歳代前半までの労働率は 40% 程度に過ぎなかった。その後、この年齢層での女性の労働率は着実に上昇し、国による違いはあるものの、1980 年代中盤ないしは 1990 年代中盤までには、70%~80% 程度の数値を示すようになり、男性の労働率との差も縮まってきた。2000 年代以降、この年齢層の女性の労働率の上昇はやや頭打ちになっているものの、50 歳代以上の女性で労働率の大幅な上昇が見られている⁸。

また、各国において、この間に男女間の賃金格差も縮小している。例えば、イギリスで

⁶ 田宮遊子(2016)「85 年型年金制度の有効性と限界」『年金と経済』35(3)。

⁷ 第 159 回国会参議院厚生労働委員会会議録第 20 号（平成 16 年 5 月 27 日）、38 頁。

⁸ ILOSTAT (<http://www.ilo.org/ilostat/>) Labour force participation rate に基づく。付図も参照。

は、フルタイム労働者の中位所得における男女賃金格差（男女の中位所得の差を男性中位所得で除した数値）が、1970 年の 40%代後半から 1990 年代には 20%代後半まで縮小している。男女間賃金格差の縮小は、2000 年代以降も、（すでに格差が縮まっていたスウェーデンとフランスを除いて、）顕著である。現在、上記の数値は、各国ともに 10%代中盤から後半の数値を示している⁹。

(1) 支給要件の男女差の解消

各国の遺族年金は、このような女性の就労の変化にあわせて、改革が行われてきたと考えられる。そのひとつは、支給要件の男女差の解消である。

元々、遺族年金は、「夫が主に働き、妻は、現役期は夫の賃金に、高齢期は夫の老齢年金に経済的に依存する」という家族モデルを前提として創設されている。この前提のもとでは、遺族に所得保障のニーズが生じるのは、原則として、夫が死亡したときのみになる。そのため、遺族年金の支給要件には明確な男女差が設けられていた。

例えば、イギリスやスウェーデンの遺族年金では、支給対象となる遺族配偶者は寡婦に限定されていた。アメリカやドイツの遺族年金では、当初あるいは制度開始後まもなくから、寡夫も支給対象には含まれられていた。しかし、寡夫の場合のみ、年金を受給するためには、被扶養要件（死亡した配偶者に生計費の半分以上を依存していたこと等）を充足する必要があった。フランスの遺族年金では、当初から、法律上、性別による区別は存在しなかったが、受給対象となる遺族は、自らが老齢年金の受給権を持たない被扶養配偶者でなければならず、事実上、大部分の寡夫が排除されていた。

以上のような取り扱いを見直すような動きは、少なくとも 1960 年代までは生じていない。しかし、その後の女性の社会進出を背景として、1970 年代以降、見直しが求められるようになった。共働きが増加し、夫婦がともに生計を支えあうようになれば、夫が死亡した場合だけでなく、妻が死亡した場合でも、遺族に所得保障のニーズが生じることが多くなる。また、女性の労働力率が高まり、労働市場での男性との差が縮まれば、遺族年金についても平等取り扱いの要請が強まる。

まず、元々、法律上、支給要件に男女差がなかったフランスでは、1970 年代に被扶養要件の見直しが図られ、専業主婦である妻だけでなく、夫も含めて、より広い遺族配偶者に受給権が実質的に認められるようになった。また、法律上の支給要件に明確な男女差があった国々でも、アメリカでは 1983 年改正、ドイツでは 1985 年改正、スウェーデンでは 1988 年改正、イギリスでは 1999 年改正によって、男女差が解消され、寡夫に対しても寡婦と同じ条件で遺族年金が支給されるようになった。

ただし、性別による取り扱いの差が解消されたようになった理由としては、女性の就労の変化だけではなく、男女平等の理念の影響が大きいと考えらえる。例えば、調査対象国

⁹ OECD.Stat (<http://stats.oecd.org/>) Decile ratios of gross earnings :Gender wage gap (median)に基づく。
付表 1、付表 2 も参照。

のなかで、女性の労働力率の上昇や労働市場の男女間格差の縮小が最も早くから進んでいたスウェーデンよりも、アメリカやドイツの方がより早い段階で遺族年金の男女差が解消されている。両国では、1970年代に、この理念に基づいて、遺族年金の男女間での差別的取り扱いの是正を求めるような裁判所判決が出されており、それが男女差解消の直接的な契機となっている。また、イギリスの遺族年金の男女差解消についても、欧州人権条約との関係が大きい。

特に、ドイツでは、1975年3月12日連邦憲法裁判所の判決に従って1985年改正で男女差を解消しているが、判決が出された時点では、既婚女性の約7割が主婦となり、約3割が就労するという状況であったとされる。判決では、将来の女性の社会進出を見込んだうえで、不平等な取り扱いの是正が求められている。

なお、アメリカの裁判所判決において、遺族年金の男女差が男女平等に反するとされた根拠が、遺族の男女間差別ではなく、拠出を行った女性労働者への差別の観点から論じられていることも注目に値する。ドイツの連邦憲法裁判所判決でも、就労する女性の拠出した保険料が、男性の場合と異なり遺族への給付に結びつきにくい点で不利な取り扱いとなっていることが指摘されている。

(2) 遺族年金の有期化

女性の就業の変化が遺族年金に与えた影響は、男女差の解消だけではなく、いくつかの国では、現役期の遺族に対する遺族年金の有期化に繋がった。ただし、遺族年金の有期化がどこまで進められるかは、国によって大きな違いがある。女性の就業の変化という背景に加えて、各国の政府が遺族の就労促進にどの程度重きを置いているのか、各国において女性の再就職の可能性がどの程度存在するのかにも左右される。

スウェーデンでは、1970年代から男女機会均等の推進が政府目標となっており、男女とともに職業生活と家庭生活を両立させることができる社会を目指されていた。寡婦に対して長期の所得保障を行う遺族年金の存在は、こうした方向性と乖離しており、政府内の調査研究委員会でも、「今後さらに女性の教育水準が上昇し労働力化が進展すれば、夫婦のどちらかが死亡した後遺族配偶者は自活することが可能であると考えられることから、遺族年金で重点を置くべきは子どもに対する経済的支援である」との指摘がなされていた。見直しの検討開始から実際に改革が行われるまでには長い期間がかかっているが、1988年改正により、現役期の遺族に対する給付は原則として12ヶ月の有期給付に限定されるようになった。遺族配偶者に子がいる場合には、支給期間が延長され、子を対象とする児童年金も支給されるという配慮があるものの、女性の労働力化が進展するなかで、経済的支援を長期化させずに自活を促すことが重視されている。

遺族年金の有期化という点で最も大幅な改革を行ったのは、イギリスである。1999年改正前の時点では、子のいない寡婦で45歳以上の者には、年金支給開始年齢まで寡婦年金が支給されていた。同改正では、その対象が寡夫にも広げられる一方で、支給期間が52週間

に限定された。その背景として、女性一般の就労率が高まるなかで、子のいない寡婦年金受給者の就労率がそれと比べて有意に低くなっていること、この層に就労を促すことが必要であると認識されたことが挙げられる。ただし、1999年改正後も、子を養育する遺族配偶者には、遺族ひとり親手当が、子が16歳または19歳（フルタイム教育を受けている場合）になるまで支給されていた。しかし、2014年改正により、子の有無を問わず、遺族配偶者に対する給付は、遺族支援手当に一本化され、一時金と18ヶ月の有期給付が行われるのみとなった。イギリスでは、遺族配偶者が労働市場から長期に離れるなどの弊害が指摘されており、その状況を開拓するためにも、給付期間を限定して、労働市場に統合することが優先されている。調査対象国の中では、労働市場の男女差が特に小さいとは言えないイギリスにおいて、最も給付制限的な改革が行われており、この改革については、遺族配偶者の就労状況にあわせた見直しという側面よりも、見直しによって遺族配偶者の就労を促すという側面が強かったとも考えらえる。

また、ドイツでも、2001年改正により、45歳未満で、稼得能力の減退がなく、かつ子の養育を行っていない遺族配偶者に対して支給される遺族年金の支給期間が無期から24ヶ月に限定された。女性の就業の変化を背景に、一定の移行期間があれば、そのような遺族配偶者は、男女を問わず、自分自身で生計を立てられるようになると判断されたためである。ただし、現在も、遺族配偶者が、中高年齢であったり、障害の状態にあったり、子を養育していたりする場合は、労働可能性に制約が加えられることを考慮して、遺族年金が中長期的に支給されている。

(3) 老後の所得保障としての遺族年金の見直し

女性が労働市場で働くようになることは、女性が自らの保険料拠出によって、老齢年金の受給権を獲得することが一般化すること意味する。片働きの家族モデルでは、既婚女性が自らの年金受給権を獲得することが難しいため、寡婦に対する遺族年金は、老後の所得保障として必須の存在であったが、共働きの増加は、その位置づけに見直しを迫ることになる。

一つの方向性は、老齢年金支給開始年齢に達した後の遺族には遺族年金を給付しないということである。例えば、イギリスでは、2014年改正前には、年金支給開始年齢に達した遺族配偶者が、死亡した配偶者の納付した保険料に基づく年金を受け取る仕組みが存在したが、現在は廃止されている。この見直しは、公的年金の個人単位化を促進させるものとして評価される2014年年金改正（一層型年金の導入）に対応したものである。同時に、女性の就業の増加に加えて、育児介護のために就業できない期間も保険料拠出期間とみなす制度も導入されており、寡婦の老後所得保障に遺族年金を用いることが時代に合わなくなってきたと判断された結果とも考えられる。また、スウェーデンでも、1988年改正によって、遺族年金を高齢期に継続的に支給する取り扱いを廃止している。男女がともに自分の老齢年金を受給して退職後の生活を送る時代となるなかで、制度間の重複を廃して、棲み

分けと連携を図ったものとされる。

一方で、ドイツ、アメリカ、フランスでは、高齢遺族にも遺族年金が支給されており、実際に、それが、自らの拠出実績による老齢年金を十分に受給できないことの多い女性の老後の所得保障で大きな役割を果たしている。

ただし、女性が働き、自らの老齢年金を受給することが多くなるなかで、遺族年金において、片働き世帯の専業主婦を優遇するような取り扱いが残っている場合は、公平性を損なうものとして批判の対象になりやすくなる。それゆえに、例えば、フランスでは、1970年代に、老齢年金と遺族年金の併給制限の緩和、2000年代に、併給方法の見直しが進められた。

また、老後の所得保障における女性独自の年金受給権の強化を目指した改革も行われている。例えば、ドイツの2001年改正では、高齢遺族を対象とした遺族年金の給付水準を引き下げる一方で、離婚時に限らずに年金分割制度を利用できるようにした。配偶者の死亡後に年金分割を実施することも可能であり、高齢遺族の場合は、遺族年金の受給か年金分割の利用かを選択することになる。後者を利用した場合、夫婦それぞれが獲得した老齢年金をあわせて、それが半々になるように分割されることになり、夫婦がそれぞれ独自の保険関係に基づく老齢年金受給権を取得することになる。今後、年金分割の利用が進めば、結果的に遺族年金の役割は小さくなることも考えられるが、現時点では、必ずしもその利用者は増えてないとされる。

アメリカでも、1970年代から、老齢年金と遺族年金の二重の権利を持つ高齢女性が遺族年金を選択した場合に、自身の保険料に基づく老齢年金がいわば掛け捨ての状態になり、その遺族年金額が高所得世帯の専業主婦よりも低額になることが疑問視されるようになっている。政府内の専門会議等でも、それに対応した改革案が議論されていたが、実際には改革にまでは至っていない。

2. 各論¹⁰

2.1 支給対象となる遺族の範囲

(1) 調査対象国と日本の現状

遺族年金の制度設計にかかるポイントのひとつとして、受給権者になりうる遺族の範囲の設定が挙げられる。

イギリスの遺族支援手当とフランスの寡婦(夫)手当・振替年金では、支給対象となる遺族の範囲は死亡した者の配偶者に限定されている。ただし、フランスでは、家族手当の枠内にある遺族給付（家族支援手当）が遺児に対して支給される。また、イギリスでは、遺族配偶者に子がいる場合は、配偶者に対する給付額の増額が行われる。

¹⁰ 本稿では、国民年金法の死亡一時金・寡婦年金についての検討は割愛した。また、両親ともに死亡した場合、母子家庭や父子家庭で母や父が死亡した場合の遺族年金についての検討も割愛している。

スウェーデンとドイツの遺族年金では、支給対象となる遺族は、死亡した者の配偶者と子とされる。ただし、ただし、両国ともに、遺族配偶者に対する遺族年金（調整年金、寡婦寡夫年金）と遺児に対する遺族年金（児童年金、遺児年金）は別個に存在している¹¹。また、遺族配偶者に子がいる場合は、配偶者に対する遺族年金の支給期間の延長などの措置が取られる。

アメリカ以外の調査対象国では、制度開始当初から現在に至るまで、父母は、遺族年金の支給対象とされてはいない。それに対して、アメリカでは、死亡した者の配偶者と子に加えて父母も遺族年金の支給対象に含まれる。ただし、父母については、62歳という年齢要件に加えて、遺族が配偶者や子である場合とは異なり、死亡した者に生計費の2分の1以上の金銭的扶養をされていた証明が必要となるなどの厳しい要件が課されている。それゆえ、遺族年金受給者の中で父母の受給者が占める割合は0.02%に過ぎず、極めて例外的な給付となっている。

なお、調査対象国のなかで、死亡した者の祖父母を遺族年金の支給対象とする国は存在しなかった。また、ドイツとアメリカでは、一定の条件のもとで、死亡した者の孫を子とみなして、支給対象とすることがある。

日本では、遺族基礎年金については、配偶者や子以外の遺族は支給対象とされてない。一方で、遺族厚生年金では、配偶者や子だけでなく、死亡した者の父母、孫、祖父母も、年齢要件や生計維持要件などを満たせば、遺族年金の支給対象となる。この点は日本の遺族年金の特徴の一つと言える。なお、父母、祖父母については、被保険者が死亡したときに55歳以上であれば年齢要件を満たすが、60歳まで支給は停止される。

配偶者や子などの先順位者が受給権を取得した場合は、それ以外の遺族は遺族年金を受給できない。また、父母、祖父母については、一般的には、本人が老齢年金を受給しているため、遺族年金の受給権が発生しても、受給者とはならないことが多いと考えられる。しかし、厚生労働省『平成26年度厚生年金保険・国民年金事業年報』（以下、『事業年報』）や「年金制度基礎調査（遺族年金受給者実態調査）平成27年」（以下、「実態調査」）から判断すれば、遺族年金受給者の1%弱が配偶者や子以外の遺族であり、その多くを父母が占めると考えられる。

『事業年報』によれば、2014年度の遺族厚生年金の新規裁定受給者で見た場合は、約1.5%が配偶者や子以外の遺族になっている。また、同年度において、配偶者や子以外の遺族が受け取る遺族厚生年金の受給者年金総額は約154億円（旧法厚生年金保険法による遺族年金を含めた場合は165億円）である。この数値の評価は難しいところであるが、アメリカの父母に対する遺族年金のような極めて例外的な給付と位置付けることはできないであろう。

¹¹ 児童年金や遺児年金の内容については、「子のいる遺族配偶者の取り扱い」の項目で述べる。

(2) 現行制度の歴史的経緯と根拠

1941年制定の労働者年金保険法の時点から、遺族年金の支給対象となる遺族は、配偶者、子、父母、孫、祖父母とされていた。調査対象国と比べて、広い範囲の遺族を対象とした理由は必ずしも明確ではないが、戦前当時の日本の家族制度のあり方を反映したものと思われる¹²。

また、同法による遺族年金は、死亡した者の被保険者期間が20年以上必要であるだけでなく、遺族年金受給者が死亡等により失権した際には、転給や遺族一時金の仕組みが存在した。性格④が強い制度のもとで、広い範囲の遺族を支給対象とすることには一定の合理性があったと考えられる。

その後、1948年の厚生年金保険法改正により、被保険者期間が6月以上20年未満の加入者が死亡した場合に支給される寡婦年金・鰥夫年金・遺児年金が創設された。この寡婦年金等は、性格②が強い制度と位置付けられるが、支給対象となる遺族は、配偶者か子に限定されていた。

これらの年金は、1954年改正で遺族年金に統合されるが、1952年秋の時点での厚生省の改正試案では、統合後の遺族年金では、遺族の範囲及び順位は現行通りとするも、被保険者期間20年未満の遺族については配偶者と子に限定するとの考えが示されている¹³。その後、法案要綱の策定過程や国会審議を経て、次のような形に落ち着いた。

民法上、家族については夫婦が単位として考えられており、この制度においても、そこに未成年の子を加えたものを一つのグループとして取り扱い、配偶者および子が第一順位として定められた。その一方で、我が国の社会の実情、生活感情等を考慮すると、遺族の範囲を配偶者と子のみにとどめてしまうのはやや狭きに失るので、第一順位の遺族がない場合に限り、父母、次に孫、さらに祖父母も支給対象に含められた¹⁴。

1954年改正により、転給の仕組みと遺族一時金の仕組みは廃止されており、遺族年金の遺産相続的性格は弱まった。しかし、厚生年金の成熟化がまだ進んでおらず、また、国民年金も創設されていない時代背景のなかで、高齢の父母や祖父母にも遺族年金を支給し、遺族の老齢年金を代替するという性格③を強めることには、一定の意義があったと認められる。

(3) 論点整理

遺族厚生年金で父母・祖父母が受給権者になるためには、先順位者がいないこと、年齢要件を満たすことの他に、生計維持要件を満たす必要がある。生計維持要件のうち「生計同一要件」から、死亡した者と同居していた、あるいは、別居でも経済的援助を受けていたことなどが必要になる。さらに、父母・祖父母が他の年金を十分に受け取ることができ

¹² 1923年制定の恩給法において、広い範囲の遺族が対象とされていたことも影響している可能性がある。

¹³ 厚生省年金局(1958)『厚生年金保険十五年史』厚生団、153頁。

¹⁴ 厚生省年金局(1958)『厚生年金保険十五年史』厚生団、359-360頁。

る場合は、併給調整により、遺族厚生年金が支給されることはない。

それゆえ、父母・祖父母で遺族厚生年金を現に受給している者のなかには、受給前から所得が低く、独身の被保険者に金銭的に扶養されていた者も多いと考えられる。こうしたケースでは、被保険者の死亡によって扶養を喪失すれば、貧困状態に陥る可能性が高い。実際に、「実態調査」から推計すれば、遺族厚生年金の受給者であっても、続柄が親（祖父母も含む）の場合、その半数弱が世帯総収入で見て貧困状態にある（補章表9）¹⁵。

さらに、日本では、親族に対する扶養義務が強いことや調査対象国と比べて親との同居率が高いことも考慮すれば、被保険者の父母・祖父母であっても、被保険者死亡による扶養の喪失の影響は大きく、それとのバランスで、父母・祖父母にまで遺族厚生年金を支給することの根拠はまだ残っているという評価をすることもできる。

その一方で、父母や祖父母に遺族年金を支給することに対しては、過去に、政府の審議会等で否定的な評価がなされたことがある。例えば、1979年の社会保険審議会厚生年金保険部会「厚生年金保険制度改革に関する意見」では、「国民皆年金体制の定着に伴い、父母、祖父母等に支給されている遺族年金についても、今後、そのあり方を検討する必要がある」との指摘が見られる。

その後、1985年改正により、父母や祖父母等に対する遺族年金は報酬比例部分のみとなつたため、旧法時代に比べて、給付水準は低下している。しかし、父母・祖父母等が給付の対象となる遺族から外されることはなかった。また、アメリカの父母に対する遺族年金のように、配偶者等の場合とは異なる厳格な扶養要件も求められていない。比較的所得が高い父母・祖父母の場合でも、死亡した被保険者と同居していれば、遺族厚生年金が支給されることがある。

調査対象国との比較という視点だけではなく、1954年改正時から現在に至るまでの公的年金の展開や高齢者の年金受給状況の変化を考慮すれば、遺族年金に性格③の要素があるとしても、死亡した者の父母や祖父母にまで遺族年金の支給を認める根拠はかなり失われているという評価もできる。この観点からは、死亡した者の高齢の父母や祖父母が貧困状態に陥るリスクには、遺族年金以外の制度で対応すべきということになろう。

2.2 遺族配偶者の要件

(1) 調査対象国と日本の現状

遺族年金の支給対象となる遺族の中心は、死亡した者の配偶者である。この配偶者をどの範囲まで認めるのかも重要なポイントである。

法律婚をしている配偶者は、当然に遺族年金の支給対象となる。同性婚法等により、同性婚が認められているイギリス、スウェーデン、フランスでは、死亡した者と同性の配偶

¹⁵ 厚生労働省「国民生活基礎調査」の貧困線を参考にしつつも、データの都合上、単身世帯で世帯総収入100万円未満、2人世帯で150万円未満、3人世帯で200万円未満、4人世帯・5人世帯で250万円未満、6人以上世帯で300万円未満の世帯を貧困状態にあると判断している。

者であっても、法律婚をしていれば、遺族年金の支給対象となる。さらに、イギリス、スウェーデン、ドイツでは、国によって名称は異なるが、夫婦に準じる権利を同性カップルに認めるパートナー法が成立しており、その登録をしている同性カップルの場合も、法律婚同様に遺族年金が支給される。また、アメリカでは、婚姻法は州の管轄であるが、2015年に連邦最高裁判所がすべての州での同性結婚を認める判決を出しているため、現在では、同性婚の配偶者も遺族年金の支給対象になると考えられる。

一方で、事実婚は支給対象外とする国が多く、イギリス、フランス、ドイツでは事実婚の配偶者は遺族年金を受給することはできない。特に、イギリスでは、他の社会保障給付は事実婚を排除していないが、遺族年金だけは事実婚を排除している。各国において、事実婚が排除されている理由はいくつか指摘されているが、最大の理由は、その証明の困難性にある。また、スウェーデンでは、事実婚も支給対象とするが、事実婚状態にあったと認められるのは、死亡した者と以前婚姻関係にあった、死亡した者との間に子がいる、死亡した者との間の子を妊娠中であったのいずれかの場合のみである。過去の婚姻関係や子の存在など、客観的で明確な要件が設けられている。

それに対して、アメリカでは、事実婚の取り扱いが州によって異なり、州法で事実婚を認めていくいくつかの州では、事実婚の配偶者も遺族年金の支給対象となることがある。ただし、事実婚の配偶者には自動的に給付が行われることなく、社会保障庁による審査を経ての個別対応になる。具体的には、双方が結婚に同意していること、二人が双方を夫・妻と認識していること、二人とも法的に有効な婚姻が可能な状態にあることなどの要件が求められる。

さらに、調査対象国のうち、スウェーデン、フランス、アメリカでは、被保険者が死亡した時点で、すでに離婚していた元配偶者にも遺族年金が支給されることがある。スウェーデンでは、離婚した元配偶者は死亡した者と同居していた場合のみに支給対象となるが、フランス、アメリカでは、そうした条件も課されていない。

フランスにおいて、離婚した元配偶者にも振替年金が支給される根拠としては、夫婦が育児や老齢年金受給権の構築とともに寄与している実態に照らし、被保険者死亡時にすでに離婚をしていたとしても、その過去の貢献に応じて、老齢年金受給権の一部を遺族年金として支給するという考え方がある。また、死亡した被保険者が再婚していた場合は、現配偶者と元配偶者の間で婚姻期間に応じて遺族年金が按分される。そのため、現配偶者が遺族年金を独り占めするような事態は避けられる。アメリカの高齢の寡婦寡夫年金でも、婚姻期間が10年以上ある場合に、死亡した者の元配偶者が遺族年金を受給できる。その根拠も、年金権を夫婦共同で築いた財産権のようにみなす捉え方にあると考えらえる。

日本では、遺族年金の支給対象となる配偶者には、法律婚の配偶者だけでなく、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者（事実婚の配偶者）も含まれる。事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められるのは、客観的に婚姻関係にあると認

められ、戸籍法上正規の婚姻届をすれば、正式婚として認められる者であって、婚姻届のみをしていないという者である¹⁶。愛人関係や同棲関係では事実婚の配偶者とは認められない。

実務上¹⁷、事実婚にあると認定されるためには、①当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意があること、②当事者間に、社会通念上、夫婦の共同生活と認められる事実関係が存在することの要件を満たすことが求められる。一方で、この要件を満たす場合であっても、反倫理的な内縁関係である場合（近親婚の制限、直系姻族間の婚姻禁止、養親子関係者間の婚姻禁止の規定に違反するような場合）については、事実婚関係にある者とは認定しないとされている¹⁸。

また、死亡した被保険者に法律婚の配偶者と事実婚の配偶者が同時に存在する場合については、原則として、法律婚が優先されるが、法律婚が事実上破綻している場合には、事実婚関係にある配偶者に遺族年金が支給されることがある。

このように、調査対象国と比較した場合、遺族年金の支給対象として事実婚の配偶者を広く認めている点は日本の遺族年金の特徴の一つである。一方で、同性婚が法的に認められていないため、同性カップルの遺族に遺族年金が支給されることはない。また、被保険者死亡時に離婚していた元配偶者については、離婚の処理がなされた後も事実上婚姻関係と同様の事情にある場合、前述の認定要件に該当すれば、遺族年金の支給対象となる¹⁹。事実婚のバリエーションの一つであり、アメリカやフランスの離婚した元配偶者に対する遺族年金とは性質が異なる。

(2) 現行制度の歴史的経緯と根拠

労働者年金保険法の時点から、遺族年金を受給できる遺族配偶者には、「届出を為サザルモ事実上婚姻関係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム」（労働者年金保険法施行令第14条）とされた。このような取り扱いがなされた背景として、届出婚主義を採用した明治民法施行後も、家制度を理由とする婚姻障害事由があったため、戸主や親の同意が得られないなどの理由で婚姻届を出せないことがあり、婚姻の届出をしないで事実上夫婦として暮らす男女

¹⁶ 小山進次郎(1959)『国民年金法の解説』時事通信社、193頁。

¹⁷ 以下、本段落の記述は「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて〔厚生年金保険法〕」（平成23年3月23日 年発0323第1号）に基づく。

¹⁸ ただし、次に掲げるすべての要件に該当する近親婚者については、過去の判例を踏まえ、日本年金機構本部及び厚生労働省年金局に対し、その取扱いについて協議を行うものとされている。①三親等の傍系血族間の内縁関係にあること。②内縁関係が形成されるに至った経緯が、内縁関係が開始された当時の社会的、時代的背景に照らして不当ではないこと。③地域社会や周囲に抵抗感なく受け入れられてきた内縁関係であること。④内縁関係が長期間（おおむね40年程度以上）にわたって安定的に継続してきたものであること。

¹⁹ 「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて〔厚生年金保険法〕」（平成23年3月23日 年発0323第1号）

が多数生じていた²⁰ことが考えられる。

当時の状況とは異なる現在においても、国民年金、厚生年金保険法を含む社会保険法には、国民の生活保障という目的を達成する必要があるため、配偶者に事実婚の配偶者を含むことが明文で規定されている(国民年金法第5条第8項、厚生年金保険法第3条第2項)。このような規定の理由について、裁判例では、①遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するという厚生年金保険法の目的に鑑みて、被保険者等との関係において、互いに協力して社会通念上夫婦としての共同生活を現実に営んでいた者に年金を支給することが、遺族厚生年金の社会保障的な性格や法の目的に適合すると考えられること、②内縁関係が実質的に婚姻関係に準じる社会的実態を有することが指摘されている²¹。

一方、事実婚を遺族年金の支給対象とする場合には証明の困難さが課題となる。日本では、請求者に、当事者間の婚姻の意思についての第三者の証明書や住民票の他、状況に応じて、健康保険被保険者証の写、給与簿又は賃金台帳等の写、他制度の遺族年金証書等の写、結婚式場等の証明書又は挙式、披露宴等の実施を証する書類、葬儀を主催したことを見せる書類、その他内縁関係の事実を証する書類(連名の郵便物、公共料金の領収証、生命保険の保険証、未納分の税の領収証又は賃貸借契約書の写等)の提出²²を求めて、事実婚関係の有無を判断している。

(3) 論点整理

遺族年金の支給対象者に事実婚関係にある配偶者も含める場合、調査対象国で懸念されているような証明の困難さがある。また、その金額を推計することはできないが、認定のためのコストもより多くかかることになる。さらに、事実婚を含める以上、重婚的内縁関係が生じた場合、法律婚と事実婚の配偶者間に遺族年金をめぐるトラブルも生じる。前述したように、調査対象国の多くで、事実婚は遺族年金の対象から排除されている。

しかし、それでもなお、日本では、歴史的な経緯や制度の目的を踏まえれば、事実婚を排除する形に制度を見直す必要性は乏しいと考えられる。事実婚を認めた場合に懸念されることのひとつは、死亡した者と実際には事実婚状態になかった者が遺族年金の請求を行い、それを詐取する可能性であるが、実務上、請求者に要求されている書類から判断すれば、その可能性は限りなく低い。

一方で、この事実婚の中に、同性カップルも含めて、支給対象とするような見直しをすることも難しいと考えられる。確かに、今回の調査対象国すべてにおいて、同性の遺族配偶者への遺族年金の支給が認められている。しかしながら、「公的年金は、生活保障の必要性という社会保障法固有の性格に着目し、支給対象者に事実上の配偶者を含めているもの

²⁰ 二宮周平(2009)『家族法 第3版』新世社、135-136頁。

²¹ 堀勝洋(2017)『年金保険法 第4版』法律文化社、486-487頁。

²² 「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて〔厚生年金保険法〕」(平成23年3月23日 年発0323第1号)

の、近親婚の禁止や法律婚主義など民法が規律する婚姻法秩序の維持とはまったく無関係ではあり得ず、あくまでも日本の法体系全体の中で法律解釈が求められる点に留意する必要がある²³」との指摘もある。それゆえ、調査対象国のような同性婚法やパートナーシップ法が存在しない現時点では、同性カップルの遺族を遺族年金の支給対象とすることはできないであろう。

また、アメリカやフランスでは、離婚した元配偶者にも遺族年金の支給が認められることがある。確かに、死亡した者が行っていた保険料拠出に対する元配偶者の貢献を遺族年金で評価するという考えを取り入れれば、こうした給付の必要性も認められる。さらに、離婚した元配偶者に対しても遺族年金を支給することによって、死亡した者が再婚している場合に、現配偶者が遺族年金を独り占めする事態が避けられる。

ただし、日本の被用者世帯では、第3号被保険者制度により、離婚した場合でも、婚姻期間中の貢献に基づく老齢基礎年金を受給することが可能であり、また、離婚分割制度により、婚姻期間中の保険料拠出に基づく老齢厚生年金の分割を受けることができる。これにより、死亡した者が再婚していた場合に元配偶者が遺族年金を受けられないという問題も実質的に解消されている。このような仕組みがある日本において、さらに離別した元配偶者に対しても遺族年金を支給する必要性は乏しいと考えらえる。

2.3 支給要件の男女差

(1) 調査対象国と日本の現状

配偶者等が死亡した場合、遺族が男性か女性かによって、自活の可能性は異なる。それにあわせて、遺族年金の支給要件に男女差を設けるか否かも、制度設計上、重要なポイントである。

総論部分で述べたように、フランスを除く調査対象国では、制度創設当初は、夫が働き、妻は夫に経済的に依存するという家族像を前提として、支給要件が遺族配偶者の性別によって異なっていた。フランスの振替年金では、法律上、性別による区別は当初から存在しなかったが、事実上、大部分の寡夫が排除されていた。しかしながら、女性の労働力率の高まりと男女平等の理念の影響により、1990年代までに男女差はすべて解消され、受給権の発生要件は男女とも同じになっている²⁴。

ただし、アメリカ、ドイツ、フランスでは、受給権者に所得がある場合には、所得調査による年金額の減額²⁵が行われており、遺族配偶者が男性の場合、所得が多くなりやすいため、受給権があっても、受給額が少なくなったり、ゼロとなったりすることが女性に比べて多くなる。

²³ 菊池馨実(2016)「遺族年金制度の課題と展望」『社会保障研究』Vol.1No.2、360頁。

²⁴ 調査対象国における支給要件の男女差の解消の経緯については、総論部分を参照。

²⁵ 所得調査による年金額の減額について詳しくは、「生計維持要件と所得要件（所得調査）」の項目で述べる。

日本では、遺族基礎年金の支給要件については、男女差が解消されている。その一方で、遺族厚生年金については、遺族配偶者が男性の場合にのみ年齢要件が課されており、支給要件の男女差が存在する。

具体的には、寡婦の場合は、被保険者等死亡時の年齢にかかわらず受給権が生じる（ただし、子のいない30歳未満の寡婦については5年有期給付となる）が、寡夫の場合は、被保険者等の死亡時に55歳以上であった場合にのみ受給権が生じる（ただし、原則として60歳になるまで支給が停止される²⁶⁾）。一方、被保険者等の死亡時に55歳未満の寡夫であっても、子がいる場合は、子に遺族厚生年金が支給される（ただし、原則として18歳到達年度末で支給は終了する）。それゆえ、実質的に見れば、男女差が明確に残るのは、遺族配偶者に子がない場合の遺族厚生年金ということになる。

(2) 現行制度の歴史的経緯と根拠

(a) 遺族配偶者に子がない場合

歴史的に見た場合、労働者年金保険法は、遺族配偶者に関して、男性にのみ60歳以上という年齢制限を課していた。しかし、1948年改正において、この年齢制限が完全に無くなり、遺族年金の男女差は一旦、撤廃されている。この撤廃理由について、公式的には明確な説明はなされていないが、1948年改正は日本国憲法制定を受けての改正と位置付けられており、その影響を受けたものと考えられる²⁷⁾。

また、同改正では、被保険者期間6月以上20歳未満の者が死亡した際に支給される寡婦年金・鰥夫年金が創設されている。この年金では、遺族配偶者に子がない場合、被保険者死亡時に寡婦で50歳以上、鰥夫で55歳以上という年齢制限が課されており、男女差は極めて小さかった。

その後、寡婦年金等を遺族年金に統合した1954年改正において、男女差が広がり、給付対象となる遺族配偶者は、子がない場合、男性で60歳以上、女性で40歳以上となった。ただし、被保険者死亡時40歳以上の女性であっても、養育をする子がないのであれば、労働可能であるとの理由から、55歳まで遺族年金が支給停止された。この55歳は、当時の女性の老齢年金支給開始年齢にあわせたものであり、未婚で働く女性との公平性の観点から設けられたものであった（男性の年齢要件も当時の男性の老齢年金支給開始年齢と一致）。一方で、被保険者死亡時40歳未満で子のいない女性については、労働可能かつ自らの老齢年金の受給資格も十分に満たすことができるとの判断から、保障の対象外とされた²⁸⁾。つま

²⁶ ただし、寡夫が遺族基礎年金の受給権を有するときは、55歳以上であれば、この支給停止は行われない。

²⁷ 当時の官僚の証言によれば、内閣法制局の法案審査に際して、「年齢制限が逆差別で男女同権に反する」という指摘があったとされる。厚生団(1988)『厚生年金保険制度回顧録』社会保険法規研究会、51-52頁。

²⁸ 厚生省年金局(1958)『厚生年金保険十五年史』厚生団、360頁および第19回国会参議院厚生委員会会議録第35号(昭和29年5月6日)、6頁。

り、子のいない遺族配偶者については、男女ともに現役期に所得保障が行われることは無く、性格③や④の観点から遺族年金が支給されるだけであった。

こうした取り扱いが大きく変更されるのは、1965年改正である。この間に、女性の就労環境が著しく悪化したという証拠はないものの、子のいない寡婦に対する年齢制限が撤廃された。このような改正がこの時期に実施された理由は、公式的には明確にされていないが、1965年改正による給付改善にあわせて、年金の受給者を増やす方式の一つとして、年齢制限の撤廃が行われたと考えられる²⁹。また、当時は、高度経済成長により、第一次産業従事者が減少する一方で、サラリーマン世帯が増加し、女性が専業主婦になる傾向が強まっており、こうした動向にマッチした改正であったと捉えることもできる。その結果、子のいない場合でも、女性であれば、性格②の観点から遺族年金が支給されるようになり、明確な男女差がここで生まれた。

男性にのみ年齢要件が残された理由として、男性は女性と比べて雇用機会や労働条件に恵まれているため、年齢要件に該当しない場合は、働いて自活できるとの判断があった³⁰。その後、1985年改正により、遺族年金も二階建ての仕組みとなり、寡婦の年齢や子の有無に応じた給付の重点化が行われ、2004年改正により、子のいない30歳未満の寡婦に対する給付の有期化が行われている。ただし、子のいない遺族配偶者に対する遺族厚生年金の支給要件の男女差はほぼそのままの形で残っている。

(b) 遺族配偶者に子がいる場合

遺族配偶者に子がいる場合は、1948年改正の時点で明確な男女差が存在した。寡婦の場合のみ、50歳未満であっても、被保険者の死亡当時に生計を維持されていた16歳未満の子（あるいは障害により労働能力のない子）がいる者は、寡婦年金の支給対象となっていた。遺族配偶者の年齢が比較的若くても、寡婦の場合、子がいれば、就労が制約されることに配慮したものと思われる。鰐夫では、このような取り扱いはなかった。

1954年改正でも、子がいる場合は、寡婦についてのみ、その年齢にかかわらず、遺族年金の支給対象とされた。また、1959年には国民年金法が制定され、夫が死亡した場合に、死亡当時に生計維持関係のあった子のある妻に対して支給される母子年金が導入された。この母子年金は、死亡した者の過去の保険料拠出ではなく、遺族の過去の保険料拠出に基づいて支給されるという構造を取っていたが、名称が示すように、父子世帯は支給対象とはされていなかった。1985年改正により、遺族基礎年金が創設されるが、そこでも支給対象とされたのは母子世帯のみであった。

遺族基礎年金において、男女差が存在していた理由としては、母子家庭に比べて父子家庭が一般的には所得が高いことが挙げられる。離別等も含めた数値であるが、厚労省「全

²⁹ 当時の官僚の証言に基づく。厚生団(1988)『厚生年金保険制度回顧録』社会保険法規研究会、166-168頁。

³⁰ 1985年改正前までは年齢要件を満たせなくとも障害要件を満たせば受給可能であった。この点については、「子のいない遺族配偶者の取り扱い」の項目で触れる。

「国母子世帯等調査」によれば、母子世帯の母の平均年間就労収入が平成15年の数値で162万円、平成23年の数値で181万円となっているのに対して、父子世帯の父は平成15年で391万円、平成23年で360万円となっている。国会の政府答弁においても、夫については一般に稼得能力を有するという考え方をとって、遺族基礎年金の支給対象としていないという説明がなされていた³¹。その他にも、個人個人を見れば、生活に困窮をする父子家庭がいたとしても、年金は、個別個別で給付設計ができないため、現実の社会や現実の生活を言わば大宗的に見てその違いで作っていることも、男女差の一因とされている³²。

しかし、東日本大震災以降、父子家庭でも生活困難な事例があることが強調され、遺族基礎年金が父子家庭で不支給となることがこれまで以上に問題視されるようになった。2011年9月29日の参議院予算委員会でも、この問題が取り上げられ、男女平等の観点と父子家庭の子どもの貧困防止の観点から、制度の改善が要望されている³³。当時の与党内でも、遺族基礎年金については男女差を解消すべきという議論が強くあり、社会保障審議会年金部会での審議を経て、2012年改正により、その支給対象が、子のある妻から子のある配偶者に変更された。これにより、子のいる遺族配偶者を対象とする遺族基礎年金では、支給要件の男女差が解消された。

(3) 論点整理

1965年改正以降、女性の労働市場参加率の上昇や男女間賃金格差の縮小が進む一方で、近年では男性の非正規雇用の増加や賃金の低下なども見られる。また、現在の日本の女性の労働力率の水準やフルタイム労働をする女性の賃金水準は、(調査対象国において男女差が解消された時期にあたる)1980年代~90年代時点での各国の数値と比べた場合は、ほぼそれに等しい水準にまで上昇している(付図および付表2参照)。

こうした社会状況の変化によって、男性であれば自活可能で、女性であれば自活困難と一律に想定することが難しくなっていると思われる。それにあわせて、遺族年金の受給権の発生要件が性別によって異なるという取り扱いを見直す必要があるという整理をすることもできる。また、アメリカやドイツの裁判例に見られるように、同じ保険料を拠出していても、死亡時の遺族に対する受給権の発生要件に男女差があるのは、保険料拠出が遺族への給付に結びつきにくいという点で、女性の保険料拠出者に不利益を与えていると捉えることもできる。こうした視点も男女差の解消を進めるべき根拠となりうる。

その一方で、日本でも、労働市場の初職における男女差は小さくなっているが、調査対象各国と比べた場合、その後の雇用機会の違いや賃金の差、男女間の職務分離などが大きい。例えば、一般労働者の男性の賃金を100とした場合の女性の賃金は、各国が80を超える中で、日本は72にとどまっている。フルタイム労働者の中位所得における男女賃金格差

³¹ 第171回国会衆議院厚生労働委員会議録第10号(平成21年4月15日)、8頁。

³² 第159回国会参議院厚生労働委員会会議録第20号(平成16年5月27日)、40頁。

³³ 第178回国会参議院予算委員会会議録第3号(平成23年09月29日)、26頁。

を見ても同様の傾向にある。さらに、他の国では、一般労働者の勤続年数の男女差がほとんど存在しないのに比べて、日本では女性の勤続年数が男性に比べて明らかに短い。（付表1、付表2）。

また、雇用形態を見れば、調査対象国と比べて、テンポラリー労働者の割合は決して高くはないが、他の国ではその割合に男女差が無いのに対して、日本では明確な男女差が存在している（付表3）。さらに、就業者に占める短時間労働者の割合は、日本では、男性が12%であるのに対して、女性が37%となっている（付表4）。調査対象国でも、イギリスやドイツでも同じような傾向が見られる。ただし、日本の場合、女性の短時間労働者が多いだけでなく、他の国と比べて、フルタイム労働者と比較した場合の短時間労働者の賃金水準が極めて低いことに留意する必要がある（付表5）。このように、女性の労働力率の上昇やフルタイム労働者の性別賃金格差の縮小だけでは測れない男女差が存在する。

このような労働市場の男女差は、遺族配偶者の就労状況にも当然に反映される。例えば、「実態調査」をもとに、男女差がすでに解消されている遺族基礎年金受給者（子のいる遺族配偶者）を比較した場合、男性は全体の74.3%が常勤の会社員・公務員等で働いている（補章表10-1）のに対して、女性の場合、常勤の会社員・公務員等で働くのは全体の25.2%に過ぎない（補章表11-1）。自営業主で働く者も男性が10.5%であるのに対して、女性は4.2%である。女性の遺族基礎年金受給者では、臨時・パート（44.8%）や無職（19.3%）が多くなっている。仕事をしている受給者の労働時間を見ても、男性の場合、週40時間以上の労働をする者の割合が大きいのに対して、女性の場合、労働時間の短い者の割合が大きい（補章表10-2、表11-2）。また、仕事をしている受給者の労働収入を見ても、男性では、仕事をしている受給者の53.8%が年収400万円以上である（補章表10-3）。それに対して、女性では、仕事をしている受給者のうち年収400万円以上の者は8.3%しかおらず、逆に年収150万円未満の者が55.5%いる（補章表11-3）。

子のいない寡婦で遺族厚生年金のみを受給している者であっても、同じような就労状況にある。60歳未満の遺族厚生年金のみを受給する寡婦のうち、常勤の会社員・公務員等で働く者は22.7%であり、遺族基礎年金を受給する寡婦と同様に、臨時・パート（42.4%）や無職（26.8%）が多い（補章表12-1）。また、仕事をしている場合でも、年収が150万円に満たない者が過半数である（補章表12-3）。なお、60歳以上の受給者を外しても、遺族厚生年金のみの受給者の方が、遺族基礎年金受給者よりも、常勤で働く受給者の割合が低く、無職の受給者の割合が高いのは、相対的に就労の難しい50代の受給者が多いためである。ただし、40代で遺族厚生年金のみを受給する者であっても、常勤の会社員・公務員等で働くのは33.5%に過ぎず、無職の者が18.8%存在する（補章表12-1）³⁴。

子のいない寡夫の場合、60歳未満の遺族厚生年金受給者がいないため、その就労状況を「実態調査」から窺い知ることはできないが、子のいる寡夫と同様に、常勤で働く者が多いと推察される。

³⁴ 子のいない寡婦の就労状況については、「子のいない遺族配偶者の取り扱い」の項目でも取り上げる。

このような状況を踏まえれば、現在の生計維持要件のもとで、男性配偶者に対する遺族厚生年金の年齢要件を無くして、現在の女性配偶者同様の要件することで男女差を解消しようとした場合、寡夫に過剰給付となる恐れがある。逆に、現在の寡夫と同じように、女性配偶者に対する遺族厚生年金にも年齢要件を設けて、子がない 60 歳未満の寡婦を給付対象から外すという形で男女差を解消しようとした場合、寡婦で生活困窮に陥る者が増加すると考えられる。

それゆえに、子のいる遺族配偶者については、遺児をひとり親で養育することに伴う困難さに配慮して、遺族年金の男女差を解消することが求められたとしても、子のいない遺族配偶者については、上記のような就労状況にかかる男女差を考慮して、遺族年金の男女差の解消は直ちには求められないという整理をすることもできる。

それでもなお、最初の整理に基づいて、現時点で遺族厚生年金の男女差を解消する場合は、現在の男女で異なる支給要件をどちらかの支給要件に揃えるというという単純な方法「以外」の解消方法を検討することが求められる。

2.4 子のいない遺族配偶者の取り扱い

(1) 調査対象国と日本の現状

被保険者等が死亡した時に遺族配偶者に（養育を要する）子がない場合は、就労可能性が高いと考えられる。それゆえ、子がいる場合に比べて、子がない場合は給付が制限的になるのが一般的である。

スウェーデンの調整年金では、子のいない遺族配偶者に対する遺族年金は、1 年間の有期給付に限定される。アメリカでは、子のいない遺族配偶者の場合、60 歳未満であれば、原則として、遺族年金の支給対象とはならず、死亡一時金の対象になる。ドイツでは、子のいない遺族配偶者は、47 歳未満であれば、小寡婦寡夫年金の対象となり、2 年の有期給付しか支給されない。フランスでは、子がない 55 歳未満の遺族配偶者に対する寡婦(夫)手当は 2 年間の有期給付である。また、イギリスでも、子がない遺族配偶者に対する遺族支援手当は一時金と 18 ヶ月の定期給付に限定されている。

このように、調査対象国では、子がない遺族配偶者で、年齢が比較的若い場合には、遺族年金は有期給付であるか、支給されないかのどちらかである³⁵。総論部分でも述べたように、傾向として、子のいない遺族配偶者に対する遺族年金がかつては寛大であった国も、その給付期間を限定するようになっている。

また、給付水準も、スウェーデンを除いて、低めに設定されている。イギリスの遺族支

³⁵ なお、スウェーデン、アメリカ、ドイツでは、子の有無によって、遺族配偶者に対する遺族年金の給付期間が異なる。一方、イギリス、フランスでは、遺族配偶者に対する遺族年金の給付期間が子の有無によって影響を受けない。詳しくは、「子のいる遺族配偶者の取り扱い（および遺児の取り扱い）」の項目で言及する。

援手当は一時金 £ 2,500 (346,415 円³⁶) に定額給付月額 £ 100 (13,856 円)、アメリカの死亡一時金は 255 ドル (28,372 円) の一時金となっている。ドイツの小寡婦寡夫年金は、最初の 3 ヶ月間だけ、死亡した配偶者が受給する年金額の 100%相当額が支給されるが、その後は 25%相当額になる³⁷。平均受給額 (2015 年末) は、西ドイツ地域で、小寡婦年金月額 205.04 ユーロ (24,493 円) となっている。フランスの寡婦(夫)手当の支給額は月額約 603 ユーロ (72,031 円) であるが、受給者の所得額に応じて減額されるため、平均支給月額 (2015 年) は 433 ユーロ (51,724 円) となっている。一方、スウェーデンでは、死亡した配偶者の所得比例年金 (老齢年金) 見込額の 55%相当の遺族年金が支給され、年額 95,424 クローナ (1,193,160 円) の最低保証額も設定されている。

ただし、子がない遺族配偶者であっても、年齢によっては、労働による自活が難しいと判断されて、無期給付の対象となることがある。アメリカでは 60 歳以上で高齢の寡婦寡夫年金、フランスでは 55 歳以上で振替年金、ドイツでは 47 歳以上で大寡婦寡夫年金の支給対象となり、子がない場合でも、遺族配偶者に対する遺族年金は無期給付となる。給付水準も、フランスの一般制度の振替年金は、死亡した配偶者が受給していた（受給するはずであった）老齢年金の 54%相当額、ドイツの大寡婦寡夫年金は、死亡した配偶者が受給する年金額の 55%相当額³⁸（最初の 3 ヶ月間は 100%相当額）、アメリカの高齢の寡婦寡夫年金は、死亡した配偶者の基本年金額の 100%となる。フランスの一般制度による振替年金の平均支給月額 (2016 年) は、女性の場合、318 ユーロ (37,987 円) である。補足制度による振替年金については、被用者向けの ARRCO で、女性の場合、平均支給年額 (2015 年) を月額にすれば、203.67 ユーロ (24,329 円) となる。ドイツでは、大寡婦年金の西ドイツ地域での平均受給額 (2015 年末) は、月額 604.81 ユーロ (72,248 円) である。アメリカの高齢の寡婦寡夫年金の平均月額給付額 (2015 年 12 月現在) は、女性の場合、1,290 ドル (143,531 円) となっている。また、この 3 ヶ国では、被保険者死亡時に上記の年齢未満であり、有期給付の対象あるいは遺族年金の支給対象外であった場合でも、その後、上記の年齢以上に達した場合は、無期給付を受給できるようになる。

さらに、子がない場合でも、障害の状態にある遺族配偶者は、稼得活動に従事することが困難となることを考慮して、ドイツでは、年齢にかかわらず、アメリカでは、50 歳以上であれば、無期の遺族給付の対象としている。また、フランスでは、障害の状態にある遺族配偶者には、遺族年金とは別枠であるが、医療保険から寡婦(夫)障害年金が 55 歳まで支給され、その後は老齢保険から寡婦(夫)老齢年金が支給される形になっている。

日本では、被保険者死亡時に（養育を要する）子がない遺族配偶者は、遺族基礎年金

³⁶ 2017 年 3 月 31 日付為替レートで換算（出所：<https://www.oanda.com/currency/converter/>）。以下、外国通貨の円表記は同じ方法による。

³⁷ さらに、死亡した被保険者が死亡時に 65 歳未満であった場合は、年金額が最大 10.8%減額される。

³⁸ 大寡婦寡夫年金でも、死亡した被保険者が死亡時に 65 歳未満であった場合の減額が行われる。

の対象外となるが、死亡した者が厚生年金保険の被保険者等であれば、遺族厚生年金の支給対象になる。ただし、寡夫については、年齢要件が存在するため、子のいない寡夫が遺族厚生年金を実際に受給できるのは、60歳以降である。

それに対して、子のいない寡婦の場合、被保険者死亡時に30歳以上であれば、遺族厚生年金が無期で支給される。さらに、子のいない寡婦で、被保険者死亡時に40歳以上³⁹であれば、65歳になるまでの間、遺族厚生年金に中高齢寡婦加算が加算される。逆に、子のいない寡婦で、被保険者死亡時に30歳未満の場合は、遺族厚生年金は5年の有期給付になる。アメリカ、フランス、ドイツのように、その後に一定年齢に到達することで無期の遺族年金の対象となるような仕組みは設けられていない。1954年改正時に被保険者死亡時40歳未満の寡婦が遺族年金の保障対象外とされたのと同じ理由で、その後の自らの保険料拠出などで老後の所得が確保できるとの判断がなされていると考えられる。

子のいない遺族配偶者に対する遺族厚生年金の給付水準は、死亡した被保険者等の老齢厚生年金の75%相当額であるが、中高齢寡婦加算の対象となる場合は、老齢基礎年金満額の75%相当額が加算される。

なお、子のいない遺族配偶者で、障害の状態にある者に対しては、かつては年齢要件を緩和するなどの措置がとられていたが、現在の遺族年金では、特別な配慮は行われていない。

(2) 現行制度の歴史的経緯と根拠

子のいない遺族配偶者については、「支給要件の男女差」の項で述べたように、厚生年金保険の1954年改正の時点では、遺族年金の受給に際して、男女ともに年齢要件が課されていた。現役期は労働可能との判断や未婚者との公平性の観点から、障害の状態にある場合を除いて、老齢年金の支給開始年齢前は、遺族年金の支給対象とはなっていなかった。

それが、1965年改正で給付改善の一環として、寡夫の年齢制限はそのままで、寡婦のみ年齢制限が撤廃された。寡夫のみ制限がかかることについては、障害の状態にあるか60歳以上であるかの条件に当てはまらない場合は働くことができるという前提のもとで、原則的には、これで良いと考えられていた⁴⁰。

一方で、子のいない若年の寡婦にも遺族年金が支給されることには批判もあり、政府も1980年改正の際に、子のいない40歳未満の寡婦には遺族年金を支給しないという内容を盛り込んだ法律案を作成しているが、国会修正により削除されている。その後、1985年改正では、18歳未満の子のある妻や中高齢の妻により手厚い年金を支給すべきではないかという意見を踏まえて、子のいない寡婦に対する遺族年金の見直しが行われた。厚生年金保険の被保険者たる夫が死亡した場合、子がいる寡婦には遺族基礎年金と遺族厚生年金が支

³⁹ 被保険者死亡時に子があり、遺族基礎年金と遺族厚生年金を受給していた場合は、子が18歳年度末に達し、遺族基礎年金の受給が終了した時点で40歳以上であれば、中高齢寡婦加算の対象になる。

⁴⁰ 第84回国会参議院社会労働委員会会議録第13号（昭和53年5月9日）、14-15頁。

給されるのに対して、子がない寡婦には遺族厚生年金のみが支給されることになった。改正前と比較した場合、実質的に給付削減となっている。このような見直しは、子がないければ自立や再婚も比較的容易であるとの考えのもとで行われている⁴¹。ただし、子がない場合でも中高年齢以上であれば、そうとも言い切れないでの、中高齢寡婦加算が付けられることになった⁴²。

2004 年改正では、諸外国の事例を踏まえて、子のいない 30 歳未満の寡婦に対しては、遺族厚生年金の 5 年有期化などが行われた。この 5 年間は経済的な自立に向かうための準備期間として必要な期間とされる。また、30 歳とされた根拠として、国会の政府答弁では、20 代では常用労働者の男女間賃金格差が小さいことが指摘されている⁴³。

なお、遺族配偶者に障害がある場合については、1985 年改正前までは特別な配慮が行われていた。厚生年金保険の遺族年金では、遺族配偶者が、障害により労働能力を失っていれば、年齢要件を満たせない場合でも、年金支給の対象とされた。それゆえ、現役期の寡夫であっても、厚生年金保険の障害等級 1 級もしくは 2 級に該当すれば、障害年金の受給の有無とは無関係に、遺族年金を受給することができた。このような取り扱いの理由として、寡夫は自らその生計費を得るよう努力すべきであるが、障害の程度の重い場合には、それを無理強いてはいけないからであるとされた⁴⁴。

しかし、1985 年改正では、上記の取り扱いは廃止された⁴⁵。この要件が廃止された理由は必ずしも明確ではないが、同改正において、障害者の所得保障の充実が図られたことや一人一年金の原則の確立が目指されたことが関係している可能性がある。

(3) 論点整理

アメリカでは、子のいない遺族配偶者は、60 歳未満であれば、他の未婚女性との衡平上の理由から、遺族年金の保障対象外とされている。一方、イギリス、スウェーデン、ドイツ、フランスでは、子のいない遺族配偶者は、一定の移行期間があれば、就労が可能と判断されており、遺族年金が 1 年ないしは 2 年の有期給付とされている。有期とすることには、経済的支援を長期化させずに自活を促すという理由も含まれている。ただし、アメリカ、ドイツ、フランスでは、子のいない遺族配偶者でも、一定年齢以降であれば、無期給付の対象となることはある。その年齢は最も低いドイツでも、47 歳である。

日本では、子のいない寡夫は、現役期には遺族年金の保障対象外である一方で、子のいない寡婦は、夫死亡時に 30 歳以上であれば、無期給付となり、30 歳未満でも 5 年と調査対

⁴¹ 吉原健二(1987)『新年金法 61 年金改革 解説と資料』全国社会保険協会連合会、146 頁。

⁴² 吉原健二(1987)『新年金法 61 年金改革 解説と資料』全国社会保険協会連合会、146 頁。

⁴³ 第 159 回国会参議院厚生労働委員会会議録第 20 号（平成 16 年 5 月 27 日）、38 頁。

⁴⁴ 有泉亨・中野徹雄編（喜多村悦史著）(1982)『厚生年金保険法（全訂社会保障関係法 1）』日本評論社、184 頁。なお、死亡した者の父母・祖父母についても、1985 年までは同様の取り扱いがなされていた。

⁴⁵ ただし、10 年間の経過措置規定が設けられている（改正法附則第 72 条第 2 項）。

象国に比べると長い給付期間が認められている。

日本でも、子がない場合は、就労の可能性や再婚の可能性は高まると考えられる。しかし、実際には、夫死亡時の子の有無別に、遺族年金受給後の就業の変化を見た場合、同じ年齢層で比較しても、夫死亡時に子がいた受給者ほど(再)就職している（補章表 14-4）。少なくとも、夫死亡時に子がないかった受給者の(再)就職率は、子がいた受給者の(再)就職率と同程度までには上昇させることができると考えられる。それを促すために、子がない場合には給付を制限的にするという考え方もありうる。

また、生涯未婚率が上昇する中で、かつて厚生省が指摘していたような、未婚者との公平性という観点も改めて検討する必要がある。それゆえ、労働力率や賃金の男女間格差が長期的に縮小傾向にあるなかで、将来的には、子のいない寡婦には、生活立て直しの準備期間に対する有期給付の必要性は認められるとしても、無期給付の必要性は乏しいという整理をすることもできる。その場合は、経過措置を設けたうえで、子のいない寡婦に対する無期給付を行う年齢を引き上げるという見直しの方向性を考えらえる。

その一方で、日本の寡婦が遺族年金制度で優遇される理由として、結婚を機に退職や転職をして、夫死亡時には労働市場を退出しているケースや家計補助的な臨時・パート等に従事しているケースが少くないことを挙げることができる。特に、一旦、労働市場から退出して、ブランクを有する女性が正社員で再就職することは現実的には難しいと考えられる。

「実態調査」から推計すれば、夫死亡時に 30~40 代、かつ、子がないかった（あるいは子が 18 歳を超えていた）寡婦であっても、遺族年金受給前に無職だった者が 21.9%、臨時・パートや家族従業者だった者は 44.7%いる（補章表 15）。この無職だった者のうち、遺族年金受給後に仕事につけた者は 34.9%しかいない。また、臨時・パートであった者のうち、遺族年金受給後に仕事を変えた者（必ずしも常勤とは限らない）は 32.5%しかおらず、仕事を変えていない者や仕事を辞めた者が多い。同じ条件で夫死亡時に 50 代であれば、遺族年金受給前に無職だった者が 3 割強に達するだけでなく、そのうち遺族年金受給後に仕事につけた者は 1 割程度しか存在しない。

なお、子がない寡婦で遺族厚生年金のみを受給している者でも、受給者の現在年齢 50 代前半までは 8 割前後が就労している（補章表 12-1）。この数値は未婚女性の就労率並みと言える。仮に、遺族年金を有期として、子のいない寡婦の就労を促したとしても、これ以上に就労率を上げることは難しいと思われる。一方で、就労をしている場合でも、その半分程度は臨時・パート等である。労働による年間収入も仕事をしている受給者の約半分は 100 万円未満である（表 12-3）。前述したように、日本では、他の国に比べて、パートの賃金水準が低いことに注意する必要がある。

以上から、現時点で、子のいない寡婦に対する給付を有期化した場合、支給期間終了後に生活困窮に陥るケースが少くないであろう。そのようなケースには、生活保護が対応することになるが、ステイグマの問題などから、漏救の可能性が否定できない。こ

これらの点を重く見た場合は、子のいない寡婦に対する無期給付の意義はまだ残るという整理をすることもできる。

ただし、子のいない寡婦に対する遺族年金の給付水準については、中高齢寡婦加算込みの水準が、国際的に見ても、高い水準になっている⁴⁶。その一方で、「実態調査」から推計すれば、子の有無にかかわらず、遺族年金を受給する寡婦の就業率は、現在年齢50代前半までは80%前後で推移し、50代後半で60%台中盤に落ちる（補章表11-1、表12-1）。女性受給者に占める常勤被用者の割合は50代前半までは20%台後半で推移し、50代後半で10%台に落ちる。また、被保険者死亡時の受給者年齢で見た場合では、夫が死亡したときの妻の就業率や無職だったものの（再）就職率は、子の有無にかかわらず、夫死亡時30代と40代の間ではあまり大きな変化はなく、40代と50代の間で大きな数値の下落が見られる（補章表14-1、表14-4）。子のいない寡婦に対する無期給付が必要であると整理した場合でも、中高齢寡婦加算については、年齢の区切り方なども含めて、そのあり方を再検討する必要があると思われる。

2.5 子のいる遺族配偶者の取り扱い（および遺児の取り扱い）

（1）調査対象国と日本の現状

調査対象国では、被保険者等が死亡した時に遺族配偶者に（養育を要する）子がいる場合は、子がいない場合と比べて、支給要件が緩和されたり、支給額が増額されたり、支給期間が延長されたりすることが一般的になっている。

イギリスの遺族支援手当は、子の有無で支給要件や支給期間に違いはないが、遺族配偶者に子がいる場合は、支給額が増額される。一時金が£2,500から£3,500(484,981円)に、定期給付月額が£100から£350(48,498円)になる。

フランスの寡婦(夫)手当や振替年金も、子の有無で支給要件や支給期間に違いはないが、振替年金受給者には、16歳未満の子を養育している場合や過去に3人以上の子を養育した経験がある場合に、加算が付く。さらに、家族手当の枠内で、21歳未満の子1人につき月額約110ユーロ(13,140円)の家族支援手当が支給される。なお、寡婦(夫)手当の平均支給月額(2015年)は433ユーロ(51,724円)、一般制度による振替年金の平均支給月額(2016年)は、女性の場合、318ユーロ(37,987円)、男性の場合、206ユーロ(24,608円)である。また、補足制度ARRCOによる振替年金の平均支給年額(2015年)を月額にした場合、女性で203.67ユーロ(24,329円)、男性で127.83ユーロ(15,270円)となる。

スウェーデンの調整年金は原則1年間の有期給付であるが、遺族配偶者に子がいる場合、延長調整年金となり、末子が12歳に達するまで支給が延長される。遺族配偶者に対する調整年金は子の有無によって年金額に違いはないが、遺児に対して、原則18歳になるまで、

⁴⁶ アメリカの高齢の寡婦寡夫年金の給付水準は相対的に高いと考えられるが、同年金が受給できるのは60歳以降であることを考慮する必要がある。

死亡した配偶者の所得比例年金の 30~35%相当額⁴⁷の児童年金が支給される。調整年金でも児童年金でも最低保証額が存在する。調整年金または最低保証年金の平均支給月額(2016 年)は 7,494 クローナ(93,703 円)、児童年金の平均支給月額は 2,447 クローナ(30,597 円)となっている。

ドイツでは、遺族配偶者に子がない場合、47 歳未満かつ稼得能力の減退が無ければ、小寡婦寡夫年金となり、給付期間は 2 年間に限定されるが、子がいる場合は、47 歳未満かつ稼得能力の減退が無くとも、大寡婦寡夫年金となり、原則として子が 18 歳になるまで遺族年金が支給される。遺族配偶者に対する年金額も増額される(死亡した配偶者が受給する年金額の 25%相当額→55%相当額⁴⁸)。西ドイツ地域での平均受給額(2015 年末)は、大寡婦年金が月額 604.81 ヨーロ(72,248 円)、大寡夫年金が月額 336.32 ヨーロ(40,175 円)となっている。さらに、遺児にも、原則 18 歳まで遺児年金(死亡した配偶者が受給する年金額の 10%相当額)が支給される。また、過去の子の養育経験人数に応じて、遺族配偶者の年金額に加算が付く。

アメリカでは、遺族配偶者に子がない場合は、一定年齢以上でなければ、遺族年金の支給対象とならないが、子がいる場合は、年齢にかかわらず、遺児を養育する親年金の支給対象となり、子が 16 歳になるまでは年金給付が行われる。さらに、遺児にも原則 18 歳になるまで、遺児年金が支給される。年金額は、それぞれ、死亡した被保険者の基本年金額の 75%となっている。遺児を養育する親年金の平均月額給付額(2015 年 12 月現在)は 939.94 ドル(104,582 円)、遺児年金の平均月額給付額 832.14 ドル(92,587 円)となっている。

遺族配偶者に子がいる場合、遺族配偶者に対する給付が手厚くなるだけでなく、多くの国で、遺児を対象とした別個の給付(遺児年金等)を行っていることが特徴と言える。遺児年金等では、遺族配偶者とは異なる遺児の所得保障ニーズが考慮されており、支給期間や失権事由が遺族配偶者に対する遺族年金とは異なる。例えば、遺児年金等は、配偶者に対する遺族年金よりも支給期間が長く設定されていることがあるだけでなく、学生であることなどを条件とした支給期間の延長が行われることが一般的である。

スウェーデンのように、元々、遺族配偶者に対する給付の附加的給付(児童加算)で行われていた内容を遺児に対する独立した給付(児童年金)へと発展させた国もある。現在でも、ドイツやフランスでは、子のいる遺族配偶者に対する年金額の加算が行われているが、どちらかと言えば、次世代育成への貢献に対する評価として、過去の養育経験に応じた加算が中心となっている。

日本では、(養育を要する) 子のいる遺族配偶者に対しては、男女を問わずに、遺族基礎

⁴⁷ この数値は、兄弟のいない子の場合である。

⁴⁸ 最初の 3 ヶ月間は 100%相当額が支給される。一方、死亡した被保険者が死亡時に 65 歳未満であった場合には年金額が減額される。

年金が支給される。支給期間は、子が 18 歳到達年度末（子に障害がある場合は 20 歳）になるまでである。

さらに、死亡した者が厚生年金保険の被保険者等であれば、遺族厚生年金も支給される。母子家庭の場合は、遺族基礎年金に加えて、寡婦に対して遺族厚生年金が無期で支給される。被保険者死亡時に 30 歳未満の寡婦であっても、子がいる場合は、5 年有期給付ではなく、無期給付の対象となる。また、遺族基礎年金の支給が終了した時点で 40 歳以上の寡婦には、その後に 65 歳まで中高齢寡婦加算が遺族厚生年金に加算される。一方、父子家庭の場合は、遺族基礎年金に加えて、被保険者等死亡時に寡夫が 55 歳以上であれば、寡夫に対して遺族厚生年金が無期で支給され、それ以外の場合も、遺児に対して、遺族厚生年金が 18 歳到達年度末（障害がある場合は 20 歳）まで支給される。

子のいる遺族配偶者に対する遺族年金の給付水準は、老齢基礎年金の満額相当の遺族基礎年金に、死亡した被保険者等の老齢厚生年金の 75%相当額の遺族厚生年金を加えたものになる。さらに、遺族基礎年金には子の加算があり、第 1 子・第 2 子については、各 224,300 円、第 3 子以降は 74,800 円の加算が上乗せされる（金額は 2017 年）。

（2）現行制度の歴史的経緯と根拠

労働者年金保険法の段階では、養育を要する子がいるか否かは、遺族配偶者に対する遺族年金の支給の可否に影響を与えていなかった。しかし、「支給要件の男女差」の項で述べたように、厚生年金保険の 1948 年改正で導入された寡婦年金・鰥夫年金では、遺族配偶者に子がない場合、50 歳以上の寡婦（か 55 歳以上の寡夫）しか支給対象とならなかったのに対して、子がいる寡婦については、就労の困難さを考慮して、年齢にかかわらず支給対象とされた。1954 年改正による遺族年金でも、1965 年改正までは、同じ寡婦でも、子の有無によって支給要件に違いが設けられていた。

1959 年の国民年金法による母子年金では、子のいる寡婦のみが支給対象とされた。国民年金法案の企画立案の参考とされた「国民年金制度に関する答申」（社会保障制度審議会）では、「生計担当者たる父がない場合には、母に子に対する生活保持の義務があるのにかかわらず、一般に子供をかかえて家事に従事している母の経済的能力は低く、就職なども困難であって、この義務を果たすことができない事情にあるので、母子に対して一定の所得保障をする必要があると考えられる⁴⁹」との記述がある。

また、子がいる遺族配偶者では、支給要件が緩やかだっただけでなく、年金額の加算が認められてきた。まず、1944 年の厚生年金保険法によって、子がいる遺族配偶者に対する子女割増金が導入された。割増金の金額は、民間給与の家族手当を参考に決められている。遺族年金受給者が扶養をなすべき子が多い場合には、その養育に事欠く恐れがあり、この割増金はそれに対応するものと位置付けられていた。同時に、人口政策上、多子家庭を優

⁴⁹ 社会保障制度審議会（1958）『国民年金制度に関する答申』25 頁。

遇することがもう一つの導入理由であった⁵⁰。

さらに、1954年改正では、老齢年金を含めて、加給年金という名称で加算が認められるようになっている。加給年金は、「一般職の職員の給与に関する法律」における扶養手当の額に則って、扶養家族一人につき月額400円と定められた⁵¹。この改正で導入された老齢年金の妻の加給年金は、1980年改正前までは、財政再計算の都度、公務員の扶養手当の額を参照して見直されており⁵²、遺族年金の子の加給年金は、第一子・第二子の加給年金額が、妻の加給年金額の3分の1になるような形で引上げが行われている。

また、上記の加給年金とは別に、遺族年金を受給する寡婦が子を養育している場合には、寡婦加算も認められていた。厚生年金保険の遺族年金は、制定当初から、死亡した者が受給するはずであった老齢年金の2分の1とされていたが、配偶者死亡後の生計費は単純に2分の1にはならないため、これが低すぎるという意見があり、国会等では、7割への引上げが強く求められていた。しかしながら、遺族年金の給付水準そのものを引き上げることには、大蔵省の反対が強く、子を有する寡婦や60歳以上の寡婦に限定した寡婦加算を1976年改正で導入することで、遺族年金の給付水準の実質的な改善を図っていた。

その後、1980年改正では、単身と夫婦の給付水準に差をつけるために、老齢年金の妻の加給年金の大幅増額が実施されており、それに合わせて子の加給年金も大幅に増額されている。1980年改正後は、第一子・第二子の加給年金額は各6万円、その他の子の加給年金額は2.4万円、子二人以上を有する寡婦の寡婦加算額は21万円、子一人以上を有する寡婦の寡婦加算額は12万円となっていた。

1985年改正では、子の有無で生活の困窮度に大きな違いがある⁵³ことから、遺族年金は、子のいる寡婦により手厚い年金が支給されるよう、現在のような形に再編成された。加算の付け方も変更になり、子のいる寡婦に対する年金額加算は遺族基礎年金で行われるようになった。加算額は第一子・第二子が各18万円、第三子以降が6万円とされた。これ以降は、スライド改定により加算額が増額されている。

以上見てきたように、子のいる寡婦は、子のいない寡婦と比べた場合、支給要件や年金額の面で特別な配慮がなされてきた。寡夫についても、「支給要件の男女差」の項目で述べたような理由で、2012年改正後は、子の有無によって、遺族年金の給付内容が大きく異なるようになっている。

(3) 論点整理

子のいない遺族配偶者に対しては給付が制限的となっている調査対象国においても、イギリスとフランスを除いて、子のいる遺族配偶者あるいは遺児に対して、少なくとも遺児

⁵⁰ 花澤武夫(1944)『厚生年金保険法大要』教学館、221-222頁。

⁵¹ 厚生省年金局(1958)『厚生年金保険十五年史』厚生団、353頁。

⁵² 第84回国会衆議院社会労働委員会議録第10号(昭和53年4月6日)、10頁。

⁵³ 吉原健二(1987)『新年金法 61年金改革 解説と資料』全国社会保険協会連合会、146頁。

が18歳になるまでは、年金給付を継続している。フランスも、家族手当の枠組みの家族支援手当で、子の扶養に応じた給付が遺族配偶者になされている。

日本でも、子のいる遺族配偶者については、就労制約や養育費負担を考慮して、今後とも、中長期的な所得保障の対象とすべきと考えられる。特に、現段階でも、遺族基礎年金を受給する妻（子のいる寡婦）の経済状況は、子のいない寡婦や子のいる寡夫に比べて悪い（補章表9、表13）。仮に、女性の就業の増加にあわせて、遺族年金を給付制限的な方向で見直すことになった場合でも、子のいる寡婦に対する給付については、その見直しの対象から外すべきであろう。

また、子の人数に応じて養育費は異なるため、それに合わせて給付額に差を付けることも引き続き、必要不可欠である。さらに、子の人数は養育費の増加要因としてだけではなく、就労時間の制約要因として作用することにも留意する必要がある。遺族基礎年金を受給する寡婦について、子の人数別に就労状況や経済状況を見た場合（補章表17）、子の人数が増えるに従って、受給者の就業率は増加している。これは、子1人の受給者の年齢構成で50歳以上が多くなっている影響もあるが、同じ年齢層で比較した場合でも、子の人数が増えるに従って、就業率は高くなる傾向がある⁵⁴。しかしながら、子の人数が3人以上になると、仕事をする受給者の労働時間が30時間未満の短時間労働者の割合が増加する。また、本人の労働収入も、子が3人以上になると低収入者の割合が高まる。さらに、生活保護を受給する受給者の割合も子が3人以上の場合、高くなる。就労状況や経済状況の差は、子1人の場合と子2人の場合の差よりも、子2人の場合と子3人以上の場合の差の方が大きい。第3子以降の加算方法については、もう一度、その妥当性の検証をする必要があると思われる。

死別のひとり親世帯に対する遺族年金は、イギリスを除く調査対象各国のように、遺児に対応する給付と遺族配偶者に対する給付を別にするという方法もある。両者を別にした場合、遺族配偶者に対する給付が終了となった場合でも、遺児に対する給付部分だけを支給継続することができる。例えば、遺族配偶者は、遺児の養育負担ゆえに就労が制約されるが、遺児の年齢に応じて、その意味での制約は徐々に緩和されていく。その一方で、遺児の養育に要する費用は、遺児の年齢に応じて増加していく。それゆえ、子が一定年齢になった後は、遺族配偶者に対する給付を減額あるいは終了させて、遺児に対する給付部分だけを継続させるという整理をすることもできる。さらに、遺族配偶者に対する給付と遺児に対する給付を別々にしている国では、遺児が通常の支給終了年齢を超えて、学校教育などを受けている場合に、遺児に対応する給付のみを延長させることができる。アメリカ、スウェーデンでは、この学校教育に高等教育は含まれないが、ドイツでは、高等教育も含まれるため、遺児が大学に進学する場合は、遺児年金の支給が延長される。また、ドイツでは、遺児が職業訓練中の場合も、支給が延長される。

大学進学率が高まっている日本でも、遺児の経済的理由による進学断念を減らし、遺児

⁵⁴ 補章では表を省略している。

の将来の貧困を回避するために、ドイツのように大学進学をする遺児に対して、年金制度上で経済的支援を行うことも一つの選択肢である。ただし、高等教育に対する公的支出がOECD諸国の中でも少ない日本では、遺児にだけこうした支援を行うことは、高校を卒業して就職する者とのバランス、他の世帯の子で大学進学をする者とのバランスを欠くという批判が生じることが予想される。それゆえ、その実施をすることは現実的には難しいであろう。しかし、仮に、そうした支援を行うことが認められるのであれば、日本のように、遺児に対応する給付を配偶者の年金に対する加算とする場合は、遺児に対応する給付だけ延長させるといった方法を取ることができないため、加算から独立給付への見直しが必要となる。本研究事業では、調査対象国において、なぜ遺児に対する給付を独立させているのかは必ずしも十分な検討ができなかったため、この点については、今後の検討課題としたい。また、遺児等に対応する給付のあり方については、高等教育無償化等の教育政策の動向も踏まえるべき論点であり、その点でも将来の検討課題になる。

なお、ドイツやフランスでは、次世代育成への貢献に対する評価として、遺族配偶者に対する年金について、過去の養育経験に応じた年金額加算を行っている。日本の遺族年金でも、元々、遺族配偶者に対する年金額の加算は人口政策上の観点から導入されているが、現在は、そのような意味合いはない。このような趣旨の加算の是非は、次世代育成への貢献に対する評価を年金制度上でどこまで行うべきかといった年金制度全体にかかる論点に左右されるため、遺族年金のみを検討対象とする本稿で論じることは難しい。

2.6 再婚の取り扱い

(1) 調査対象国と日本の現状

遺族年金を受給する遺族配偶者が婚姻をした⁵⁵場合、再婚相手からの扶養を受けることが可能となるため、遺族年金の必要性は無くなるとも考えられる。こうした考えに基づけば、遺族配偶者が再婚をした場合に遺族年金の受給権が失権するのは当然のことであり、実際に、調査対象国でも、かつては、再婚による失権は一般的な取り扱いであった。

しかしながら、再婚による失権が、遺族配偶者の再婚阻害要因や事実婚選択要因になることも問題視されるようになっている。その対応策として、ドイツでは、再婚により寡婦寡夫年金を失権させるものの、その後に再婚関係が解消された場合、一定の要件を満たせば、再婚前の寡婦寡夫年金の請求権の復活を認める仕組みを設けている。また、再婚時に一時金を支給する制度も存在する。

一方で、スウェーデンの一般調整年金やイギリスの遺族支援手当では、遺族配偶者が再婚をしても受給権は失権せず、そのまま支給が継続される。再婚阻害要因を取り除くということだけでなく、両年金は短期間の有期給付であるため、調査コストをかけて失権させることに財政上の利益がほとんど無いことがその理由として考えられる。スウェーデンでも、支給期間が延長される延長調整年金では、再婚により支給が停止される。

⁵⁵ 本章では、遺児が婚姻した場合の取り扱いについては割愛する。

また、アメリカの高齢の寡婦寡夫年金やフランスの振替年金でも、再婚による失権の仕組みは廃止され、遺族配偶者が再婚後も支給が継続されるようになっている。その理由として、再婚抑止効果の除去や事務の簡素化が指摘されている。さらに、前述したように⁵⁶、両年金は、死亡した被保険者の離婚した元配偶者にも年金を支給するなど、遺族年金の性格④の要素を強く有する。そのことも、上記の取り扱いに結びついていると考えられる。一方、フランスでも、そうした性格を有していない寡婦(夫)手当では、遺族配偶者の再婚により遺族年金は失権する。また、アメリカの遺児を養育する親年金でも、遺族配偶者が再婚をした場合、支給が停止される。ただし、再婚相手と離別した場合は、停止されていた遺族年金の支給が再開される形になっている。

日本では、遺族配偶者が婚姻（再婚）したときは受給権が失権する。この婚姻には、届出をしていなくても事実上、婚姻関係と同様の事情にあるものも含まれる。権利の回復規定はないので、その後、新たな婚姻関係が離婚に終わった場合でも、遺族年金の支給が再開されることはない。なお、遺族基礎年金と遺族厚生年金を受給している妻で子がいる者が再婚した場合、妻に対する両年金の受給権は失権するが、子に対して、18歳到達年度末まで遺族厚生年金が支給される（子に対する遺族基礎年金は、生計を同じくする親がいるため、再婚前と同様に支給停止となる）。

(2) 現行制度の歴史的経緯と根拠

労働者年金保険法の段階から、遺族配偶者の再婚は失権事由とされており、その後の厚生年金保険法でも国民年金法でも同様の取り扱いとなっている。その理由として、①遺族が婚姻した時は、新たに親族関係を生じ、故人との関係は一応清算されること⁵⁷、②夫の死亡当時における身分関係を継続しなくなかったことは、新しい夫によって生計を維持される関係に入ることを意味し、もはや母子としての所得保障を行う必要が少なくなったとみられること⁵⁸が挙げられる。

(3) 論点整理

調査対象国で、再婚後も支給が継続されるケースは二つある。

一つは、遺族年金が短期の有期給付中心となっている場合である（イギリスの遺族支援手当、スウェーデンの一般調整年金）。このケースでは、再婚によって失権させることの事務的コストや再婚阻害効果によるマイナスが、この取り扱いによる財政上のプラスを遥か

⁵⁶ 「遺族配偶者の要件」の項目を参照。

⁵⁷ 有泉亭・中野徹雄編（喜多村悦史著）（1982）『厚生年金保険法（全訂社会保障関係法1）』日本評論社、196頁。

⁵⁸ 有泉亭・中野徹雄編（喜多村悦史著）（1983）『国民年金法（全訂社会保障関係法2）』日本評論社、115頁。

に上回ることになる。また、性格①の観点から、遺族年金を生活の立て直しを図るための支援と位置付ければ、再婚を阻害するような取り扱いは望ましくないと考えられる。

もう一つは、比較的高齢の遺族配偶者に対して、性格④の観点から遺族年金を支給している場合である（フランスの振替年金、アメリカの高齢の寡婦寡夫年金）。死亡した者の保険料拠出に遺族配偶者が貢献したことに対する評価として遺族年金を支給するのであれば、遺族配偶者が再婚しても、支給を停止しないという整理は可能である。

このような形で、調査対象国では、かつてに比べれば、再婚後も支給が継続されることは多くなっているが、これ以外のケースでは、再婚後の遺族年金は失権あるいは支給停止されている。

日本では、現行制度を前提とした場合、遺族配偶者に対する遺族年金は無期ないしは中長期となっており、再婚時に支給を終了させるか否かは給付費に大きな違いをもたらす。イギリスやスウェーデンのような形で、再婚後の遺族配偶者に支給を継続することは難しい。一方、高齢遺族に対する遺族年金については、日本でも、性格④の要素があると考えられるが、アメリカやフランスの遺族年金とは異なり、受給権構築に対する遺族配偶者の貢献の評価という要素はない。また、遺族配偶者が被用者世帯の第3号被保険者であった場合、死亡した者の保険料拠出に対する貢献は、老齢基礎年金の支給という形で評価されているとも考えられる。それゆえ、フランスやアメリカの高齢遺族に対する遺族年金のような形でも、再婚後の支給継続を正当化することも難しい。

それゆえに、上記の国々とは異なり、日本では、(2)で記したような理由で実施される再婚時の失権の取り扱いを大きく変更する必要性は乏しいと思われる。ただし、再婚阻害要因を少しでも取り除くために、ドイツの寡婦寡夫年金やアメリカの遺児を養育する親年金で見られるように、遺族配偶者が再婚した場合は、一時金を支給する、あるいは、失権ではなく支給停止とし、再婚した後に離婚した際に、その支給を再開できるような可能性を残しておくことは、検討の余地があるかもしれない⁵⁹。

2.7 専業主婦（主夫）が死亡した場合の取り扱い

(1) 調査対象国と日本の現状

先進諸国では共働き世帯が一般化しているが、その一方で、配偶者の一人がもっぱら働き、もう一人が専業主婦（主夫）となる世帯も存在する。このような専業主婦（主夫）が亡くなった場合、遺族配偶者に対して所得保障を行う必要があるのか否かは議論が分かれるところである。

イギリス、フランス、ドイツ、アメリカの遺族年金では、保険料拠出要件が存在するため、働いていない専業主婦（主夫）が死亡したとしても、保険料拠出要件を満たせず、その遺族配偶者に遺族年金は支給されないと考えられる。

⁵⁹ 伊部英男(1975)『女性と年金—明るい老後のため』時事通信社、250-251頁でも同様の指摘がなされている。

ただし、専業主婦（主夫）であっても、過去の就労経験等によって、保険料拠出要件を満たせる可能性があり、その場合は、各国ともに生計維持要件が存在せず、かつ、支給要件の男女差も存在しないため、専業主婦（主夫）の死亡時に、遺族年金の受給権が遺族配偶者に性別を問わず発生する。また、パート等で家計補助的に働いている準専業主婦（主夫）が死亡した場合も、保険料拠出要件を満たしていれば、遺族年金の受給権は発生する。

さらに、イギリス、フランス、ドイツでは、育児や介護による就業中断で認められる年金クレジットがあり、国によって仕組みは異なるが、基本的に、当該期間中は保険料を納付したものとみなされる⁶⁰。それゆえ、この3カ国では、育児や介護に従事していた専業主婦（主夫）が死亡した場合にも、遺族配偶者に遺族年金の受給権が発生する可能性がある。

ただし、遺族年金の受給権が発生した場合でも、フランス、ドイツ、アメリカでは、所得調査による年金額の調整がある。専業主婦（主夫）のいる世帯の稼得者は高額所得者となる傾向があるため、受給権が発生しても、年金額は減額あるいはゼロとなることが少な
くない。

一方、スウェーデンでは、最低保証年金が用意されているため、就労や育児等をしてこなかった専業主婦（主夫）が死亡した場合は、税財源による最低保証年金が遺族配偶者に支給されることになる。死亡した専業主婦（主夫）に過去の就労や年金クレジットがある場合は、遺族配偶者には調整年金が支給され、その金額と最低保証額の差額が最低保証年金で補われる。

日本では、被用者世帯の専業主婦（主夫）や扶養内で家計補助的に働く準専業主婦（主夫）が死亡した場合でも、遺族配偶者に子がいる場合は、遺族基礎年金が支給される。第3号被保険者制度により、本人自らの保険料負担が無い場合でも、保険料拠出要件を満たすことが可能である。また、生計維持要件があるものの、極めて緩やかな条件であり、遺族配偶者が専業主婦（主夫）の死亡前から著しい高額所得者であった場合を除いて、遺族基礎年金が減額無しで支給される。

(2) 現行制度の歴史的経緯と根拠

2012年改正前の遺族基礎年金では、夫が生計維持者であることを前提としており、その前提から外れるケース、すなわち、妻（第2号被保険者）が生計維持者となり、専業主夫（第3号被保険者）と子がそれに扶養される世帯では、妻が死亡したとしても、遺族たる父子に遺族基礎年金が支給されることはなかった。逆に、このケースにおいて、専業主夫の夫が死亡した場合は、（妻の年収が極めて高額でない限り、）遺族たる母子に遺族基礎年金が支給される形になっていた。

⁶⁰ 丸山桂(2016)「女性と年金問題の新たな視点－家族ケアへの配慮と適用拡大問題－」『社会保障研究』Vol.1 No.2。

遺族基礎年金の支給対象の男女差を解消するにあたっては、「性別にかかわらず、実際の生計維持者が死亡した場合に年金を支給する」という形に見直すという方向性が考えられる。この考えに基づけば、第2号被保険者に扶養される第3号被保険者が死亡した場合には、死亡した者の性別にかかわらず、年金を支給する必要性は乏しいということになる。

2012年改正においても、当初は、第3号被保険者が死亡した場合には、遺族基礎年金を支給しないこととするという制度設計が提案されていた。社会保障審議会年金部会でも、この取り扱いを支持する意見が優勢であった⁶¹。

しかしながら、第3号被保険者の死亡には一律に支給しないという取り扱いに対しては、政令案のパブリックコメントのなかで、「第3号被保険者であっても、パート労働者として働き、世帯の生計維持に貢献している世帯もあるため、そういった世帯で第3号被保険者の方が死亡した場合に遺族年金が出ないのは不合理」、「自身の被保険者期間がほぼ第1号被保険者期間や第2号被保険者期間によって満たされている人が、死亡時に偶然第3号被保険者であったからといって遺族年金が支給されないのは不公平」といった指摘がなされた。また、厚生年金保険法には、被扶養配偶者を有する被保険者が負担した保険料は夫婦で共同負担したものと認識するという規定もあり、その規定との矛盾を指摘する声もあった。これらの指摘を受けて、最終的には、上記の取り扱いはなされないことになっている⁶²。

(3) 論点整理

調査対象各国では、社会保険方式を採用する場合、専業主婦（主夫）や準専業主婦（主夫）が死亡した際に、遺族配偶者に受給権を発生させるか否かにとって重要なことは、死亡した者が就労して保険料を拠出していたか否か、あるいは、それに相当する育児等を行っていたか否かになっている。

「生計維持要件と所得要件（所得調査）」の項目で論じるように、かつては、フランス、ドイツ、アメリカでは、扶養要件や生計維持要件が存在しており、専業主婦が死亡した場合は、これを満たすことができず、遺族年金は支給されていなかった。しかし、現在では、専業主婦（主夫）が死亡した場合でも、拠出要件を満たしていれば、受給権を発生させ、そのうえで、遺族配偶者に十分な収入がある場合は、年金額を調整し、所得保障の必要性に乏しいようなケースに給付がなされることを防いでいる。

日本でも、第3号被保険者であっても、過去に保険料拠出をしていた者もいる。また、厚生年金保険の夫婦共同負担の認識規定を踏まえれば、第3号被保険者中も保険料を拠出していたとみなすこともできる。さらに、遺族基礎年金の支給対象となる遺族配偶者であれば、育児の経験も有している。それゆえに、遺族基礎年金を支給する際に第3号被保険者の死亡を一律に排除することは、調査対象各国との比較で見た場合であっても、適切とは言えないであろう。

⁶¹ 第9回社会保障審議会年金部会議事録（平成24年1月23日）

⁶² 政令案のパブリックコメントに対する厚生労働省の回答（平成26年1月10日）

また、第3号被保険者であっても、46.9%が就労している（厚生労働省「平成25年公的年金加入状況等調査」）ことを考えれば、被用者保険の適用範囲の関係上、第3号被保険者となっている場合でも、夫婦がともに生計を維持する役割を果たしているという整理をすることができ、この点からも第3号被保険者の死亡を一律に排除すべきではないと思われる。

その一方で、一般に夫の年収が高いほど、妻が第3号被保険者となる確率が高まるため、第3号被保険者の死亡を排除しない場合、現在の生計維持要件を前提とすれば、所得の高い寡夫に遺族基礎年金が減額無しで支給される可能性が高まる。厚生年金保険の夫婦共同負担の認識規定があるとはいえ、実際には保険料を拠出していない第3号被保険者の死亡に際して、こうした状況が生じることに保険料拠出者の合意が得られるのかは疑問が残る。

もちろん、子を養育する世帯の専業主婦（主夫）が死亡した場合には、所得の高い遺族配偶者であっても、遺児の養育のために、転職や時短勤務をしなければならないこともあります。その部分を補填する必要性も認められる。ただし、その場合でも、所得の低い遺族配偶者と同額の遺族基礎年金を支給する必要性までは認められないであろう。

第3号被保険者の死亡でも遺族基礎年金を支給するのであれば、所得の高い寡夫に対する遺族基礎年金の支給をどのように調整するのかを検討することが求められる⁶³。

2.8 生計維持要件と所得要件（所得調査）

（1）調査対象国と日本の現状

配偶者等が死亡した場合でも、寡婦や寡夫に十分な所得があれば、所得保障の必要性は少ない。それゆえ、こうした遺族配偶者をどのように取り扱うのかは、制度設計上、重要なポイントの一つである。

調査対象国すべてにおいて、遺族配偶者に対する遺族年金では、生計維持要件や扶養要件は存在しない。他の支給要件を満たしていれば、死亡した者によって生計を維持されていたか否かにかかわらず、遺族配偶者に受給権が発生する。その代わりに、アメリカ、ドイツ、フランスでは、受給権発生直前やその後の遺族の所得額に応じて、年金額を減額している。

このような所得調査が行われる頻度は国によって異なる。ドイツやアメリカでは、毎年実施される。ただし、アメリカでは、標準的な老齢年金支給開始年齢である完全引退年齢後は、所得調査やそれに伴う年金額の減額は行われない。一方、フランスでは、寡婦（夫）手当の場合、6ヶ月ごと、振替年金の場合、55歳、62歳、67歳の時点で実施される。

所得調査の際に算入される所得も国によって異なる。アメリカでは、社会保障年金の賦課対象が労働所得であることから、保険料の賦課対象である労働所得のみが年金給付の制

⁶³ その方法として、生計維持要件の基準額を引き下げるには弊害が大きい。「生計維持要件と所得要件（所得調査）」の項目を参照。

限に該当する所得になるという整理がなされている⁶⁴。

一方で、フランスやドイツでは、より広い所得が考慮されており、労働所得だけでなく、老齢年金や財産所得なども所得調査の対象となり、その額に応じて年金額が減額される。例えば、フランスの振替年金では、遺族配偶者の所得と振替年金の年金額の合計額が上限額（2017年）20,300.80ユーロ（2,425,030円）を超える場合は年金額の調整は行われないが、上限額を超える場合は超過分が振替年金から減額される。財産所得については、資産の市場価値の3%を所得に換算するという方法がとられている⁶⁵。このような調整は、遺族の生計維持のための給付を行うという給付目的を根拠に実施されているが、振替年金の有する性格④との関係で緊張関係にあるといふ。実際に、補足制度に相当するARRCO・AGIRCの振替年金では、所得要件が存在せず、年金額は遺族配偶者の所得に影響されない。にもかかわらず、一般制度の振替年金で所得調査を課しているのは、一般制度に税財源が投入されているためだとされる。

また、ドイツでも、財産所得も含めて他の収入で生計を維持できるのであれば、生計を維持するために支給される遺族年金の減額は可能であるとの考え方に基づき、所得調査を実施している。財産所得については、本人申告に基づいて算定される⁶⁶。所得に応じた年金額の減額について、ドイツ国内において、学説上批判もあるが、判例では合憲と判断されている。

なお、所得調査を行う場合には、労働所得については、遺族の就労インセンティブを阻害しないような一定の配慮が行われている。例えば、アメリカでは、年間の労働所得が16,920ドル（1,882,590円）までは年金額の調整が行われず、それを超えた場合も、超過分の半分だけが年金額から減額される。フランスの振替年金では、労働所得の30%が年金額の調整対象となる所得から控除される。寡婦(夫)年金でも、労働所得の全部または一部を調整対象所得から控除する仕組みがある。

一方で、イギリスの遺族支援手当やスウェーデンの調整年金では、所得調査は実施されてしまうが、遺族の所得が多い場合でも、減額無しの年金が支給される。両国の遺族年金が、性格①の観点による短期間の有期給付を中心としていることが影響していると思われる。所得調査が遺族の就労を重視する方向にそぐわないだけでなく、短期給付であれば、所得調査のコストに見合った財政上の効果がほとんど得られないであろう。

日本では、被保険者等の死亡時に、その者によって生計を維持されていた遺族にのみ、

⁶⁴ ただし、遺族配偶者本人の老齢年金がある場合は、老齢年金を優先して支給し、それよりも遺族年金の方が高い場合は、その差額を遺族年金として支給するという調整が行われる。

⁶⁵ 財産であっても、主な住居として利用している不動産や死亡した被保険者の遺産などは所得調査の対象から外されている。

⁶⁶ 財産所得については、本人申告が正しいという前提で手続きが行われ、正しくないとの疑義が生じた場合のみ、調査が行われる。

遺族年金が支給される。その判断基準として、「生計同一に関する認定要件」と「収入に関する認定要件」による生計維持要件を設けている。生計同一要件は、遺族が配偶者や子である場合とそれ以外の場合で若干異なる⁶⁷が、同居をしている場合や別居でも経済的援助が行われている場合などに、満たされていると認められる。収入要件⁶⁸は、原則として、前年収入が年額850万円未満である場合や前年所得が年額655.5万円未満である場合に、満たされているとみなされる。これらの要件を満たさなかった遺族には受給権そのものが発生しない。一方で、受給開始後の所得調査による減額や支給停止は存在しない。

(2) 現行制度の歴史的経緯と根拠

⁶⁷ 「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて〔厚生年金保険法〕」(平成23年3月23日 年発0323第1号)

生計維持認定対象者及び生計同一認定対象者に係る生計同一関係の認定に当たっては、次に該当する者は生計を同じくしていた者又は生計を同じくする者に該当するものとする。

- ① 生計維持認定対象者及び生計同一認定対象者が配偶者又は子である場合

- ア 住民票上同一世帯に属しているとき
- イ 住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一であるとき
- ウ 住所が住民票上異なっているが、次のいずれかに該当するとき

- (ア) 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき

- (イ) 単身赴任、就学又は病気療養等の止むを得ない事情により住所が住民票上異なっているが、次のような事実が認められ、その事情が消滅したときは、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき

- (ア) 生活費、療養費等の経済的な援助が行われていること

- (イ) 定期的に音信、訪問が行われていること

- ② 生計維持認定対象者及び生計同一認定対象者が死亡した者の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族である場合

- ア 住民票上同一世帯に属しているとき
- イ 住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一であるとき
- ウ 住所が住民票上異なっているが、次のいずれかに該当するとき

- (ア) 現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき

- (イ) 生活費、療養費等について生計の基盤となる経済的な援助が行われていると認められるとき

⁶⁸ 「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いについて〔厚生年金保険法〕」(平成23年3月23日 年発0323第1号)

生計維持認定対象者（障害厚生年金及び障害基礎年金並びに障害年金の生計維持認定対象者は除く。）に係る収入に関する認定に当たっては、次のいずれかに該当する者は、厚生労働大臣の定める金額（年額850万円）以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外の者に該当するものとする。

ア 前年の収入（前年の収入が確定しない場合にあっては、前々年の収入）が年額850万円未満であること。

イ 前年の所得（前年の所得が確定しない場合にあっては、前々年の所得）が年額655.5万円未満であること。

ウ 一時的な所得があるときは、これを除いた後、前記ア又はイに該当すること。

エ 前記のア、イ又はウに該当しないが、定年退職等の事情により近い将来（おおむね5年以内）収入が年額850万円未満又は所得が年額655.5万円未満となると認められること。

歴史的に見た場合、労働者年金保険法の遺族年金では、受給者が遺族配偶者となる場合、生計維持要件は問われなかった。遺族配偶者に対する遺族年金に生計維持要件が導入されるのは 1948 年改正である。この改正で、遺族年金について、男性の年齢制限を廃止した代わりに、男女の別なく、生計維持の条件が付けられている⁶⁹。しかし、1954 年改正で男性に年齢制限が再び導入された後も、生計維持要件はそのまま残されている。

この生計維持の状況については、社会通念上普通の生活水準を保持するための相互維持の関係も含むとされ、「共稼ぎの夫婦は相互に生計を維持していたものと認められる」、「自ら相当程度の収入を得ていた内妻であっても夫の収入が生計維持上不可欠のものであれば遺族の範囲に入る」といった解釈がなされていた⁷⁰。

その後、1985 年改正において、「年収 600 万円以上の収入を将来にわたって有すると認められる者以外の者」が、生計維持関係にあると整理された（1994 年改正で基準額は 850 万円に改定）。この基準額は、社会通念上著しく高額の収入があるとみなされる被用者年金の上限 10%に当たる年収を基準に採用したものとされる⁷¹。このような高額の基準額が採用された理由は以下の通りである。

生計維持要件は権利発生要件であり、受給権が発生しなかった遺族は、その後予測できない収入の変化があった場合でも、遺族年金を受給することができない。被保険者死亡後の遺族の将来の収入を見通すことが困難であり、上記の事態を避けるために、広く受給権が発生するよう設定されている⁷²。

(3) 論点整理

調査対象国でも、かつては、男女ともに（フランス）、あるいは、男性だけに（ドイツ、アメリカ）、受給に際しての扶養要件や生計維持要件が存在していた。男性遺族配偶者は原則として、遺族年金の支給対象外としつつも、女性配偶者に扶養や生計維持をされていた場合は、支給対象とするという取り扱いになっていた。しかし、遺族年金の男女差の解消が求められる中で、死亡した者と遺族配偶者の間での扶養や生計維持の関係性の有無は重視されなくなっている。その一方で、遺族年金受給者の所得に応じて、年金額を減額する仕組みが取り入れられることがある。ただし、その場合でも、受給者の所得が低い場合には、年金額を減額しないようにしている。

日本で、遺族配偶者が遺族年金を受給する際に生計維持要件が入れられたのは、1948 年改正であったが、これは形式的に遺族年金が男女平等になった際に、実質的に寡夫を排除するために導入されたものと考えられる。現在の生計維持要件のもとでは、被保険者死亡時に著しい高額所得者でなければ、遺族本人の労働収入や財産収入等で平均以上の生活

⁶⁹ 厚生団(1988)『厚生年金保険制度回顧録』社会保険法規研究会、51-52 頁。

⁷⁰ 厚生省保険局(1957)『厚生年金保険法疑義解釈総覧』社会保障研究所、142-143 頁。

⁷¹ 厚生労働省年金局(2014)「遺族年金制度の在り方」第 27 回社会保障審議会年金部会資料 3、5 頁。

⁷² 社会保障審議会年金部会(2003)「年金制度改革に関する意見」(平成 15 年 9 月 12 日)。

水準を確保できる場合であっても、それに加えて遺族年金が支給される。さらに、労働収入や財産収入等との調整は行わないため、年金額の減額も行われない。仮に遺族年金の性格④を重視する場合でも、現役期の遺族に対しては、このような状況を正当化することは難しいと思われる。

「実態調査」から推計すれば、65歳未満の遺族年金受給者のうち、受給者本人の労働収入が（給与所得者の平均年収をやや上回る）500万円以上である者が2.6%存在する。男性に限定すれば、65歳未満受給者の15.7%が500万円以上となっている（補章表16）。今後、遺族基礎年金の父子家庭への支給が定着し、さらに、もし遺族厚生年金でも男女差が解消されがあれば、男性受給権者の増加が予想される。そうしたなかで、現在の生計維持要件を見直さなければ、過剰給付とも受け取られかねないケースが増加する可能性が高い。

それゆえ、遺族年金の性格②の観点からは、本人所得の高い遺族に対する給付のあり方が問われる。ただし、現在の生計維持要件の基準額を下げることは弊害が大きい。生計維持要件を満たすか否かは、原則として死亡時の前年収入（所得）で判断されるため、その時点での要件を満たして受給を開始すれば、その後に年収が基準額を超えて、支給は継続される。逆に、前年収入（所得）が基準額を超えていれば、近い将来（概ね5年以内）に収入（所得）が基準額未満となることが予測されている場合を除いて、受給権が発生せず、その後に収入（所得）が基準額を下回っても、遺族年金は支給されない。

基準額が年収850万円（所得655.5万円）であれば、いずれのエラーも生じる可能性は少ない。「実態調査」から推計すれば、65歳未満の遺族年金受給者のうち、本人労働年収が850万円を超えている者は0.1%である。定年退職直前に配偶者が死亡した場合などで、基準額を超えていても受給権が発生することがあるため、年収850万円を超える受給者がいるのは、その影響もある。その点を考慮すれば、配偶者死亡前に年収850万未満だった者が配偶者死亡後に年収850万円以上となる事例は確実に存在するものの、その確率は限りなくゼロに近いと言える。

しかし、例えば、この基準額を年収400万円とした場合、配偶者の死亡前に基準額を下回っていた者がそれを上回る事例は無視できなくなる。また、死亡前に基準額を上回っていた者が下回るという事例も、基準額が年収850万円の場合と比べて、多くなる。遺族に対する所得保障の必要性を生計維持要件で判断する方法を維持するのであれば、その基準額は高めに設定せざるを得ない。それゆえ、もし、今後、遺族年金の男性受給権者が増えていくのであれば、その動きと生計維持要件の存置は適合しない可能性がある。

その一方で、生計維持要件の代わりに所得調査を入れて対応する方法に対しては、2004年改正時の国会審議における政府答弁において、①拠出制年金に所得制限を入れることの理論的困難、②毎年度、所得の報告を受けて、年金額を調整する事務的負担、③遺族の就

労意欲を阻害する可能性の3点の問題点が指摘されている⁷³。

確かに、拠出制年金では、一般的に所得調査の導入は理論的に難しいとされる。しかし、遺族年金では、拠出と給付の直接的な牽連性が認められず、拠出に基づく給付という意味での権利性が相対的に希薄である⁷⁴ことを考えれば、その導入が困難とは言い切れない。また、所得調査には就労抑制効果がつきまとうが、給付対象者の経済的ニーズが類似し、手当額が勤労収入に応じて減額される児童扶養手当に関して、その就業抑制効果は小さいとの研究⁷⁵がある。

その一方で、遺族年金の受給者の年齢構成を見た場合、約9割が65歳以上であり、生計維持要件を下げたり、本人の労働所得に応じた減額や支給停止の仕組みを入れたりしても、年金財政上の効果は小さい。にもかかわらず、受給開始後の所得調査では、就労意欲に配慮した調整が必要なことも含めて、受給開始前の生計維持要件にかかる認定に比べて行政コストが大きくなることに留意する必要がある。

また、実務面でも、所得と年金額の調整は、労働所得については在職老齢年金において、労働所得以外も含めた所得についても30条の4の障害基礎年金において実施例が存在するものの、所得調査を導入する場合は、対象となる所得の範囲をどうするか、遺族配偶者に子がいる場合の配慮をどうするか、調査のタイミングと回数をどうするかなどの難しい問題は残されている。

2.9 高齢遺族に対する遺族年金

(1) 調査対象国と日本の現状

片働きの家族モデルでは、自らの老齢年金受給権の獲得が難しい既婚女性の老後の所得保障として、遺族年金の役割は大きかった。むしろ、国によっては、その役割を担う制度として、遺族年金が創設されている。例えば、アメリカでは、1939年改正法で最初に導入された遺族年金は、自身の老齢年金受給資格を有していないか、その給付額が少ない65歳以上の寡婦のみを支給対象としていた。また、フランスの振替年金も、現在の仕組みが創設された1945年の時点では、死亡した者に扶養されていた配偶者で、自らの老齢年金の受給権を持たない65歳以上の者が支給対象となっていた。

現在、各国ともに、遺族年金は現役期の遺族配偶者を支給対象としているが、高齢の遺族配偶者を支給対象とするか否かは国によって異なる。例えば、スウェーデンでは、1988年改正前までは、当時の報酬比例部分の一般付加年金から支給される寡婦年金が65歳以降も支給されていた。1988年改正で導入された調整年金は、原則1年間の有期給付であるだけでなく、支給期間中に遺族配偶者等が65歳になる場合、その誕生日から支給停止になる。

⁷³ 第159回国会参議院厚生労働委員会会議録第20号（平成16年5月27日）、39頁。

⁷⁴ 菊池馨実(2016)「遺族年金制度の課題と展望」『社会保障研究』Vol.1No.2、362頁。

⁷⁵ 浜田浩児(2009)「児童扶養手当の遅減制の就業抑制効果と所得再分配効果」『季刊社会保障研究』Vol.45No.1。

また、イギリスの遺族支援手当でも、年金支給開始年齢以降の遺族配偶者は支給対象外となっている。

一方で、ドイツ、フランス、アメリカでは、老齢年金支給開始年齢以降も、遺族年金の支給が継続される。老後に配偶者を亡くした場合だけでなく、現役期に配偶者を亡くした場合でも、年齢によっては無期給付を受給できる。さらに、現役期の若い時期に配偶者を亡くし、遺族年金が年齢要件で支給されない、あるいは、有期給付となる場合も、その後に、一定年齢に到達すれば、無期給付の対象となっている。これらの場合も、老後はそのまま遺族年金を受け続けることができる。

確かに、共働きが増える中で、女性が自らの保険料拠出により、老齢年金を受給することが多くなっている。それでも、老齢年金を受給できない、あるいは、老齢年金額が少ない高齢女性が存在するため、現在でも、死亡した配偶者の保険料拠出に基づく遺族年金が女性の老後の所得保障に大きな役割を果たしている。例えば、アメリカの62歳以上の女性年金受給者（2015年）の13.7%が遺族年金のみの受給者であり、さらに14.4%が老齢年金と遺族年金を併給している。

老齢年金支給開始後も、遺族年金が支給される国では、両年金の受給権が同時に発生しているときには、年金額の調整が行われる。アメリカでは、老齢年金を優先して支給し、遺族年金の方が高い場合は、その差額を支給するという形をとっている。フランス、ドイツでは、本人の老齢年金を遺族年金の所得調査の対象所得に算入して、その金額に応じて、遺族年金額を減額している。

高齢遺族に対する遺族年金の給付水準は、ドイツとフランスでは、死亡した配偶者の受給する（はずだった）老齢年金の50%強となっている。アメリカでは、死亡した配偶者の受給する（はずだった）老齢年金の100%であるが、配偶者が生存中に受給できていた配偶者年金（死亡した配偶者の老齢年金の50%）が終了するため、世帯年金額で見た場合、配偶者死亡前の66.6%の年金額となる。

日本では、高齢遺族にも、遺族厚生年金が支給される⁷⁶。高齢期に配偶者を亡くした寡婦だけでなく、現役期に配偶者を亡くした寡婦がそのまま老後も遺族厚生年金を受給し続けることができる。「実態調査」では、現在の遺族年金受給者の9割近くが65歳以上の高齢女性となっている（補章表1）。

65歳以上の遺族配偶者が受け取る年金の給付水準は、「①本人の老齢厚生年金」、「②死亡した配偶者の老齢厚生年金額×3/4」、「③死亡した配偶者の老齢厚生年金×1/2+本人の老齢厚生年金額×1/2」のなかで最も高額のものになる。なお、遺族配偶者が遺族厚生年金と老齢厚生年金の受給権を両方有する場合は、老齢厚生年金をまず全額支給して、②や③が

⁷⁶ 18歳年度末前の子がいる遺族配偶者の場合で、65歳以降も遺族基礎年金が支給されるケースも存在する。ただし、65歳以降の親に18歳年度末到達前の子がいることは極めて稀であり、65歳以上の遺族基礎年金受給者はほとんど存在しない。

それを上回る場合は、その高い方の金額と老齢厚生年金の差額が遺族厚生年金として支給されるようになっている。

(2) 現行制度の歴史的経緯と根拠

「支給要件の男女差」の項目で述べたように、1954 年の厚生年金保険法の全面改正時の遺族年金では、就労の可能性や未婚者との公平性の観点から、子がいる寡婦と子のいない高齢遺族に対する所得保障が重視されていた。その後、現役期の子のいない寡婦に対する給付も行われるようになるが、審議会等では、母子家庭とあわせて、高齢遺族が所得保障の必要性が高い遺族と位置付けられてきた。

給付水準についても、遺族年金は死亡した配偶者の老齢年金の 2 分の 1 とされていたが、子を養育する寡婦とともに、60 歳以上の寡婦にも寡婦加算額が認められており、特に 1980 年改正では、寡婦加算額を大幅に引き上げることで、高齢遺族に対する給付水準の向上が図られた。また、自らの老齢年金が受給できる場合は寡婦加算を支給しないという形で調整が行われていた。

年齢に応じて就労や再婚が難しくなるだけでなく、1985 年改正までは、自らの名義の老齢年金を受給できないことも多かった高齢寡婦にとって、遺族年金は老齢年金の代わりとしての大きな役割を果たしていた。

1985 年改正により、遺族配偶者も、65 歳以上になれば、自らの名義の老齢基礎年金を受給できるようになる。これにより、改正前に比べれば、遺族年金が老齢年金を代替する機能は縮小したと評価することもできる。その一方で、老齢基礎年金の上乗せとして、配偶者の死亡による遺族厚生年金（死亡した者の老齢厚生年金の 3/4）を受給できるようになった。1985 年改正では、一人一年金を原則としつつも、寡婦に対する遺族厚生年金が実質的に老齢年金の機能を果たすことから、老齢基礎年金と遺族厚生年金は併給可能と位置付けられた。

ただし、遺族配偶者が本人の老齢厚生年金も受給できる場合は、遺族厚生年金と老齢厚生年金のどちらか一方を選択することになっていた。寡婦の場合は、老齢厚生年金の受給権があるても、就労期間や賃金の関係で、一般的に、その年金額が低くなる傾向がある。結果的に、遺族厚生年金が選択されることになり、夫と死別後は、過去の就労による保険料拠出が給付額に反映されない状態になっていた。

そのため、1994 年改正で、遺族厚生年金の 2/3（死亡した配偶者の老齢厚生年金の 1/2）と本人の老齢厚生年金の 1/2 を併給出来るようにした。これにより、寡婦の老齢厚生年金が死亡した夫の老齢厚生年金の 2 分の 1 よりも高額であれば、遺族厚生年金だけを選択するよりも年金額が増額となった。しかし、寡婦の老齢厚生年金は死亡した夫の老齢厚生年金の 2 分の 1 を下回ることが多く、両年金の受給権を有していても、ほとんどの者が遺族

厚生年金を選択せざるを得なかった⁷⁷。

2004年改正によって、前述したように、本人に老齢厚生年金を全額支給したうえで、遺族厚生年金との差額、あるいは、死亡した配偶者と本人の老齢厚生年金の合計額の1/2との差額を遺族厚生年金として支給する形で調整を行うことになった。これにより、名目上は、夫と死別した後も、妻の過去の保険料拠出が掛け捨てとなるような状態は避けられている。

(3) 論点整理

高齢遺族に対する遺族年金のあり方は、調査対象国内での違いが大きいポイントのひとつである。アメリカ、ドイツ、フランスでは、受給者数等で見た場合、高齢遺族に対する給付が遺族年金のなかでも中心的なものとなっている。いくつかの見直しが行われているが、自らの保険料拠出に基づく老齢年金が低くなりやすい女性の老後所得保障に関して、遺族年金が果たす役割は大きい。それに対して、高齢遺族を遺族年金の支給対象外としているのは、スウェーデンとイギリスである。

スウェーデンは調査対象国の中でも、最も女性の労働率が高く、男女間の賃金格差も最も小さく、短時間労働者率の男女差も最も小さい。こうした背景のうえに、育児期間中の年金クレジットや最低保証年金、年金受給者向けの住宅手当など、女性の老後の所得保障の水準が低くなり過ぎないよう対応がとられており、遺族年金によって、老齢年金を代替させる必要性は小さい。一方、イギリスでは、他の調査対象国に比べて、労働市場における男女差が特別に小さい訳ではない。しかし、公的年金の個人単位化と遺族に対する公的扶助の役割の大きさなどの条件によって、こうした取り扱いがなされているものと思われる。

日本では、労働市場における男女差が今回の調査対象各国に比べて大きく、女性の老齢厚生年金の水準は、男性の老齢厚生年金の半分を下回る水準にとどまっており、格差縮小の速度も極めて遅い⁷⁸。また、女性雇用者では、被用者年金にカバーされない者が多く、2014年段階では、女性雇用者の約4割が被用者年金保険の被保険者となっていない⁷⁹。こうしたなかで、遺族厚生年金が遺族高齢女性の貧困防止の役割を果たしている。さらに、直近の改正による被用者年金の適用拡大も限定的であることなどを踏まえれば、女性の就業率が高まっているとはいえ、引き続き、女性の高齢遺族に対して、遺族厚生年金による老後所得保障を行うことの必要性はまだ残っている。

その一方で、共働きの増加によって、女性で老齢厚生年金を受け取る者が増加しているが、2004年改正によって遺族の過去の保険料拠出を考慮するようになった現行制度の下でも、夫の死亡後に受け取る年金に関して、夫のみが老齢厚生年金を受け取る片働き世帯に

⁷⁷ 田宮遊子(2016)「85年型年金制度の有効性と限界」『年金と経済』35(3)、14頁の表1。

⁷⁸ 田宮遊子(2016)「85年型年金制度の有効性と限界」『年金と経済』35(3)、13頁の図4。

⁷⁹ 田宮遊子(2016)「85年型年金制度の有効性と限界」『年金と経済』35(3)、17頁の図7。

比べて、夫婦が老齢厚生年金を受け取る共働き世帯が不利となる状況が生じている。

例えば、世帯での現役時収入総額が同額のケースで、2014年財政検証の一元化モデルの数値を利用して、片働き世帯と共働き世帯の老後の年金額と夫死亡後の年金額を比較した場合、次のような結果である。

まず、片働き世帯では、夫死亡前の老後の世帯年金額は、夫老基 6.4万円+妻老基礎 6.4万円+夫老厚 9.0万円で 21.8万円になる。この場合、夫死亡後の妻の年金は妻老基 6.4+妻遺厚 6.75 で 13.15万円（死亡前夫婦合計の 60.3%）である。

それに対して、妻が極めて短期間しか就労していなかったことを想定した共働き世帯①では、世帯での現役時収入総額が片働き世帯のそれと同額であれば、夫死亡前の老後の世帯年金額は 21.8万円（夫基礎 6.4+妻老基 6.4+夫老厚 8.0+妻老厚 1.0）になる。この場合、夫死亡後の妻の年金は妻老基 6.4+妻老厚 1.0+妻遺厚 5.0⁸⁰で 12.4万円（死亡前夫婦合計の 56.9%）である。

次に、賃金の差や被保険者期間の差による老齢厚生年金の男女差⁸¹を想定した共働き世帯②では、夫死亡前の老後の世帯年金額は 21.8万円（夫基礎 6.4+妻老基 6.4+夫老厚 6.0+妻老厚 3.0）になり、夫死亡後の妻の年金は妻老基 6.4+妻老厚 3.0+妻遺厚 1.5⁸²で 10.9万円（死亡前夫婦合計の 50.0%）である。

最後に、夫妻間に賃金や被保険者期間による差がないことを想定した共働き世帯③では、夫死亡前の老後の世帯年金額は 21.8万円（夫基礎 6.4万円、妻老基 6.4万円、夫老厚 4.5万円、妻老厚 4.5万円）になり、夫死亡後の妻の年金は妻老基 6.4+妻老厚 4.5 で 10.9万円（死亡前夫婦合計の 50.0%）である。

つまり、世帯での現役時収入総額が同じ場合、世帯での保険料負担額は同額になり、夫死亡前の世帯年金額も同額となる。ただし、現役時に妻が（厚生年金保険が適用される雇用で）給与を稼いでいたほど、夫死亡後の妻の年金額が小さくなる（死亡前夫婦合計との対比で見た場合も、数値が小さくなる）。なお、仮に、ドイツのように、遺族年金では年金額が他の収入によって減額され、老齢年金ではそのような調整が行われないという仕組みであれば、言い換えれば、同じ年金額であっても、本人の保険関係に基づく老齢年金が優遇されているのであれば、夫死亡後の妻の年金額の大小だけで、直ちに有利不利を論じることはできない。しかし、日本の場合は、所得との調整の面で老齢年金が優遇されるような仕組みはなく、むしろ、年金課税の面で遺族年金の方が優遇されている（老齢年金は課税対象で、遺族年金は非課税対象）。それゆえ、世帯での現役時収入が同額のケースでは、片働き世帯に比べて、共働き世帯の方が、夫死亡後に妻が受け取る年金の面で明らかに不利になっている。

一方、夫の現役時収入総額が同額のケースで、片働き世帯と共働き世帯の老後の年金額

⁸⁰ 夫老厚の 3/4（6.0）と妻老厚（1.0）の差額。

⁸¹ 新規裁定の新法受給者平均年金月額の男女差を念頭に置いて、夫老厚 2：妻老厚 1 としている。

⁸² 夫老厚の 3/4（4.5）と妻老厚（3.0）の差額。あるいは、夫老厚の 1/2+妻老厚の 1/2 と妻老厚の差額。

と夫死亡後の年金額を比較した場合、次のようになる。

まず、片働き世帯（夫老基 6.4 万円、妻老健 6.4 万円、夫老厚 9.0 万円、妻老厚 0.0 万円）の場合、夫死亡後の妻の年金は妻老基 6.4+妻遺厚 6.75 で 13.15 万円（死亡前夫婦合計の 60.3%）となる。一方で、共働き世帯①（夫基礎 6.4 万円、妻老基 6.4 万円、夫老厚 9.0 万円、妻老厚 1.0 万円）の場合、夫死亡後の妻の年金は妻老基 6.4+妻老厚 1.0+妻遺厚 5.75⁸³ で 13.15 万円（死亡前夫婦合計の 57.7%）となる。

また、共働き世帯②（夫基礎 6.4 万円、妻老基 6.4 万円、夫老厚 9.0 万円、妻老厚 4.5 万円）の場合も、夫死亡後の妻の年金は妻老基 6.4+妻老厚 4.5+妻遺厚 2.25⁸⁴ で 13.15 万円（死亡前夫婦合計の 50.0%）となる。それに対して、共働き世帯③（夫基礎 6.4 万円、妻老基 6.4 万円、夫老厚 9.0 万円、妻老厚 9.0 万円）の場合、夫死亡後の妻の年金は妻老基 6.4+妻老厚 9.0 で 15.4 万円（死亡前夫婦合計の 50.0%）となる。

つまり、夫の現役時収入総額が同じ場合、妻が（厚生年金保険が適用される雇用で）働けば、その分だけ保険料負担が発生し、世帯の保険料負担額が多くなる分、夫死亡前の世帯の年金額は増加する。また、妻の老齢厚生年金が夫の老齢厚生年金の半分を超えていれば、夫死亡前も夫死亡後も、妻が給与を稼いでいたほど年金額が多くなる。しかし、現役期の妻収入が低く、妻の老齢厚生年金が夫の半分以下だった場合、共働き世帯は、妻が働いて、世帯での保険料負担額が片働き世帯よりも多かったにもかかわらず、夫死亡後に妻が受け取る年金額は、片働き世帯だった妻と同額になる（死亡前夫婦合計との対比で見た場合は、片働き世帯で数値が高くなる）。課税面も考慮すれば、夫の現役時収入総額が同額のケースでも、片働き世帯に比べて、共働き世帯の方が、夫死亡後に妻が受け取る年金の面で不利になることがある。

確かに、妻が働いて厚生年金保険料を納付したことは、妻自身の老齢厚生年金に反映される。しかし、夫が死亡した後には、そのことが、年金制度上で不利に取り扱われる状況は、公平性という観点や女性活躍推進という観点から、より中立的にすることが望ましいと思われる。高齢遺族に対する遺族厚生年金の支給自体を維持するとしても、①遺族厚生年金に対する課税のあり方を見直すこと、②（2004 年改正による本人の老齢厚生年金を先充てする方法を尊重しつつも、）遺族厚生年金と老齢厚生年金の調整方法をさらに見直すこと、以上 2 点を検討する余地がある。以下では、②を取り上げる。

まず、世帯での現役時収入総額が同額のケースを念頭に置いて、片働き世帯と共働き世帯の負担と給付を均衡させる方法としては、夫婦の老齢厚生年金の合計額の X% を夫死亡後に妻が受け取る報酬比例部分の年金額の基準として、その金額と妻の老齢厚生年金の差額を遺族厚生年金として支給する方法（調整方法 A）がある。この X% を 75% にした場合は、世帯での現役時収入が同額のケースにおいて、夫死亡後に妻が受け取る年金額は、現行の片働き世帯の水準に上位平準化される（前述の例では、どの世帯でも 13.15 万円になる）。

⁸³ 夫老厚の 3/4 (6.75) と妻老厚 (1.0) の差額。

⁸⁴ 夫老厚の 3/4 (6.75) と妻老厚 (4.5) の差額。あるいは、夫老厚の 1/2 + 妻老厚の 1/2 と妻老厚の差額。

しかし、現行の仕組みと比べた場合、給付総額の大幅な増加が予想されるだけでなく、夫婦ともに高額所得者であった場合に過剰給付が生じる可能性がある。それゆえ、この調整方法を取るのであれば、数値は 75%よりも低く設定せざるを得ない。

例えば、この X%を 60%に設定した場合、夫死亡後に妻が受け取る年金額は、片働き世帯で妻老基 6.4+妻遺厚 5.4、共働き世帯①で妻老基 6.4+妻老厚 1.0+妻遺厚 4.4、共働き世帯②で妻老基 6.4+妻老厚 3.0+妻遺厚 2.4、共働き世帯③で妻老基 6.4+妻老厚 4.5+妻遺厚 0.9 となり、いずれも 11.8 万円で均衡する。夫死亡後に妻が受け取る年金額は、夫死亡後の生活費が単純に 2 分の 1 とならないことから、(妻が受け取る年金額が高額となる場合を除いて、) 死亡前夫婦合計の年金額の 50%を超えることが望ましいが、この調整方法であれば、どの世帯でも 54.1%で均衡する。

また、夫の現役時収入総額が同額のケースにおいても、この調整方法であれば、共働き世帯では、夫死亡後に妻が受け取る年金額が、妻の給与が低かった場合でも、必ず片働き世帯を上回り、妻が給与を稼ぐほど、その額が増えていく。

ただし、この調整方法では、①片働き世帯や共働き世帯でも妻の給与が特に低かった世帯において、現行制度よりも、夫死亡後に妻が受け取る年金額が低下する点、②夫婦共働き世帯で、夫婦ともに老齢厚生年金が高い場合でも、夫死亡後に妻に遺族厚生年金が支給される点などの是非が論点になる。

その他に、現行制度では、名目上、共働きをしている妻の保険料が掛け捨てとなる状態は避けられているが、妻の老齢厚生年金が夫の半分以下の場合は、夫死亡後に妻が受け取る年金額は、トータルで見た場合、妻の過去の保険料納付額とは無関係に決まる事になる。そして、現役時の賃金や就労期間の関係で、そうなることが多い。この点の改善を重視するのであれば、上記の調整方法ではなく、調査対象国における勤労所得と年金額の調整方法で見られるような控除の仕組みを取り入れる方法も考えらえる。

具体的には、現在のように、夫死亡後は、妻の老齢厚生年金を全額支給したうえで、遺族厚生年金を妻の老齢厚生年金と同じ分だけ減額するのではなく、妻の収入が夫の収入の半分以下であった場合でも夫死亡後に妻が受け取る年金額が増加するよう、妻の老齢厚生年金の X%を控除して、その控除後の金額だけを減額するという方法(調整方法 B)である。この方法では、遺族厚生年金の 2/3 と本人の老齢厚生年金の 1/2 の組み合わせを用いることなく、よりシンプルな形で、共働きをしていた妻が夫死亡後に受け取る年金額を増加させることができる。

例えば、遺族厚生年金の基本となる水準(死亡した配偶者の老齢厚生年金の 4 分の 3)を弄らずに、X%を 25%に設定した場合⁸⁵、前述の夫の現役時収入総額が同額のケースにおいて、夫死亡後に妻が受け取る年金額は、片働き世帯で 13.15 万円(妻老基 6.4+妻遺厚 6.75)、

⁸⁵ つまり、夫の老齢厚生年金の 75%と妻の老齢厚生年金の 25%の合計額が支給されることになる。現行制度のもとでは、これ以上の高い控除率を認めた場合、妻の老齢厚生年金が夫の老齢厚生年金並みに高い場合でも、夫死亡時に妻に遺族厚生年金が支給される事態が生じ得る。

共働き世帯①で 13.4 万円（妻老基 6.4+妻老厚 1.0+妻遺厚 6.0⁸⁶）、共働き世帯②で 14.275 万円（妻老基 6.4+妻老厚 4.5+妻遺厚 3.375⁸⁷）、共働き世帯③で 15.4 万円（妻老基 6.4+妻老厚 9.0+妻遺厚 0⁸⁸）となる。

この調整方法であれば、妻の老齢厚生年金が低い場合でも、妻自ら働いたことによる保険料拠出が、形式的ではなく、実質的に、夫死亡後の妻の年金額に反映されることになり、現行制度のもとでの不公平感が解消される。

ただし、この調整方法では、現行の遺族厚生年金の水準を維持する場合、給付総額は純増になる。今後、死別の高齢単身女性よりも貧困状態に陥りやすい離別や未婚の単身高齢女性が増加するなかで、保険料水準固定方式による限られた財源を使って、死別の高齢女性に対する所得保障の水準を優先的に上げていくことが望ましいのかどうかはやや疑問が残る。この調整方法を取る場合は、遺族厚生年金の水準の引き下げと組み合わせる必要があろう。さらに、この調整方法では、世帯での現役時収入総額が同じ片働き世帯と共働き世帯を比較した場合、負担する保険料は同一であるにもかかわらず、夫死亡後に妻が受け取る年金額が共働き世帯で小さくなるという状況は変わらない。

それぞれのケースごとに、現行調整方法、調整方法 A、調整方法 B で、夫死亡後に受け取る年金額が、世帯の働き方によってどう変わるのかを一覧にしたもののが下表である。

表 夫死亡後に妻が受け取る年金額

	世帯の現役時収入総額が同一のケース			夫の現役時収入総額が同一のケース		
	現行調整方法	調整方法A	調整方法B	現行調整方法	調整方法A	調整方法B
片働き世帯	13.15万円 (60.3%)	11.8万円 (54.1%)	13.15万円 (60.3%)	13.15万円 (60.3%)	11.8万円 (54.1%)	13.15万円 (60.3%)
共働き世帯①	12.4万円 (56.9%)	11.8万円 (54.1%)	12.65万円 (58.0%)	13.15万円 (57.7%)	12.4万円 (54.4%)	13.4万円 (58.8%)
共働き世帯②	10.9万円 (50.0%)	11.8万円 (54.1%)	11.65万円 (53.4%)	13.15万円 (50.0%)	14.5万円 (55.1%)	14.275万円 (54.3%)
共働き世帯③	10.9万円 (50.0%)	11.8万円 (54.1%)	10.9万円 (50.0%)	15.4万円 (50.0%)	17.2万円 (55.8%)	15.4万円 (50.0%)

注 1：括弧内は夫死亡前の夫婦合計年金額の何%に相当するかを示したもの。

注 2：世帯の定義、数値の根拠、調整方法の内容などは本文参照。

高齢遺族に対する遺族年金と老齢年金との調整方法については、いくつかの評価軸が考えられる。前述した内容と重なる部分も多いが、以下のように整理できる。

⁸⁶ 夫老厚の 3/4 (6.75) と妻老厚の 25%控除後の金額 (0.75) の差額。

⁸⁷ 夫老厚の 3/4 (6.75) と妻老厚の 25%控除後の金額 (3.375) の差額。

⁸⁸ 夫老厚の 3/4 (6.75) と妻老厚の 25%控除後の金額 (6.75) の差額。

一つは、世帯での現役時収入総額が同じ夫婦世帯での負担と給付の公平性が確保されるか否かである。この点については、現行調整方法では、世帯での保険料負担は同一であるが、夫死亡後に受け取る年金額は、共働き世帯で小さくなる。調整方法 B では、片働き世帯と共に働き世帯の差が現行調整方法よりもなだらかにはなるが、不均衡は残る。それに対して、調整方法 A であれば、負担と給付の均衡が図られる。

二つは、夫の現役時収入が同じ世帯で、妻が就労して、厚生年金保険料を拠出していたことが、夫死亡前だけでなく、夫死亡後に受け取る年金額の増加にも繋がるか否かである。現行調整方法では、妻の保険料拠出は、夫死亡前の年金額の増加には繋がるが、妻の現役時の賃金や就労期間によっては、夫死亡後の年金額の増加には繋がらないことがある。調整方法 A や調整方法 B であれば、妻が就労して、厚生年金保険料を拠出すれば、夫死亡後に受け取る年金額は確実に増加する。また、妻の賃金や就労期間が多くなるほど、その額が増加していく。

三つは、所得再分配機能や防貧機能が保たれるか否かである。公的年金では、保険料負担との関係から、現役時の収入が多かった者ほど受け取る年金額を増加させることが求められる一方で、所得再分配機能や防貧機能の観点から、その給付の格差を収入の格差よりも小さくすることで、低所得者に有利な給付設計とすることが望ましいと考えられる。調整方法 A では、現行調整方法に比べて、現役時の世帯収入や夫死亡前の世帯年金額が少ない世帯において、夫死亡後に妻が受け取る年金額が減少し、それらが多い世帯において年金額が増加することになり、所得再分配機能や防貧機能が低下することになる。調整方法 B ではそれらの機能が保たれる。

四つは、年金財政に影響を与えるか否かである。遺族年金受給者の 9 割近くを高齢遺族が占めており、高齢遺族に対する遺族年金の給付額の増減が 7 兆円弱規模の遺族年金総額の増減に直結する。調整方法 B では、現行調整方法に比べて、確実に遺族年金総額は増加する。調整方法 A の場合、現行調整方法と比べた場合、片働き世帯や妻の賃金や就労期間が少なかった共働き世帯に支給される遺族年金は減額となるが、それ以外の世帯では増額となる。調整方法 A が、遺族年金総額を増加させるのか、減少させるのかの判断は難しいが、今後、労働市場での男女間格差が縮小する場合は、遺族年金総額の増加に繋がる可能性が高い。

このように、上記のいずれの調整方法を取った場合でも、現行調整方法と同様の問題が残ったり、あるいは、新たな問題が生じたりすることが予想される。調査対象国でも、アメリカにおいて、夫婦の賃金総額が同額でも、共働き世帯の方が専業主婦世帯よりも給付合計額が低くなるという制度設計に対する批判が存在し、連邦政府による調査研究でも、改革案が示されているものの、その見直しは実施されていない。高齢遺族に対する遺族年金のあり方については、老齢年金との調整方法だけでなく、給付水準と課税方法も含めて、時間をかけて検討していく必要があると思われる。

比較表
調査対象国の遺族年金・遺族給付（現行制度）

	イギリス（国民保険）	スウェーデン（所得比例年金/保証年金）	フランス（一般年金保険制度）	アメリカ（OASDI）
支給要件における男女差	遺族支扱手当：年金支給開始年齢前の遺族配偶者 給付の名称および給付対象者	一輪調整年金（延長調整年金）/最低保証年金	最高額の支給年金：47歳以上、移住能力の限がある、18歳未満の子を子育てしているの要件がある、18歳未満の遺族配偶者 遺族扶養手当：55歳未満の遺族扶養者 ※扶養者は家族当の家賃支援手が支給される。 ※補足引渡しに相当するARRCO - AGRCにも振替年金が存在する。	最高額の支給年金：60歳以上の遺族配偶者 遺族扶養手当：16歳以下の子や障害虫等を養育する遺族扶養手当の要件がある、18歳未満で障害を持つ遺族扶養者 遺族扶養手当：大妻婦寡夫年金：50-59歳で障害を持つ遺族扶養者 遺金：18歳未満の遺児[iv] 親年金：18歳未満の死児[iv] 親年金：死亡した者の2歳以上の親
配偶者の要件	法律婚（同性婚含む） シビルパートナー法に基づく同性カップル	法律婚（同性婚含む） パートナーシップ法に基づく同性カップル 離婚した元配偶者（被保険者死亡時に同居の場合のみ）	法律婚 人生パートナー契約を締結している同性カップル	法律婚 人生契約の配偶者（原則として、婚姻期間が10年以上）
支給要件における男女差	1999年改正で男女差を解消	1988年改正で男女差を解消	1985年改正で男女差を解消	1983年改正で男女差を解消
40歳代中盤までの遺族配偶者に対する給付水準	老齢年金支給開始年齢前の場合のみ、一時金 + 18ヶ月の有給付（遺族支援手当） (2017年)	65歳未満の場合のみ、1年の有給付（一般調整年金/最低保証年金）	2年年の有給付（小妻婦寡夫年金） ※被保険者死亡時、遺族配偶者が55歳未満でも、その終に55歳以上になれば、無期給付（保証年金）の対象になる。	死亡一時金 ※被保険者死亡時に下記の年齢要件全て満たさない場合は、受給可能年齢まで待てば、無期給付の対象になる。
40歳代中盤以上の遺族配偶者に対する給付水準	遺族支援手当：一時金 £ 2,500 + 定期給付月額 £ 100 (2017年)	一般調整年金：死亡した配偶者の所得比例年金（老齢年金）見込額の55% 最低保証年金：最低保証額95,424クローナ（2017年） 一般調整年金の差額 上と同じ	55歳未満の場合、2年の有給付[iv]（寡婦夫手当） 55歳以上の場合、無期給付（保証年金）	2年年の有給付（小妻婦寡夫年金） ※被保険者死後、遺族配偶者が47歳未満でも、その後47歳以上になれば、無期給付（小妻婦寡夫年金）の対象になる。
子のない遺族配偶者に対する給付水準	上と同じ	上と同じ	55歳未満の場合、47歳未満で加算が付く、1人目 25,55ユーロ、2人目以降3,28ユーロ[iv]。	死亡一時金 60歳以上の場合は50歳代で障害がある場合のみ、無期給付（高齢の寡婦寡夫年金・障害を有する寡婦寡夫年金）
子の有無による違い	子の有無で支給要件や支給期間に違いはない。 遺族配偶者に子がない場合は支給額が増額される。	子の有無で支給要件や支給期間に違いはない。 遺族配偶者には子がない場合、末子が42歳に達するまでの支給期間が延長される（延長調整年金）。 さらに、遺児にも障害金が支給される。	遺族配偶者に子がない場合、47歳未満や障害能力が未満無しの有無で支給要件や支給期間に違いはない。 遺族配偶者では、子がない場合は年金額に加算が付く。 振替年金では、16歳未満の子を扶養している場合に年金額に加算が付く。また、過去に3人以上の子を養育した経験がある場合に加算が付く。	高齢の寡婦寡夫年金：死亡した配偶者の基本年金額の100%[iv] ※被保険者死後、遺族配偶者が47歳未満でも、その後47歳以上になれば、無期給付（高齢の寡婦寡夫年金・障害を有する寡婦寡夫年金）
遺族配偶者による場合の給付	一時金 £ 3,500 + 定期給付月額 £ 350 (2017年)	一時金 £ 3,500 + 定期給付月額 £ 350 (2017年) ※扶養手当は子一人につき月額 £ 122歳未満の子の場合 見込額の35%（兄弟のない子） ※扶養手当は子一人につき月額 £ 17,920クローナ (2017年)	寡婦夫手当では、子がない場合は年金額の10%[iv]。 振替年金では、扶養する子についての加算が1,963.30ユーロ（月額）。3人以上の養育経験がある場合は年金額に加算が付く。 ※扶養手当は子一人につき月額 £ 109,65ユーロ (2017年)	死亡一時金 ※被保険者に子がない場合は年金額が支給されない。
（受給権癸妻条件としての）生計維持要件	生計維持要件なし	生計維持要件なし	生計維持要件なし	生計維持要件なし ただし、同居要件あり
所得調査による年金額の調整	実施の有無 実施頻度	所得調査なし 所得調査なし	所得調査あり 受給権者に老齢年金、障害年金、労働所得、財産所得がある場合、年金額が減額される。	所得調査あり 受給権者に労働所得、老齢年金や失業給付等、財産所得がある場合は年金額が減額される。 所得調査は毎年実施。

比較表
調査対象国の遺族年金・遺族給付（現行制度）（続き）

	イギリス（国民保険）	スウェーデン（所得比例年金／保証年金）	フランス（一般年金保険制度）	ドイツ（一般年金保険制度）
高齢遺族に対する給付	高齢遺族には遺族支給手当が支給されない。	高齢遺族には調整年金が支給されない。	高齢遺族には年金が支給される。本人の老齢年金は所得調査の対象所得に算入される。	高齢遺族には高齢の寡婦寡夫年金が支給される。本人の老齢年金を優先して支給し、それよりも高齢の寡婦寡夫年金の方が高い場合は差額を支給する。
遺族配偶者の再婚の取り扱い	再婚した場合も支給継続	一般調整年金は再婚によって本権延長調整年金は再婚によって支給停止	寡婦(夫)手当再婚した場合も支給継続	寡婦(夫)手当再婚により失効年金請求権の復活制度[xvi]と再婚時の一定年金支給制度がある。
保険料提出要件	遺族支給手当：死亡した者が死亡前に遺族扶養手当として支給停止により最低提出額の25倍以上の保険料提出をしていったこと	保険料提出要件なし	寡婦(夫)手当死亡した者が死亡前の前年に3ヶ月以上保険料提出をしていたこと	寡婦寡夫年金・寡婦寡夫年金：死亡した者が一般的な待定期間[xvii]（5年以上の保険料提出）を満たしていること
完全な専業主婦(夫)が死んだ場合の取り扱い	完全な専業主婦(夫)が死んだ場合の取り扱い	保険料提出要件を満たせないため、遺族配偶者に対する給付は行われない。ただし、過去の保険料提出や育児等による年金クレジットによって保険料提出要件を満たせる可能性がある。	遺族配偶者に最低保証年金が支給される。	寡婦寡夫年金に対する給付は行われない。
遺族年金・遺族給付に対する課税	非課税	課税（児童年金は一部非課税）	課税	課税

[i] 学校教育（大学等の高等教育も含む）や職業訓練を受講している場合などは27歳まで延長。さらに兵役等により職業訓練等期間が27歳を超えた場合は27歳でも延長可能。

[ii] 初等・または中等学校のフルタイムの学生・障害を持つ場合。

[iii] 死亡した者の間に子がいる。死亡した者の間の間に子を妊娠中であったいすゞ鉄道の場合は、配偶者とみなされる。

[iv] 実家帰、いわゆる「お出掛け」が認められる場合のみ、配偶者とみなされる。

[v] ただし、最初の3ヶ月間は100%目当を支給。また、死亡した被保険者が死亡前に65歳未満であった場合は、最大10.8%の減額が行われる。

[vi] 金額はドイツ風景。

[vii] 指保険金の死亡引換遺族配偶者が50歳以上であれば、死亡した被保険者が死亡前に65歳未満であった場合は、最大10.8%の減額が行われる。

[viii] ただし、最初の3ヶ月間は100%目当を支給。死亡した被保険者が死亡前に65歳未満であった場合は、最大10.8%の減額が行われる。

[ix] 金額は西ドイツ地域。

[x] 遺族配偶者が完全引退年齢（2017年66歳）未満の場合には71.5-100%までの減額が発生する。

[xi] 子の年齢や子の人数によって特約異なる。

[xii] 子の年齢や子の人数によって特約異なる。

[xiii] 遺族配偶者が完全引退年齢（2017年66歳）未満の場合には71.5-100%までの減額が発生する。

[xiv] ただし、最初の3ヶ月間は100%目当を支給。死亡した被保険者が死亡前に65歳未満であった場合は、最大10.8%の減額が行われる。

[xv] ただし、最初の3ヶ月間は100%目当を支給。死亡した被保険者が死亡前に65歳未満であった場合は、最大10.8%の減額が行われる。

[xvi] ただし、最初の3ヶ月間は100%目当を支給。死亡した被保険者が死亡前に65歳未満であった場合は、最大10.8%の減額が行われる。

[xvii] ただし、最初の3ヶ月間は100%目当を支給。死亡した被保険者が死亡前に65歳未満であった場合は、最大10.8%の減額が行われる。

[xviii] ただし、最初の3ヶ月間は100%目当を支給。死亡した被保険者が死亡前に65歳未満であった場合は、最大10.8%の減額が行われる。

[xix] ただし、最初の3ヶ月間は100%目当を支給。死亡した被保険者が死亡前に65歳未満であった場合は、最大10.8%の減額が行われる。

[xx] ただし、最初の3ヶ月間は100%目当を支給。死亡した被保険者が死亡前に65歳未満であった場合は、最大10.8%の減額が行われる。

[xxi] ただし、最初の3ヶ月間は100%目当を支給。死亡した被保険者が死亡前に65歳未満であった場合は、最大10.8%の減額が行われる。

[xxii] ただし、最初の3ヶ月間は100%目当を支給。死亡した被保険者が死亡前に65歳未満であった場合は、最大10.8%の減額が行われる。

[xxiii] ただし、最初の3ヶ月間は100%目当を支給。死亡した被保険者が死亡前に65歳未満であった場合は、最大10.8%の減額が行われる。

[xxiv] ただし、最初の3ヶ月間は100%目当を支給。死亡した被保険者が死亡前に65歳未満であった場合は、最大10.8%の減額が行われる。

[xxv] ただし、最初の3ヶ月間は100%目当を支給。死亡した被保険者が死亡前に65歳未満であった場合は、最大10.8%の減額が行われる。

[xxvi] ただし、最初の3ヶ月間は100%目当を支給。死亡した被保険者が死亡前に65歳未満であった場合は、最大10.8%の減額が行われる。

[xxvii] ただし、最初の3ヶ月間は100%目当を支給。死亡した被保険者が死亡前に65歳未満であった場合は、最大10.8%の減額が行われる。

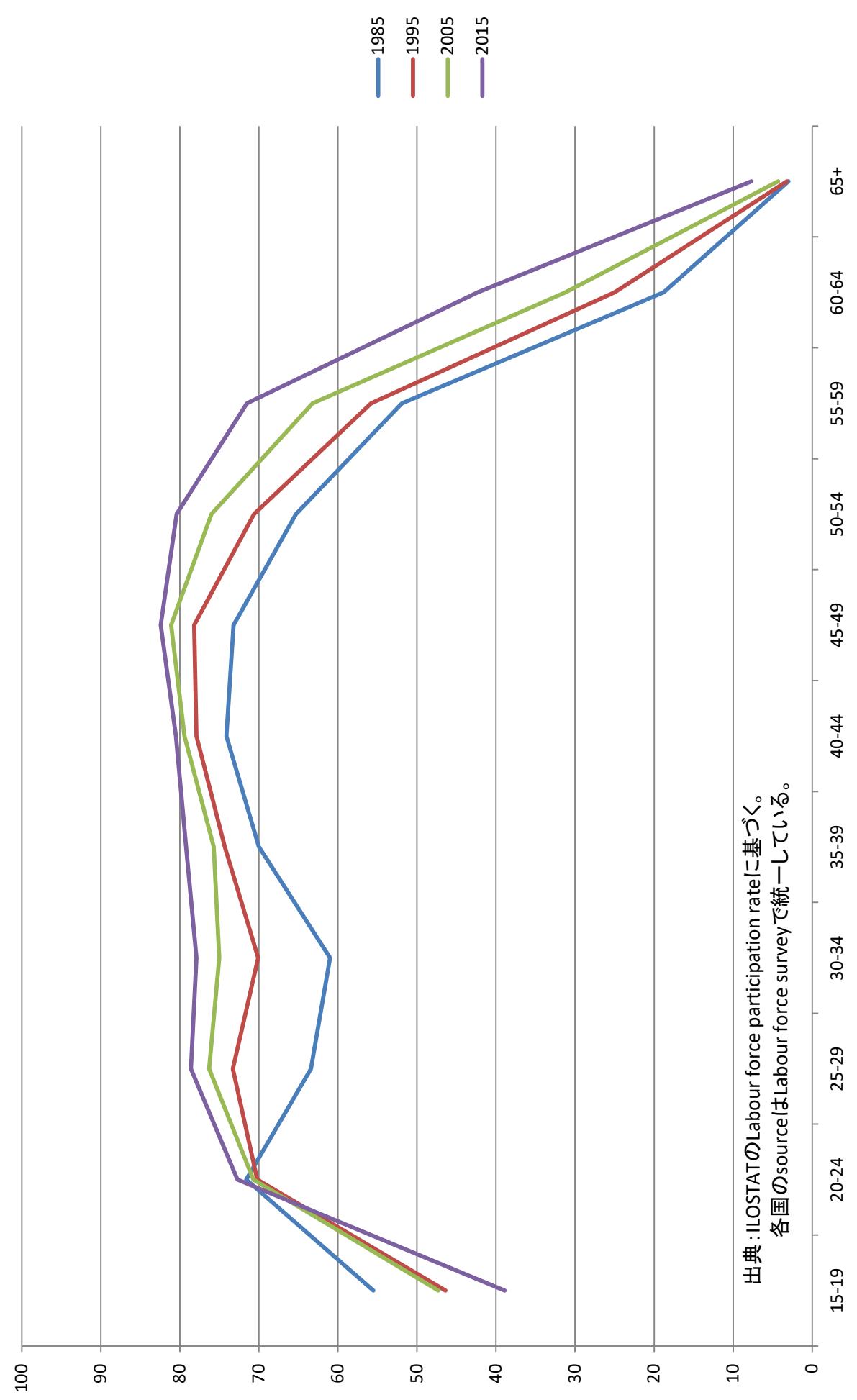
[xxviii] ただし、最初の3ヶ月間は100%目当を支給。死亡した被保険者が死亡前に65歳未満であった場合は、最大10.8%の減額が行われる。

[xxix] ただし、最初の3ヶ月間は100%目当を支給。死亡した被保険者が死亡前に65歳未満であった場合は、最大10.8%の減額が行われる。

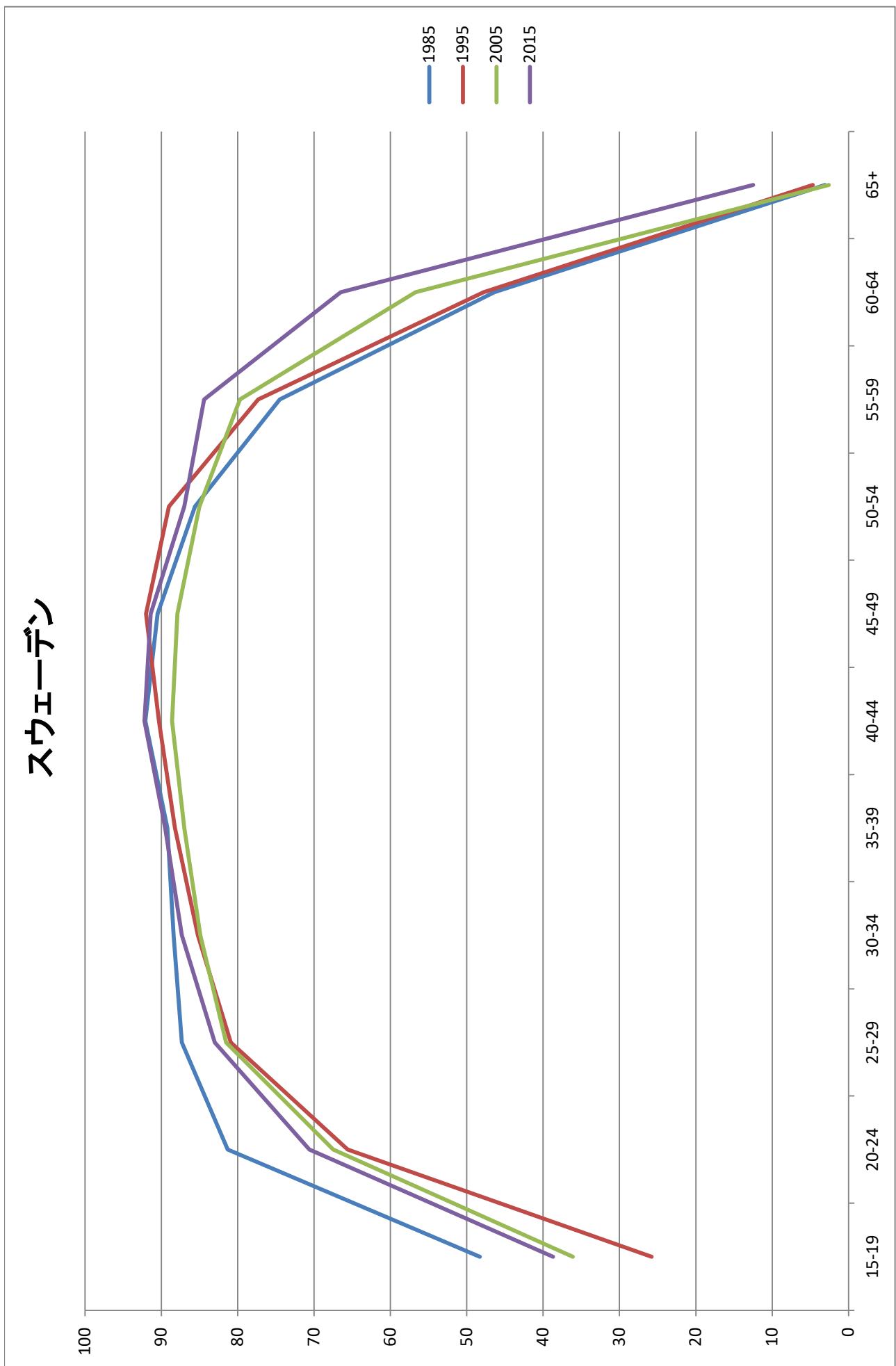
[xxx] ただし、最初の3ヶ月間は100%目当を支給。死亡した被保険者が死亡前に65歳未満であった場合は、最大10.8%の減額が行われる。

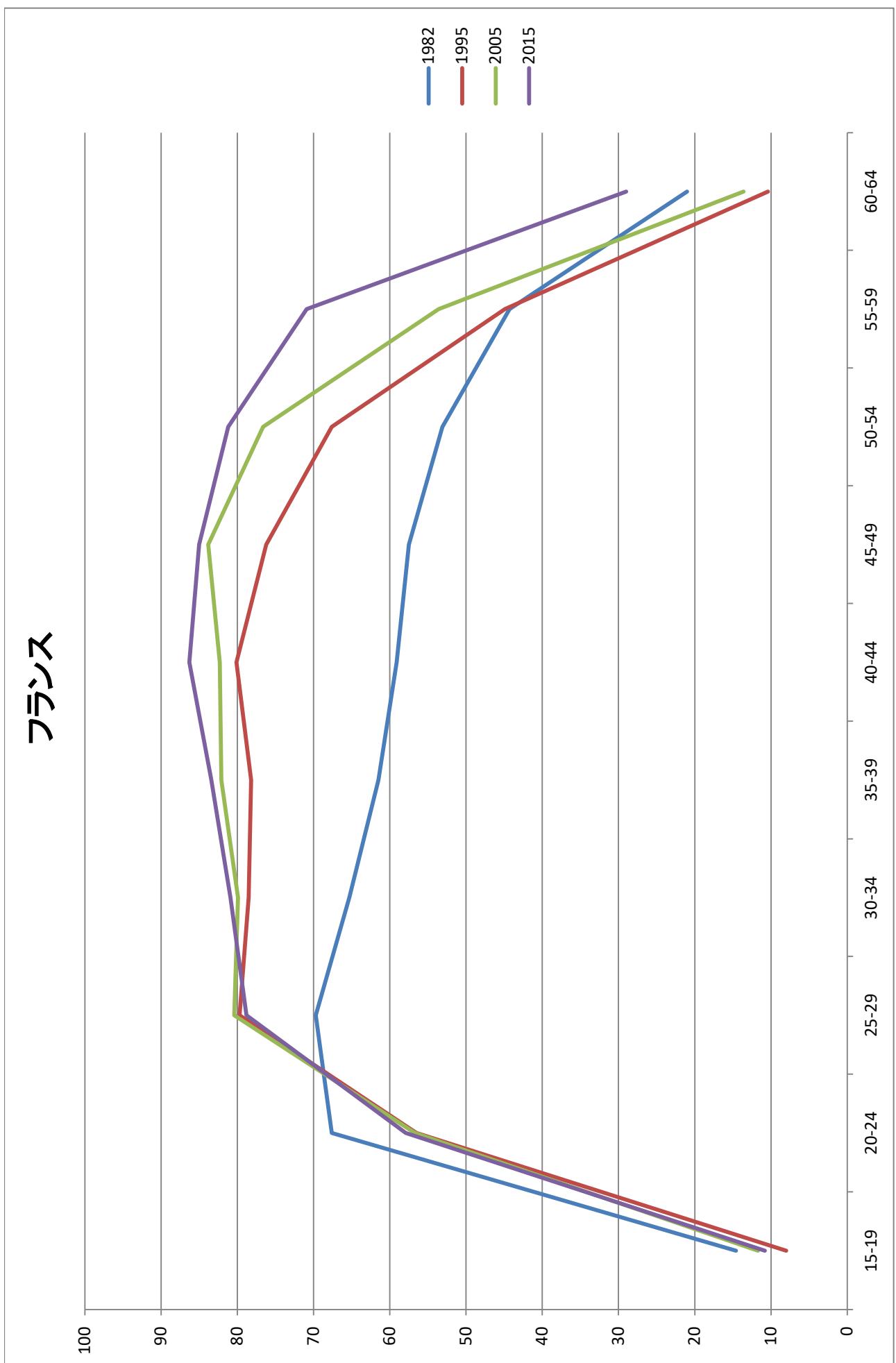
[xxxi] ただし、最初の3ヶ月間は100%目当を支給。死亡した被保険者が死亡前に65歳未満であった場合は、最大10.8%の減額が行われる。

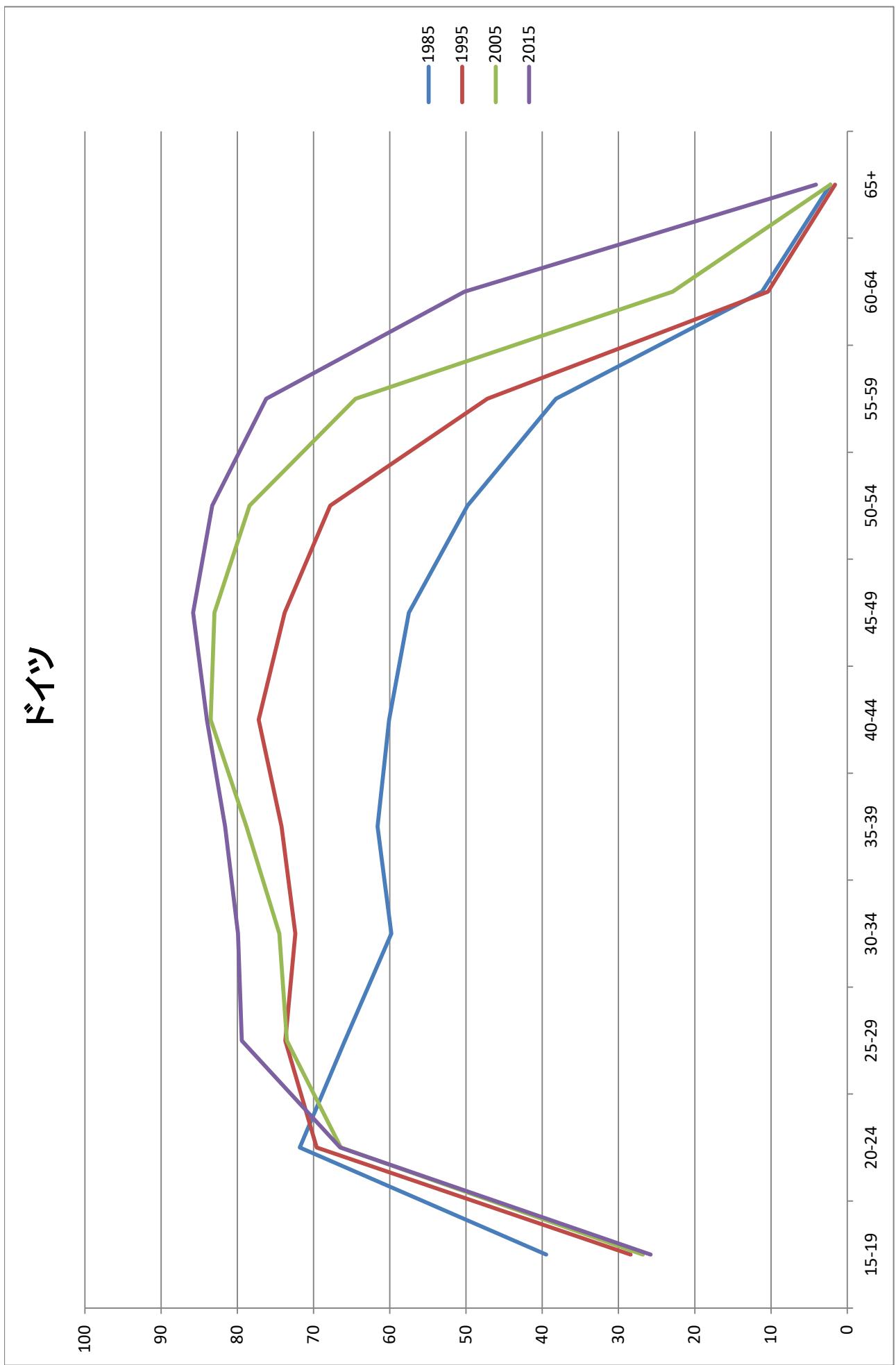
付図 女性の年齢階級別労働率 イギリス



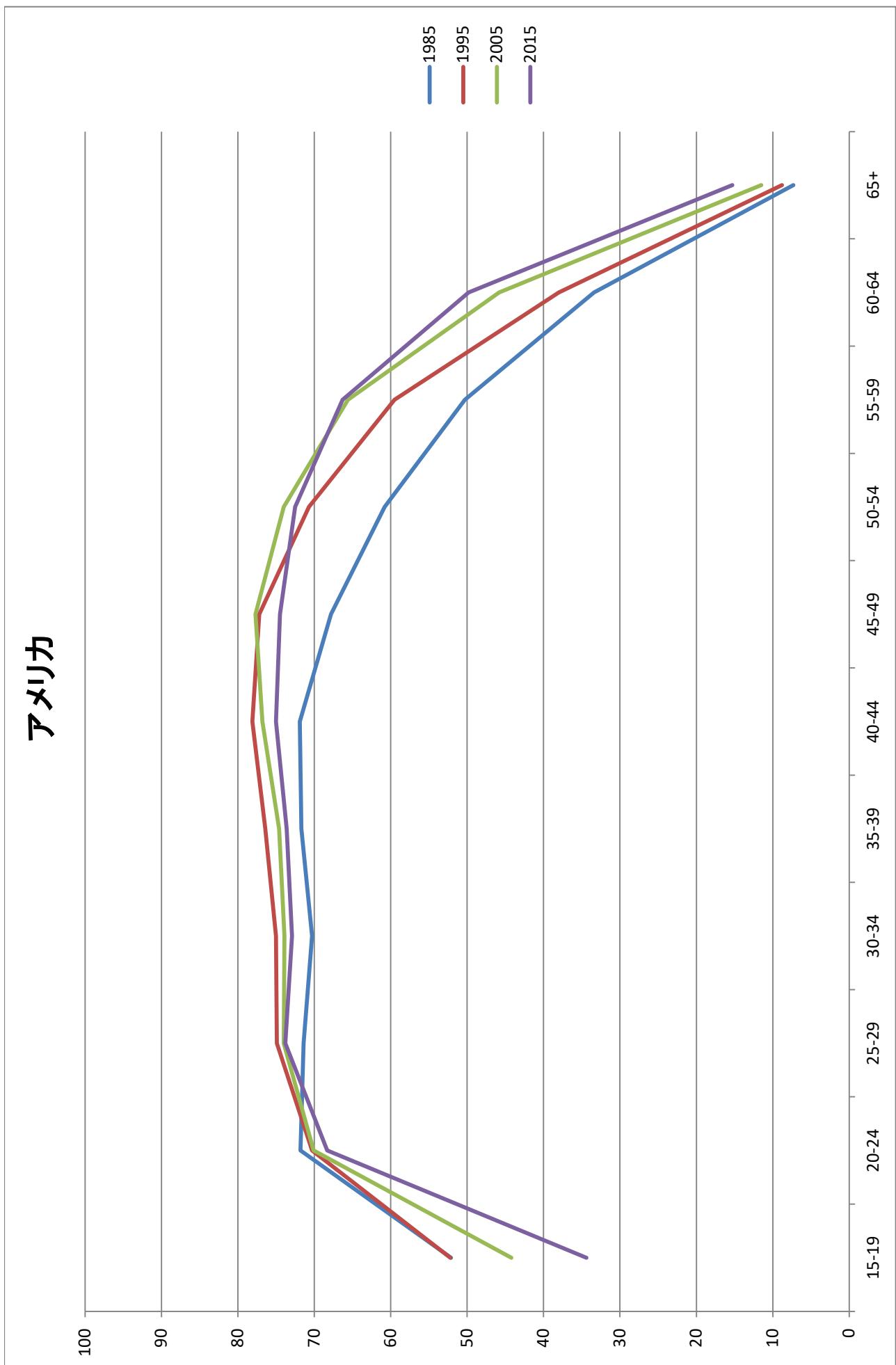
スウェーデン

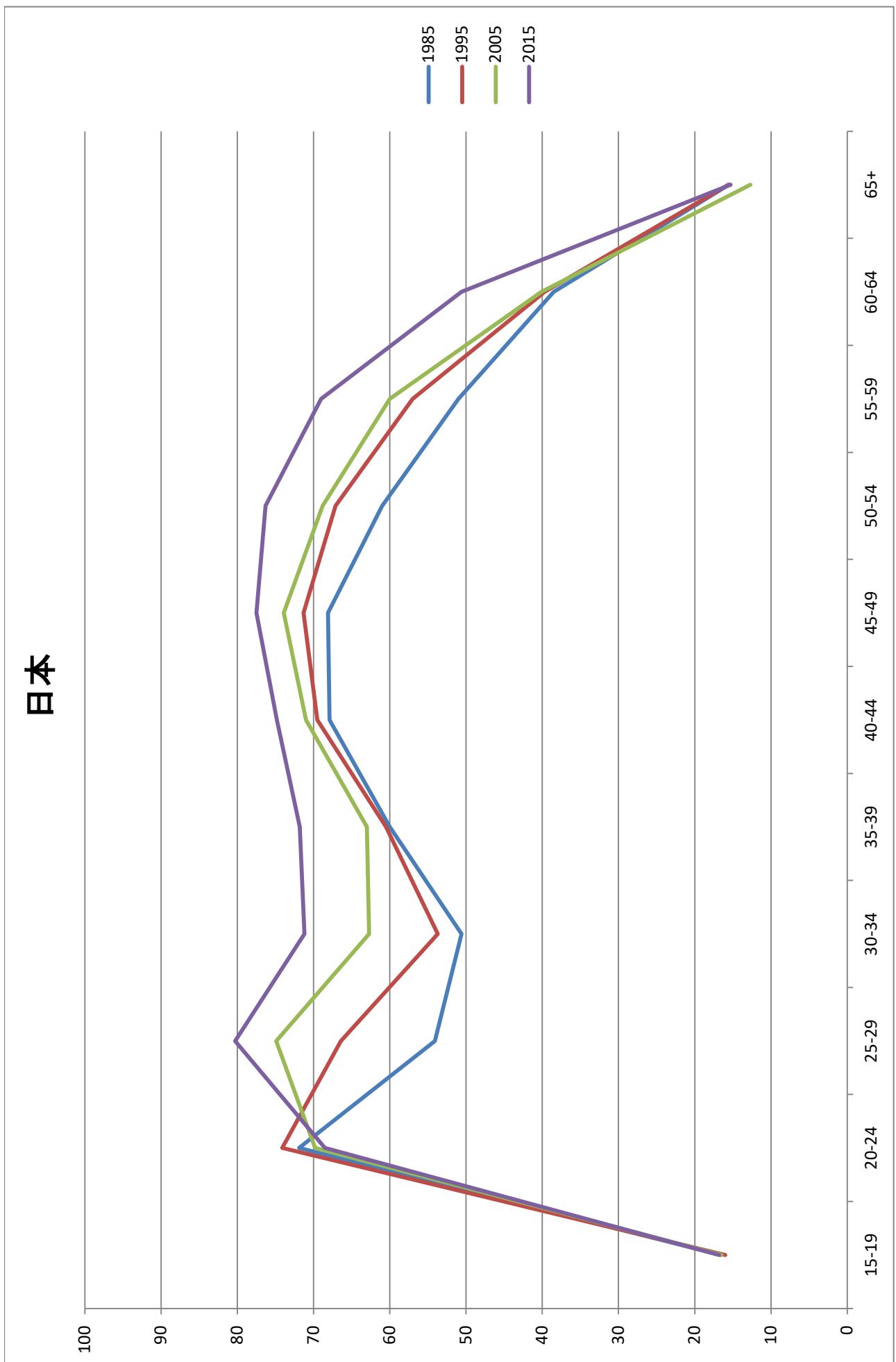






アメリカ





付表1

男女間賃金・勤続年数格差(2015年)

		賃金格差 ¹⁾ Wage Gap	勤続年数 Job Tenure		
			男 Male	女 Female	格差 Gap (男/male=100)
		(男/male=100)	(年/Year)	(年/Year)	(男/male=100)
日本	JPN	72.2	13.5	9.4	69.6
アメリカ	USA	81.1	4.3	4.0	93.0
イギリス	GBR	82.3	8.3	7.8	94.9
ドイツ	DEU	81.3	11.1	10.2	91.7
フランス ²⁾	FRA	84.5	11.3	11.5	101.5
スウェーデン	SWE	88.0	8.8	9.1	103.8

出典:労働政策研究・研修機構『データブック国際労働比較2017』第5-10表

資料出所 日本:厚生労働省(2016.2)「平成27年賃金構造基本統計調査」

アメリカ:U.S.Department of Labor(2016.3) *Labor Force Statistics from the CPS*,同(2016.9) *Employee Tenure in 2016*イギリス(賃金):ONS(2016.10) *Annual Survey of Hours and Earnings 2015, revised*ドイツ(賃金):連邦統計局(2016.10) *Statistisches Jahrbuch 2016*フランス(賃金):Eurostat(2016.10) *Gender pay gap in unadjusted form*スウェーデン(賃金):統計局(2016.6) *Salary structures, whole economy*欧州(勤続年数):OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2017年1月現在韓国:雇用労働部(<http://www.moei.go.kr/>) 2017年1月現在

(注) 1) 原則、産業別賃金額より算出。労働者の範囲は国により異なる場合がある。日本は一般労働者の1か月当たり所定内給与額。

2) フランスの賃金格差は2014年値。

付表2

フルタイム労働者の中位所得における男女賃金格差

		1990年	1995	2000	2005	2010	2011	2012	2013	(%) 2014
日本 ¹⁾	JPN	40.6	37.1	33.9	32.8	28.7	27.4	26.5	26.6	—
アメリカ	USA	28.5	24.6	23.1	19.0	18.8	17.8	19.1	17.9	17.5
イギリス	GBR	32.7	28.2	26.3	22.1	19.2	18.2	17.8	17.5	17.4
ドイツ	DEU	—	20.0	20.5	17.3	16.8	17.1	13.8	13.4	—
フランス ²⁾	FRA	—	14.6	14.6	14.4	14.1	14.0	13.7	—	—
スウェーデン ³⁾	SWE	19.1	18.8	15.5	14.4	14.3	15.9	15.1	—	—

出典：労働政策研究・研修機構『データブック国際労働比較2014』第5-11表および同『データブック国際労働比較2017』第5-11表

資料出所 OECD Database (<http://www.oecd.org/gender/data/employment/>) 2016年10月現在

(注) 男女の中位所得の差を男性中位所得で除した数値。

1) 正規従業員が10人以下の組織の雇用者及び公共部門、農業、林業、漁業、家庭サービス、海外大使館に従事する全ての雇用者を除く。

2) 見習い、インターン、訓練生、農業従事者、一般公務員を除く。□

3) 24～64歳の所得の無い自営業者を除く。

付表3

性別・年齢階級別テンポラリー労働者の割合(2015年)

(%)

	計 All	男 Male	女 Female	年齢階級(歳) Age group				
				15~24	25~54	55~64	65~	
日本	JPN	7.4	5.3	10.2	13.7	5.2	8.7	16.3
アメリカ ¹⁾	USA	4.2	4.2	4.2	8.1	3.5	3.3	6.5
イギリス	GBR	6.2	5.8	6.6	15.0	4.6	4.8	11.1
ドイツ	DEU	13.1	13.0	13.1	53.6	9.6	3.6	7.3
フランス	FRA	16.7	15.9	17.6	59.6	13.3	8.6	24.2
スウェーデン	SWE	17.2	15.5	18.8	55.9	12.3	7.1	41.1

出典:労働政策研究・研修機構『データブック国際労働比較2017』第3-10表

資料出所 日本:総務省統計局(2016.5)「労働力調査(基本集計)」

その他:OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) "Employment by permanency of the job" 2016年10月現在

(注) 1) 2005年値。

(注) テンポラリー労働者の定義は国により異なる。

日本 労働力調査。非農林業。一年以内の契約で雇われている者(臨時雇・日雇)を対象。2011年は岩手県、宮城県及び福島県を除く結果。2013年より調査票の変更あり。

アメリカ CPS Supplement on Contingent and Alternative Employment Arrangements (2月)による推計値。対象労働者の範囲は広範。雇用契約の継続が可能であるにもかかわらず自己都合により離職が見込まれる者を除き、雇用の継続が見込まれない全賃金・俸給労働者が対象。派遣労働者、契約労働者、また、特定企業の業務を1年以下の期間を定めて請負う自営業者及び独立請負人も含まれる。

上記2国以外 Eurostat: European Labour Force Survey による4月推計値。労使双方の合意により、特定日、役務の完成、あるいは代替要員による臨時の補充がなされていた被用者の復帰など客観的な条件により雇用期間が定められた労働者。期間の定めのある雇用契約の場合、終了条件が記載されるのが一般的。具体的には、臨時・季節雇用、派遣事業所を介した雇用、特定の訓練・養成契約に基づく労働者等が対象。

付表4

就業者に占める短時間労働者¹⁾の割合

(男性/Male)

		2000年	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015	(%)
日本 ²⁾³⁾	JPN	7.1	8.8	10.4	10.3	10.3	11.3	12.0	12.0	
アメリカ ⁴⁾	USA	7.7	7.8	8.8	9.0	8.7	8.8	8.5	8.4	
イギリス ⁶⁾	GBR	8.5	9.5	11.6	11.7	12.3	12.2	11.7	11.9	
ドイツ ⁶⁾	DEU	4.8	7.3	7.8	8.4	8.6	9.0	9.1	9.3	
フランス ⁶⁾	FRA	5.3	5.0	5.7	5.9	6.0	6.2	6.7	6.9	
スウェーデン ⁵⁾	SWE	7.3	8.5	10.1	10.1	10.3	10.6	10.5	10.6	

(女性/Female)

		2000年	2005	2010	2011	2012	2013	2014	2015	(%)
日本 ²⁾³⁾	JPN	29.0	31.7	33.9	34.8	34.5	36.2	37.2	36.9	
アメリカ ⁴⁾	USA	18.0	18.3	18.4	18.1	18.3	17.7	17.9	17.4	
イギリス ⁶⁾	GBR	40.7	38.5	39.3	39.3	39.4	38.7	38.1	37.7	
ドイツ ⁶⁾	DEU	33.9	38.8	38.2	38.3	38.0	38.1	37.5	37.4	
フランス ⁶⁾	FRA	24.3	22.6	22.5	22.3	22.6	22.5	22.5	22.3	
スウェーデン ⁵⁾	SWE	21.4	19.0	19.4	19.0	18.6	18.4	18.3	18.0	

出典:労働政策研究・研修機構『データブック国際労働比較2017』第3-7表

資料出所 OECD database (<http://stats.oecd.org/>) “Labour Force Statistics, Incidence of FTPT employment – common definition”2016年10月現在

- (注)
- 1) 短時間労働者の定義は、主たる仕事について通常の労働時間が週30時間未満の者。
 - 2) 2011年は、岩手県・宮城県・福島県を除く。
 - 3) 労働時間は通常の労働時間ではなく、実労働時間。
 - 4) 賃金・給与労働者のみを対象。通常の労働時間。
 - 5) 主たる仕事の通常の労働時間。
 - 6) 通常の労働時間(所定外労働時間、残業時間を含む)。

付表5

パートタイム(短時間)労働者の賃金水準

		Full-time=100	定義・対象・算出方法等
日本	JPN	58.0 (2016年) 57.1 (2015) 56.6 (2014)	産業計、常用労働者10人以上の民営事業所、一般労働者に対する短時間労働者の1時間当たり所定内給与額(平均)、残業を除く
イギリス	GBR	72.1 (2016p) 69.8 (2015r) 71.0 (2014r)	産業計・全職種(自営業を除く)の1%を対象とするサンプル調査、フルタイム労働者に対するパートタイム労働者の時間当たり平均賃金、残業を除く、pは暫定値、rは改訂値
ドイツ	DEU	72.1 (2014)	産業計(行政、防衛、義務的的社会保障分野は選択制)、企業規模10人以上、フルタイム労働者に対するパートタイム労働者の時間当たり平均賃金、残業を含む
フランス	FRA	86.6 (2014)	
スウェーデン	SWE	82.2 (2014)	

出典:労働政策研究・研修機構『データブック国際労働比較2017』第5-5表

資料出所 日本:厚生労働省(2017.2)「平成28年賃金構造基本統計調査」

イギリス:ONS (2016.10) *2016 Annual Survey of Hours and Earnings —Provisional Results*

欧州:Eurostat Database "Structure of earnings survey 2014" 2016年9月現在

(注) パートタイム(短時間)労働者の定義、調査対象、賃金水準の算出方法等は国によって異なるので、比較の際は注意を要する。

アメリカは、通常の労働時間が週当たり35時間以上の者をフルタイム、1~34時間の者をパートタイムと定義するBLS(2017.2)*Labor Force Statistics from the Current Population Survey*による「週当たり賃金」水準比較のみが公式統計となっている。「時間当たり賃金」を割り戻すための「週当たり労働時間」が公表されていないため、他国と比較することはできない。参考として、「週当たり賃金」は、フルタイム100に対し、パートタイム30.3(2016年、産業計、16歳以上、中央値)。

III. 研究成果の刊行・ 報告に関する一覧表

研究成果の刊行・報告に関する一覧表

論文発表

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年月
百瀬 優	遺族年金の性格と今後のあり方	週刊社会保障	No.2924	40~ 45 頁	2017 年 5 月
丸谷 浩介	社会保障としての求職者支援：イギリスにおける求職者支援と日本のへの示唆	労働調査	2017 年 1 月号	18~ 21 頁	2017 年 1 月
丸谷 浩介	遺族年金の性別条項と労働市場—イギリスの改正動向	週刊社会保障	No.2929	-	2017 年 6 月
渡邊 絹子	ヨーロッパの遺族年金について	年金と経済	35 卷 4 号	43~ 49 頁	2017 年 1 月
渡邊 絹子	ドイツにおける遺族年金の概要と理念	社会保障法	32 号	139~ 148 頁	2017 年 5 月

学会発表

発表者氏名	発表タイトル名	発表学会名	発表年月
丸谷 浩介	イギリスにおける遺族年金の廃止	社会法研究会	2016 年 9 月
丸谷 浩介	遺族年金の性別条項と労働市場—イギリスの展開	社会法判例研究会	2017 年 4 月
渡邊 絹子	ドイツにおける遺族年金の概要と理念	日本社会保障法学会 第 70 回春季大会	2016 年 10 月